

(令和元年意匠法改正を契機とする、)

意匠に関する裁判例の “論点別”網羅的整理

(令和2年4月1日施行・新法対応)

条文番号に「新・」と付記されているものは、
令和元年新法で内容が変更された条文

2021年8月00日

弁理士会関東会・研修
中村合同特許法律事務所
弁護士・弁理士・
米国CAL州弁護士
高石秀樹



自己紹介(著作、SNS発信)



[Twitter@CAL000000](https://twitter.com/CAL000000)



中村合同特許法律事務所
弁護士・弁理士・米国California州弁護士・
米国Patent Agent試験合格、高石秀樹
Tel : 03-3211-3437(直通)、
個人HP : <https://www.takaishihideki.com>
E-mail : h_takaishi@nakapat.gr.jp

目次

1. 概論	1頁
2. 意匠の類否、創作容易性	15頁
2-1. 物品の類似 (by「取引者・需要者」)	20頁
2-2. 意匠の類似 (by「取引者・需要者」)	23頁
①新規性 (意匠法3条1項3号)	24頁
②侵害論 (意匠法24条)	63頁
2-3. 創作容易性 (by「当業者」)	89頁
3. 意匠権の行使 (「利用」関係、その他)	119頁
4. 関連意匠	137頁
5. 部分意匠	149頁
6. 画像の意匠	163頁
7. 建築物の意匠 (令和元年改正法)	185頁
8. 内装の意匠 (令和元年改正法)	193頁
9. 分割出願	205頁
10. 変更出願 (特許⇒意匠)	209頁
11. 意匠権と特許権による二重の保護	219頁
12. 意匠権と商標権による二重の保護	233頁
13. 新規性喪失の例外	237頁
14. 先使用権	245頁
15. 諸外国の意匠実務、条約	251頁
16. その他	261頁
<付録> 裁判例に見る「美感」の言い回し	279頁

1. 概論

※意匠権の登録要件

- ①工業利用可能性(意匠法3条1項柱書)
- ②新規性(意匠法3条1項)
 - (i)「物品」が非「類似」
 - (ii)「意匠」(=物品+形状等)が非「類似」
- ③創作非容易性(新・意匠法3条2項) ※刊行物も含まれた
- ④先願意匠と非「類似」(意匠法9条1項)
- ⑤物品の機能に不可欠な形状、画像の用途に不可欠な表示のみではない(意匠法5条3項)

※最高裁判決～
by「一般需要者」

※審査基準～
by「(取引者を
含む)需要者」

※意匠権侵害の要件(意匠法23条)

- (i)「物品」が同一又は「類似」
- (ii)「意匠」(=物品+形状等)が同一又は「類似」

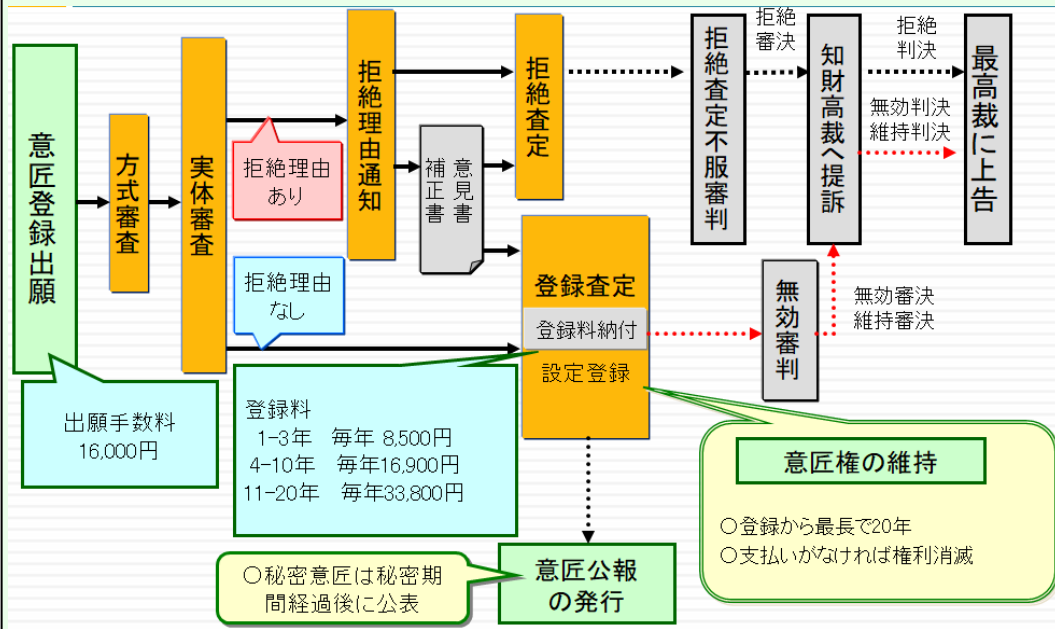
意匠法24条2項
～by「(取引者を
含む)需要者」

★新規性の「類似」と侵害の「類似」は、基本的に同じ!!

※意匠権の存続期間(新・意匠法21条)

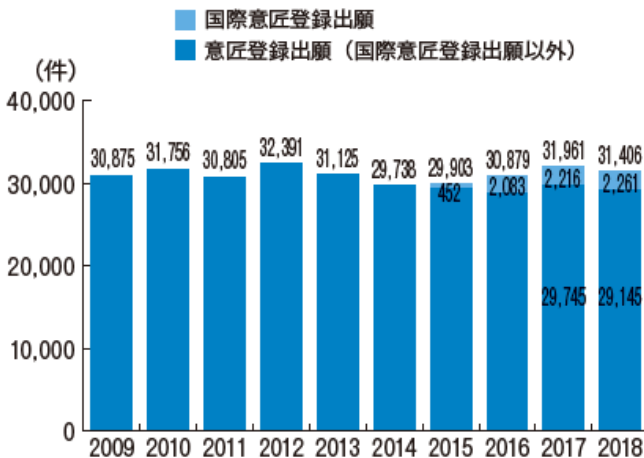
- ・登録日から20年(令和2年3月末日以前の出願)
 - ・出願日から25年(令和2年4月1日以降の出願)
- ⇒関連意匠の存続期間は、基礎意匠と同じ。

1. 概論

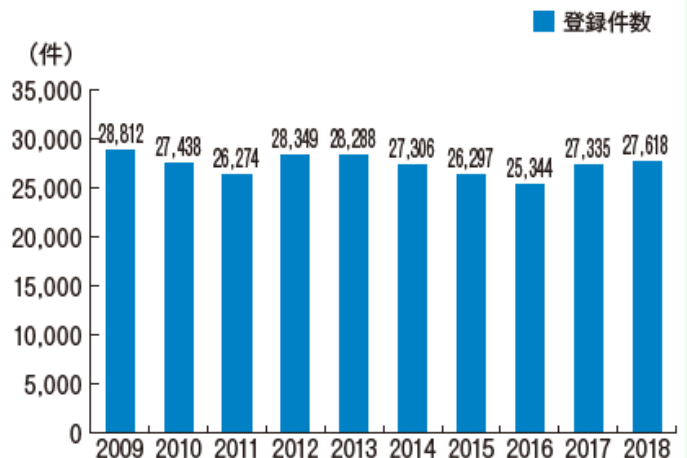


(出典): 理工系学生向けの知的財産権制度講座のための講義用資料(特許庁)

1-1-50図 意匠登録出願件数の推移



1-1-52図 意匠登録件数の推移



(出典): 特許庁行政年次報告書2019年版

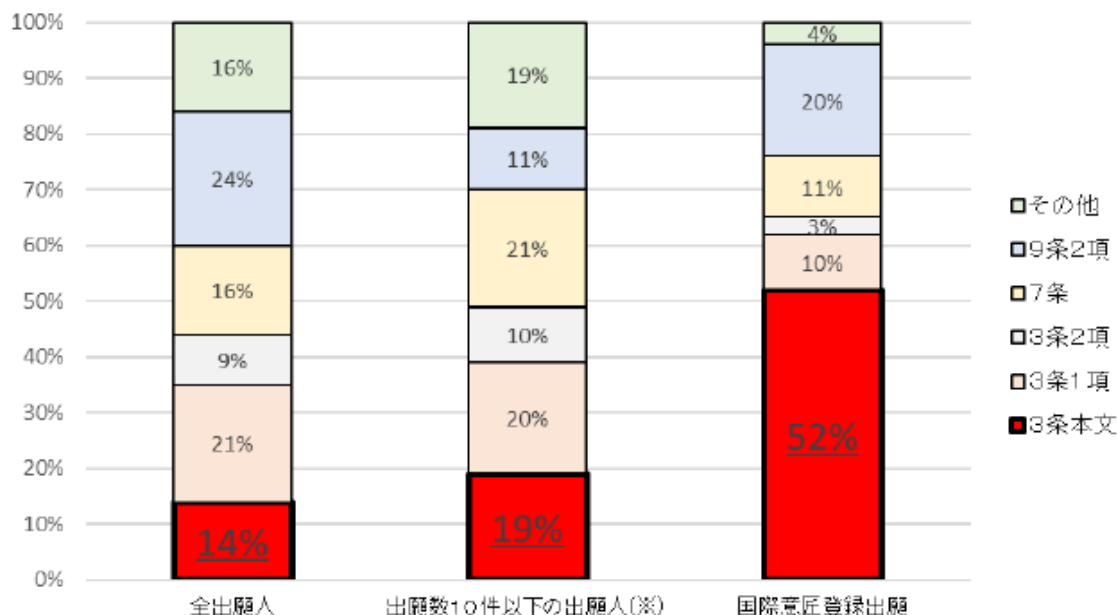
出願から最初の拒絶理由通知まで、約6ヵ月
出願後、約8ヵ月で意匠登録公報発行

公開制度なし⇒拒絶されると意匠の内容は非公開
最終的な登録率は、約90%

(参考: 特許は約75%、商標は約65%)⁴

1. 概論

(参考5) 2017年度の拒絶理由通知内訳



※共同出願を含む出願件数が1997～2017年度で計10件以下の出願人
(2017年度に拒絶理由通知を発送した筆頭出願人が対象)

■ 3条本文：意匠の定義への該当性・意匠が具体的であること・工業上の利用可能性等
■ 3条1項：新規性、■ 3条2項：創作非容易性、■ 7条：一意匠一出願・物品の区分、
■ 9条2項：先願（同日出願）、■ 17条：その他

(出典)「創作の実態を踏まえた意匠の適切な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂について」(案)(特許庁)

拒絶理由通知のうち、

約40%は、「類似」(新規性、先願)

約10%が、「創作容易性」

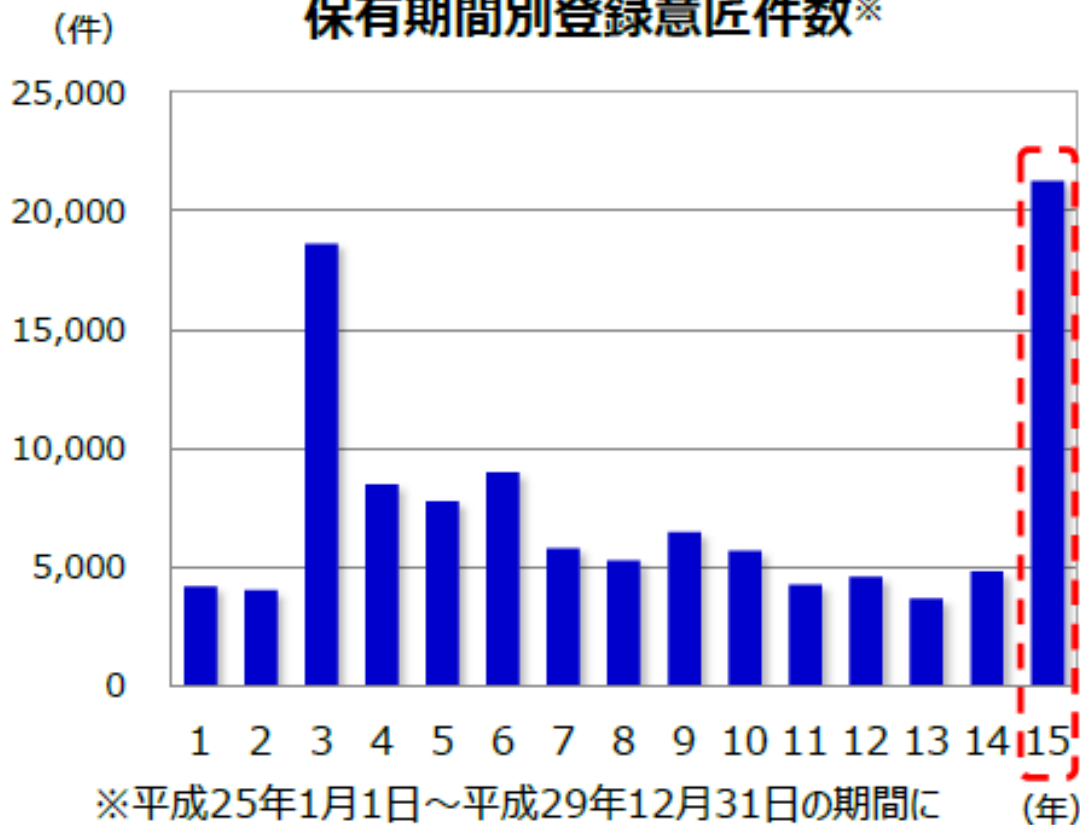
⇒令和元年改正で厳格化された。

約16%が、「一意匠一出願」違反

⇒令和元年改正で緩和された。⁵

1. 概論

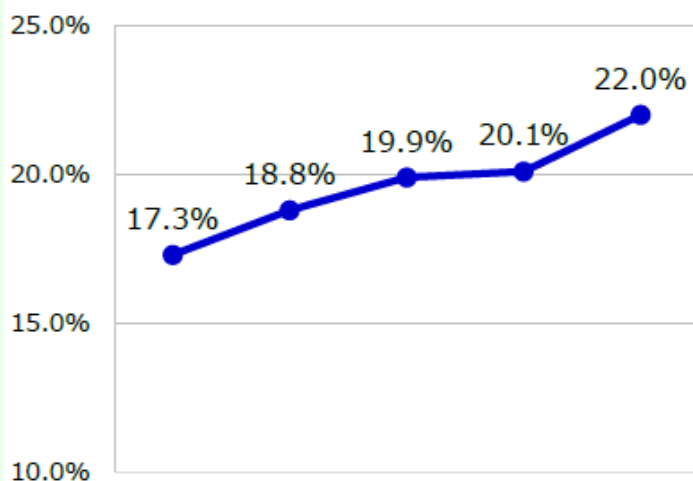
保有期間別登録意匠件数※



※平成25年1月1日～平成29年12月31日の期間に権利が消滅した登録意匠の保有期間

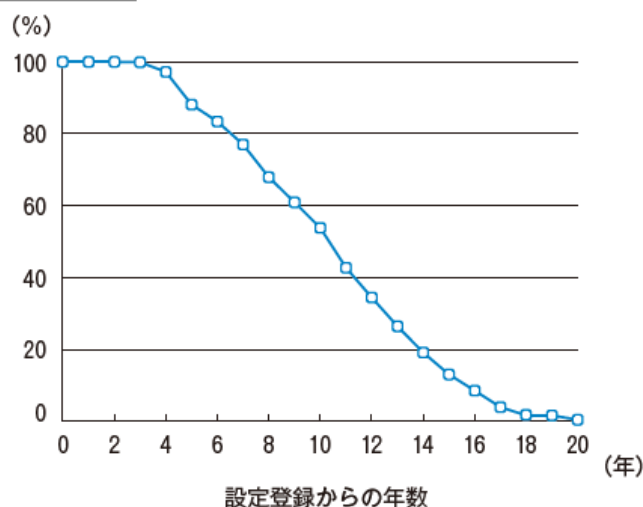
(出典)特許庁
「意匠制度の
見直しの検討
課題」
(平成30年8月)

意匠権の15年目現存率の推移



平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年

1-1-7図 特許権の現存率



(備考)・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
・2018年末現在の数字である。

(資料) 統計・資料編 第2章 19. (2)

平成18年に意匠権の存続期間が15年から20年に延長されたが、延長の対象は平成19年4月1日以降の意匠登録出願に限定されるため、平成30年時点での意匠権の存続期間は最長でも15年となる。

1. 概論

意匠公報～【意匠に係る物品の説明】+【意匠の説明】+【図面】

⇒【意匠の説明】における記載は、意匠の「美感」に影響し、類否判断に影響を及ぼす!!

⇒意匠は図面(画像を含む)により特定することが原則であり、【意匠の説明】の記載により意匠権の類似範囲が限定され得ることから、「色彩」以外は、【意匠の説明】を記載しない戦略も有り得る。

①「物品の全部または一部が透明である」ときは、その旨を願書に記載する必要あり(意匠法6条7項)

②(意匠公報に物品サンプルを掲載しているが、)意匠が(物品の形状のみであり)色彩を含まないと願書に記載しておく、形状が類似であり、色彩が異なる被告製品に対して権利行使しやすくなる。

ex.平成20年(ネ)10088「顕微鏡」事件<135頁>

③新規性判断時にも、「色彩等」を本件願書で開示してあると、公知意匠との差別化に寄与する。

ex.平成16年(行ケ)60「テーブル用脚」事件<46頁>

1. 概論

※「意匠」の定義（新・意匠法2条1項）

「この法律で『意匠』とは、**物品**（物品の部分を含む…。）の**形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合**…（以下「形状等」という。）、**建築物**（…）の形状等又は**画像**…であつて、**視覚**を通じて**美感**を起こさせるものをいう。」⇒「**物品**」「**建築物**」「**画像**」

＜従来型の「物品」意匠における、4要件＞

①**物品性** ～ 独立して取引対象となるもの

②**形状性** ～ 文字・標識は専ら情報伝達のために使用されるもの以外、形状性○
（**【形状】**、**【形状＋模様】**、**【形状＋色彩】**、**【形状＋模様＋色彩】**）＜**画像は別**＞



※昭和53年（行ケ）第30号＜文字の形状性否定⇒文字は相違点とならなかった。＞

③**視覚性** ～ 肉眼で認識できないものは（取引時に拡大観察されるもの以外は、）視覚性×
外部から認識できない物品の内部構造の意匠も×

④**美感性** ～ 専ら技術的要請に基づく意匠は×⁸

1. 概論

※関連意匠(新・意匠法10条1項)

本意匠の出願から10年間、同一出願人であれば、9条1項にかかわらず、本意匠または関連意匠と類似する意匠について、意匠登録できる。

⇒**関連意匠は、独自の意匠権が認められる。**

⇒本意匠と“類似の類似”で、非類似の意匠までカバーする意匠権の“群”を事後的に構築できる。

⇒**関連意匠にのみ類似する意匠もOK!!**(新・4項)

⇒本意匠と非類似と判断された場合は、別個の本意匠としての出願に切り替えOK。類似範囲を確認する手段としても活用できる。



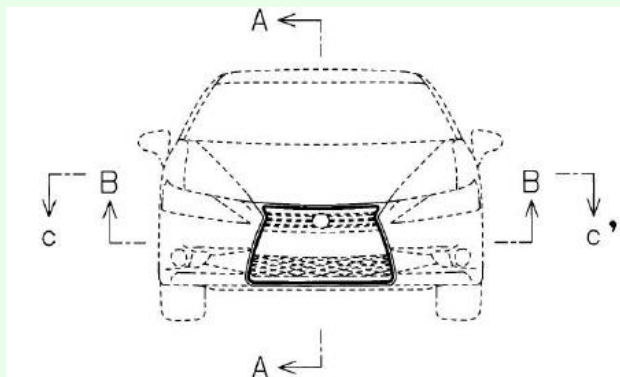
(出典)左上から順に、
意匠登録

第1118554号
第1119071号
第1119072号
第1119073号
第1119074号
第1119075号
第1119076号

1. 概論

※部分意匠（新・意匠法2条1項）**組物の部分意匠もOK**

独立して取引対象でない、
物品・建築物・画像の部分
の意匠。⇒実線で示すが、
破線も、部分意匠の位置



と大きさを示す。⇒破線が、類否判断に影響する!!

※画像の意匠（物品に記録・表示される必要なし）

（新・意匠法2条1項）

「・・・画像（**機器の操作の用に供されるもの**。又は
**機器がその機能を発揮した結果として表示される
もの**）に限り、画像の部分を含む。・・・」

※物品に記録・表示されている必要が無くなった!!

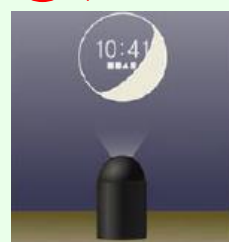
⇒クラウドに保存され、配信される画像もOK

⇒道路に投影された画像等もOK

①操作画像



②表示画像

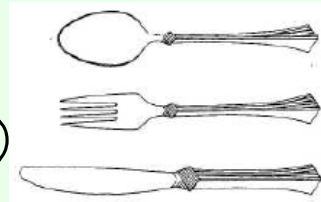


1. 概論

※組物の意匠(意匠法8条) **※組物の部分意匠もOK**

⇒「組物全体として統一があるとき」

(組物の意匠は、殆ど使われていない)



※動的意匠(意匠法6条4項)

⇒「形状、模様又は色彩が機能に基づいて変化」

※補正(審査・審判・再審中のみ)(意匠法60条の24)

⇒誤記や不明瞭な記載の訂正・補充のみ!!

⇒補正却下決定に対する4通りの対応方針

①審判請求(意匠法47条) ※少ない～年5件程度

②補正後の意匠についての新出願～補正却下の
謄本送達から3か月以内(意匠法17条の3第1項)

③手続補正書を再提出する

④応答しない

※「方式補正」の指示があったときは要注意!!

⇒方式補正は、却下されると出願自体が×

⇒特に、外内出願等で優先権主張が絡むときは、
最高レベルの注意を要する!!

1. 概論

※秘密意匠(意匠法14条)

⇒設定登録日から3年以内の期間、図面・写真等を秘密にすることを請求できる。(※権利行使に制限あり)

※分割出願(意匠法10条の2)

⇒「一意匠一出願」の原則により、意匠出願中に複数の「意匠」が含まれることはあまりない。

・1個の意匠を構成する物の一部を分割出願×
(ex. 額縁のうち一边の枠材のみを分割出願×)

東京高判平成元年4月27日判時1324号135頁〔額縁事件〕

・参考図に含まれる意匠に基づく分割出願×

知財高判平成18年8月24日判時2002号137頁〔ピアノ補助ペダル事件〕

※変更出願(意匠法13条、同13条の2)

⇒特許出願を意匠登録出願に変更できる。

⇒「一意匠一出願」の縛りが無く、特許出願中に複数の「意匠」が含まれることに障害がない。

⇒近時、“特許⇒意匠”の出願変更は増加しており新規事項追加の判断は緩やかである。

※諸外国の意匠実務⇒画像の取扱いが異なる¹²

1. 概論

※間接侵害(新・意匠法38条) ~特許法101条に概ね対応する

(1号)登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に「のみ」用いる物品等の製造・譲渡等

(2号)登録意匠と又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物品等であって、当該登録意匠又は類似意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、「その意匠が登録意匠又はこれに類似する」こと、及び、「その物品等がその意匠の実施に用いられる」ことを知りながら、製造・譲渡等する行為
(4号)(5号)は「建築物」、(7号)(8号)は「画像」

※新規性喪失の例外(意匠法4条) ~“1年間”

東京高判平成7年(行ケ)

第159号「端子盤」事件

「…現実に市場に投入してはじめて、その効果の判定ができる場合が少なくなく、その後、量産化に際して試作品に通常加えられる程度の範囲で

改変されたものを含めて、実施効果を測定した後に、必要に応じて意匠登録出願をすることも、…実務として広く行われている…。…新規性喪失の例外を設けた立法趣旨に照らせば、…単に物理的に形態が完全に一致するものだけではなく、形態において微差があっても、同条の立法趣旨に適した限度において、社会通念上、意匠の表現として同一の範囲と理解されるものをいう」⇒立法趣旨から、微差は許容されている!!



1. 概論

※一意匠一出願(新・意匠法7条)

⇒「物品の区分により」という制約が廃止された。

⇒物品自体が明確であれば、物品区分表と異なる「意匠に係る物品」の記載もOK。 ex)「青い短靴」

※審査基準で、「一意匠」と認められている例

【事例1】「容器付き固形のり」



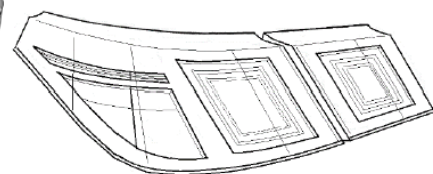
【事例2】「トランプ」



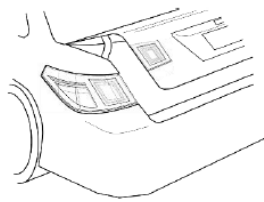
【事例3】「容器付きゼリー」



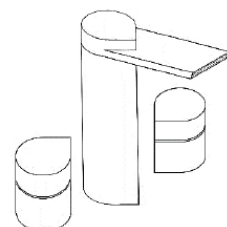
【事例4】「乗用自動車用尾灯」



【自動車に装着した状態を示す参考図】



【事例5】「湯水混合水栓」



平成28年(行ケ)10034「容器付き冷菓」事件⇒「一意匠一出願」○

※内装の意匠(新・意匠法8条の2)

※建築物の意匠(新・意匠法2条1項)

※法定通常実施権

①先使用权(意匠法29条)

②先の意匠登録出願が拒絶された場合(意匠法29条の2)

③先の意匠登録が期間満了後(意匠法31条)



2. 意匠の類否、創作容易性

扉ページ

2. 意匠の類否、創作容易性

扉ページ

2. 意匠の類否、創作容易性

最判昭和45年(行ツ)45「可撓伸縮ホース」事件

・**新規性の「類似」**(3条1項3号)は、「物品の意匠について**一般需要者**の立場からみた美感の類否を問題とする」

⇒**新規性**(3条1項)を理由に拒絶するためには、「意匠は物品と一体をなすものであるから、まず

①その意匠にかかる**物品が同一又は類似**であることを必要とし、更に、

②**意匠自体**(=物品+形状等)**においても同一又は類似**と認められるものでなければならない。

・**創作非容易性**(3条2項)は、「**物品の同一又は類似という制限をはずし**、社会的に広く知られたモチーフを基準として、**当業者**の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とする」

⇒創作容易性の判断では、「物品の類否」は一要素

2. 意匠の類否、創作容易性

※「ABCD」の有機的結合からなる登録意匠

⇒「ABC」の有機的結合からなる公知意匠あり

⇒類似の範囲は？（意匠法3条1項）

要部は、「D」 or 「ABCDの有機的結合」

⇒創作容易性は？（意匠法3条2項）

※「D」が周知・公知意匠であっても、「D」と「ABC」とを有機的に結合した意匠を創作することが容易でなければ、意匠登録OK

⇒その場合、要部が「D」とはなりにくくなり、「ABCDの有機的結合」が要部となり易い。

※「D」が公知意匠であることだけでは、「D」が要部に含まれないとまでは言えない!!

※意匠法3条1項1号の「類似」を判断するに際し公知意匠を参酌しないとした裁判例は、①知財高判17年（行ケ）10274「キャスター」事件、②知財高判平成19年（行ケ）10119「工芸用パンチ」事件の2件程度であり、裁判例の大多数は、意匠の類否判断に公知意匠を参酌している。

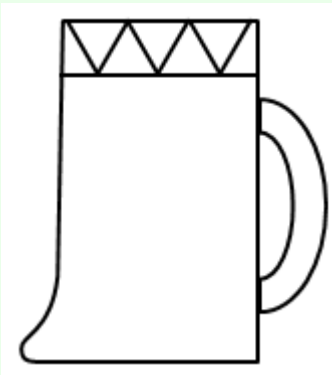
※東京高判平成13年（行ケ）279「敷居用レール材」事件
⇒引用意匠の出願日後の公知意匠を参酌すると、かえって、引用意匠を特徴づける形状であることが推認される。

2. 意匠の類否、創作容易性

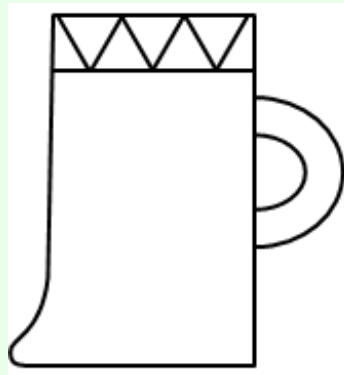
【被疑侵害者】創作容易と、被告製品非類似の緊張関係

登録意匠の「要部」は、公知意匠を参酌して認定される。
⇒創作容易を主張するために、登録意匠と被告製品とが非類似である部分に対応する登録意匠の形状を有する公知意匠を提出すると、当該形状が「要部」でなくなり、被告製品非類似の主張が弱くなる。(下掲・仮想事例参照)

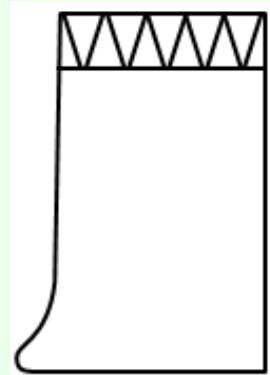
＜被告製品＞



＜登録意匠＞



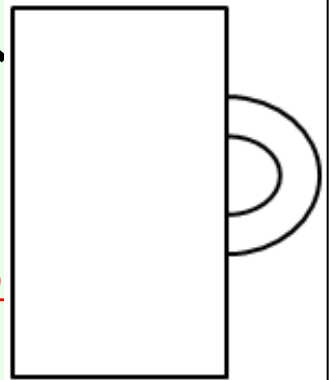
＜公知意匠①＞



⇒把手が「要部」であり、被告製品は非類似だが、…登録意匠の把手の形状が周知であることを示す

＜周知意匠②＞が提出されると…、＜周知意匠②＞把手の形状はありふれていると認定され、容器上部のジグザグ模様が「要部」となり被告製品が類似となる可能性がある。

⇒【TIP】登録意匠の創作容易を主張するために＜周知意匠②＞を提出すると、被告製品非類似の主張が弱くなる結果となり、藪蛇となるおそれがある!!

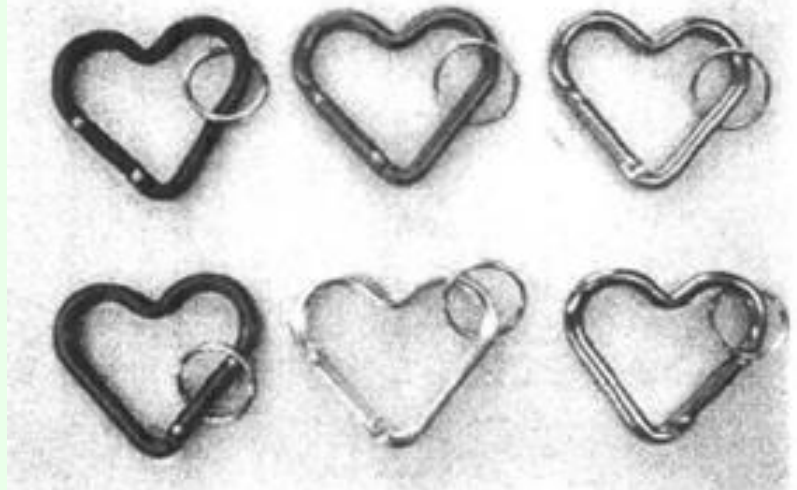
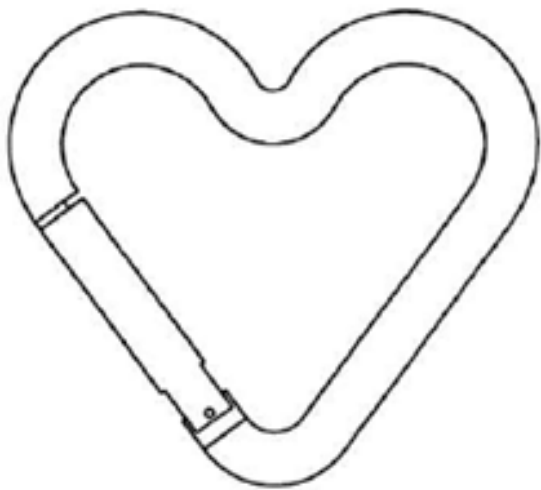


2-1. 物品の類似

知財高判平成17年(ネ)10079「カラビナ」事件

「物品を離れての意匠はあり得ない…。意匠権の効力が及ぶ『登録意匠に係る物品と類似の物品』とは、登録意匠又はこれに類似する意匠を物品に実施した場合に、当該物品の一般需要者において意匠権者が販売等をする物品と混同するおそれのある物品を指すものと解するのが相当である。」

(※可撓伸縮ホース最判を引用している。⇒新規性も同様!!)



意匠の物品(カラビナ) 被告製品(ハート形アクセサリ)

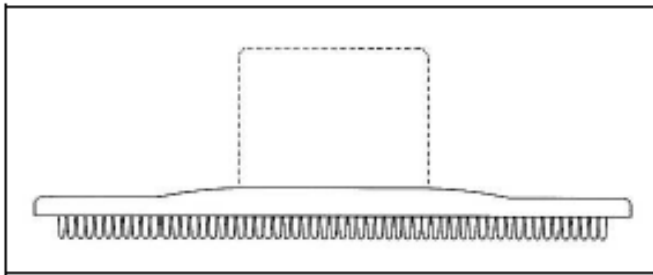
⇒登録意匠に係る物品は「カラビナ」(登山用具)、
被告製品は「ハート型アクセサリ」⇒**物品が非類似**

※「意匠に係る物品の説明」の欄に、「キーホルダー…等の装飾用」と記載されていたが、「意匠に係る物品の説明」は物品の理解を助けるものに過ぎず、物品の区分を左右しないと判断された。⇒物品の特定は細心の注意を!!

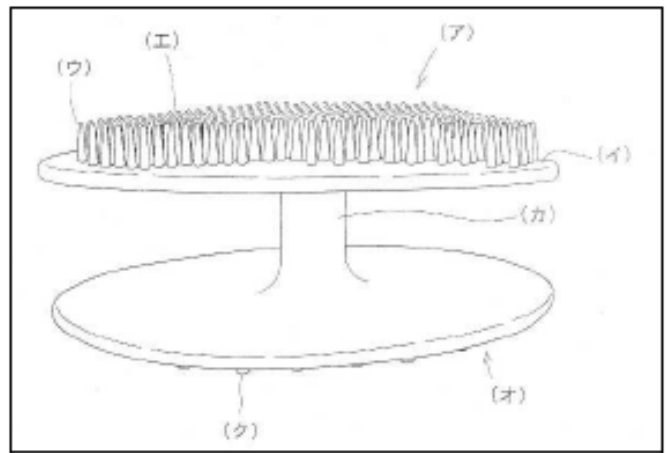
2-1. 物品の類似

大阪地判平成16年(ワ)6262「化粧用パフ」事件

「・・・『パフ』は、おしろいやファンデーション等を顔面等の皮膚に塗布するという本来の用途・機能のほか、洗顔用品としての用途・機能を有するものと認識されているということができ、対象製品（注：ブラシ）とその用途・機能が類似する」⇒物品は類似



意匠の物品（パフ）



被告製品（ブラシ）

⇒物品の類否は、用途・機能の類否で判断される

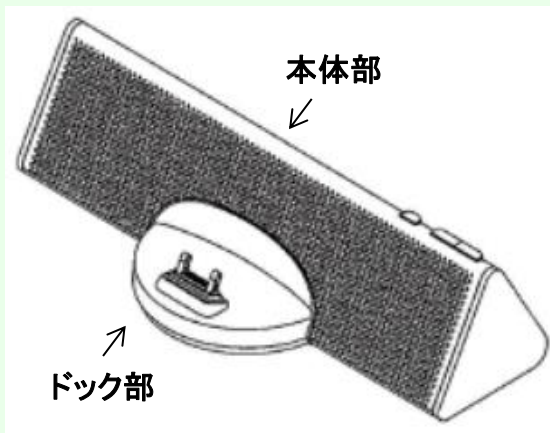
⇒「機能」が違っても、「用途」が同じであれば、物品類似と判断される傾向。

大阪高決S56.9.28無体裁集13巻2号630頁「薬品保管庫」事件、等同旨。

2-1. 物品の類似

東京地判平成18年(ワ)19650「増幅器・・・」事件

「本件物品は、増幅器及びスピーカーという、2つの機能を有する、いわゆる多機能物品であるところ、増幅器の機能において、原告製品と機能を共通にするものであり、両物品は類似する・・・。・・・特許庁発行のガイドライン(乙1)によれば、多機能物品に係る意匠登録出願については、「〇〇付き××」という物品名として当該出願をすることが求められており、そのような多機能物品が有する複数の機能の1つに着目して、対象となる製品との間で物品の類否を検討することは、1意匠1出願の原則と抵触するものではない(・・・)。」⇒物品は類似



意匠の物品(増幅器付スピーカー)



被告製品(増幅器)

⇒多機能物品において、一つの「機能」が共通した
(※「用途」も共通であった。)

2-2. 意匠の類似

「新規性」と「侵害」判断時の公知意匠の影響

※審査基準は、「先行意匠調査を前提とする差異点の評価」「出願された意匠と公知意匠との対比によって認定される各差異点における形状等が、他の先行意匠には見られない新規な形状等であって、創作的価値が高いと認められる場合、その形状等は、過去のものとは異なっているという強い印象を与え、強く注意を引くものである。各差異点における形状等が、他の先行意匠においてごく普通に見られるありふれた態様である場合は、その形状等は、強く注意を引くものとはなり得ない。ただし、ありふれた形状等や公然知られた形状等の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。」と説明している。

⇒新規性判断の場面においては、「公知意匠に見られない新規な形状等」が「強く注意を引く」として、非類似(新規性○)と判断される傾向にあり、意匠権者有利となる傾向にある。

⇒しかし、侵害判断の場面では、「公知意匠に見られない新規な形状等」が「強く注意を引く」として、非類似(非侵害)と判断される傾向にあるから、意匠権者不利となることがある。

※例えば、大阪地判平成29年(ワ)40178「アイマスク」事件意匠の要部となる「公知意匠に見られない新規な形状等」は僅かな相違で非類似となり易いから、幾つかの考えられるパターンで関連意匠を出願しておくべきである!!

2-2. 意匠の類似（新規性）

意匠の類否（新規性）判断の「判断主体」（審査基準）

「意匠の類否判断において、判断主体は、需要者（取引者を含む）（意匠法第24条第2項。同規定でいう『需要者』とは、取引者を含む概念であることから、ここでは『需要者（取引者を含む）』とする。）であり、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。」

⇒「登録意匠の範囲」の条文を引用している!!←

最判昭和45年（行ツ）45「可撓伸縮ホース」事件
⇒「一般需要者」としており、審査基準と異なる。

「意匠の類否判断の手法」（審査基準）

意匠審査において、類否判断は次の（1）～（5）の観点によって行われる。

（1）両意匠に係る物品の認定及び類否判断

（2）両意匠の形状等の認定

（3）形状等の共通点及び差異点の認定

（4）形状等の共通点及び差異点の個別評価

（5）総合的な類否判断

2-2. 意匠の類似（新規性）

「意匠の類否判断の手法」（審査基準）

（1）両意匠に係る物品の認定及び類否判断

用途（使用目的、使用状態等）及び**機能**の共通性があれば、「物品」の類似性が認められる。

（2）両意匠の形状等の認定

（i）**肉眼による観察**（※肉眼で認識できなくても、取引の際、拡大観察することが通常であればOK）

★知財高判平成17年（行ケ）10679は、拡大観察が通常であると認めなかった。
⇒拡大写真や拡大図をカタログ等に掲載し、その旨を【…説明】に記載すべし。

（ii）**通常用いられる観察方法**（※筆記具は背面も見るが、テレビは背面・底面を重視しない。）

（3）形状等の共通点及び差異点の認定

両意匠の、意匠に係る物品全体の形状等（基本的構成態様）及び各部の形状等における共通点及び差異点を認定する。

2-2. 意匠の類似（新規性）

「意匠の類否判断の手法」（審査基準）

（4）形状等の共通点及び差異点の個別評価

（i）対比観察した場合に注意を引く部分か否か

- ①その部分が意匠全体の中で占める割合の大小
- ②その部分が意匠に係る物品等の特性からみて視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分か
- ③意匠に係る物品の大小は、美感への影響小

（ii）先行意匠群との共通点・差異点の対比

先行意匠に見られる形状等は、注意を引く程度は小さいが、単純に除外することはしない。

公知ないしありふれた形状等の組合せによっては、その組合せの態様が、注意を引く場合もある。

（iii）機能的意味を持つ形状・材質に由来する形状

- ①機能確保に不可欠な形状のみは×（5条3号）
- ②物品の用途・機能との関係を踏まえて評価する
- ③材質から生じる模様・色彩は、美感への影響小

2-2. 意匠の類似（新規性）

（5）総合的な類否判断～「需要者（取引者を含む）」基準

意匠が類似するためには、原則として、意匠に係る物品全体の形状等（基本的構成態様）が共通することが必要。ただし、基本的構成態様がありふれた形状等であり、かつ、共通点が顕著である場合は、基本的構成態様における差異を超えて類似する。

「公知又は周知の形状等を寄せ集めた意匠」でも、組合せの態様が新規であって、基本的構成態様として新規である場合には、基本的構成態様が新規な形状等として評価される。

公知意匠群との関係において、最も特徴が大きく注意を引くものが類否判断に与える影響が大きい。

一般的に色彩は、形状及び模様よりも類否判断に与える影響が小さい。

公知意匠は日々累積されるので、公知意匠群との対比に基づく評価は常に同じではない。

2-2. 意匠の類似(新規性)

公知意匠との対比は、要部を考慮せず中立に行う

知財高判平成18年(行ケ)10460「管継手」事件

「意匠の形態の類否については、全体的観察を中心に、これに部分的観察を加えて、総合的な観察に基づき、両意匠が看者に対して異なる美感を与えるか否かによって類否を決するのが相当であるところ、この場合において、まずは、当該意匠の全体と公知意匠の全体とを対比して共通点及び差異点を抽出し、この共通点及び差異点を全体的及び部分的に観察し、これらを総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行うのが通常であり、かつ、合理性があるところである。そうであるならば、当該意匠の全体と公知意匠の全体とを対比して共通点及び差異点を抽出する段階では、要部となる部分と要部とならない部分を区別しないのは当然であって、抽出した共通点及び差異点の観察の段階において、初めて要部観察等の評価の問題となる」⇒**類似(新規性×)**

※本願意匠と引用意匠との認定・対比は、評価を交えずに客観的に(ニュートラルに)行う。

⇒要部の評価は、共通点・差異点を抽出した後に行う。

2-2. 意匠の類似（新規性）

意匠の「美感」～要部認定の5W1H

WHO【需要者～取引者、一般消費者】

HOW【角度、俯瞰OR詳細、使用態様】

WHEN【流通過程、最終製品】

WHERE【小売店、パーティ会場、etc.】

WHAT【公知意匠】

WHICH【実製品OR技術文献OR意匠公報】

【出願人】引用意匠の実製品に基づく新規性主張

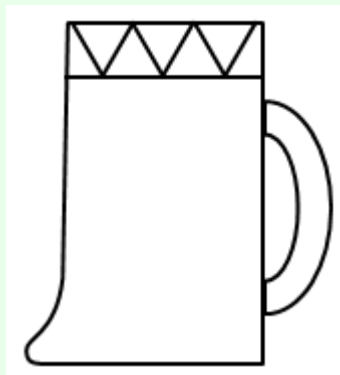
引用意匠が製品・商品であるときは、実製品を確認し、引用された雑誌の写真からは把握されない相違点があれば、意見書において主張する。

2-2. 意匠の類似(新規性)

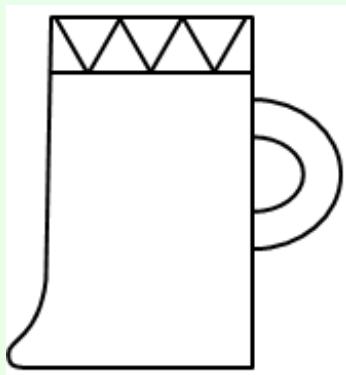
【出願人】公知意匠の積極提示による、新規性主張

登録意匠の「要部」は、公知意匠を参酌して認定される。
⇒「新規性」(引用意匠との非類似)を主張するために、
出願意匠と引用意匠とが類似である部分に対応する
出願意匠の形状を有する公知意匠を提出することで、
当該形状が「要部」でなくなり、「新規性」(引用意匠との
非類似)の主張が強くなる。(下掲・仮想事例参照)

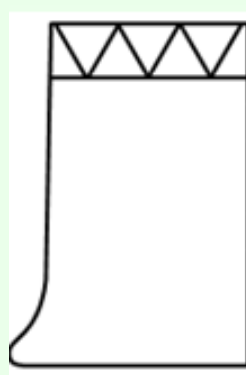
＜出願意匠＞



＜引用意匠＞



＜公知意匠＞



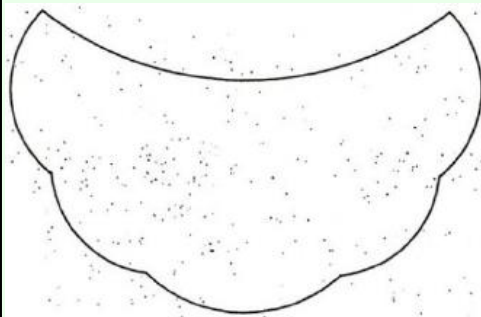
⇒容器上部のジグザグ模様が「要部」と判断されると、
出願意匠と引用意匠とは類似(新規性×)となり易い。
⇒出願人は、＜公知意匠＞を積極的に提出することで
容器上部のジグザグ模様がありふれていたと主張する
ことで、把手が「要部」であり、新規性○と主張できる。
⇒【TIP】出願人は、出願意匠と引用意匠との共通点を
当該共通点を有する公知意匠を提出することにより、
“希釈化”して、「要部」でないと主張することが可能!!

2-2. 意匠の類似(新規性)

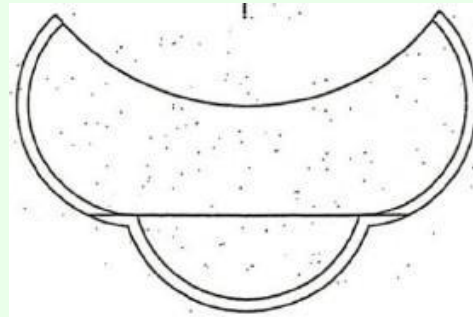
公知意匠の積極提示による、共通点の“希釈化”

東京高判平成11年(行ケ)116「汗取りパット」事件

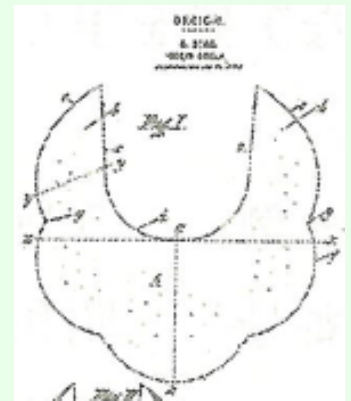
「甲第24号証によれば、1901年ころ発行の米国意匠登録公報には、小凸円弧状を左右対称に5個連ねて全体を大きな円弧状に形成したドレス・シールドのデザインが記載されていることが認められる…。…汗取りパッドにおいて複数の凸円弧状を左右対称に連ねて全体を大きな円弧状に形成したものは周知であった…。このような事情に鑑みると、両意匠の基本的構成態様の共通点が看者の注意を惹くところであるとしても、その共通点のみをもって類否判断を左右する支配的要素であると断定することはできず、両意匠の基本的構成態様及びこれに関する具体的な形状の共通点及び差異点並びにその他の差異点をも含めて総合的に対比し、類否判断をする必要があるというべきである。」⇒**非類似(新規性○)**



本願意匠(1090512)



引用意匠(911297)



公知意匠(甲24)

2-2. 意匠の類似(新規性)

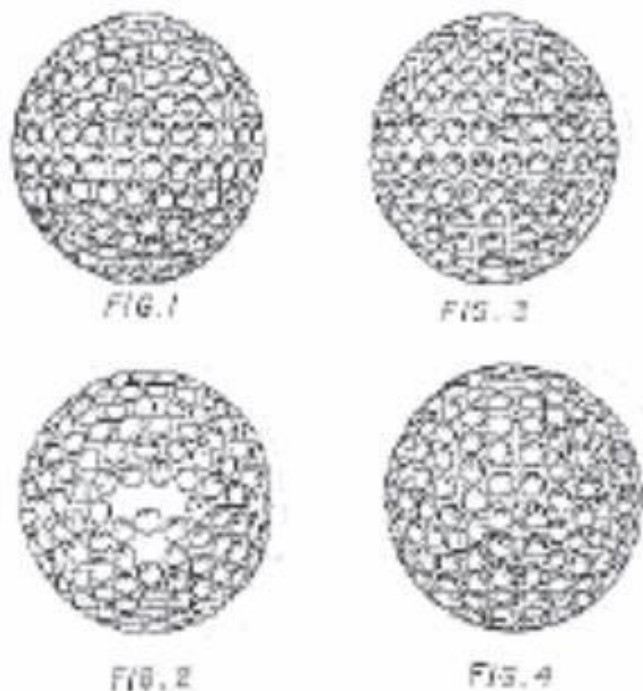
引用意匠が技術文献の代表図⇒公報全体が引用例

東京高判昭和63年(行ケ)130「ゴルフボール」事件

「デインプルの配列において、引用U・S・P・D・のFIG・2(正面図)と本願意匠の正面図との間には、明瞭な差異は認め難いけれども、引用U・S・P・D・のFIG・1(平面図)、FIG・3(底面図)及びFIG・4(右側面図)には中央に平滑な帯状部の存在が明瞭に認められる・・・デインプルの配列がやや疎に配列されている印象を看者に与えるのに対し、本願意匠・・・はデインプルの配列が・・・密に配列されている印象を看者に与えることが認められる。」⇒審決取消。その後、再度新規性×の審決。(確定)



本願意匠(意願S58-51982)



引用意匠(U.S.P.D.237983)

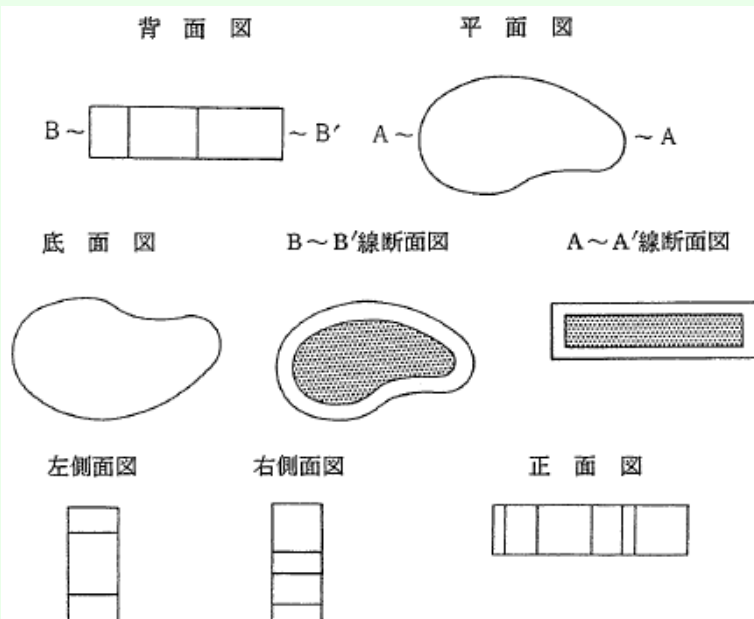
2-2. 意匠の類似(新規性)

引用意匠が文献中の1個⇒当該1個が引用例

東京高判昭和57年(行ケ)212「コロツケ」事件

「・・・審決は引用項目記載の意匠を公知意匠として引用して本願意匠の登録を拒絶すべきものとしたのであるから、その結論が維持されるためには、引用項目に本願意匠に類似する意匠が少なくとも一つ特定されるべく記載されていれば足り、引用項目記載の六個の意匠が全部本願意匠に類似することまでを要しない。・・・審決が引用意匠として認定するものは、右六個のいずれを選定して論述したものと解しても、その認定及び本願意匠との対比判断の当否を検討することが可能であり、・・・審決を違法ということはできず・・・」

⇒請求棄却(拒絶審決確定)



本願意匠



引用意匠

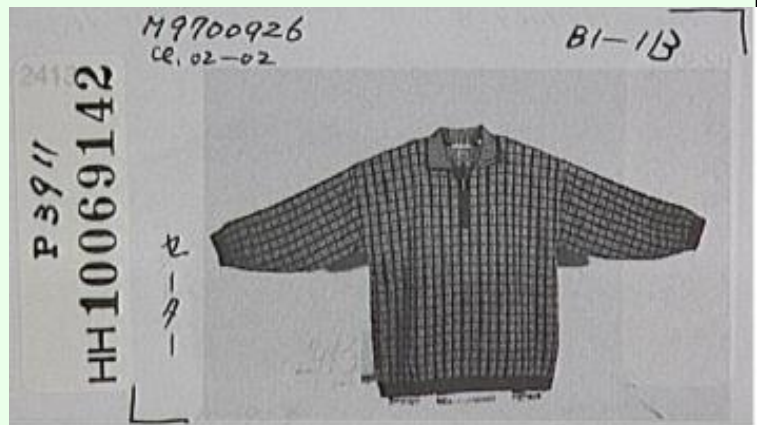
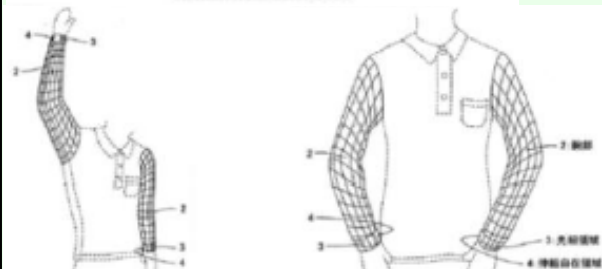
2-2. 意匠の類似(新規性)

「混同が生ずるおそれ」により類否判断した

知財高判平成18年(行ケ)10004「スポーツ用シャツ」事件

「公知意匠との対比において部分的な差異があっても、新たな創作的工夫により格別の美感を与える要素を付加するものといえなければ、全体より生ずる美感ないし意匠的效果の面において異なるところがないから、公知意匠の範囲内にあると解すべきである。そうすると、意匠の類否判断は、一般需要者の立場からみて、物品の美観、すなわち、当該意匠に、新たな創作的工夫により独自の美感を与える要素を付加するものがあるか否かの観点から、当該意匠と公知意匠について混同が生ずるおそれがあるといえるほどに似ているかどうかによって

決することになる。」⇒類似(新規性×)



本願意匠(【部分意匠】袖部のみ)

引用意匠

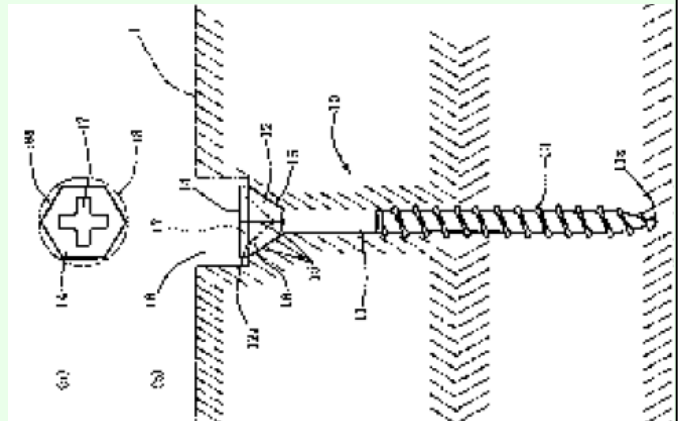
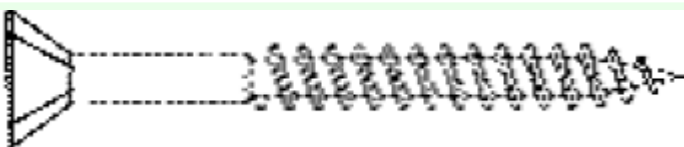
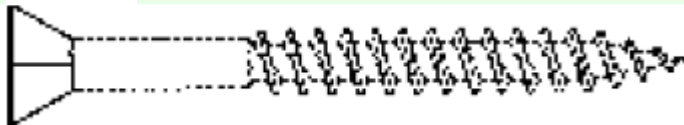
⇒本願意匠は、伸びると網目模様に変化することを意匠的に強調して「動きのある意匠」とすれば、結論は変わったか...

2-2. 意匠の類似(新規性)

<典型>相違点が周知であるから“影響小”とされた

知財高判平成19年(行ケ)10390「木ねじ」事件

「甲2(『JISハンドブック3 ねじ』)・・・甲3(『ALC建築の仕上げ集』)・・・によれば、ねじの頭部の上面に設けられる駆動穴としての平面視正形状穴と十字状穴は、いずれも本件登録意匠の出願前に周知の形状である・・・。そして、甲2・・・に『十字穴』『六角穴』『四角穴』の3種類の駆動穴が記載されていることから・・・、いずれの形状も、上面に駆動穴が設けられているねじの性質上極めてありふれた形状である・・・。・・・ねじの頭部全体の形状と駆動穴の形状とが組み合わされたことによって・・・引用意匠の当該部分とは異なる格別の美感が引き起こされたということはでき・・・ない。」⇒**類似(新規性×)**



本件意匠(1141607)

引用意匠(特開平10-37925)

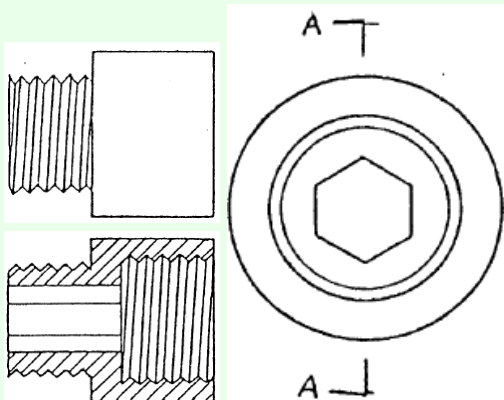
2-2. 意匠の類似(新規性)

引用意匠を引用刊行物中の図面から認定した事例

東京高判昭和59年(行ケ)6「蛇口接続金具」事件

「・・・引用意匠につき、本件のように刊行物の記載によつてその意匠を把握特定するに当たつては、図面のみならず、文章による表現を参照できる・・・。ドイツ工業規格書・・・は、物品の形態について全体の概要を把握できる程度に図示し、この図示された基本的形態に基づいて、付表等文章によつて各部の寸法等を明確に規格したものとして作成、提出されている・・・。」

⇒類似(新規性×)



DK 621.643.514 : 620.1 : 696.1 DEUTSCHE NORMEN Januar 1959

Wasser-Armaturen für Hausinstallation
Verlängerungen

DIN 3523

Water fittings for house installation, lengthenings

Maße in mm

Bohrung mit Innenmehrkant (max. 12-kant) passend für Sechskant-Schraubendreher nach DIN 911

Eine Hinterdrehung bis zum Außendurchmesser d_1 des Innengewindes ist zulässig.

Bezeichnung einer Verlängerung von Gewinde $d_1 = R \frac{1}{2}$ und Länge $l_1 = 20$ mm, Ausführung verdreht (cr)
Verlängerung $R \frac{1}{2} \times 20$ DIN 3523 - cr

Gewinde d_1		$R \frac{1}{2}$	$R \frac{1}{2}$	$R \frac{1}{2}$	$R 1$
d_1	l_1	10	11	12	14
15	12	11	11	11	11
20	17	12	13	14	16
25	22				
30	26,5				
35	31,5				
40	36	12	13	14	16
50	46				
65	60,5				
80	75,5	12	13	14	16
100	95				

Werkstoff: CuZn40Pb2 (Werkstoffnummer 2.0402) nach DIN 17450
Das Holzzeug zur Herstellung der Verlängerungen muß vor der Bearbeitung entspannt sein.

Ausführung (bei Bestellung angeben): roh
poliert (möglichst vermeiden)
cr (verdreht)

Gewinde: Whitworth-Rohrgewinde nach DIN 259
Toleranz für das Außengewinde: grob; jedoch oberes Abmaß nicht 0 sondern gleich dem unteren Abmaß für Innengewinde nach DIN 2599.
Auf dem Außengewinde ist eine Rändelung aufzubringen.

Kennzeichnung: Verlängerungen, die dieser Norm entsprechen, sind auf dem Umfang von d_1 mit dem Verbandszeichen [nach DIN 31], und zwar in Verbindung mit dem Herstellerzeichen, zu versehen. Durch diese Kennzeichnung übernimmt der Lieferer die Gewähr, daß die Verlängerung dieser Norm entspricht.

Erläuterungen Seite 2

Fachnormenausschuß Maschinenbau im Deutschen Normenausschuß (DNA)

Offizielles Verbot der Normblätter durch Beuth-Vertrieb GmbH, Berlin 30 und Köln

DIN 3523 Jan. 1959 Preistr. 2

本件意匠(428152)

引用刊行物(ドイツ工業規格DIN3523)

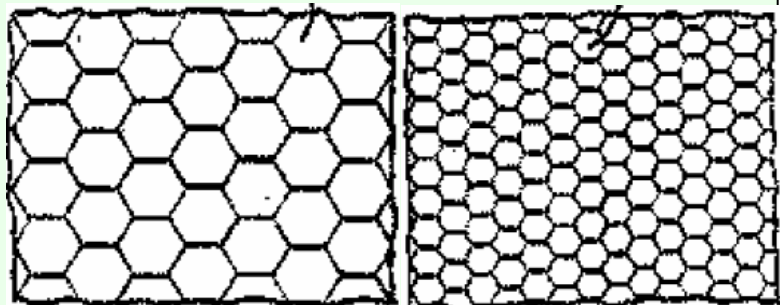
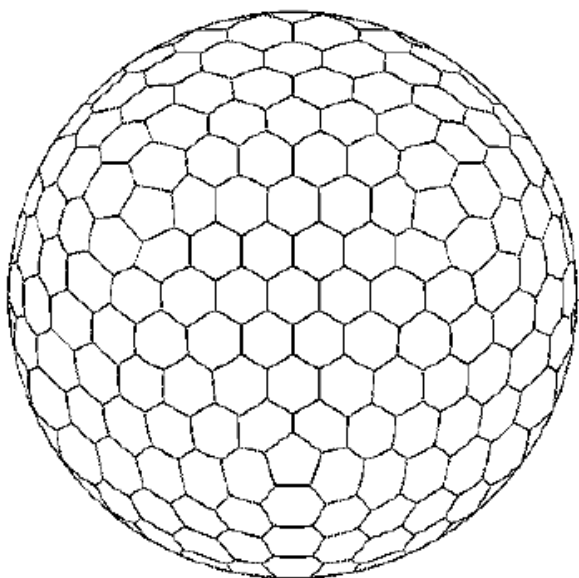
2-2. 意匠の類似(新規性)

技術的困難性があっても、類似と判断した事例

知財高判平成21年(行ケ)10208「ゴルフボール」事件

「本件意匠の五角形のディンプルは、総数362個…のうちのわずか12個を占めるにすぎず(3%強)、分散して配置され、…六角形のディンプルの大きさとの差もさほど顕著なものではないことに照らすと…埋没した目立たないものである…。」

同一の大きさの正六角形の小片を球面に貼りつけたときに、…小片の辺を共有するような貼り付け方を見出すことが必ずしも容易ではない…。…一部のディンプルの大きさや形状を調整することにより…最低限の変形や修正では対応できない等とは、必ずしもいうことができない。…意匠の類似・非類似は、刊行物に記載された意匠と、本願意匠とを対比して決するものである…。」⇒**類似(新規性×)**



引用意匠(米国特許4991852)

本件意匠(1300582)

⇒12個/362のディンプルは五角形

2-2. 意匠の類似(新規性)

公知意匠が無効審判請求人の著名標章の場合

知財高判平成19年(行ケ)10402「短靴」事件

本件意匠

【正面図】

【背面図】

【参考正面図のA-A線拡大参考端面図】



公知意匠 8



公知意匠 9



公知意匠 11



※公知意匠 8, 9 及び 11 は原告製品であった。

「・・・意匠の態様が、その製造販売者を表示する
いわばロゴマークに相当するものとして、需要者に
広く知られるに至ったような場合においては、当該物品
に関する限り、そのような意匠の態様は、広く知られて
いるからといって、看者の注意を引き難くなるものでは
なく、むしろ、広く知られているために、かえって、その
注意を引くものである・・・。」⇒類似(新規性×)

Cf. 平成20年(行ケ)10186「腕時計側」事件(本書288頁) 8

2-2. 意匠の類似(新規性)

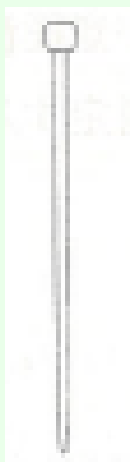
当業者が肉眼で識別認識できない⇒引用意匠適格×

東京高判平成元年(行ケ)82「編針」事件

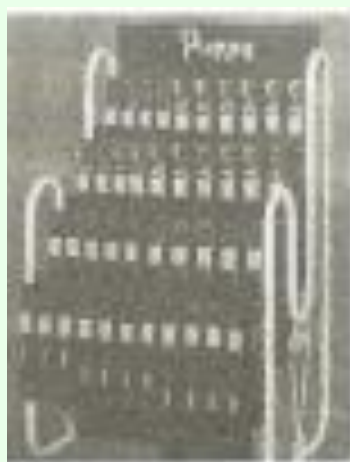
「引用意匠は・・・極めて小さいものであり・・・既成の知識を前提として当業者の立場から観察しても、肉眼で引用意匠から識別認識できることは、たかだか、『全体が、かなり細長い棒状のもので、先端部に先細りとし、後端部に径の大きな頭部を設けた態様』・・・にすぎない・・・。

・・・引用意匠からは、右のように類否判断の中心となるべき頭部についての構成態様を明確に把握することができないのであるから、引用意匠と本願意匠との類否につき、正確な対比判断をして本願意匠が意匠法三条一項三号に該当し意匠登録を受けることができない意匠であると断定することは不可能というほかない。」

**⇒引用意匠適格なし
(新規性○)**



本願意匠



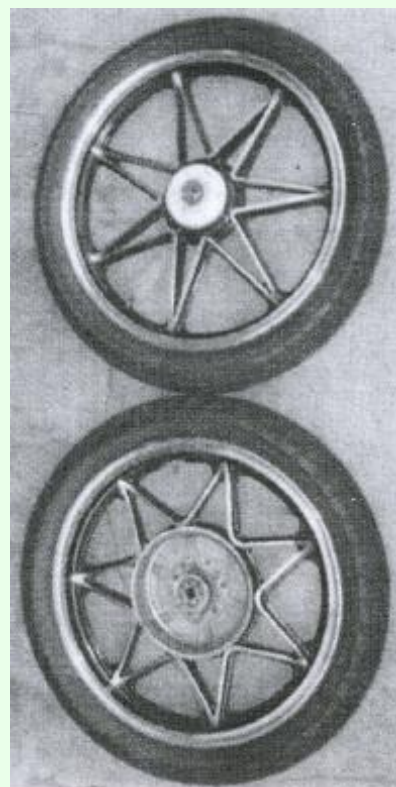
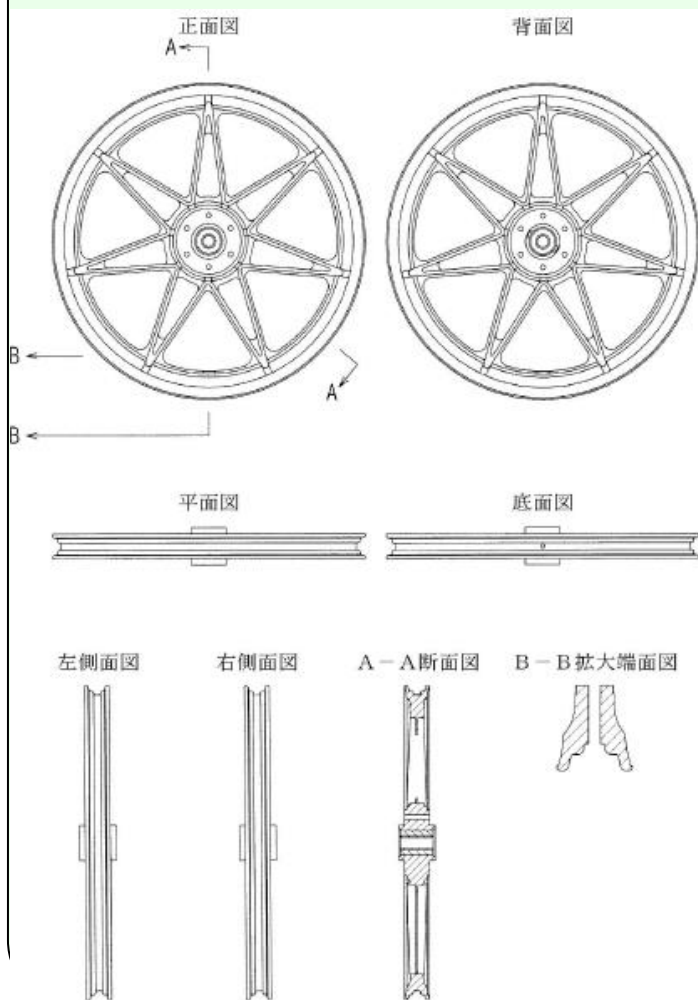
引用意匠

2-2. 意匠の類似(新規性)

非重要部分が一部視認できなくても、引用意匠適格○

無効2013-880020「自動二輪車用ホイール」＜審決＞

「『引用意匠の不明な具体的な態様も細部の態様であり、引用意匠を特徴づけるものであるとまではいえないから、原告の主張は採用できない。』と判示された・・・平成19年(行ケ)第10247号・・・も存在し、引用意匠について、その全ての具体的な態様を完全に開示していなければ、引用することができないというわけではない。」⇒引用意匠適格あり、類似(新規性×)



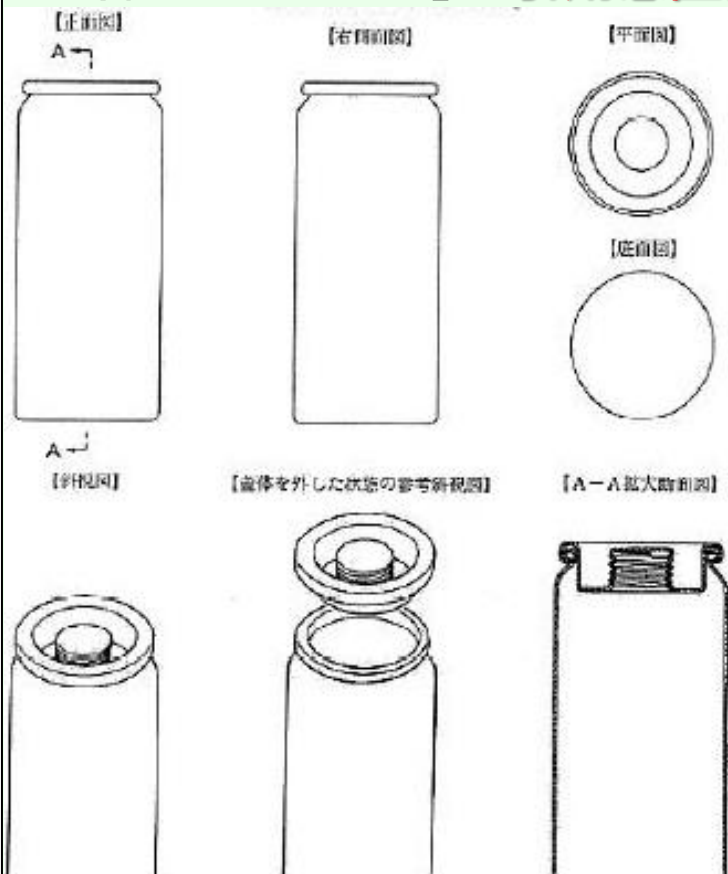
引用意匠(国内雑誌)

本件意匠(1381318)

2-2. 意匠の類似(新規性)

非重要部分が一部視認できなくても、引用意匠適格○
知財高判平成19年(行ケ)10247「包装用容器」事件

「原告は、引用意匠の場合は斜視の具体的な態様をはじめとして不明な点が多数あるため・・・対比ができ・・・ないと主張する。しかし、看者に対し、全体として、それぞれの基本的構成態様を共通にすると印象を強く与えるもので・・・あり、原告主張の引用意匠の不明な具体的な態様も細部の態様であり、引用意匠を特徴づけるものであるとまではいえないから、原告の上記主張は採用できない。」⇒**引用意匠適格あり、類似(新規性×)**



本願意匠



引用意匠(国内雑誌)

2-2. 意匠の類似(新規性)

非重要部分が一部視認できなくても、引用意匠適格○

東京高判平成13年(行ケ)271「長靴」事件

「両意匠とも、…正面甲部から胴部にかけて横長リブ数本による突起模様を設け、そのやや上から、踵補強片上端部に向かう波状のラインを配し…。これらの共通点は、両意匠の形態全体を見た場合に、その大部分を占めるものであって、…看者の注意を最も惹き、…支配的な要素となる…。

原告は、引用意匠は、斜視図のみをもって特定されるものであり、側面観察以外では、その形状が不明である旨主張する。確かに、引用意匠において、背面及び底面の態様において明らかでない部分はあるが、これらの点が、本件における本願意匠との類否の判断に当たってさほど重要な要素となり得ないことは前示のとおりであるから、上記のような明らかでない態様があるからといって、そのことのみから、引用意匠が、意匠法3条1項3号を適用する根拠としての適格性を欠くものとはいえない。」⇒**引用意匠適格あり、類似(新規性×)**



**本願意匠
(H10-10446)**



引用意匠(国内雑誌)

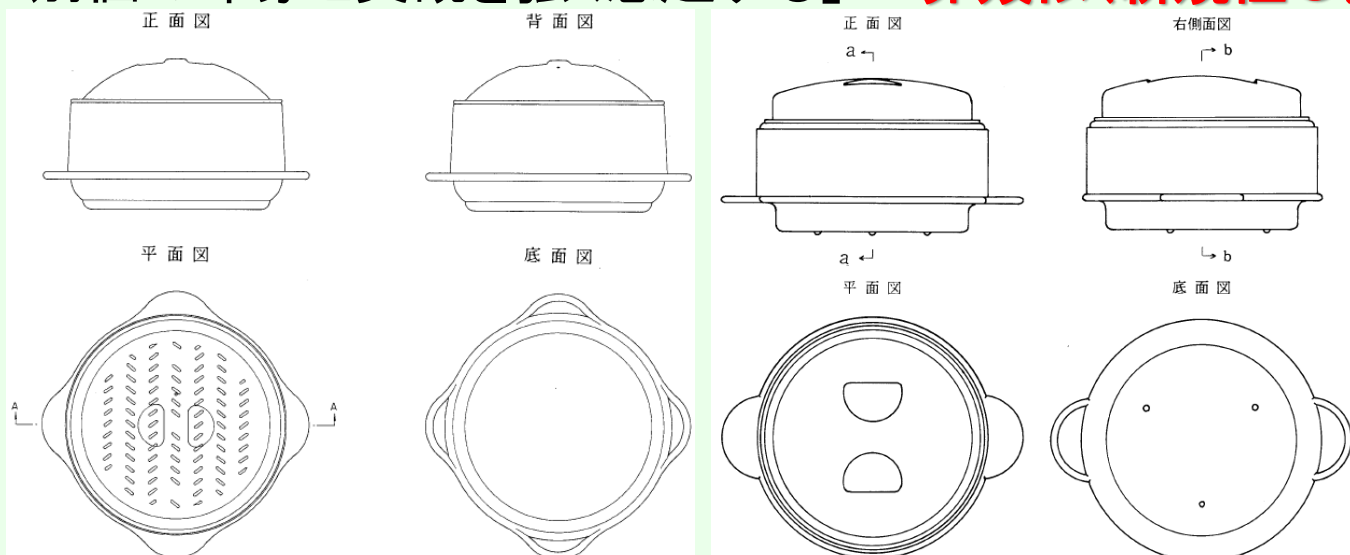
2-2. 意匠の類似(新規性)

透明の表示義務(意匠法6条7項)と引用意匠の認定

東京高判平成7年(行ケ)207「電子レンジ用蒸し器」事件

「引用意匠の意匠登録願において蓋体が透明である旨の記載はされておらず、蓋体が不透明であって内部の蒸気孔が見えない状態での図面を添付していたところ、…『開蓋状態を示す平面図』を手続補正書により提出し、その後、意匠登録が行われた…、引用意匠の蓋体は不透明なものとしてその意匠が設定登録された…。」

「本件意匠の蓋体の全体が透明のものであって、底板の蒸気孔の態様が観察できるのに対し、引用意匠の蓋体の全体が不透明である…から…両意匠全体において別個の印象と美観を強く惹起する」⇒**非類似(新規性○)**



本件登録意匠(875866)

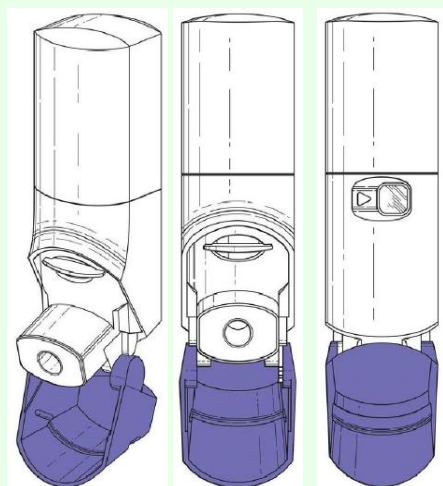
引用意匠(809757)

2-2. 意匠の類似(新規性)

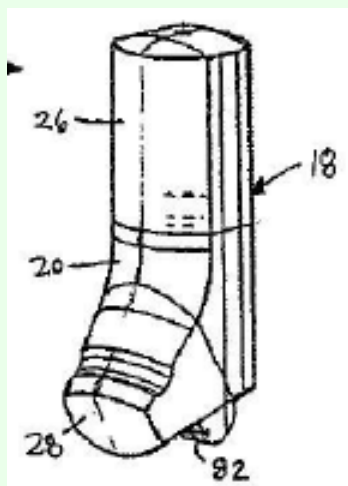
透明の表示義務(意匠法6条7項)と引用意匠の認定

知財高判平成28年(行ケ)10133「吸引器」事件

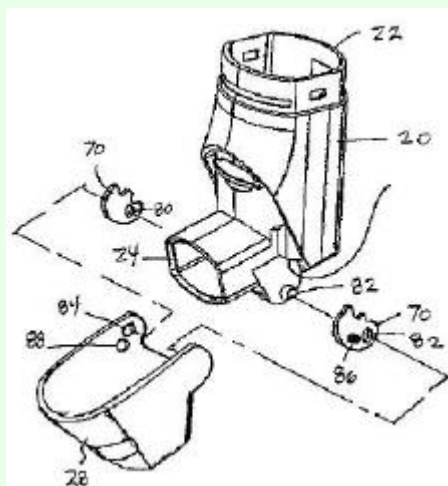
「引用意匠・・・吸入器の全体の形態は、本願意匠のように『へ』の字形状になっている吸入器の全体の形態とは大きく相違するから、それぞれのマウスピース部の端部の形状が有する印象は、本願意匠に係るそれとは相違するものである。・・・マウスピースカバー部分が透明で着色されていることと相まって、最も強く需要者の注意を惹く部分であり、本願意匠におけるこの点は、需要者である患者及び医療関係者の視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与える・・・。」⇒**非類似(新規性○)**



本願意匠



引用意匠(特開2007-289716)



(=意匠の説明に、カバーが透明であることが記載されている。)

2-2. 意匠の類似(新規性)

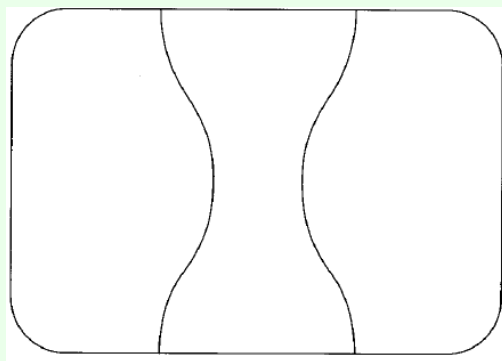
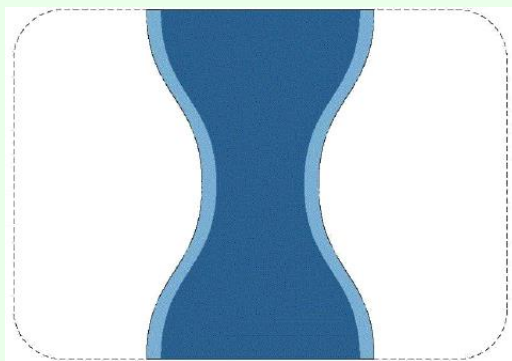
色分け模様が「美感上の差異」を生じさせた事例

知財高判平成21年(行ケ)10209「貼り薬」事件

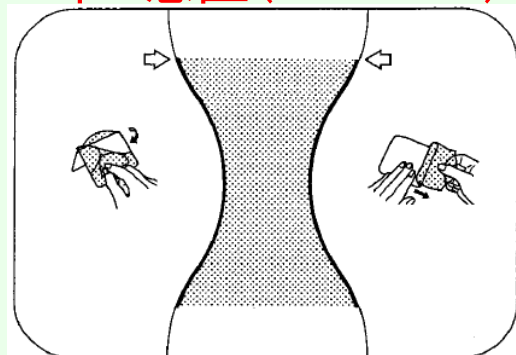
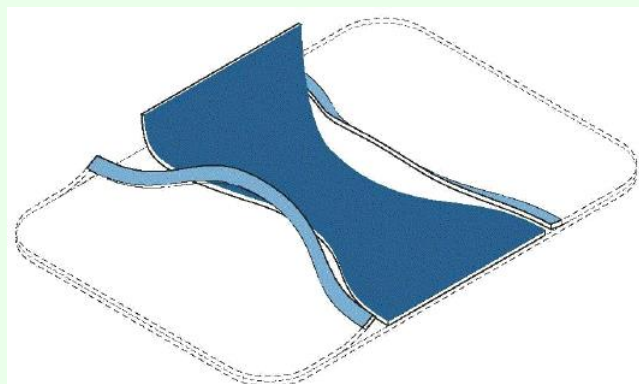
「本件登録意匠は・・・2色の色分け模様を構成しており、形状、模様及び色彩の結合から成る意匠である。

これに対して、引用意匠は形状の意匠である(・・・)・・・意匠効果が顕著に相違している別異の意匠である。

また、・・・顕著な2色の色分け模様が表された意匠と、そのような模様及び着色がなく透明な引用意匠とは・・・使用者に与える美感は全く違う」⇒非類似(新規性○)



甲1意匠(1189179)



本件意匠【部分意匠】(1322072)

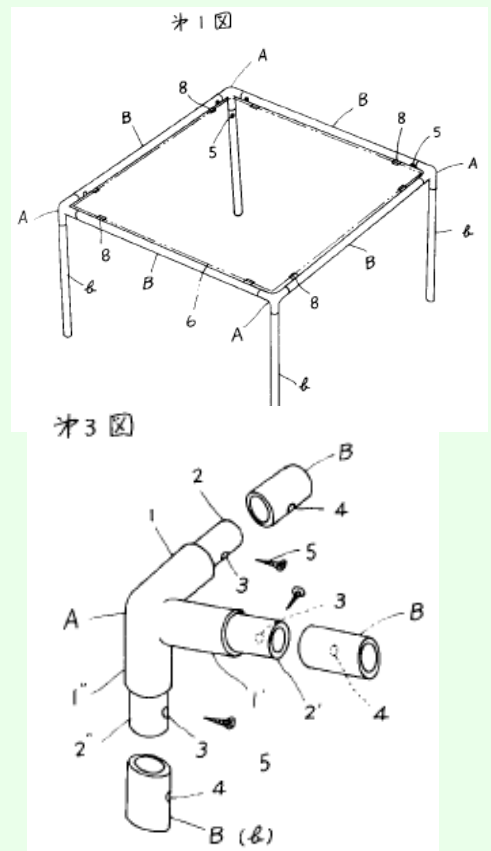
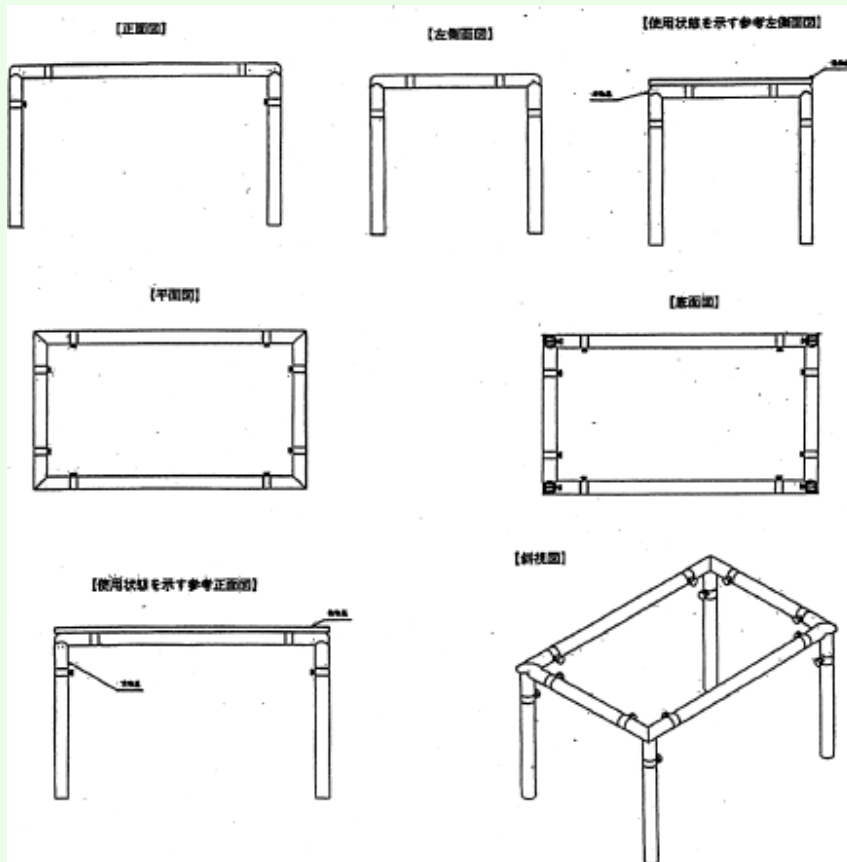
甲2意匠(1189189)

2-2. 意匠の類似(新規性)

願書の【意匠に係る物品の説明】・図面に「色彩」の開示無し⇒差異点でない

東京高判平成16年(行ケ)60「テーブル用脚」事件

「原告は、本願意匠では・・・異なる材質及び物品からなる二方継手の一部であるため、質感、色等も丸パイプとは全く異なり、看者の注意を惹くと主張する。しかしながら、・・・色彩等を本件願書及び・・・図面で開示していない以上・・・審決に・・・誤りはない」⇒類似(新規性×)



本願意匠

引用意匠(実開昭50-80567)

2-2. 意匠の類似(新規性)

本願意匠中の文字が「模様」と認められなかった事例

東京高判昭和53年(行ケ)30「包装用容器」事件

「元来は文字であつても模様化が進み言語の伝達手段としての文字本来の機能を失なつていているとみられるものは、模様としてその創作性を認める余地がある・・・。

しかし、本件意匠における前記部分についてみるに、CUPおよびNOODLEは、ローマ字を続むための普通の配列方法で配列されており、カップ入りのヌードル(麺の一種)をあらわす商品名をあたかも商標のように表示して、これを看る者をしてそのように読み取らせるものであり、かつ読み取ることは十分可能とみられるから、いまだローマ字が模様に変化して文字本来の機能を失つているとはいえない。」⇒**審決取消**



左側面図



拡大正面中央縦断面図



右側面図



本願意匠(359633)

2-2. 意匠の類似(新規性)

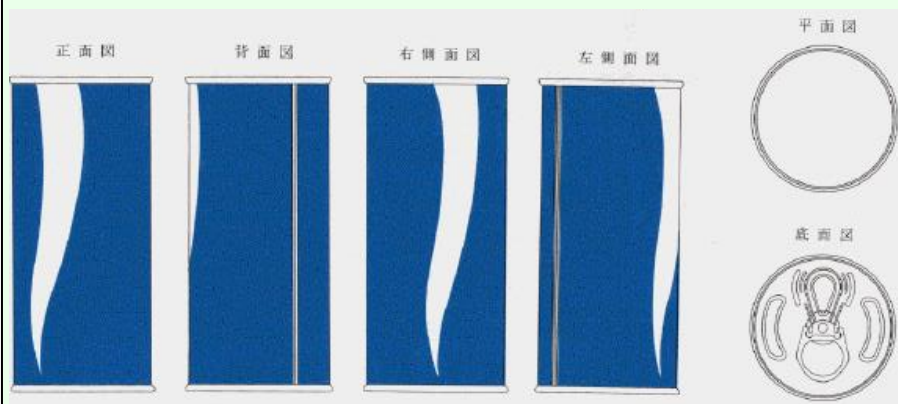
引用意匠中の文字が「模様」と認められなかった事例

東京高判平成元年(行ケ)129「包装用かん」事件

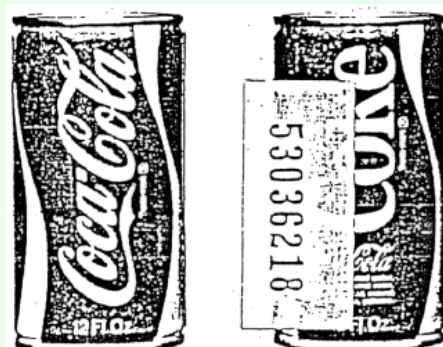
「引用意匠中に認められるCoca—Colaの文字及びCOKEの文字は、前者は原告指摘のとおりかなり図案化されていることは認められるけれども、両文字とも、コカコーラ及びコークと十分読みとることができ、未だ模様に変化したとは認めることができない。

したがって、引用意匠中の文字部分は、意匠の類否判断の要素として採り上げるべきでない・・・。」

⇒類似(新規性×)



本件意匠(58-49612)



引用意匠 48

2-2. 意匠の類似(新規性)

創作性の欠如と、「要部」認定～類否判断

東京高判平成7年(行ケ)33「タイムカード」事件

「横方向に通常のタイムカードの2倍の大きさとした態様のものは、本出願前から当業者に広く知られていた・・・。
創作性が認められないものは意匠の類否判断をする
うえでの要部に当たらないとする主張は採ることができず、
ありふれた形状であっても、当該意匠の支配的部分を
占め、意匠的まとまりを形成して、看者の注意を惹くもの
であれば、意匠の要部たり得る」⇒**非類似(新規性○)**

別紙第一

本願の意匠

意匠に係る物品 タイムカード

表面図

別紙第二

引用の意匠

意匠に係る物品 タイムカード

表面図

裏面図

2-2. 意匠の類似(新規性)

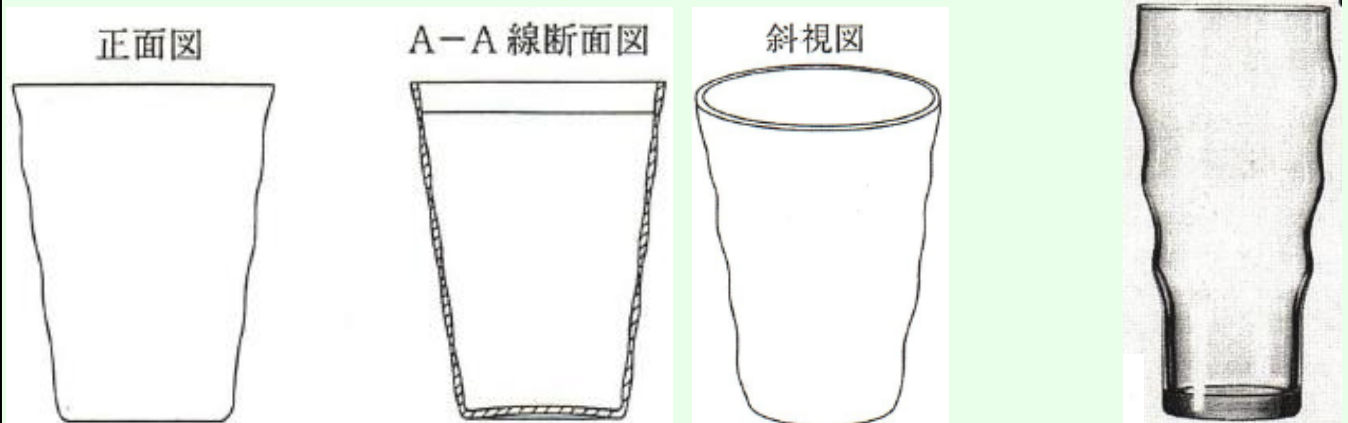
創作性の欠如と、「要部」認定～類否判断

東京高判平成12年(行ケ)503「タンブラー」事件

「それ自体極めてありふれた構成比率のもの同士であっても、構成比率が大きく異なれば、見る者に与える印象(美感)が異なることは十分あり得ることである。

ありふれたものからはありふれた印象(美感)しか生じないとしても、ありふれた印象(美感)は皆同じであって、その間に差異はない、ということにはならない…。…

当業者を基準として創作性の観点から比較する場合ではなく、一般需要者を基準として美感の類否の観点から比較する場合に」「共通点が、この差異を埋没させてしまうほどに強力な共通の印象(美感)をもたらす力を有する」と認めることはできない。⇒**非類似(新規性○)**



本願意匠(113500)

引用意匠(国内雑誌)

2-2. 意匠の類似(新規性)

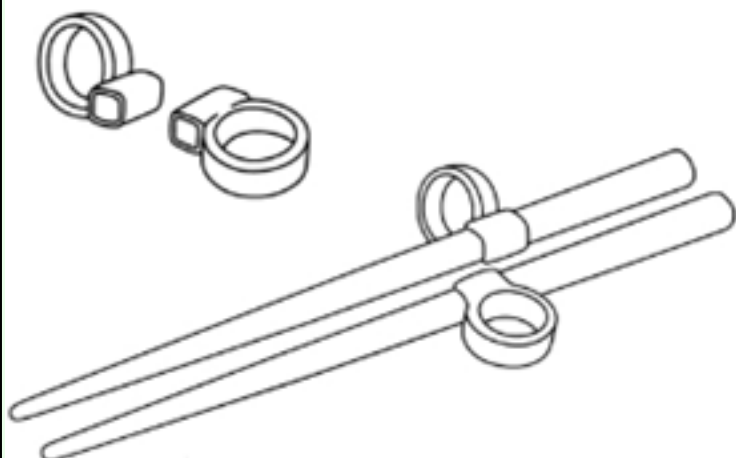
使用態様と、「要部」認定～類否判断

知財高判平成28年(行ケ)10167「箸の持ち方矯正具」事件

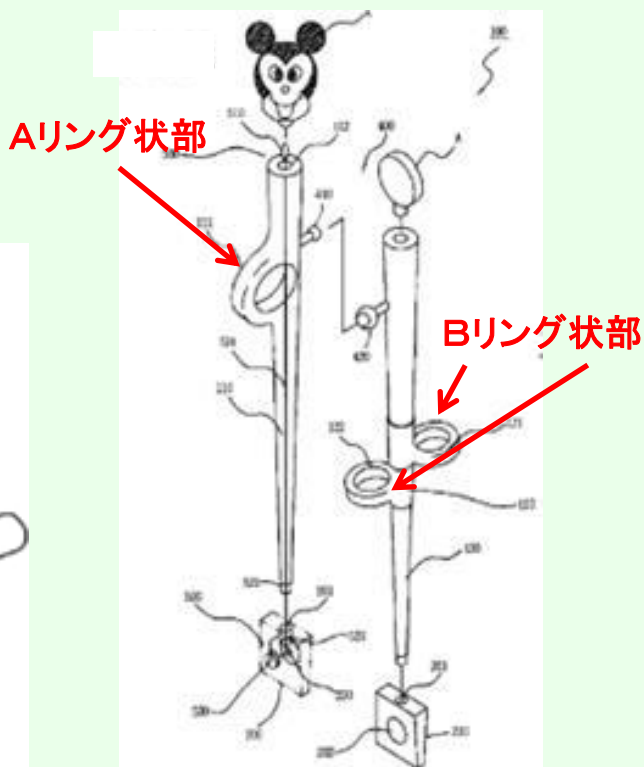
「美観とは、需要者による通常の使用状態を前提とするものであるところ、本件意匠は、意匠に係る物品の説明によれば、2本一対の箸にそれぞれ取り付けて使用するものである。そうであれば、本件意匠と対比すべきものも、2本一対の箸のそれぞれに設けられたものでなければならず、引用意匠・・・において、本件意匠と対比とすべき部分は、Aリング状部とBリング状部の双方である。」

⇒非類似(新規性○)

※2個のリングセットで本件意匠
〔参考斜視図〕



本件意匠(1406731)



引用意匠(特許3766831、図6)

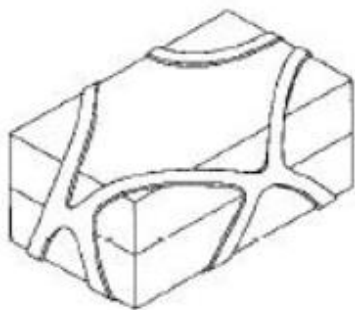
2-2. 意匠の類似(新規性)

使用態様と、「要部」認定～類否判断

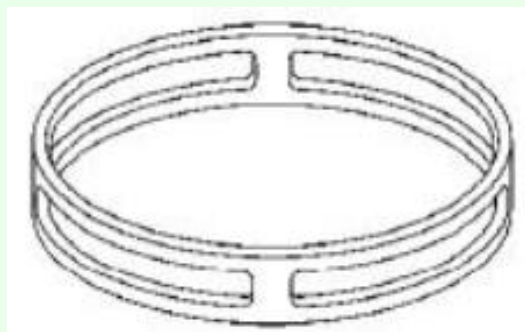
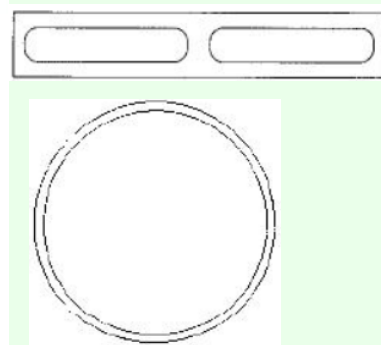
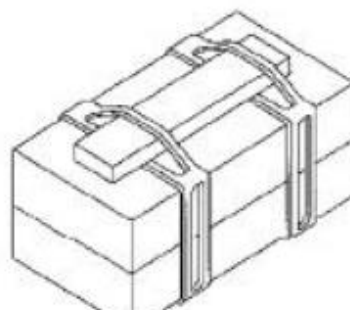
知財高判平成21年(行ケ)10036「輪ゴム」事件

「本願意匠によって方形体の物品を結束する場合, その物品が箱のように厚いものであるときは・・・『使用状態を示す参考図1』・・・になる。引用意匠においては・・・となる(前記『引用意匠』図面第3図参照)のに対し, 本願意匠においては, 間隔部は4方に伸びる輪ゴムの結節点であるにすぎない」⇒**非類似(新規性○)**

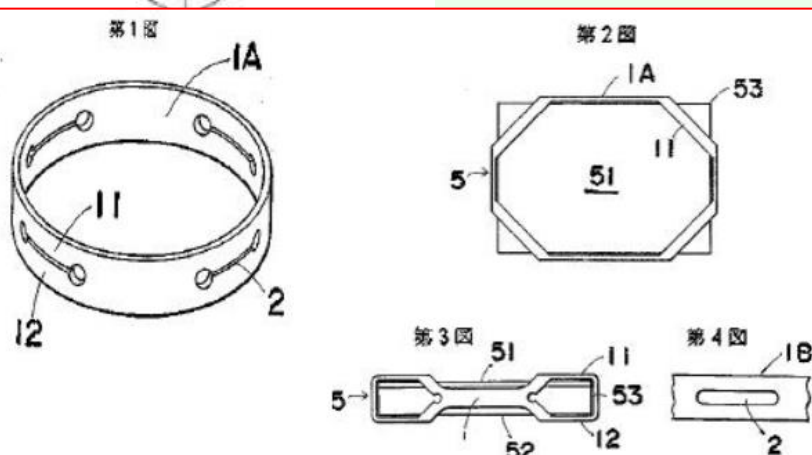
使用状態を示す参考図1



使用状態を示す参考図2



本件意匠(1380750)



引用意匠(実開昭61-144057)

2-2. 意匠の類似(新規性)

使用態様と、「要部」認定～類否判断

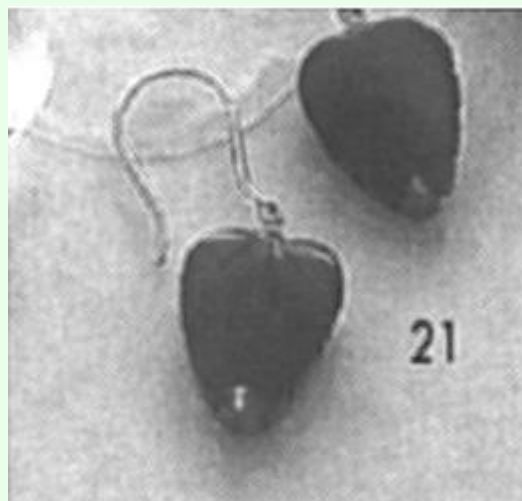
東京高判平成12年(行ケ)434「耳飾り用留め金具」事件

「耳飾り(イヤリング)及びピアスは、装身具であって使用状態における美感が非常に重視されるものであるから、その需要者(一般消費者)は、…購入するに当たって、…耳に取り付ける部分…についても、使用状態…形状等に注意を払って判断する…。(例えば、ピアス孔のない者が使用状態において『逆U字型』となるピアスを購入しても、耳に取り付けられないから、使用不能である。)

以上のとおり、最終製品の需要者(一般消費者)が、…『U字型』と『逆U字型』を、誤認混同することのないことは明らかである。」⇒非類似(新規性○)



本件意匠(1016112)



引用意匠

2-2. 意匠の類似(新規性)

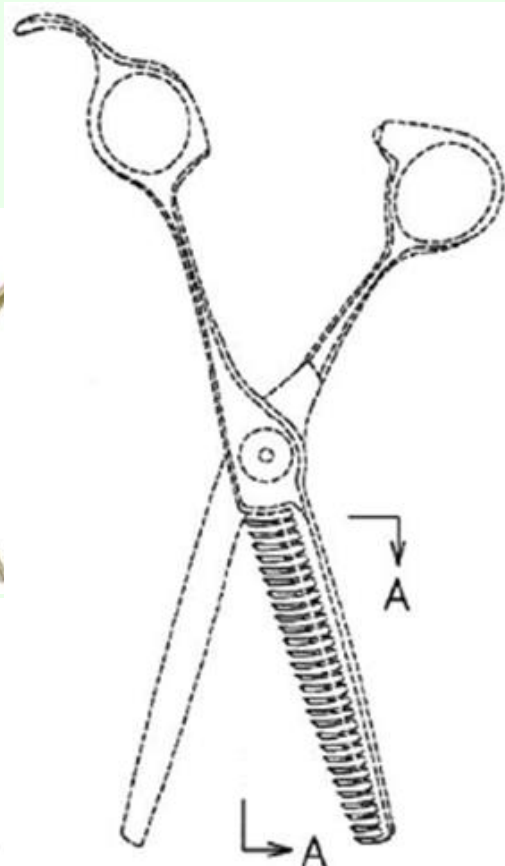
技術的意義と、「要部」認定～類否判断

不服2017-10273「理美容はさみ」事件<審決>

「棒刃の刃先先端部を背面視略横U字状に形成し、頭皮を傷つけないような本願部分の態様と、棒刃の刃先先端部の刃線側角部が角張っている引用部分のものと、これを使用して髪を切る…理容師及び美容師といった需要者にすれば、その使用方法も異なり別異なるものであるとの印象を与える…類否判断に及ぼす影響も大きい…。」⇒**非類似(新規性○)**



参考図1



本件意匠(1590070)

引用意匠(1247716)

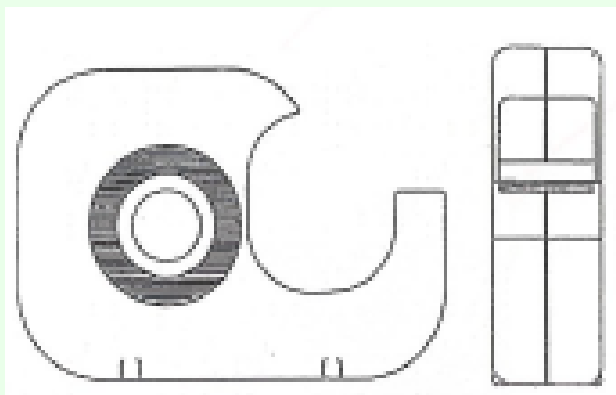
2-2. 意匠の類似(新規性)

観察方法と「要部」認定(1/2)⇒類似とされた事例

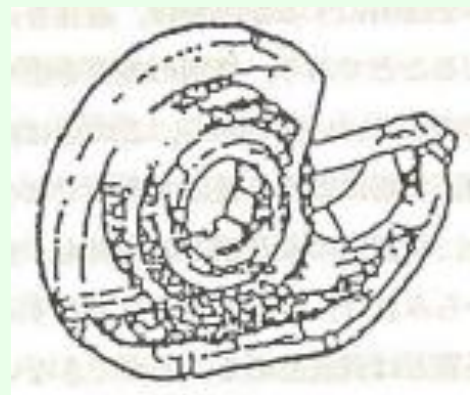
東京高判昭和61年(行ケ)174「接着テープホルダー」事件

「一般的に、立体物に係る意匠については、通常の使用時において、その使用者が最も多くそれを見る角度から、立体物の固まり全体を三次元的に観察して認定することが必要とされるものであるところ、原告は、両意匠の差異を強調する余りか、両意匠の正面の態様を、専ら平面的図形として、その図形をごく間近に置いて対比し、図学的な細かさで観察し、明瞭でないか、あるいは部分的な差異を過大にとらえて挙示しているものであつて、意匠の認定の方法としては極めて不適切な認定の仕方によつている・・・。」⇒**類似(新規性×)**

★観察方法の相違により、次頁の判決と整合しない



本願意匠(S53-32594)



引用意匠(外国文献)

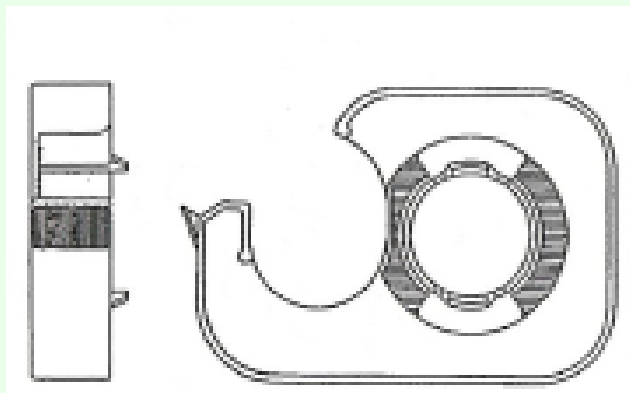
2-2. 意匠の類似(新規性)

観察方法と「要部」認定(2/2)⇒非類似とされた事例

東京高判昭和61年(行ケ)220「接着テープホルダー」事件

『接着テープホルダー』の属する文房具のように小型とはいえ、需要者が常時繰り返えし手にしてその形状に接する種類の物品については、その全体の形状もさることながら、細部の形状も需要者、取引者の注意を引く特徴を表出しているとみるべき場合は少なくなく、審決が認定した本願意匠と引用意匠の巻芯部の円孔の周囲の正面及び背面の形状もそれぞれの特徴を示しているとみられるから、両意匠は明らかに異なっている…。」⇒**非類似(新規性○)**

★観察方法の相違により、前頁の判決と整合しない



本願意匠(S53-32593)



引用意匠(外国文献)

2-2. 意匠の類似(新規性)

機能性部品の「要部」認定(新規性)

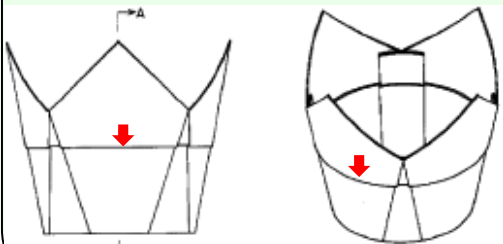
★意匠中の「機能」に関わる部分は、「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみ」でない限り(意匠法5条3号))
「対比観察した場合に注意を引く部分」と認定され易い!!

東京高判平成4年(行ケ)9「集束暗渠管」事件

「機能的工夫により生じた形状に意匠的価値が生じる
…、単に機能上の利点に由来するものとして、意匠の類否判断の要素としないことは相当ではない」⇒**非類似**

東京高判平成16年(行ケ)172「エンドミル」事件

「エンドミルのような機能性物品については、物品の性質上、重要な機能を営む部分は、当業者の注意を引きつける部分となりやすく、特にその部分の意匠が新規あるいは特徴のある意匠である場合には、物品全体の意匠においても、看者の注意を引きつける重要な部分となる」⇒**非類似(新規性○)**



登録983600

「(モンブランの)包装用容器」は、中央の横一本の線が従来意匠との相違点であった。この段差が剛性を高め、容器を開きやすくなると主張して意匠登録された。特許3380495より強い!!

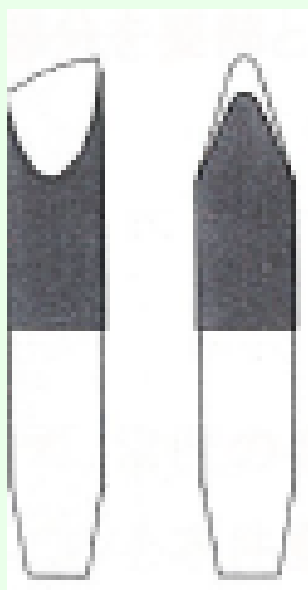


2-2. 意匠の類似（新規性）

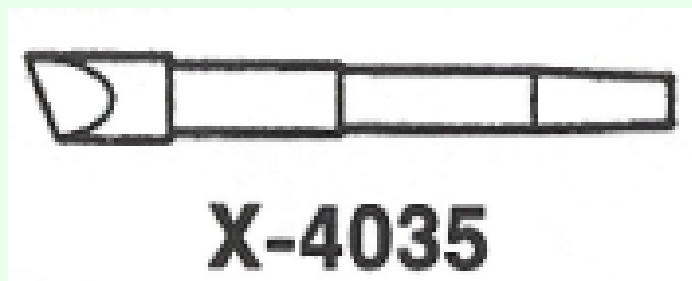
「機能」が評価されなかった事例（新規性×）

東京高判平成12年（行ケ）317「マーキング用ペン先」事件

「仮に、性質の異なる2種類の部材が用いられなければ本願意匠を実現するものとはいえないとしても、意匠の類否は、外観の形状・模様・色彩により判断されるべきものであって、高含浸性であるか非含浸性であるかというような機能の相違を評価すべきものではない。そうである以上、本願意匠に係る物品の通常の大きさをも考慮すれば、部材間の性質の相違は、意匠の観点から見る限り、色彩の相違としての意味を超えることはほとんどないものというべきである。」⇒**類似（新規性×）**



本願意匠（H9-620）



引用意匠（文献） 58

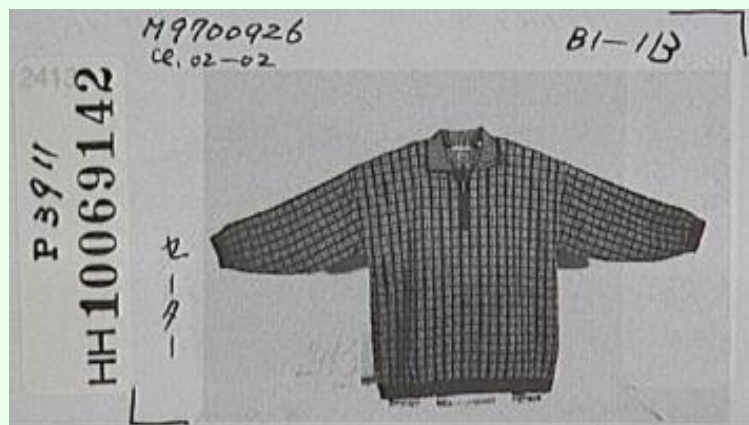
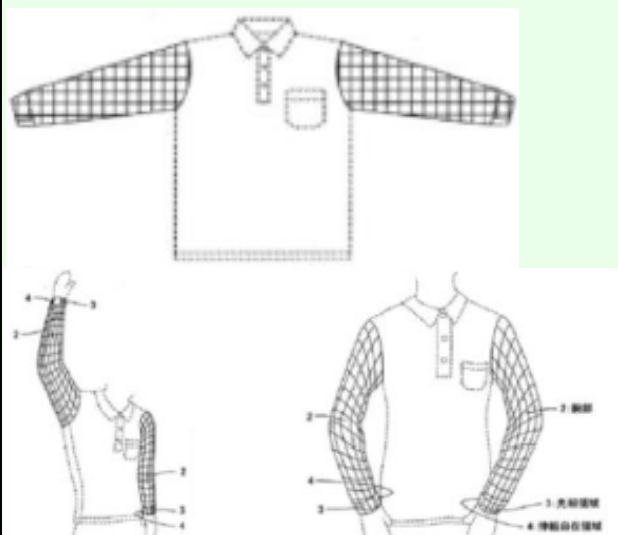
2-2. 意匠の類似(新規性)

「機能」が評価されなかった事例(新規性×)

知財高判平成18年(行ケ)10004「スポーツ用シャツ」事件

「伸縮自在という機能的な特徴は、素材自体の持つ属性であって、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものという部分意匠の構成要素に含まれず、素材が意匠の構成要素に反映されている場合に、はじめて考慮すべきことになるところ、…

【意匠に係る物品の説明】欄に「伸縮自在領域」との記載があるのみであり、【意匠の説明】欄にも何らの説明はないのであるから、本願部分意匠において、伸縮自在領域の区域における伸縮自在という特徴に格別の意匠的な評価を与えるものとはいえない。」⇒類似(新規性×)



本願意匠(【部分意匠】袖部のみ)

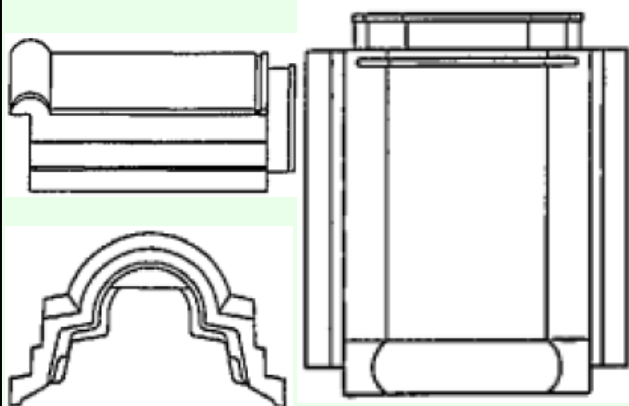
引用意匠

2-2. 意匠の類似(新規性)

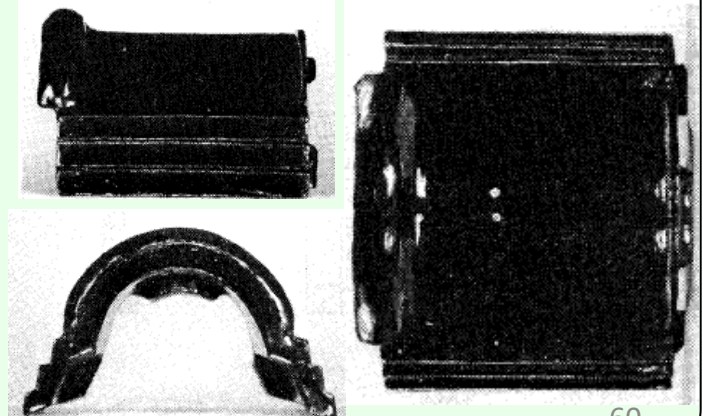
需要者から見えない部分は、「要部」でない⇒類似(需要者(看者)は、流通過程に参与しないケース)

知財高判平成19年(行ケ)10036「三段熨斗付き紐丸冠瓦」事件

「差異点(ウ)・・・『背面側の差し込み片の態様について、本願意匠は、丸瓦部及び熨斗部の内側辺部に沿って形成し、熨斗部側に一段の段部を設けているのに対して、引用意匠は、丸瓦部の内側上部と熨斗部の両内側下部に設けている点」・・・に係る差異は、本願意匠と引用意匠の『差し込み片』自体の形状の差異という観点から見れば、相当程度に大きいものといえることができる。しかしながら・・・『差し込み片』が意匠全体のうちで占める割合は小さく、・・・『差し込み片』は、葺設後、すなわち、意匠に係る物品をいったん使用に供した後は、外観視することができなくなるのであるから、看者の注意は及び難く、したがって、『差し込み片』に係る視覚的効果が、意匠全体に及ぼす影響も乏しい・・・。」⇒類似(新規性×)



本願意匠(2005-5712)



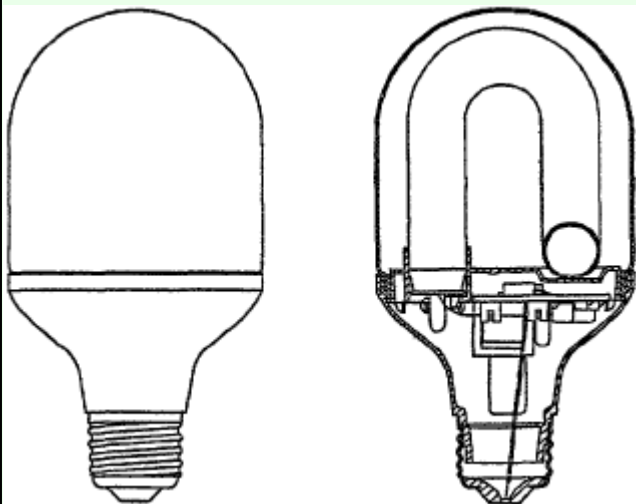
引用意匠(443435)

2-2. 意匠の類似(新規性)

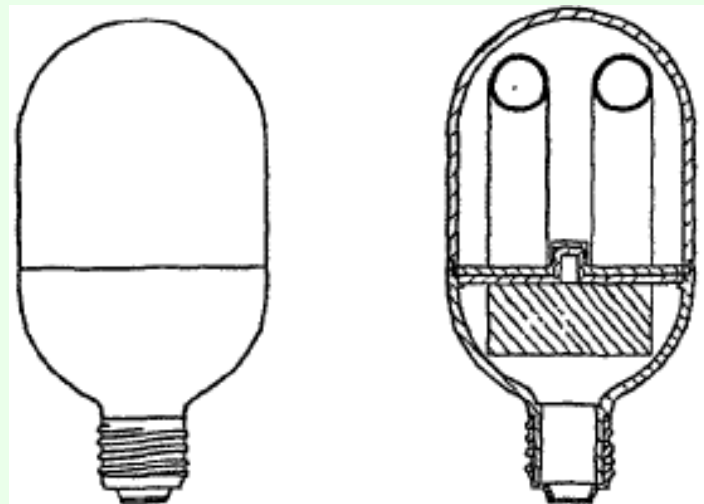
設置後は外観視できないが、流通过程で外観視可
(取引者・需要者は、流通过程に關与するケース)

東京高判平成10年(行ケ)339「蛍光ランプ」事件

「・・・確かに、蛍光ランプを含む電球の一般的な使用状態である天井や壁面などに設置したソケットにねじ込んだ態様においては、首部は口金ケース部の凸曲面等の後方に隠れて見えにくくなり、さらに、点灯時においてはグローブ部が光るため口金ケース部全体が更に目に付きにくくなるものと認められる。しかしながら、電球が流通过程に置かれ取引の対象とされるときには、首部を含む口金ケース部も取引者、需要者の注意を惹く部分であると認められる。・・・そうすると、口金ケース部の形状も蛍光ランプの意匠としての印象に与える影響は相当ある・・・。」⇒**非類似(新規性○)**



本件意匠(1063646)



引用意匠(600087)

2-2. 意匠の類似(新規性)

引用意匠の過度の抽象化を咎めた裁判例

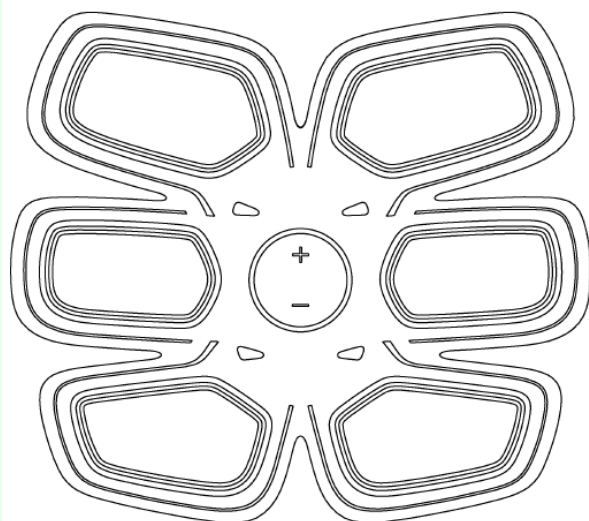
知財高判平成30年(行ケ)10169「トレーニング機器」事件

「本件登録意匠の上パッドの上端，下パッドの下端が略弓状に膨出していること，甲2意匠の上パッドの左右端が上に傾くように配置されていることは，いずれも一見して認識可能な態様であるから，基本的構成態様において6つのパッドが略横長矩形状に配置されているとするのは，形状を過度に抽象化して表現したものといわざるを得ない。・・・

本件登録意匠の中央パッドは『略倒隅丸台形状』，甲2意匠の中央パッドは『略横長隅丸4角形状』と，いずれも四角形状であるものの，両意匠の中央パッドの形状が異なっていることは一見して認識できるから，原告の主張は中央パッドの形状を過度に抽象化して表現している・・・。」⇒非類似(新規性○)



本件意匠(1593189)



引用意匠(1536247)

2-2. 意匠の類似(侵害論)

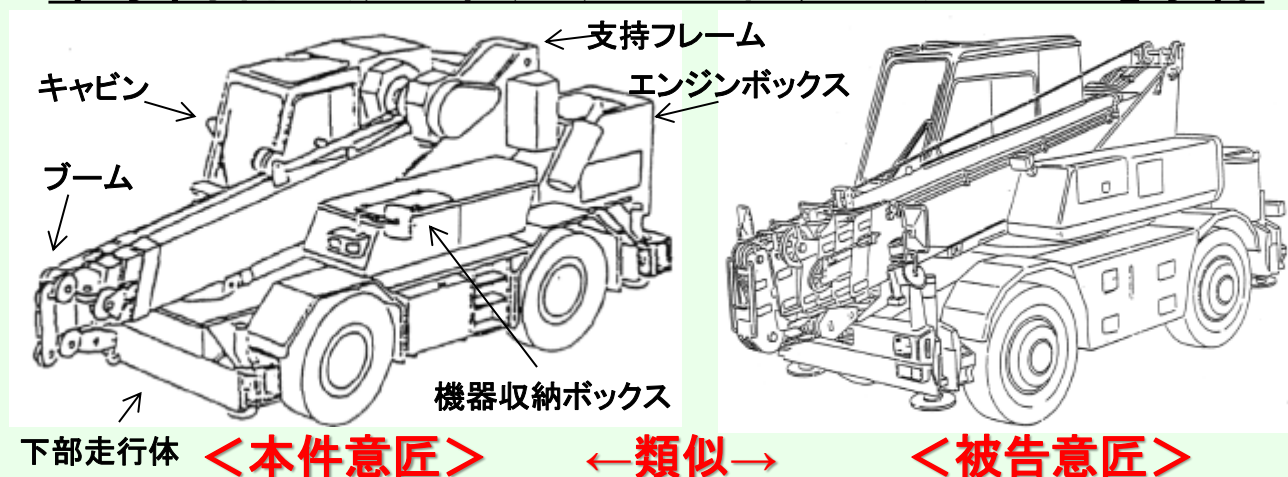
★「基本的構成態様」と「具体的構成態様」

※基本的構成態様～意匠を大つかみに把握した態様

※具体的構成態様～意匠を詳しく観察した態様

基本的構成態様が新規であると、それが「要部」となり、類似範囲の広い、強い意匠権を獲得できる!!

東京高判平成9年(ネ)404「自走式クレーン」事件



東京地判平成18年(ワ)19650「増幅器付スピーカー」事件



2-2. 意匠の類似（侵害論）

★「意匠の類否」の判断基準を確立した裁判例

東京高判平成9年（ネ）404「自走式クレーン」事件

「意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である。」

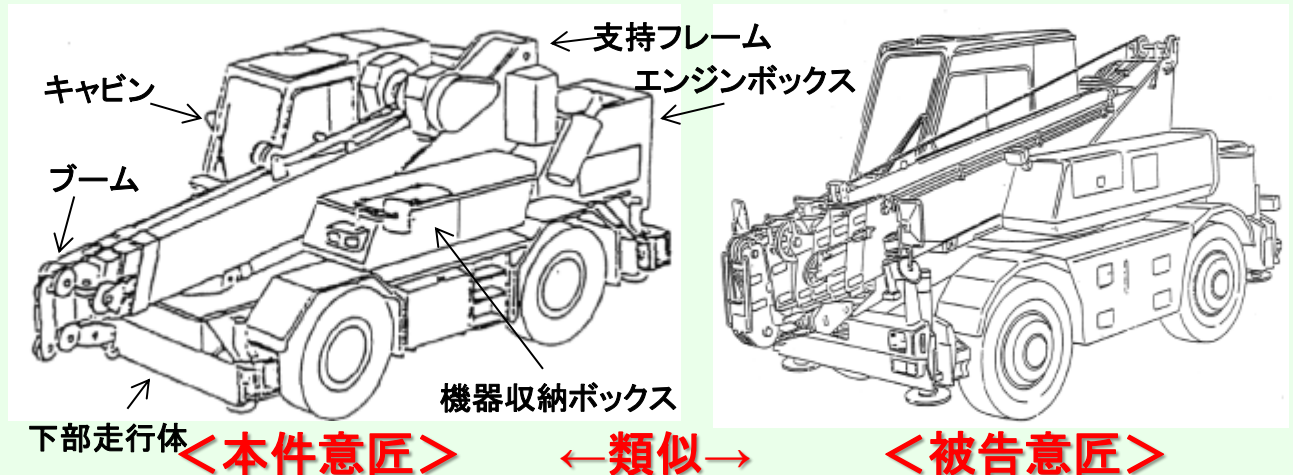
- ①「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様」、及び、
- ②公知意匠にない「新規な創作部分」を参酌して、
- ③「取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、」
- ④「要部において構成態様を共通に」するかを観察する

⇒意匠の類否は、意匠全体としての「美感」に基づいて判断されるから（意匠法24条2項）、要部が共通しても、相違点がこれを凌駕する場合は、非類似となる。

2-2. 意匠の類似(侵害論)

★基本的構成態様が「要部」⇒被告意匠は、類似

東京高判平成9年(ネ)404「自走式クレーン」事件



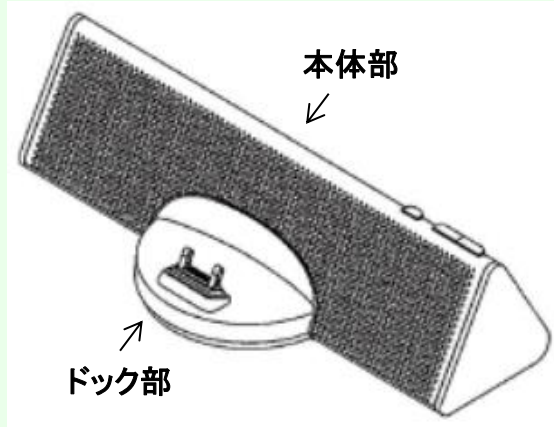
「自走式クレーンの公知意匠に照らすと、本件意匠のように、収縮状態のブームの基端部がキャビンの側方若干後方位置、エンジンボックスよりも前方斜め上の位置(下部走行体の中央寄りの位置)で、旋回フレームの基台から突設されたブーム支持フレームの上端部に枢着され、ブームが左下がり(前下がり)の状態ではキャビンの下方側部を横切り、その先端部が下部走行体の先端より若干突出して下部走行体に近接した位置で終わるように配設した構成は、公知意匠には見られない新規なものと認められる。」⇒本件意匠の要部は、「キャビン、機器収納ボックス及びブームの構成態様及び配設関係」⇒類似(侵害)

※「ブームが左下がり(前下がり)」という構成を採用したことでキャビンからの視界が開け、公道を時速60kmで走行することが可能となったという技術的意義あり!!

2-2. 意匠の類似(侵害論)

★基本的構成態様が「要部」⇒被告意匠は、類似

東京地判平成18年(ワ)19650「増幅器付スピーカー」事件



＜本件意匠＞

←類似→



＜被告意匠＞

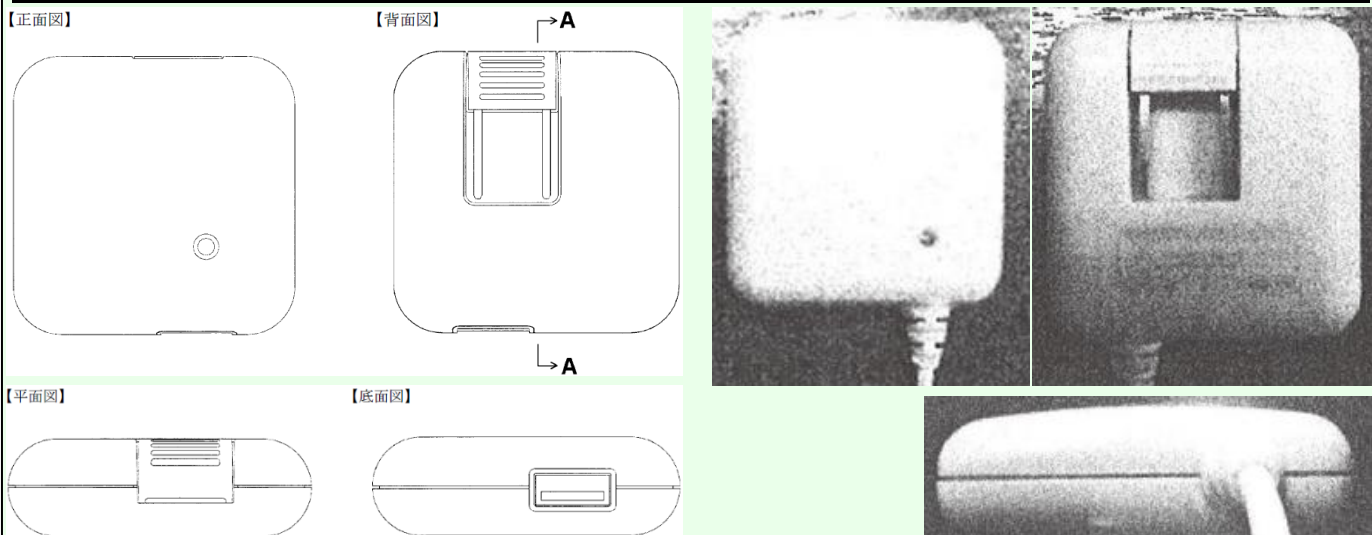
本件登録意匠の「要部」は、平坦な正三角形の左右側面と、正三角形の各辺を短辺とし、長手方向全長を長辺とする平坦な長方形の正面、底面及び背面とで形成される正三角柱の形態をなす本体部を有し、本体部の正面に連設され、正面の中央下部から前方に、上方から見て半円形に突出し、正面と境界は、正面から見て円弧状をなし、上方から見て中央部分で本体部方向にやや湾曲した弓状をなす、ドック部を有し、さらに、本体部の三角柱の長方形の面が、それぞれ、短辺と長辺の比は1対4の長方形である形状である。

「面が平らな三角柱形状の筐体とドック部とを組み合わせた意匠は他に見当たらないのであるから、これらを組み合わせた部分は、新規なものであり、看者である取引者・需要者の注意を惹く要部である。」⇒類似(侵害)

2-2. 意匠の類似(侵害論)

★基本的構成態様が「要部」⇒被告意匠は、類似

東京地判平成23年(ワ)247「エーシーアダプタ」事件



＜本件意匠(1316224)＞

←類似→

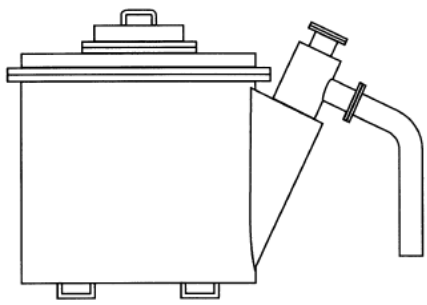
＜被告意匠＞

「本件登録意匠において、需要者の注意を引きやすい特徴的部分は、『本体の全周囲は、厚さ方向に厚さの約2分の1を半径とする半円弧状の面取りがされ、本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている』点を含む、本体部全体の形態である…。両意匠には、①本件登録意匠では…USBコネクタが設けられている…、②被告意匠では、中央部で周縁部より…約0.5mm程度膨出している点、③ランプの中心…の位置…において差異があるが、…需要者の注意をひきやすい部分とはいえない上、差異点から受ける印象は、両意匠の共通点から受ける印象を凌駕するものではない」⇒**類似(侵害)**

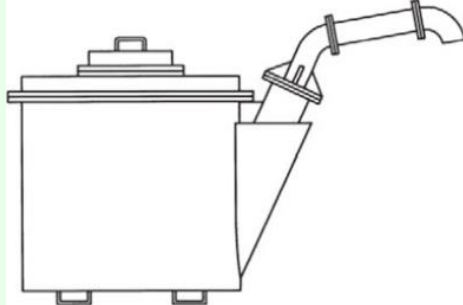
2-2. 意匠の類似(侵害論)

★基本的構成態様が「要部」⇒被告意匠は、類似

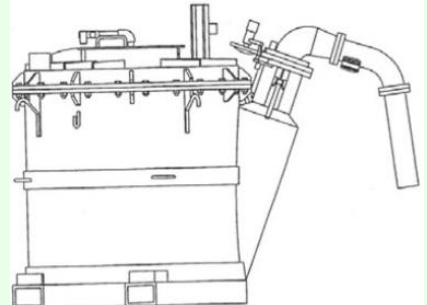
知財高判平成19年(ネ)10032「取鍋」事件



＜関連意匠＞



＜本件意匠＞ ←類似→



＜被告意匠＞

「一部に公知意匠が含まれても、他の要素と併存することで異なる意匠を構成することも想定されるため、…周知又は公知の意匠が包含されることをもって、直ちにその部分が、要部から排除されるべきものとまではいえない。」

＜※要部認定＞～原審の「要部」認定を引用

「細部の形態よりも、…取鍋を形成する基本的構成の全体としてのまとまりが、看者の注意を最も引く部分であり、意匠の要部である…。」⇒類似(侵害)

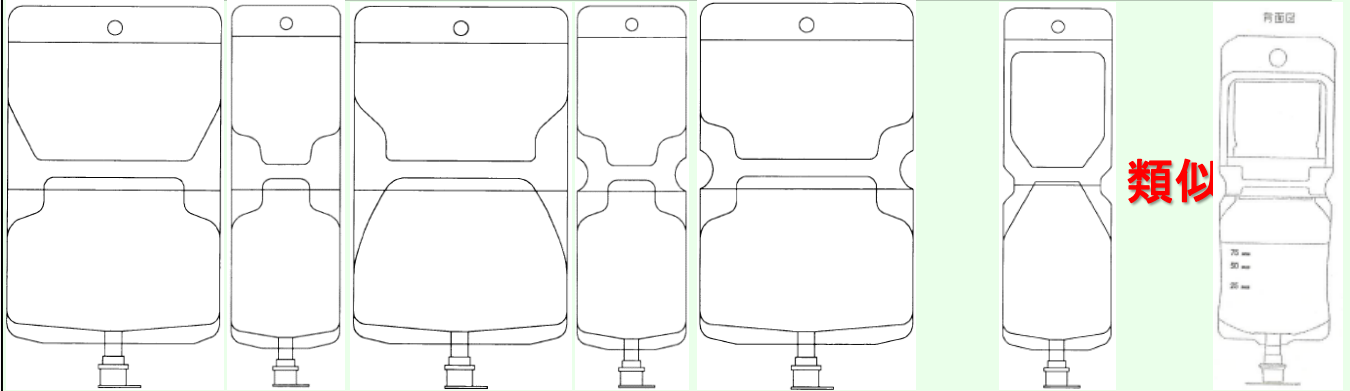
原審・東京地判平成16年(ワ)24626～類似である

ことは、被告製品が備える「具体的構成態様の意匠が本件意匠の関連意匠として登録されていることから裏付けられる」とした。《関連意匠が類似に貢献した!!》

2-2. 意匠の類似(侵害論)

★基本的構成態様が「要部」⇒被告意匠は、類似

大阪地判平成14年(ワ)8765「輸液バッグ」事件



<関連意匠①②③④⑤>

<本件> <被告製品>

※「要部」は、「製剤収納側の袋体と溶解液収納側の袋体の境界部の中央には、帯状の弱シール部が形成されており、その弱シール部の両側には、弱シール部より幅の広い強シール部が形成されている」ことである。この「基本的構成態様⑤は、同境界部付近の構成の骨格を特徴づけており、看者の注意を引く」

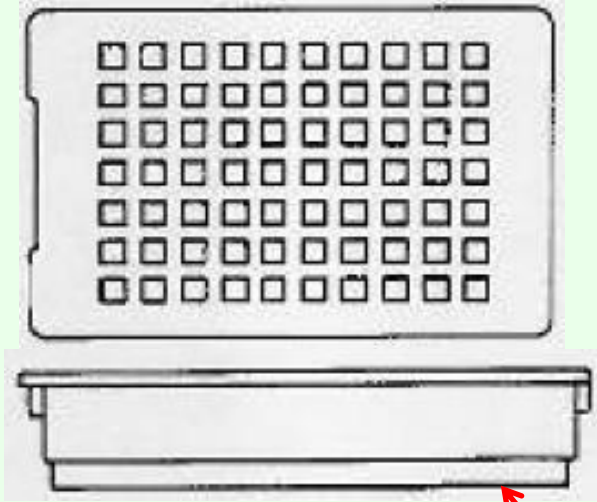
5個の関連意匠は、何れも基本的構成態様⑤を有する。

「縦と横の寸法比は、…関連意匠中に、本件登録意匠とは縦と横の比が大きく異なり、本件登録意匠よりも横長の印象を与えるもの…が存在することからすれば、…微差」⇒類似(侵害)◀関連意匠が類似に貢献した!!

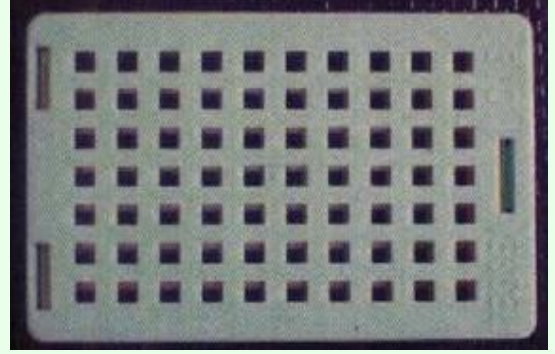
2-2. 意匠の類似(侵害論)

<典型> 公知意匠群に基づく要部認定(侵害×)

大阪地判平成20年(ワ)13282「医療検査用細胞容器」事件



本件意匠(888566) 段差



被告意匠 段差+脚部

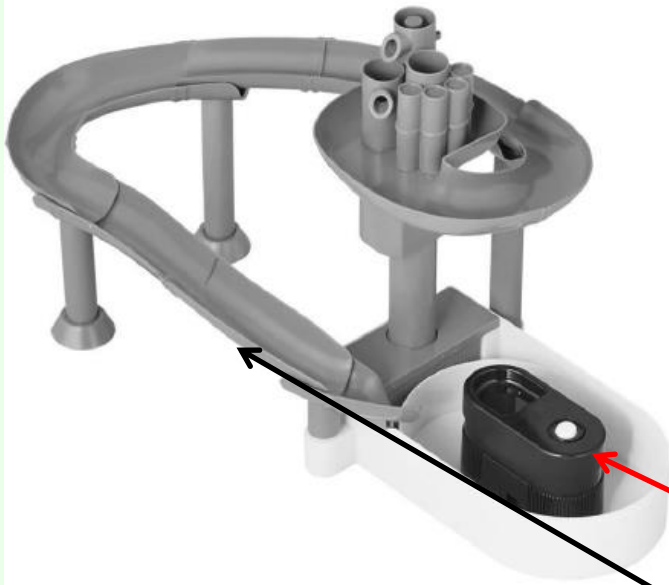
「…段差を設ける構成が、本件出願時において公知ないし周知であったと認めるに足りる証拠はない。また、使用態様に照らしてみても…本件段差はアダプターに固定する際に、アダプターの爪に係合するものであることからすれば、本件段差は需要者の注目する部分といえることができる。…」

「本件段差(…)自体については、両意匠において共通しているが、本件段差によって生じる美感は、本件段差によって区切られた上部と下部との対比からも起因するところ、…脚部は本件物品において需要者が注目する部分に係る顕著な形態上の差異であり…類否判断に大きな影響を与える…共通性、類似性を凌駕する」⇒**非類似(非侵害)**

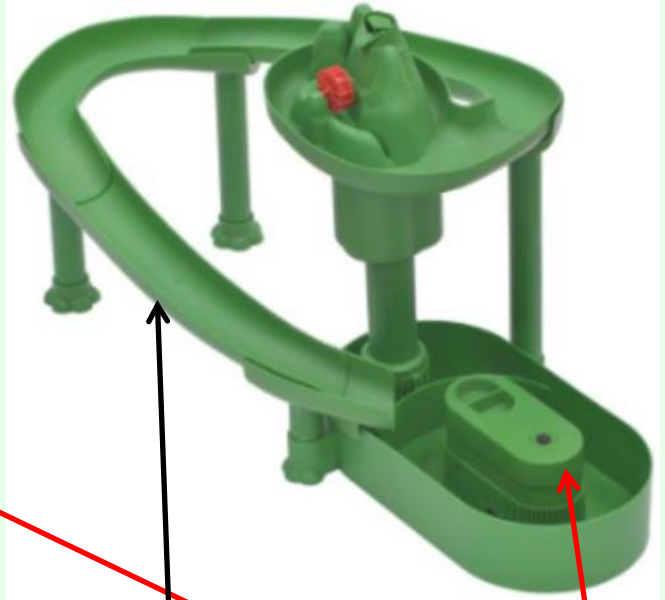
2-2. 意匠の類似(侵害論)

<典型> 公知意匠群に基づく要部認定(侵害成立)

大阪地判平成29年(ワ)8272「そうめん流し器」事件



<本件意匠(1551624)>



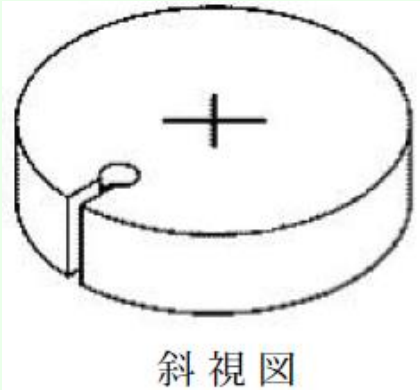
<被告意匠>

「・・・出願前までに、**ウォータースライダー型**のそうめん流し器において、トレイ部の中央に**流水プール型のように回転器**を配置してプール部分を形成しているものが存在したことを認めるに足りる証拠はない。」「本件登録意匠は・・・レール部及びトレイ部のいずれをも備えるという点で、・・・ウォータースライダー型及び流水プール型の各そうめん流し器の構成を組み合わせたことに特徴があり・・・新規な特徴といえる。」
また、・・・需要者は、そうめんの流れ方やすくい取りやすさに関心を持つ以上、・・・レール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成る形状に注目すると考えられる。」⇒**類似(侵害)**

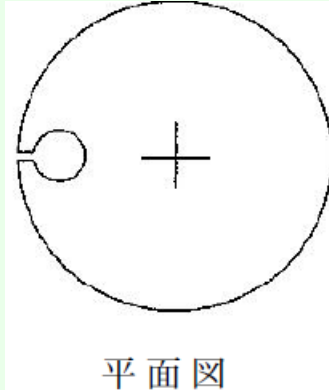
2-2. 意匠の類似(侵害論)

<典型> 公知意匠群に基づく要部認定(侵害成立)

大阪地判平成20年(ワ)8761:①「測量地点明示プレート」



斜視図



平面図



側面図

本件意匠1 (1280893)

被告旧意匠

被告新意匠

「周壁に縦に細溝状の切り込み部を設けることは・・・公知であったと認められる。もっとも、上記各公知意匠には、外周面に近接して設けられた、プレートの上下面を貫通して略円筒状にくり抜かれた収容孔や、収容孔から外周面への縦の細溝状切り込み部は表現されていないところ、これらの形状は、斜め上方から見た場合に、上面から外周面にかけて視認され、視覚的に目立ち、・・・特徴的な構成態様であるから、需要者の格別の注意を惹くものといえる」⇒**旧意匠は類似(侵害)**

「斜め上方から見た場合は、あたかも3本の切り込み部が形成されているかのような印象を看者に与える。・・・直線状と、・・・やや下部で左右に分岐する逆T字状とでは、看者に与える印象が大きく異なる」⇒**新意匠は非類似(非侵害)**⁷²

2-2. 意匠の類似(侵害論)

<典型> 公知意匠群に基づく要部認定(侵害成立)

大阪地判平成20年(ワ)8761:

②「測量地点明示プレート記憶タグ收容座金」



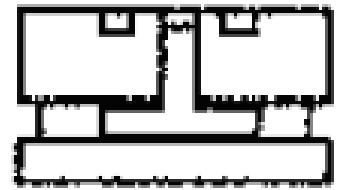
斜視図

本件意匠1 (1284564)



底面図

被告旧意匠



側面図

被告新意匠

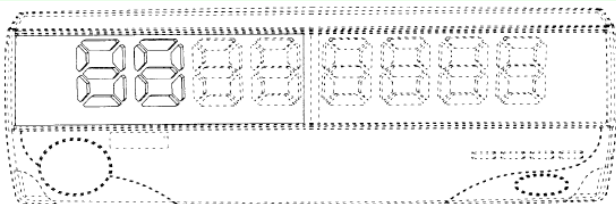
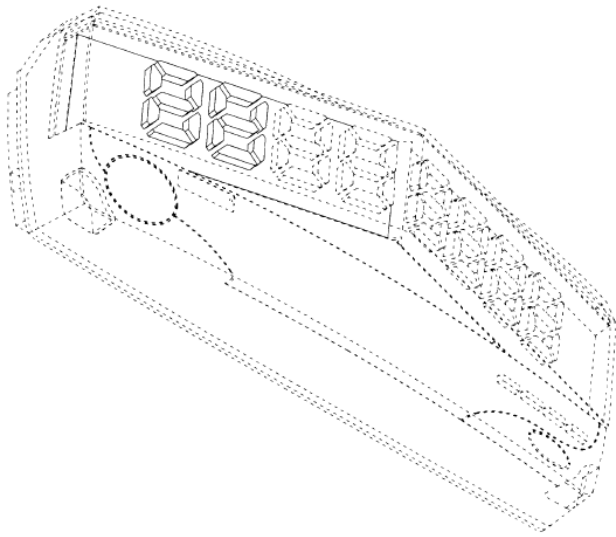
「周壁に細溝状の切り込み部を設けることは・・・公知であつたと認められる。もっとも、これら公知意匠には、・・・上下面の中央を貫通して略円筒状にくり抜かれた收容孔や、收容孔の一端から外側面へ通じる垂直状の細幅の切り込み部は表現されていないところ、これらの形状は、斜め上方から見た場合に、上面から外側面にかけて視認され、視覚的に目立ち、・・・特徴的な態様であるから、需要者の格別の注意を惹くものといえる。また、座金の上面に形成される收容孔と切り込み部分からなる形状は、座金を道路に埋設した後も上方から観察することができる部分であり、需要者の注意を惹くものといえる。」

⇒旧意匠は類似(侵害) / ⇒新意匠は非類似(非侵害)³

2-2. 意匠の類似(侵害論)

<典型> 部分意匠の類似判断一事例(侵害成立)

大阪地判平成23年(ワ)14336「遊戯用表示灯」事件



本件意匠(部分意匠1375129)



被告意匠

74

「正面視において略横長長方形形状で、平面視で右辺から左辺に背面側へ傾斜している上、正面視で左寄り部分に、7個のセグメントが略8の字状に2個横並びで突出して配置され、周囲の6個のセグメントは略横長台形状で、残りの1個のセグメントは略横長六角形状である点を共通にしている。・・・側面視で前屈みに傾斜している点と同じ・・・美感の共通性を補強する」⇒類似(侵害)

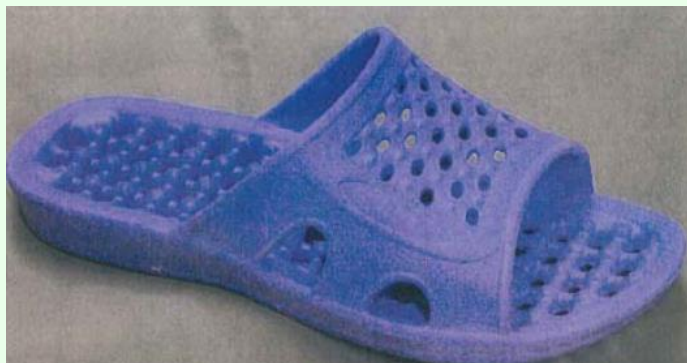
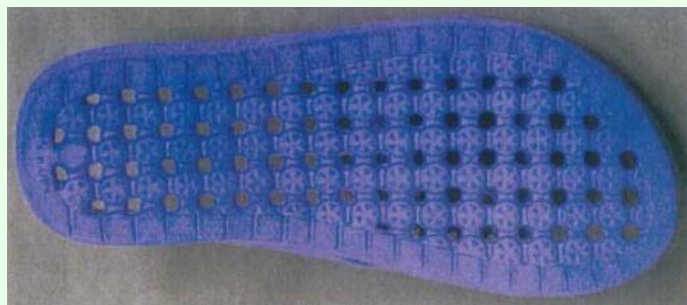
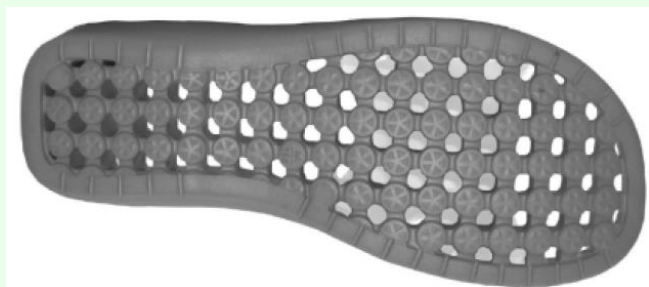
74

2-2. 意匠の類似（侵害論）

部分意匠が類似と判断された一事例（新規性も○）

東京地判平成24年（ワ）3162「サンダル」事件 （薄灰色の部分を除く、「サンダル台部分」の部分意匠）

- ①差異点1（色）～本件意匠は色を限定していない。
- ②差異点2（円板状部材の個数）～縦、横の列数は同じであり、その列の内部における個数の相違にすぎず、かつ、個数の差異の程度も小さなものにとどまる。
- ③差異点3（底面の溝の数及び土踏まず部分における溝の有無）～定型的な模様であって、看者の注意を惹くほどの差異とはいえない。⇒類似（侵害）



本件意匠（1350689）

被告意匠

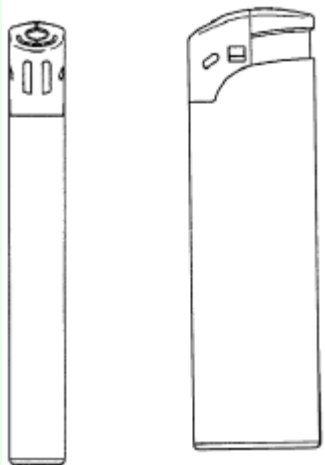
2-2. 意匠の類似（侵害論）

「透明」の被告意匠が類似と判断された事例

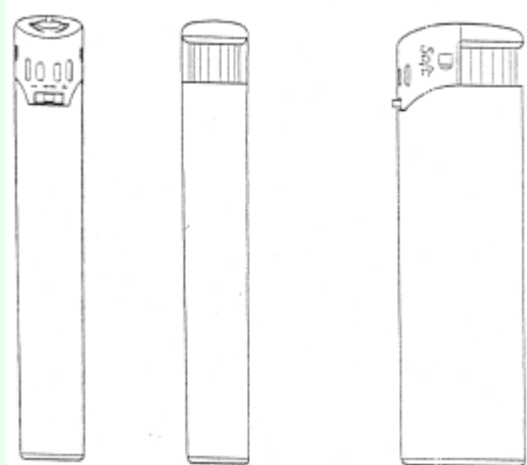
大阪地判平成16年（ワ）5644「ライター」事件

「ライターの胴体部分が透明で、内部構造を視認し得る
…構成自体はきわめてありふれたものであって、…
…既存のライターの外部から視認し得る内部構造は、
いずれも被告意匠2とほぼ同様の構成を採っており…
ライターの着火機能上通常有する形態にすぎないという
べきであり、看者の注意を特に惹くものではない…。

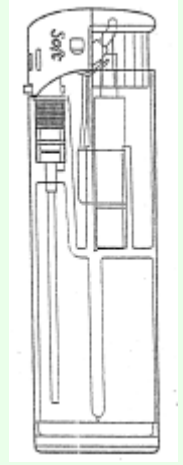
…そうすると、被告意匠2に特有の構成が、被告
ライターに付された模様として、物品の形状における
類似性の判断を左右する程の特段の意匠的意義を
有するということはできず、被告意匠2も、本件意匠に
類似すると認められる。」⇒**類似（侵害）**



本件意匠（1066514）



被告意匠①



被告意匠②

本件意匠は「透明」⇒非類似と判断された事例

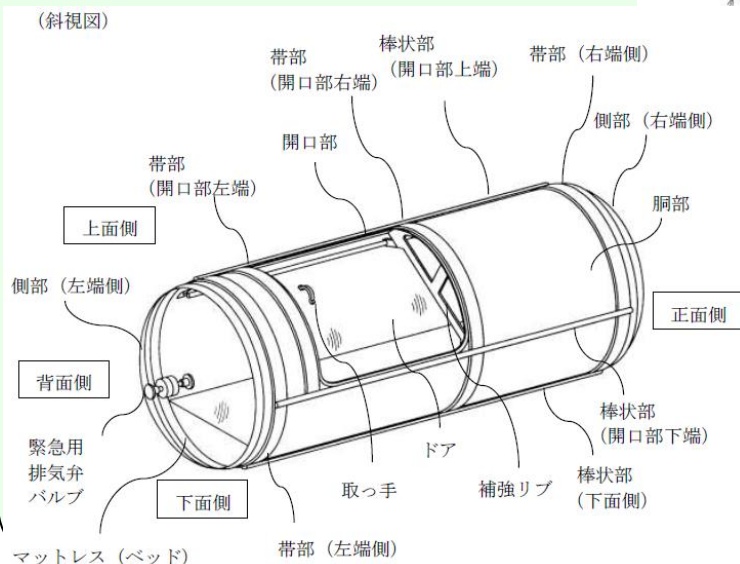
「本件公報の【**意匠の説明**】には、カプセル両端の部分及びドアが透明であり、内部のベッドを覗き見ることができる構成となっていることが強調され、胴部における開口部の配置及び位置やドアの構成との組合せについての記載は存在しない。

「・・・本件意匠は、透明な部分がない又は少ない同種物品と比較して、利用者を含む取引者、需要者に対し、開放感があって明るく広々した印象を与えるとともに、物品外部の構成要素と物品内部の構成要素の形状が一体となって本件意匠全体の美感を形成する点において看者に強い印象を与えると考えられる。」

⇒ 非類似 (非侵害)



被告意匠



本件意匠(1309357)

2-2. 意匠の類似（侵害論）

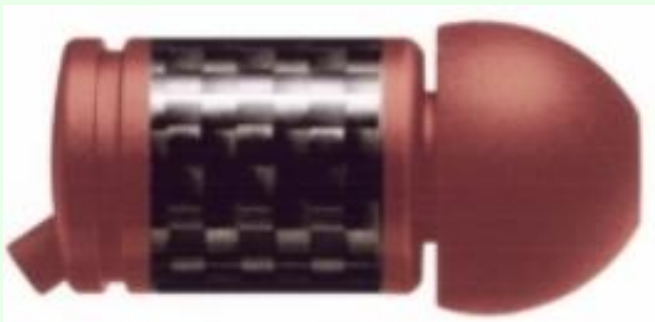
模様が本件意匠の構成でない⇒非類似とされた事例

大阪高判平成27年（ネ）2384「ヘッドホン」事件

「控訴人は、通常の当業者であれば、願書に添付された写真に表れた本件意匠の模様、質感、光沢感等により、イヤホン胴部の材質が炭素繊維であることを理解し得るから、願書に材質の記載がなくても、炭素繊維により模様が描かれていることは本件意匠の構成に含まれる旨主張する。

しかし、本件全証拠によっても、願書添付の図面（写真）に表れたイヤホン胴部の光沢感等が炭素繊維以外の素材では容易に実現できないものと認めることはできないから、願書に材質についての記載がない以上、炭素繊維により模様が描かれていることは本件意匠の構成とはなり得ず、控訴人の上記主張は採用できない。」⇒**非類似（非侵害）**

⇒材質に特徴がある場合は、願書に記載すべき!!



本件意匠 (1478130)



被告意匠

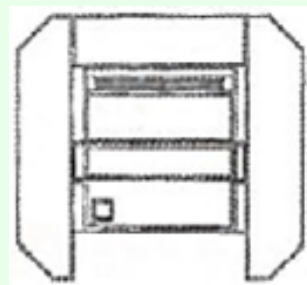
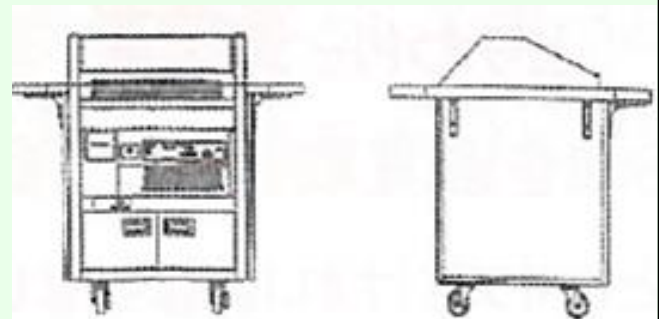
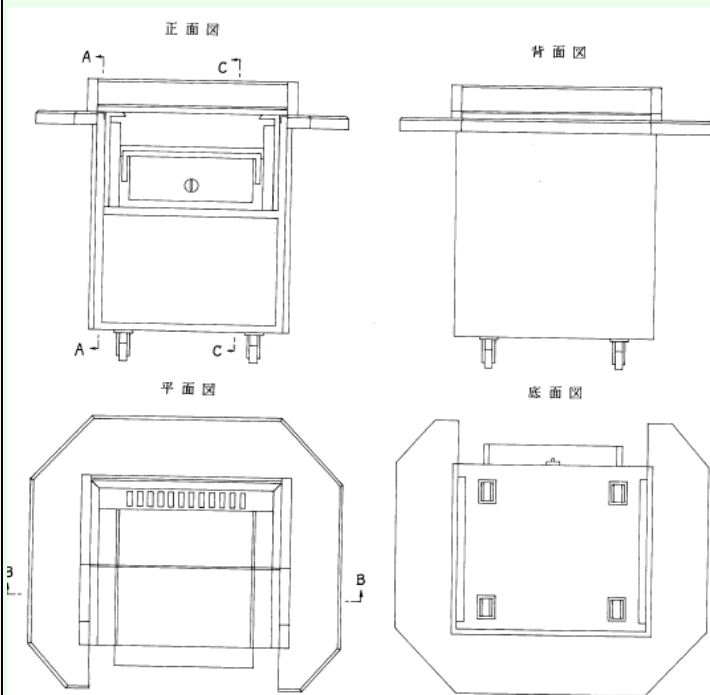
2-2. 意匠の類似(侵害論)

利用者視点から見えない部分は、「要部」でない⇒類似

大阪地判平成7年(ワ)7482「クッキングテーブル」事件

「需要者はパーティ会場等を備えるホテル等ではあるものの、雰囲気損なわず、あるいは客に違和感を与えないものであることが重要であり、したがって、需要者であるホテル等も客側の視点で観察した場合の美感を重要視する・・・」

客が観察する場合、操作部のある正面を看ることはなく・・・立った状態で斜め上方から観察する・・・相違点<1>は、調理台本体の正面に関するものであって、客側の視点で観察した場合、目につくことはほとんどない・・・から、右相違点は看者の注意を惹かない・・・。」⇒**類似(侵害)**



本件意匠(894408)

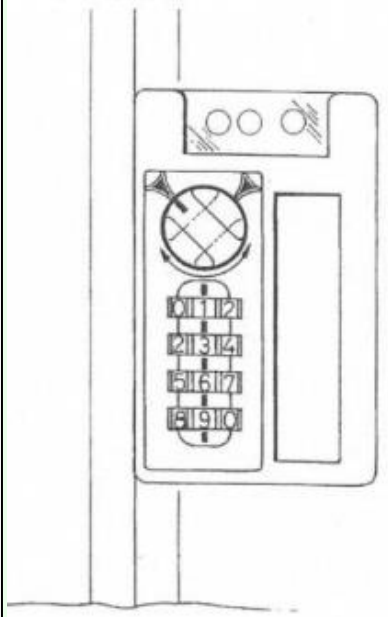
被告意匠

2-2. 意匠の類似(侵害論)

利用者視点から見えない部分は、「要部」でない⇒非類似

大阪地判平成26年(ワ)11557「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」事件

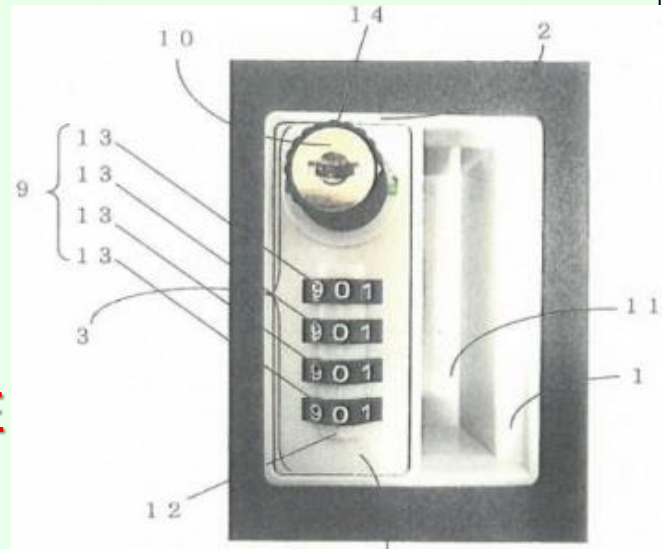
(控訴審・大阪高判平成27年(ネ)3325同旨)



本件意匠
(1065351)

← 非類似 →

被告意匠



「需要者は、ロッカーを購入して設置する者であるが、使用者の使いやすさ等を勘案してロッカーを選択する・・・から、使用者の立場に立って観察すべきものである。そして、本件意匠に係る物品は、ロッカーに取り付けられて使用されるものであり、その側面や背面はロッカーに埋め込まれて見えない状態になることからすると、需要者は、その正面視での形状に関心を持つものと認められる。そこで、以下、正面視での形状における需要者の注意を惹く構成を検討する。・・・。

■ 本件意匠と被告意匠とは、本件意匠の要部であるつまみ及びその周辺部の具体的構成態様において差異がある。

・・・」⇒非類似(非侵害)

2-2. 意匠の類似(侵害論)

機能的に必然な構造は、「要部」でない⇒非類似

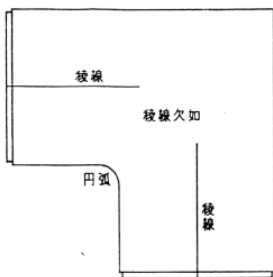
東京地判平成11年(ワ)13242「ラック用カバー」事件

「L字状及びT字状の形状は、冷媒管等のラックカバーという物品の機能を果たすためには必然的なものであるから、この形状が本件登録意匠の特徴的部分ということとはできず、これを要部ということとはできない。・・・90度に交わる2つの突出部がそれぞれ山型屋根状をしているが、この頂部稜線が接することなく途切れている。そして、この稜線が途切れた部分は平らになっている。この部分は・・・ほとんどが機能必然的な構成からなる本件登録意匠1に

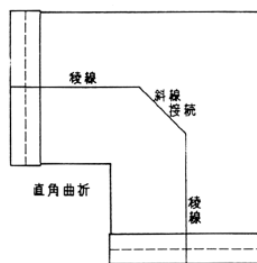
において、看者の注意を引きやすい部分である」

⇒非類似(非侵害)

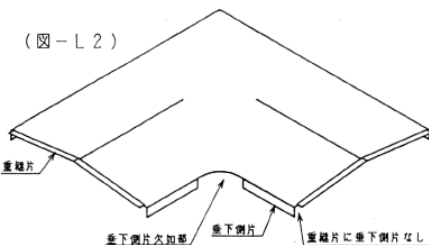
本件意匠(図-L1)



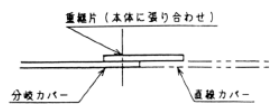
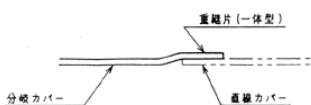
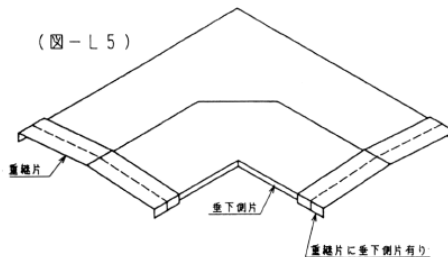
イ号意匠(図-L4)



(図-L2)



(図-L5)



重畳片断面図
(図-L3)

重畳片断面図
(図-L6)

2-2. 意匠の類似（侵害論）

機能性部品の「要部」認定（侵害論）

★「機能」に関わる部分は、「対比観察した場合に注意を引く部分」と認定され易い!!

大阪地判平成23年（ワ）9476「角度調整金具用 揺動アーム」事件

「角度調整金具を使用する需要者ないし取引者は、…
作用効果を奏することに関する、2枚のギア板の配設
状況、ギア歯及びその周辺の特徴的な構成である
突隆部の形状に注意を惹かれる…」⇒**類似（侵害）**

知財高判平成19年（ネ）10097「やすり」事件

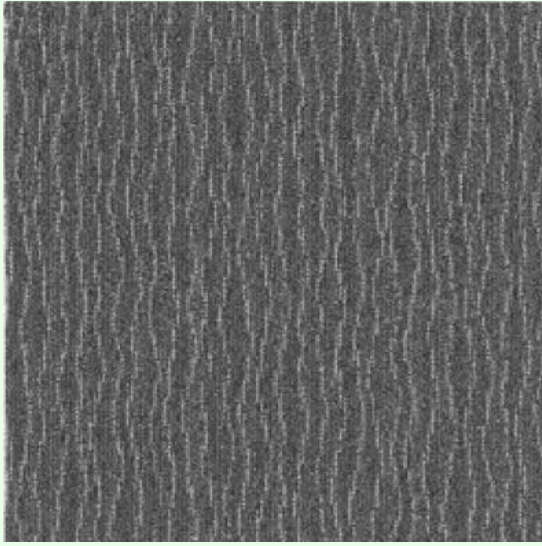
「…平らに削ったり、角落しなどに用いる工具である
『やすり』において、需要者は、やすり部の形状に着目
する…やすり部の折曲部…は、需要者が最も注目を
引く意匠の構成部分（要部）である」⇒**非類似（非侵害）**

*物品の機能に不可欠な形状は×（意匠法5条3項）
⇒**機能（作用効果）に関わる部分に、不可欠でない
形状・表示を創作し、機能も含めて主張すべし。**

2-2. 意匠の類似(侵害論)

使用態様～組み合わせた全体観察⇒類似(侵害)

大阪地判平成22年(ワ)805「タイルカーペット」事件



＜本件意匠(150倍に拡大、1289529)＞ ←類似→ ＜被告意匠＞

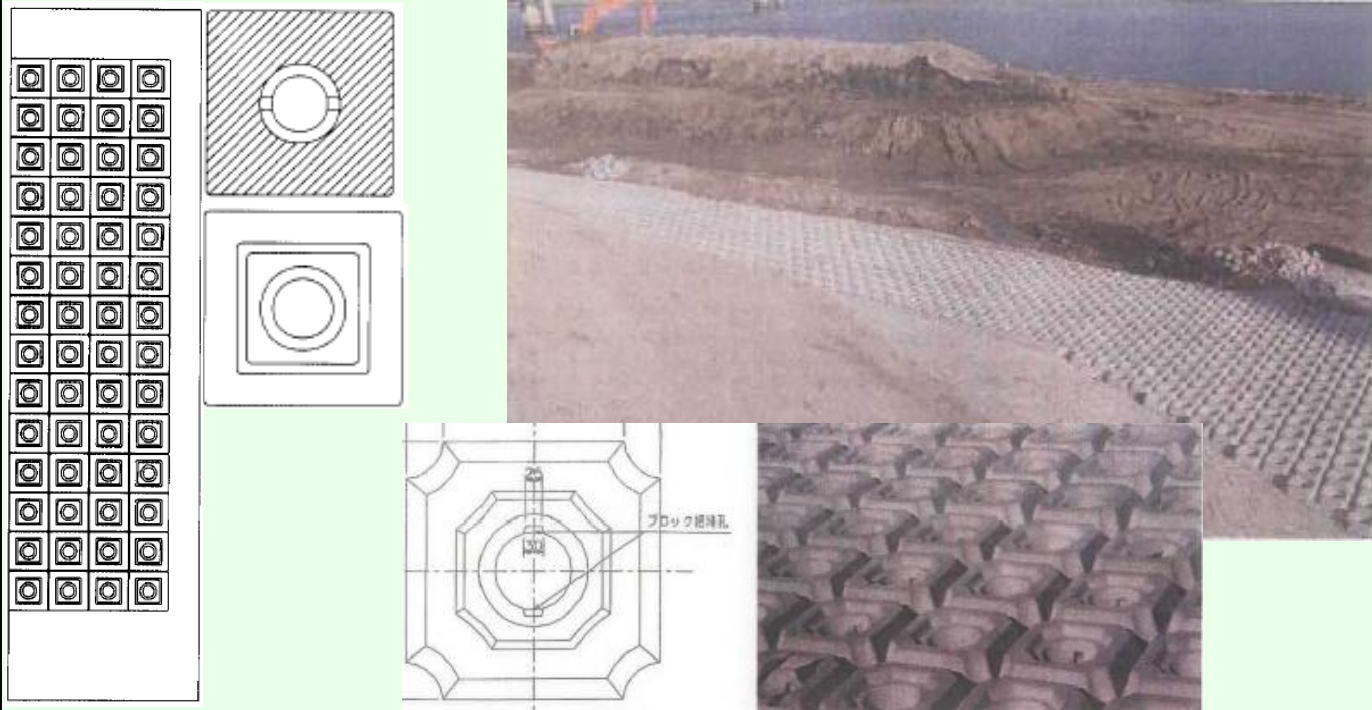
「タイルカーペットは、室内装飾のために床面に敷いて使用される・・・インテリア用品である。そのため、取引においても、様々なデザインの商品を数多く見比べて比較検討できるように、カタログ等で、実物の小片(サンプル)や写真・画像が示されるなど・・・模様、質感、色目等の違いが強調されている。・・・

需要者は、現実使用了した場合における室内の雰囲気注目する・・・需要者は、他の商品と区別される1枚1枚の全体的なデザインのほか、複数枚を組み合わせる床面に敷き詰めた際に受ける印象も重視するといえる。・・・需要者に・・・実際の使用状態においては美感に差異を生じさせるものではないと認識することになる。」⇒類似(侵害)

2-2. 意匠の類似(侵害論)

使用態様～組み合わせた俯瞰⇒非類似(非侵害)

大阪地判平成18年(ワ)7014「ブロックマット」事件



＜本件意匠(1180425)＞

←非類似→

＜被告意匠＞

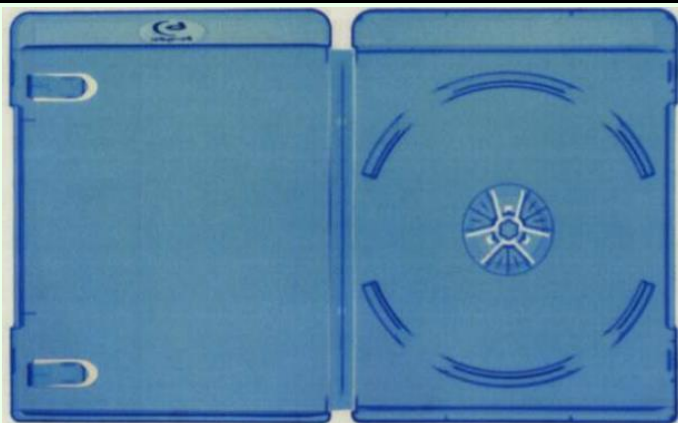
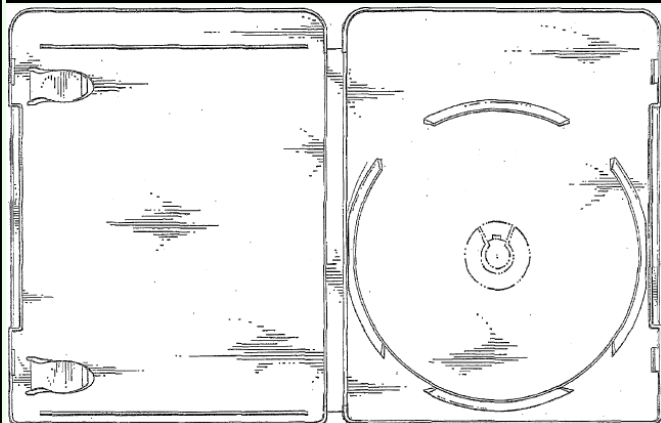
「需要者(工事業者)はカタログあるいは現物を見て商品の選定をするものであるところ、カタログには商品の図面として正面視の図面が掲載されている。・・・本件登録意匠は、整然とした美感をもたらしているのに対し、被告意匠においては、・・・4分の1円状の切欠部は、配列された際に他のブロックの4分の1円状の切欠部と接続することで円形をなしていること、ブロックとブロックの間に比較的広い溝があることにより本件登録意匠とは異なる装飾的な美感をもたらしている。」

⇒非類似(非侵害)

2-2. 意匠の類似(侵害論)

＜典型＞「要部」の形状が異なる⇒非類似(非侵害)

東京地判平成25年(ワ)12233「ディスク包装用容器」事件



＜本件意匠(1308670)＞ ←非類似→ ＜被告意匠＞

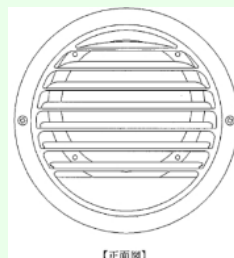
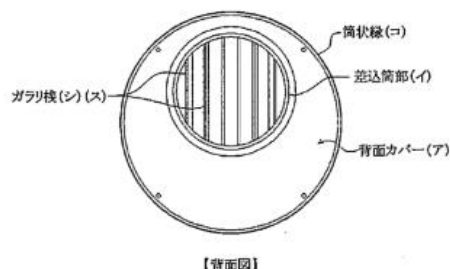
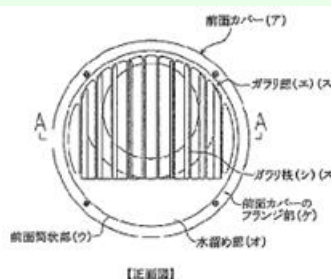
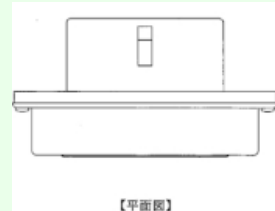
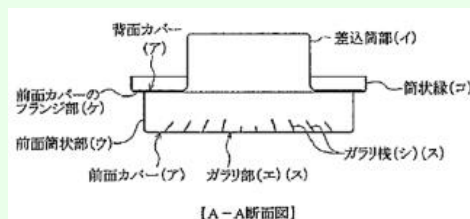
「本件意匠は、基台部内側の下寄りの位置に4つの土手状の支持部があるのに対し、被告意匠は、基台部内側の上端部に帯状凹部が、下端部に紐状凹部があり、両者に囲まれた部分の中央部の留具を取り囲むように上下に6分割された土手状の支持部が外周部上にあるという点で、本件意匠の要部において大きな差異があるから、・・・全体として異なる美観を与えるものである。

・・・その他の共通点は公知の意匠にある構成であるから、上記の相違点が看者に与える美観の相違を凌駕するものではない。」⇒非類似(非侵害)

2-2. 意匠の類似(侵害論)

<典型>「要部」の形状が異なる⇒非類似(非侵害)

東京地判平成23年(ワ)10705「換気口」事件



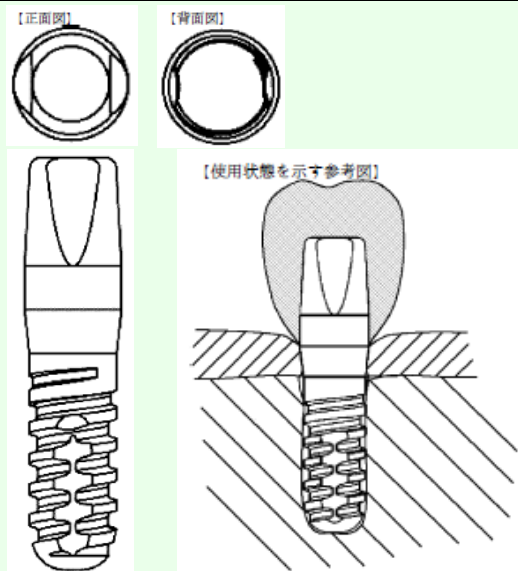
<本件意匠(1222958)> ←非類似→ <被告意匠>

「要部の全て、すなわち、① ガラリ部と水溜め部の割合が、本件各意匠では約7対3であるのに対し、被告意匠では約8対2であること、② 本件各意匠は10本のガラリ棧から成る縦ガラリであるのに対し、被告意匠は7本のガラリ棧から成る横ガラリであること、③ 略半円板状(弓状)の水溜め部が、本件各意匠では前面筒状部の前端面の他の部分と同一の平面上に形成されているのに対し、被告意匠では前面筒状部の前端面の他の部分から前方にやや突出して形成されていることの各点において大きく相違する…。…共通点は、美感的相違を凌駕するものとはいえない。」⇒非類似(非侵害) 86

2-2. 意匠の類似(侵害論)

<典型>「要部」の形状が異なる⇒非類似(非侵害)

東京地判平成25年(ワ)6920「歯科用インプラント」事件



<本件意匠(1393365)>

←非類似→

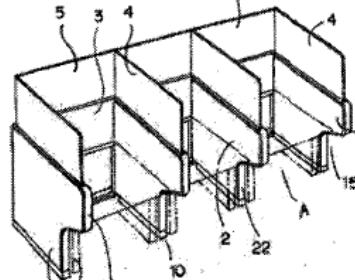
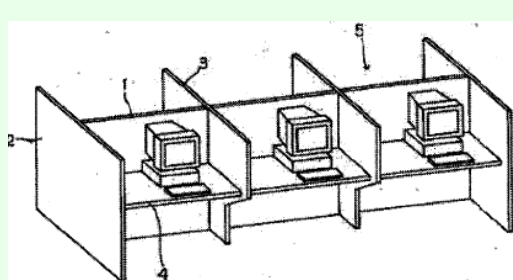
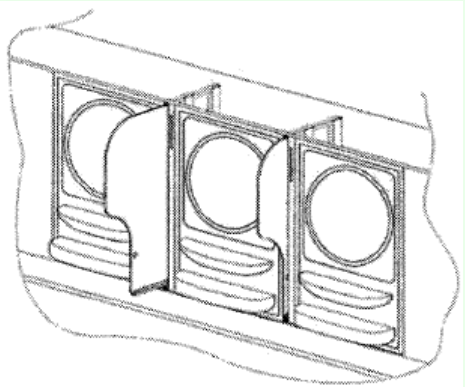
<被告意匠>

「歯科用インプラントの性質、目的、用途、機能及び使用態様に公知の意匠の構成を併せ考慮すれば、本件意匠のうち看者である需要者(歯科医師)の注意を最も惹きやすいのは、被覆部において、ほぼ一様な円柱状の側面上に、底部付近から支台部との境界付近までネジ部が形成され、当該ネジ部を構成するネジ溝が底部付近のネジ溝深さよりも支台部付近のネジ溝深さが浅くなるよう形成されていて、左側面及び右側面の中央やや下側付近の中心軸に対し互いに対称の位置にある2か所に、被覆部の長さの3分の2程度を占め、長手方向が軸方向と平行の帯状部分とこれに対する複数の横方向延伸部分からなる平面視脊柱状(外周は略舟形状)の切り欠き面(本件平滑面)がそれぞれ形成されている部分と、支台部の略円錐台形状部分において、左側面及び右側面の中心軸に対して互いに対称な位置にある2か所に、円錐台形状側面に対し傾斜した平面からなる切取り面(本件切取り面)が形成されている部分であり、これらが本件意匠の要部であると認められる。」⇒非類似(非侵害)

2-2. 意匠の類似(侵害論)

意匠権の要部認定のために、公知意匠を参酌できる範囲 ～ 「用途・機能」の異同。

大阪高判平成25年(ネ)1136「遊技台の台間仕切り板」事件



公知意匠1及び2(作業区域)

登録意匠(遊技台)

「意匠の構成中の一部に公知意匠の構成と同じものが含まれていても、その部分が…需要者の注意を惹くこともあり得る…から、…直ちに意匠の要部となり得ないと解すべきではない。」

「乙2意匠は…プライバシー維持…。本件意匠は…プライバシー維持と反対に、むしろ見通しをよくした…ものである。そうすると、…用途と機能において同一又は類似とは認められない。…本件意匠の要部を検討する上で…参酌するのは相当でない。」

⇒非類似(非侵害)

2-3. 創作容易性

「意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。」（新・意匠法3条2項）

令和2年4月1日以降の意匠出願は、「公然知られ」（現実に知られて）ていなくても、頒布された刊行物、インターネット上で公開された形状等又は画像も、創作容易性の判断要素に加えられた!!

★それ以前の出願は、「公然知られ」たものののみ!!

※新法施行後も、「公然実施」（公用）は判断要素でない。

※3条1項も、依然として、「公然実施」（公用）は判断要素でない。
改正後も、刊行物以外は、“知られ得る”状態にあっただけでは×。

Cf. 知財高判平成23年（行ケ）10129「照明器具用反射板」事件 89

2-3. 創作容易性

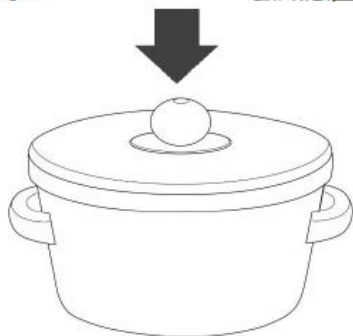
(a)置き換え (審査基準) = 意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えること



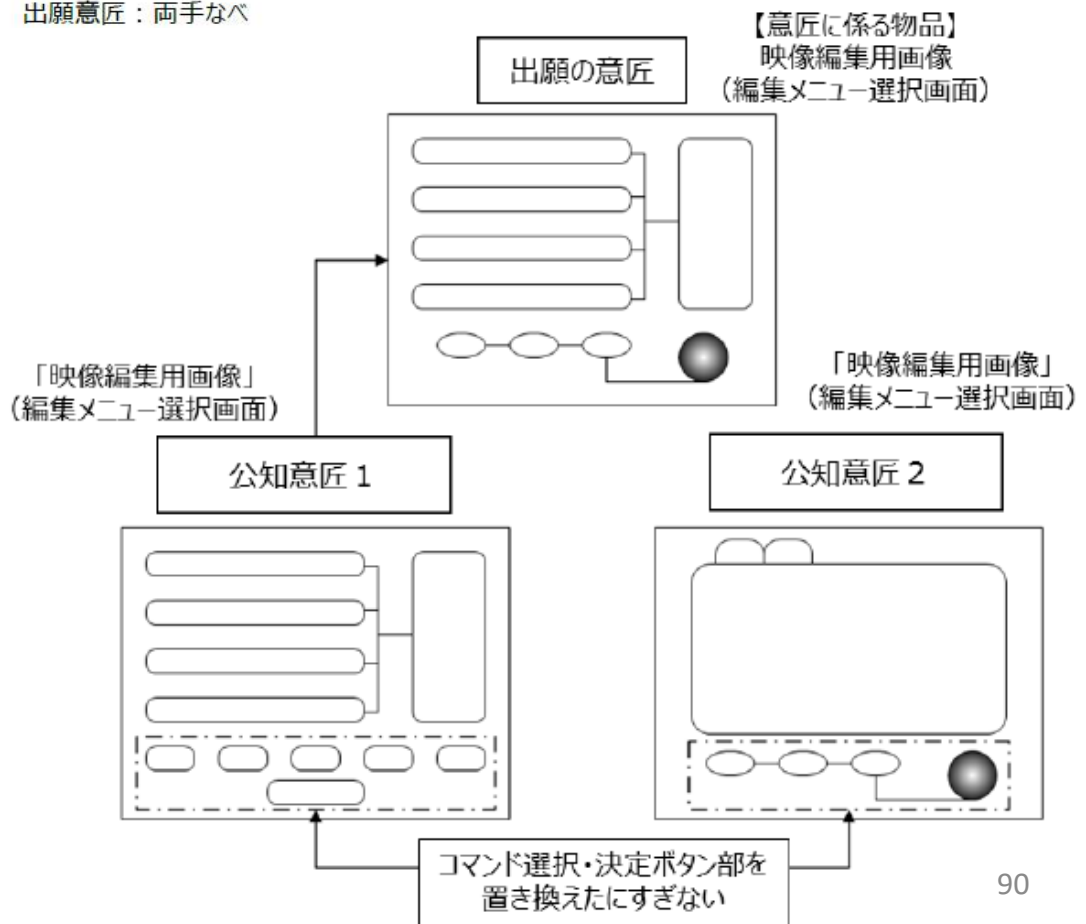
公知意匠：両手なべ



公知意匠：片手なべ



出願意匠：両手なべ



2-3. 創作容易性

(b) 寄せ集め (審査基準) = 複数の既存の意匠等を
組み合わせて、一の意匠を構成すること



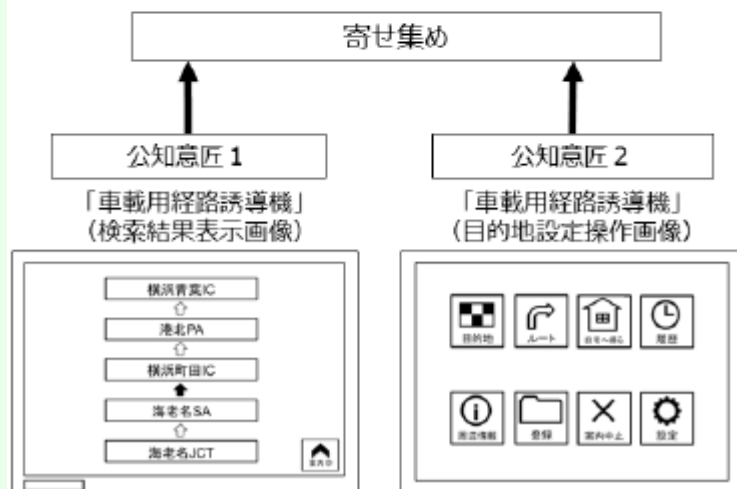
公知意匠：キーホルダー用下げ飾り



公知意匠：キーホルダー用金具



出願意匠：キーホルダー



2-3. 創作容易性

(c) 一部の構成の単なる削除(審査基準)＝意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除すること



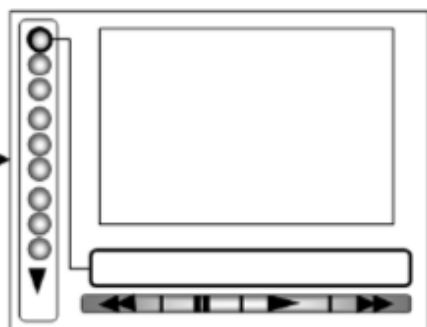
公知意匠：ごみ箱



出願意匠：ごみ箱

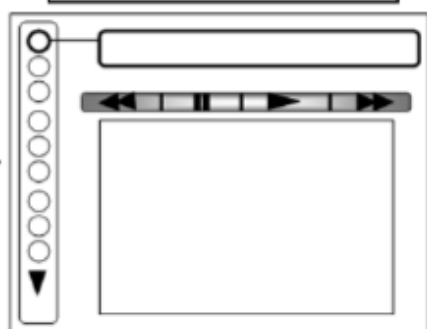
出願意匠

【意匠に係る物品】
映像制御用画像



選択肢表示部及び再生指示部に、よく見られる改変を加えて配置の変更をしたにすぎない

公知意匠



映像制御用画像

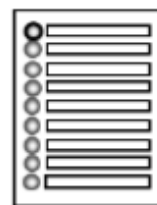
改変が独創的なものか判断するための資料

画像の矩形形状を隅丸としている例



「映像編集用画像」(機能選択画像)

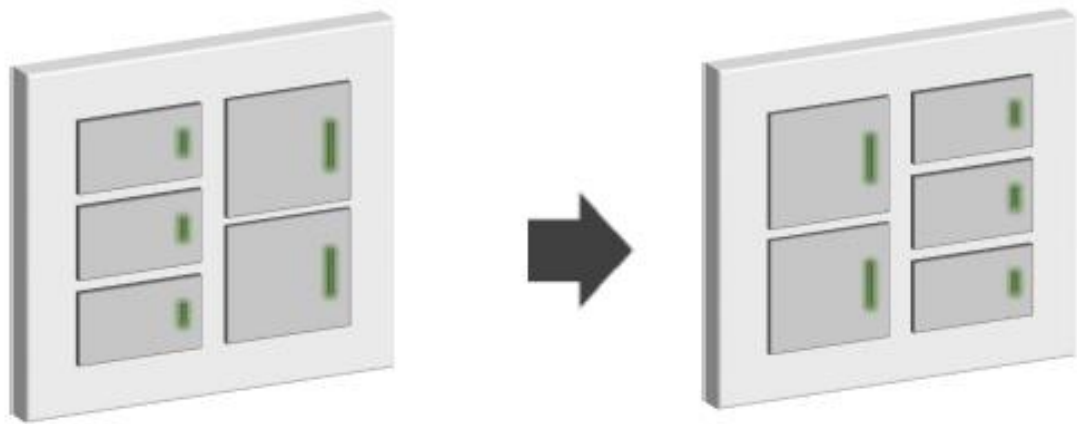
陰影を付加し立体的にしている例



「初期メニュー用画像」

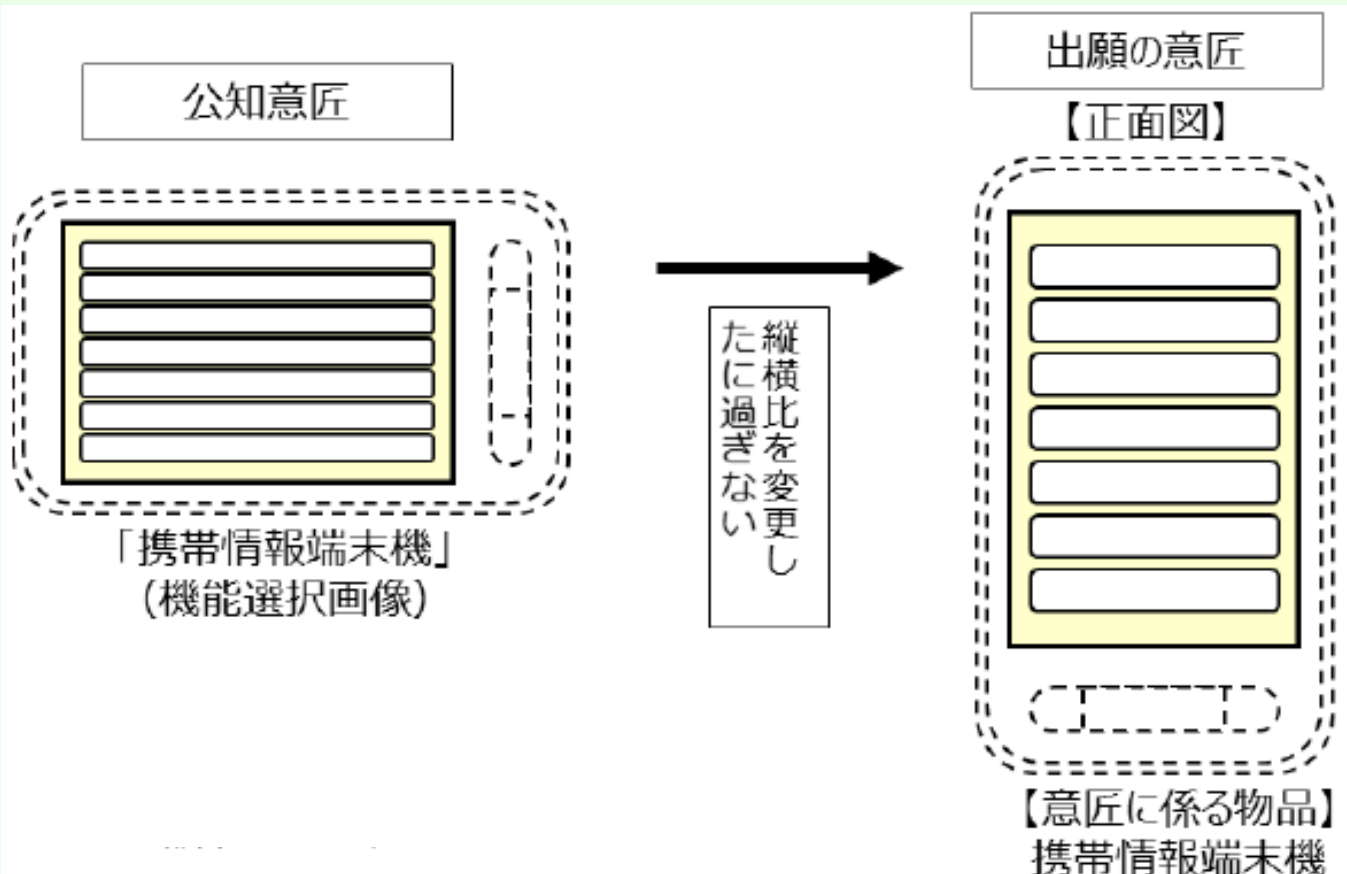
2-3. 創作容易性

(d) 配置の変更 (審査基準) = 意匠の構成要素の配置を、単に変更すること



公知意匠：室内灯用スイッチプレート

出願意匠：室内灯用スイッチプレート



2-3. 創作容易性

(e) **構成比率の変更** (審査基準) = 意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更すること



公知意匠：包装用容器

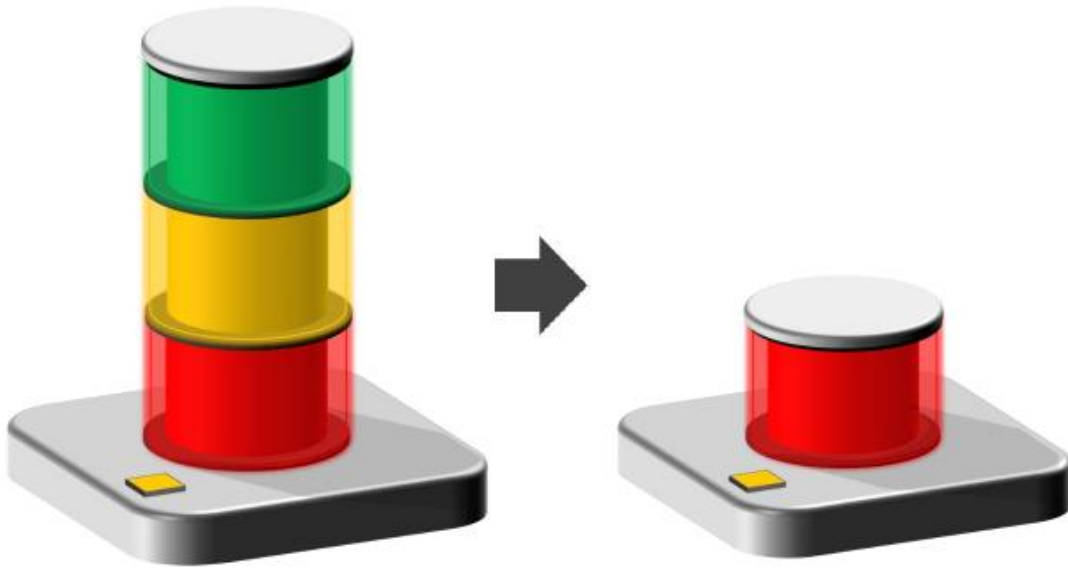


出願意匠：包装用容器

知財高判平成19年(ネ)第10032号「取鍋」事件
「意匠法3条2項の創作容易性においては、
物品の類似性を問題としない」

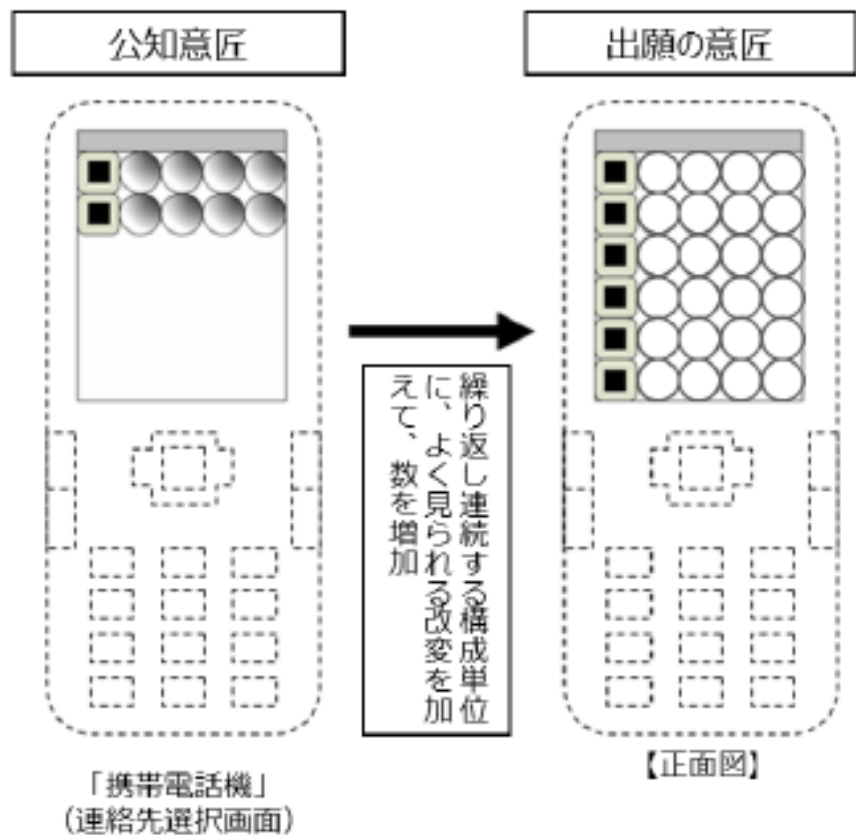
2-3. 創作容易性

(f) 連続する単位の数の増減(審査基準) = 繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させること



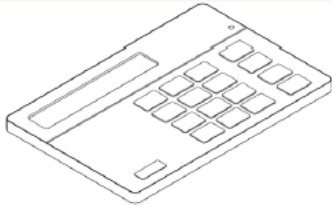
公知意匠：回転警告灯

出願意匠：回転警告灯

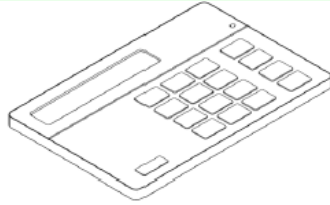


2-3. 創作容易性

(g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用(審査基準)
 =既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの
 形状等で種々の物品に利用・転用すること



公知意匠：卓上電子計算機



出願意匠：チョコレート

=東京高判昭和62年(行ケ)
 第195号「チョコレート」事件



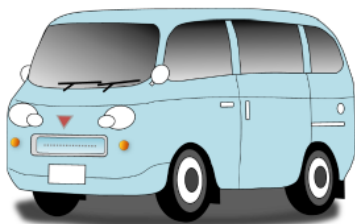
自然物



出願意匠：ペーパーウェイト

知財高判平成30年(行ケ)
 10147「卓上敷マット」事件

①慶弔用品の分野の
 引用意匠を卓上敷マット
 に転用したうえで、
 ②相違点1は、縦横比を
 必要に応じて適宜調整
 しただけであり、
 相違点2は、色の配置の
 入れ替えに過ぎないから
 創作容易と判断した。



公知意匠：乗用自動車



出願意匠：自動車おもちゃ

公知意匠



出願の意匠

【画像図】



公知意匠を画像に転用し、
 軽微な改変を加えて表
 したにすぎない

改変が独創的なものか判断するための資料

入力欄をプルダウンメニューとした例

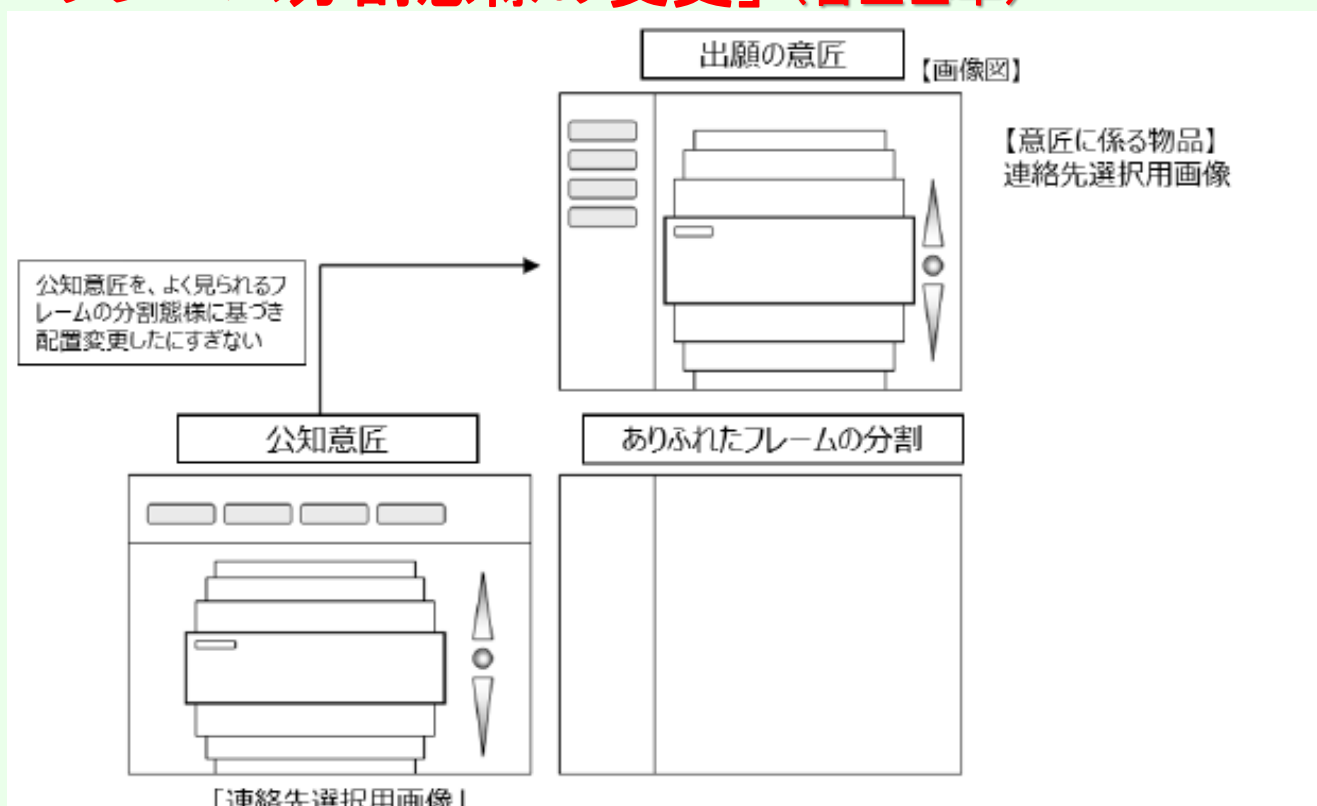
■振込先指定

〇〇銀行
 〇〇銀行
 ××銀行
 △△銀行

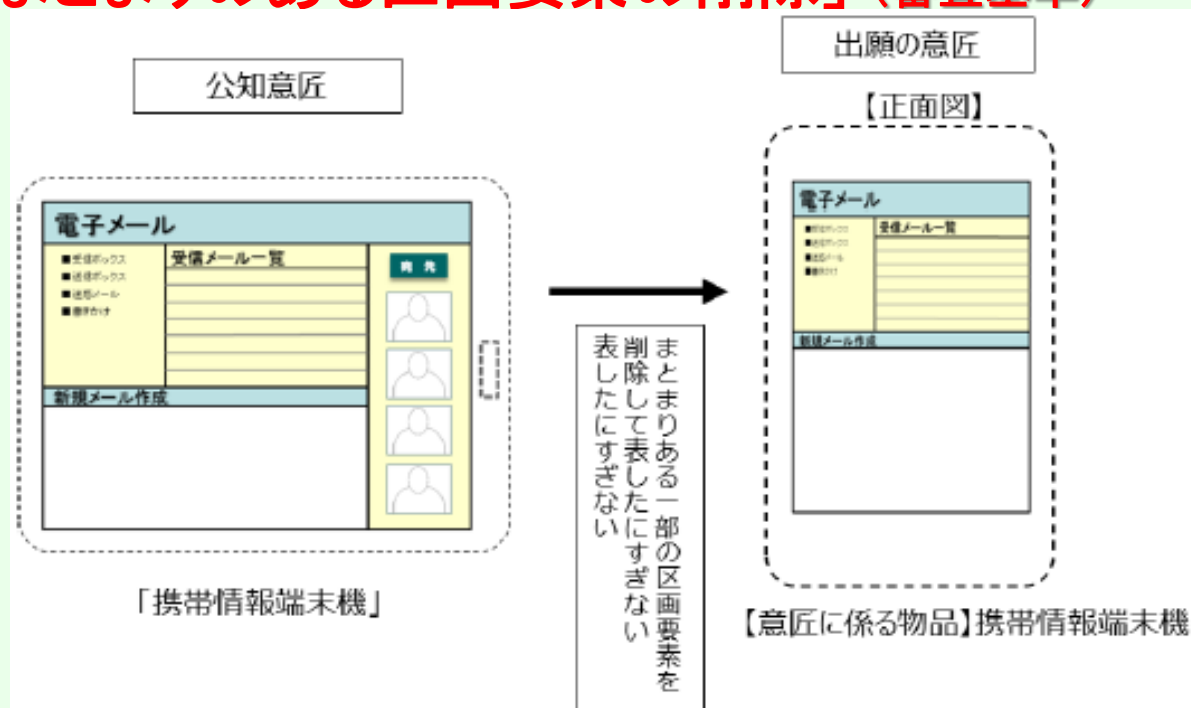
決定

2-3. 創作容易性

「フレーム分割態様の変更」(審査基準)

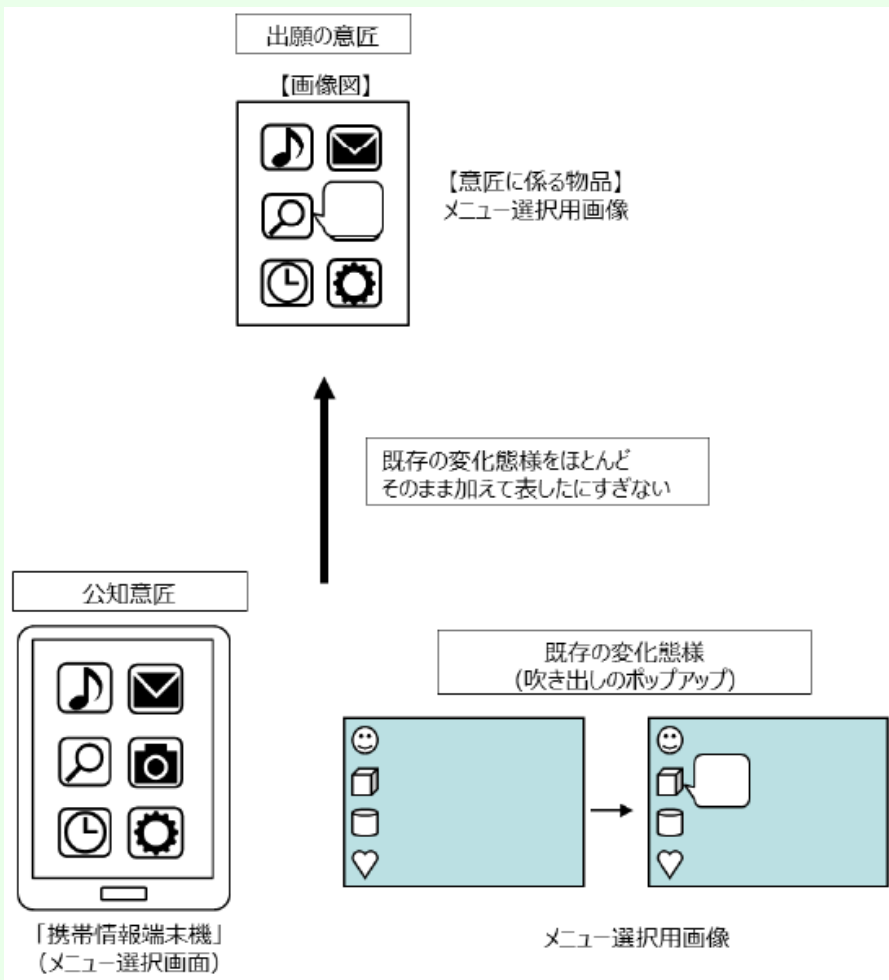


「まとまりのある区画要素の削除」(審査基準)



2-3. 創作容易性

「既存の変化態様の付加」(審査基準)



「変化する画像の創作非容易性の判断」(審査基準)

※以下の(1)又は(2)の場合には、出願の意匠は容易に創作できたものとは認められない。

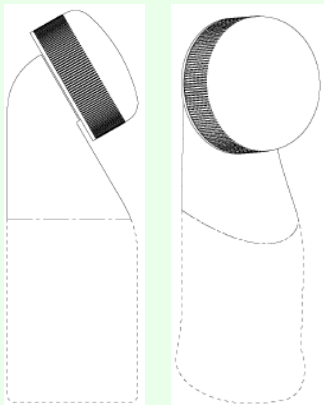
(1) 変化の前後を示す画像のいずれかが、当業者にとって容易な創作とはいえないものである場合

(2) 変化の態様が当業者にとって容易な創作とはいえない場合

2-3. 創作容易性

知財高判平成19年(行ケ)10209「包装用容器」事件

「本願全体意匠は、『キャップ』の径を口部・・・の径に対して1.7倍として、径方向に大きく拡大させ、また、『キャップ』の縦と横の直径の比率を約1対2として、径方向に大きく広げて、塗布具部表面の面積を広く確保している点で特徴があるが、そのような特徴があるとともに、『キャップ』の縦の長さを極力短く抑えていること、滑り止め用縦ギザを、『キャップ』の周側面の底部方向から2分の1部分のみに施していること、・・・などの点において、「キャップ」を径方向に大きく拡大させたことに由来する欠点、すなわち、頭部が目立ちすぎて、威圧感を与えたり、容器形状として異様な印象を与えたり、容器との調和を乱したりするなどの欠点を解消させ、均衡を保つための美観上の工夫が様々施されており、そのような点でも特徴がある・・・。本願全体意匠は、多様なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものであるから、意匠3を基礎として、意匠1及び意匠2(容器本体口部よりも塗布具部の径が大きな公知の包装用容器に係る意匠)を適用することによって・・・容易に創作することができたはいえない。」



本件意匠(1333719)



引用意匠3

⇒創作非容易



引用意匠1

引用意匠2⁹⁹

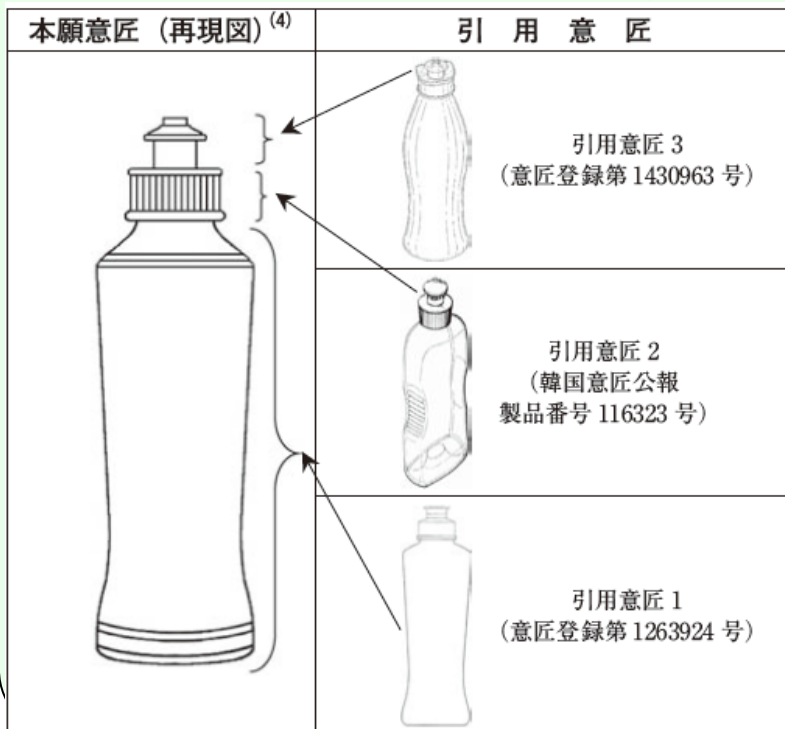
2-3. 創作容易性

知財高判平成28年(行ケ)10108「包装用容器」事件

⇒創作容易性は、「物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして・・・公然知られた形態を基準として、・・・当業者が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記公然知られた形態を基準として、当業者の立場から見た意匠の着想の

新しさないし独創性を問題とする」＝平成30年(行ケ)第10181号★昭和45年(行ツ)第45号「可撓伸縮ホース」事件、昭和48年(行ツ)第82号「帽子」事件を引用した。

「容器に入れる洗剤等の使用の目的や用途，使用方法，包装用容器そのものの使用状態等様々な事情を考慮して，当該容器の形態を創作することは当然行われて



いる・・・容器本体部やキャップ部，注出口部等につき公知の形態を組み合わせ，・・・置き換え・・・等の変更が当業者にとってありふれた手法である」

⇒創作容易 ¹⁰⁰

2-3. 創作容易性

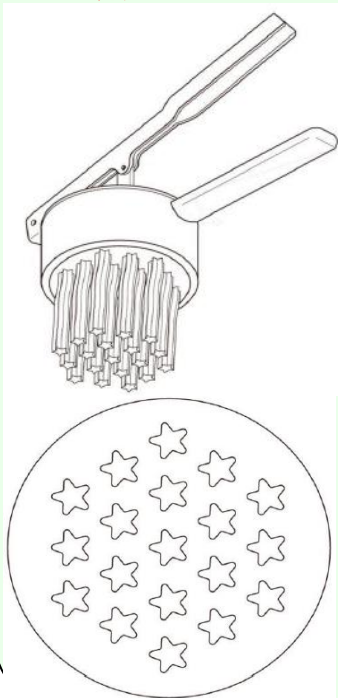
令和元年(行ケ)10089「押出し食品用の口金」事件

一般論は、知財高判平成28年(行ケ)10108「包装用容器」事件と同じ。

「『押出し食品用の口金』の分野においては、薄い円形板に星形の抜き穴を形成し・・・、抜き穴の配置態様を千鳥状に配して形成すること・・・本願の出願前に広く知られていた・・・。

・・・抜き穴を、押し出された食品同士が接触しないように一定の間隔をあけて、 60° 千鳥状に配置すれば、略星形の完全な形態をなす抜き穴の数は、自ずと19個となり、円形板周縁に略星形の抜き穴を形成できない余白部分が生じることも当然であるといえるから、円形板周縁に余白部分を設けた創作は特段困難なものではない。」⇒創作容易

本願意匠



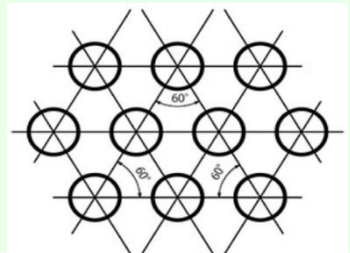
乙1



乙2



乙4



乙3



2-3. 創作容易性

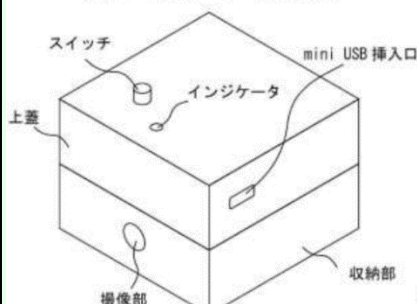
「動機付け」を肯定して、創作容易と判断した事例

知財高判平成29年(行ケ)10188

「アクセサリケース型カメラ」事件<高部裁判長>

「本願意匠・・・は、アクセサリケースとしての用途と機能を有し、併せて相手に分からないように撮影し、録画するという隠しカメラとしての用途と機能を有する・・・。本願意匠に係る当業者は、アクセサリケースの分野における通常の知識と、隠しカメラの分野における通常の知識を併せて有する者である。・・・引用意匠1は、アクセサリケースを開いて指輪を見せ、ひざまずいた状態でプロポーズを行うというアメリカの風習に適するよう、撮像部を上蓋部に設けたものである。そこで、これと異なる形で、アクセサリケースを使用する場合にも適するよう、撮像部の位置を変更する動機付けが認められる。したがって、撮像部を収納部に設置した引用意匠3及び4を参考にしつつ、引用意匠1の撮像部を上蓋部から収納部に変更することは、当業者が、容易に創作することができたものである。」⇒**創作容易**

閉じた状態の参考斜視図



開いた状態の参考図



本願意匠(2015-24653)

引用意匠1

プロポーズの瞬間をカメラに収める「Ring cam」【カメラ付き指輪ケース】が人気！？

© 2014/11/15 ■ プロポーズ

人生で最も幸せであろう瞬間を最も近くで記録することができるカメラ
それが「Ring Cam」



引用意匠3



引用意匠4

2-3. 創作容易性

「動機付け」を否定して、創作非容易と判断した事例

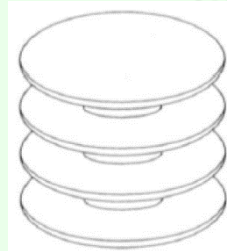
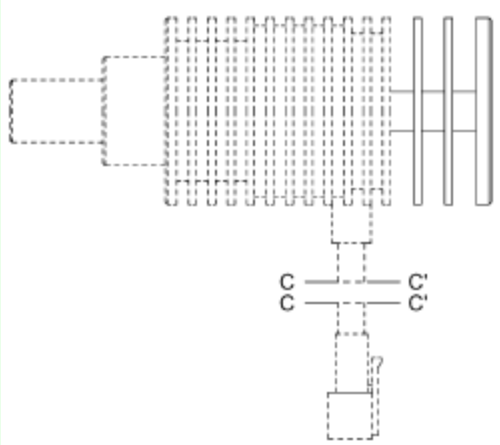
知財高判平成30年(行ケ)10181

「検査用照明器具」事件<高部裁判長>

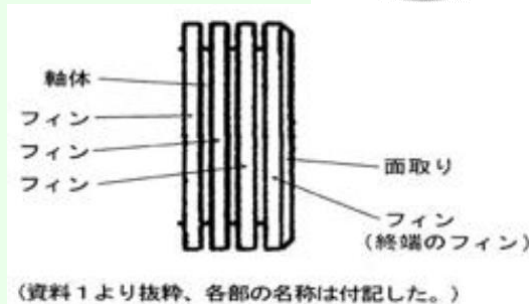
=大阪高判平成30年(ネ)2523<山田裁判長>

「複数のフィンが水平方向に並べて設けられている、『タワー型』の引用意匠1には、それらを垂直方向に並べることの**動機付け**を認めるに足る証拠はないから、引用意匠1に基づいて本件意匠を創作することが容易であるとはいえない。・・・タワー型ヒートシンクである引用意匠1に・・・引用意匠2又は同3を組み合わせる**動機付け**を認めるに足る証拠はない。」⇒**創作非容易**

本件意匠(部分意匠1224615)



引用意匠1



引用意匠2

⇒水平・垂直を相違点とした上で、副引用意匠を適用する「動機付け」を否定した!!

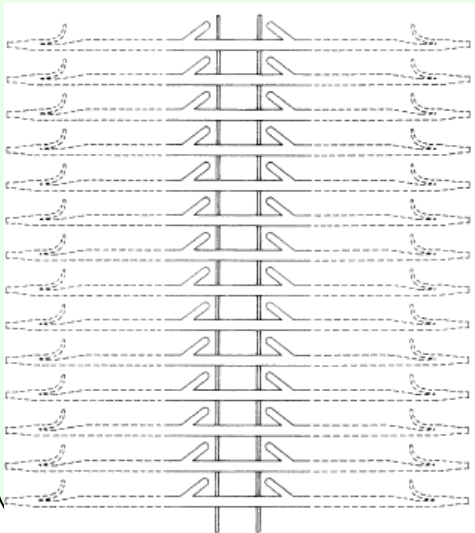
2-3. 創作容易性

「動機付け」を否定して、創作非容易と判断した事例

知財高判平成19年(行ケ)10078「貝吊り下げ具」事件

※原告は、例示意匠1及び2の組み合わせの動機付けがないと主張した。⇒判決は「動機付け」という用語は使わなかった。

「・・・連結部の形状をどのようにするか、どのような部材を用いるか、一つとするか複数とするか、仮に連結紐を選択したとしても、その間隔をどのようにするか、他の部材(・・・)との配置関係をどのようにするかについては、機能面からの制約を考慮したとしてもなお、様々な意匠を選択する余地があるといえる。そうすると、本願意匠と例示意匠1との相違点である『連結のための一枚のテープ状薄片』を、例示意匠2の図2の2本の連結紐に置き換えることによって、本願意匠の特徴である『2本の連結紐をロープ止め突起近くに配設し、その結果それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ



三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成すること』は、当業者において容易に創作し得たということとはできない。」

本願意匠(1318240)

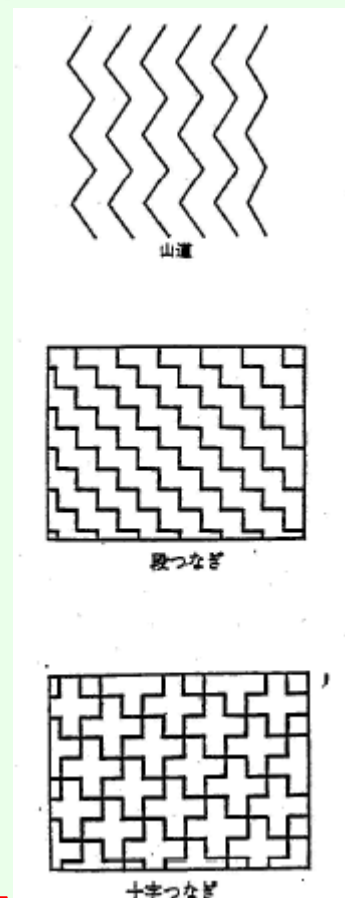
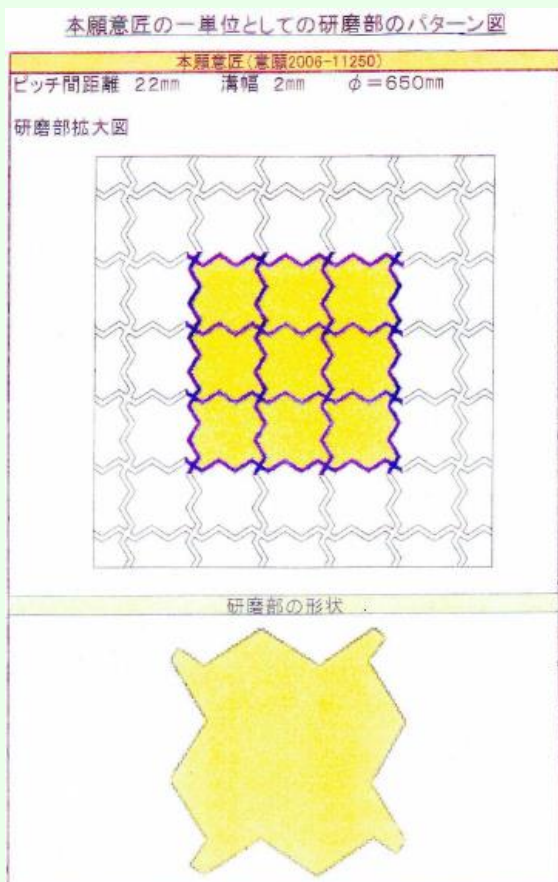
⇒創作非容易

2-3. 創作容易性

美感の相違を、創作非容易の一理由とした事例

知財高判平成20年(行ケ)10069「研磨パッド」事件

「三角波ジグザグ線模様のうちにも、線の太さや各直線部の長さ・形成角度が様々なものがあり、その選択の余地がある上、…どのような溝間隔の幅を選択するかということは、当該意匠から受ける印象などをも考慮して決定されるものであり、…相当程度の創作性を要する…。…本願意匠は全体として…見る者に対して、繊細さ、鋭さ、不安定さなどを印象づけるものであるといえる。」⇒**創作非容易**



本願意匠(2006-11250)

引用意匠(参考日本の伝統柄文様)

2-3. 創作容易性

引用意匠中の「位置」を問題として、創作非容易とした

知財高判平成27年(行ケ)10004

「遊戯用器具の表示器」事件<清水裁判長>

「引用部分意匠の3桁の大型数字表示部は、表示画面上方寄りには配置されているものの、最上段のドット表示部よりは下に配置されているのであり、大型数字表示部の配置された位置は、両者で異なる…。しかも、本件部分意匠では、小型数字表示部及び中型数字表示部という二段階の対象数字表示部との比較において、大型数字表示部の大きさがより強調されている…。数字を大きくすること自体がありふれた手法であるとしても、ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのである。

したがって、意匠の構成要素の位置を異にする意匠から、その位置を捨象した構成要素のみを取り出してその創意を論じることが、相当ではない。」⇒創作非容易



本件意匠(部分意匠)



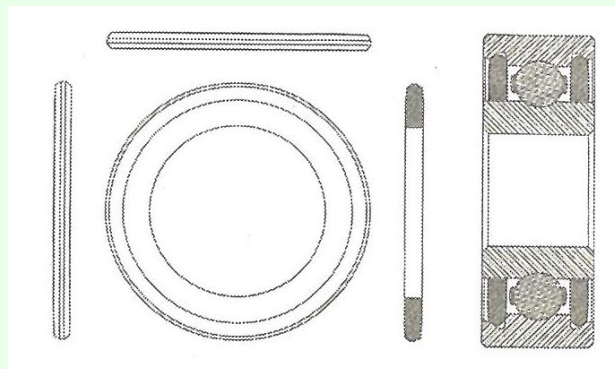
引用部分意匠2

2-3. 創作容易性

肉眼で視認できない形状等は、美感の判断要素でない

東京高判平成3年(行ケ)274「ベアリング用保護板」事件

「原告は、添付図面によれば面取りの態様等を肉眼で視認できる旨主張する。しかし、本願意匠の添付図面が本願意匠の大きさを約50倍に拡大して示した図面で・・・あり、これによって視認できるところがそのまま、上記大きさの本願意匠に係る物品において視認できないことは当然であり、本願意匠に係る物品の大きさが上記のとおりであることを前提に同図面を見れば、・・・面取り部分の幅は計算上約0.057mmとなり、審決の述べるとおり、『肉眼で視認できるのは円盤状リング型であることだけで、面取りの態様等については肉眼では視認できない。』」⇒「面取りの態様等」は意匠の美感のファクターとして認定されず。⇒引用意匠から**創作容易**



本件登録意匠

2-3. 創作容易性

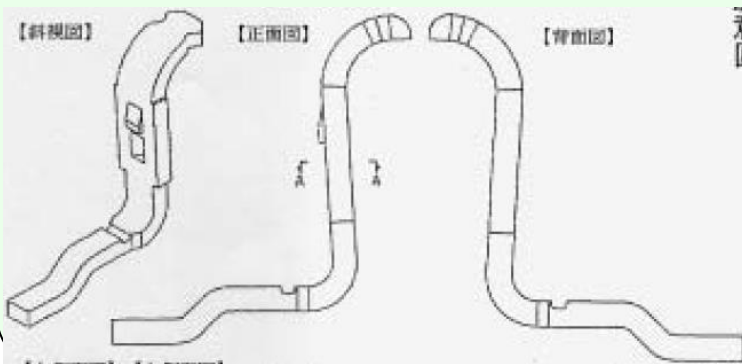
微小でも取引時に拡大して観察することが通常ならOK

知財高判平成17年(行ケ)10679「コネクター接続端子」事件

「意匠法の目的…。意匠に係る物品の取引に際して、
現物又はサンプル品を拡大鏡等により観察する、拡大
写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載するなどの
方法によって、当該物品の形状等を拡大して観察する
ことが通常である場合には、当該物品の形状等は、
肉眼によって認識することができないとしても、『視覚を
通じて美感を起こさせるもの』に当たる…。…」

本願意匠に係る物品『コネクター接続端子』においては、
その取引に当たり、物品の形状等を拡大して観察して
いるということとはできない。」⇒**結論として、審決維持**

「原告が引用する登録意匠…は…カタログに平面図、
正面図及び側面図の拡大図が掲載され、その取引に
当たり形状等を拡大して観察することが通常である」



本件登録意匠

2-3. 創作容易性

「技術的な作用効果」は、創作非容易性に寄与しない

東京高判平成10年(行ケ)42「釣竿」事件

「意匠は、視覚を通じて美感を起こさせるものであって、技術的思想の創作ではないから、**技術的な課題及び技術的な理由による作用効果**が相違ないし優れているとしても、そのことをもって意匠の創作が困難となるというものではない。」⇒**創作容易**

本件意匠 (意匠登録第890836号)



引用意匠



引用意匠



★特許権に関する判決であるが、令和元年8月27日最判平成30年(行ヒ)第69号「アレルギー性眼疾患を処置するためのドキセピン誘導体を含む局所的眼科用処方物」事件が、構成が容易想到であっても、「予測できない顕著な効果」により進歩性を肯定できる可能性を認めて、破棄差戻した。

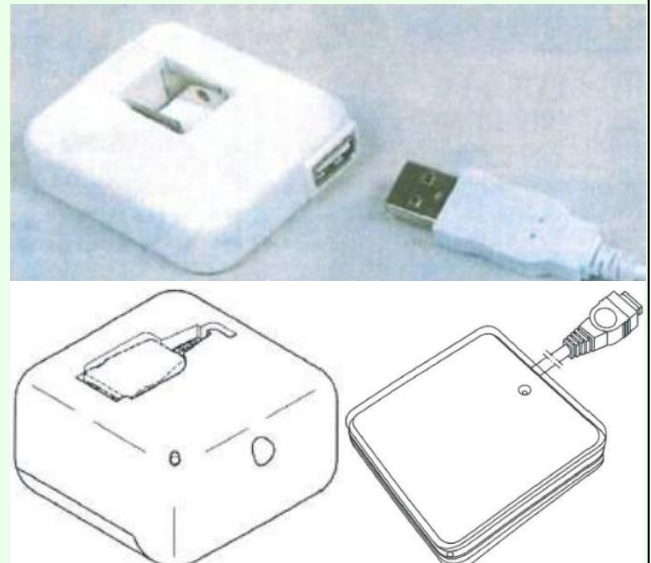
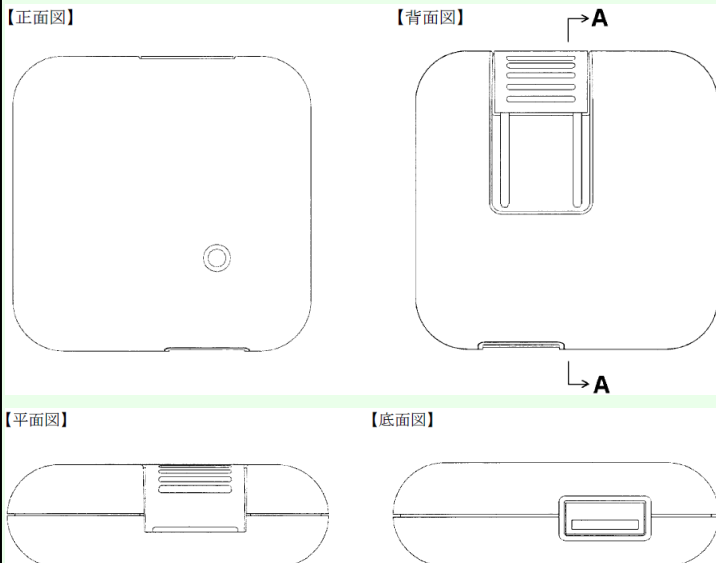
⇒意匠権の創作容易性にも、影響が有り得る。

2-3. 創作容易性

意匠の着想の新しさ・独創性⇒創作非容易

東京地判平成23年(ワ)247「エーシーアダプタ」事件

「本体が正方形又は長方形の箱状のエーシーアダプタに係る意匠においては、縦(横)の長さとの厚さの比率、面取りの有無、厚さに対する面取り径の比、面取りの具体的形状等により、当該意匠全体が需要者に与える美感を異にすることがあり得るところ、本件登録意匠においては、縦横の長さとの厚さの比及び厚さに対する面取り径の比率等を工夫することにより、『本体の四角隅部は、正面視において、いずれも、厚さの約2分の1を半径とする四半球状となっている』構成としたものであり、このような構成には、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性が認められる。」⇒創作非容易



本件意匠(1316224)

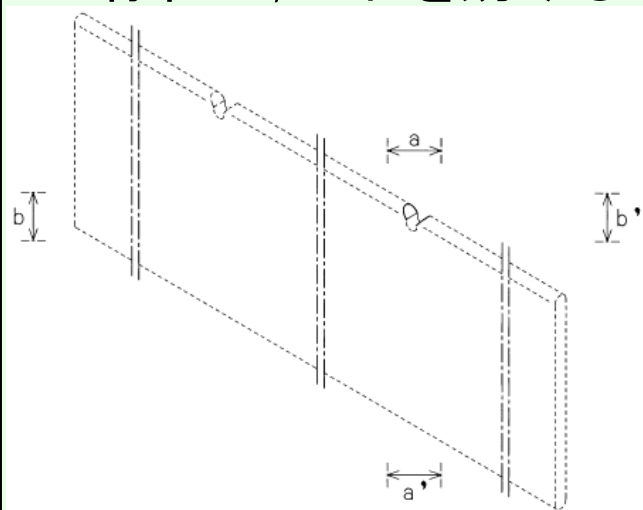
引用意匠(乙3、乙4、乙5)

2-3. 創作容易性

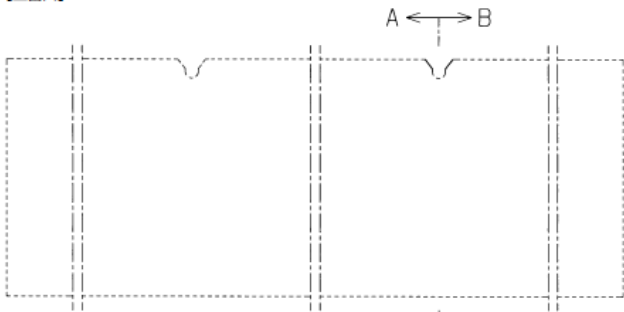
引用(周辺)意匠同士の「機能」の相違について

知財高判平成28年(行ケ)10138「ブラインド用スラット」事件

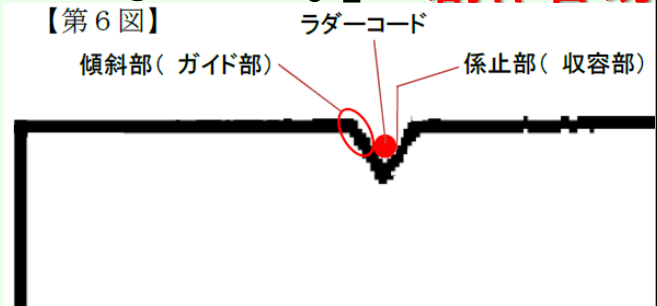
「原告は、周辺意匠3のV字状傾斜部と引用意匠・・・の逆ハの字状傾斜部とは・・・機能が異なることを主張する。しかしながら、ここで問題となるのは・・・ラダーコード等を導くために設けられる・・・同様の傾斜部としてみる事ができないような相違があるか否かということである。原告主張のような、更に細部に及ぶ形態及び機能上の相違の存在は、これを妨げるものではない・・・。」⇒**創作容易**



【正面図】



【第6図】



**周辺意匠3
(実公平8-8233)**

本件意匠(1492562)

【平面図】



2-3. 創作容易性

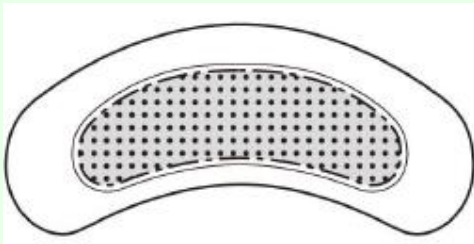
非類似の物品に基づいて創作容易とした事例

知財高判平成27年(行ケ)10047

「マイクロニードルパッチ」事件

「...意匠の創作容易性の判断資料は、本願意匠に係る物品である『マイクロニードルパッチ』と同一又は類似の物品に係るものに限られず、『ほうれい線』対策という特定の使用部位に関する物品に係るものにも限られない。

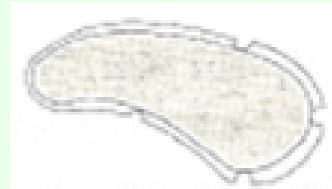
また、そもそも、本願意匠に係る物品は、薬剤又は化粧剤を経皮吸収させる『マイクロニードルパッチ』であり、その使用部位は顔面の特定の部位に限られないものであるから、『ほうれい線』対策という特定の使用部位に関するモチーフをもって本願意匠の創作容易性を判断しなければならないものでもない。」⇒**創作容易**



公知形態①(特開平11-30623)



本願意匠



公知形態②(1419486)

2-3. 創作容易性

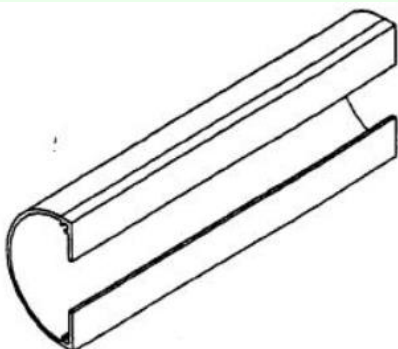
非類似の物品に基づいて創作非容易とした事例

知財高判平成18年(行ケ)10088

「金属製ブラインドのルーバー」事件

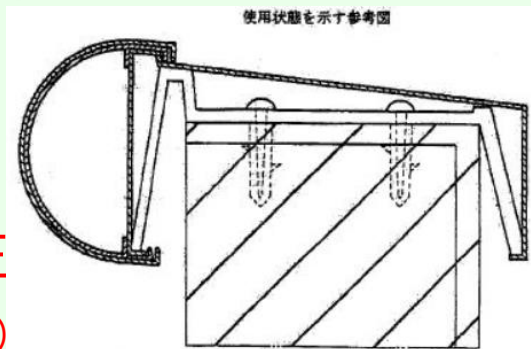
「意匠法3条2項は、物品の同一又は類似という制限をはずし、社会的に知られたモチーフを基準として、意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものであるが、これは、一般需要者の立場からみたものではなく、当業者の立場からみた創作の容易性を登録要件としたものであるから、創作の容易性の有無を判断するに当たっては、当該意匠の属する分野をふまえた上での検討がされなければならない。・・・

引用意匠に係る物品は、笠木体に装飾笠木を取り付けるためのホルダ材として用いられるものであって、本件意匠に係る『金属製ブラインドのルーバー』とは、その機能・構造において全く異なるものである。したがって、当業者が、上記『公然知られた形状』を採用して本願意匠を創作することは、容易であるとはいえない。」⇒**創作非容易**



本願意匠

引用意匠
(901811)



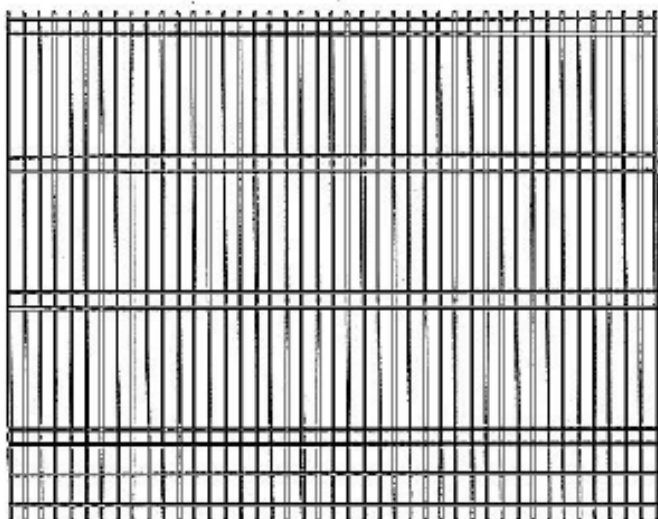
2-3. 創作容易性

特許の進歩性と近い理由付けを判示した事例

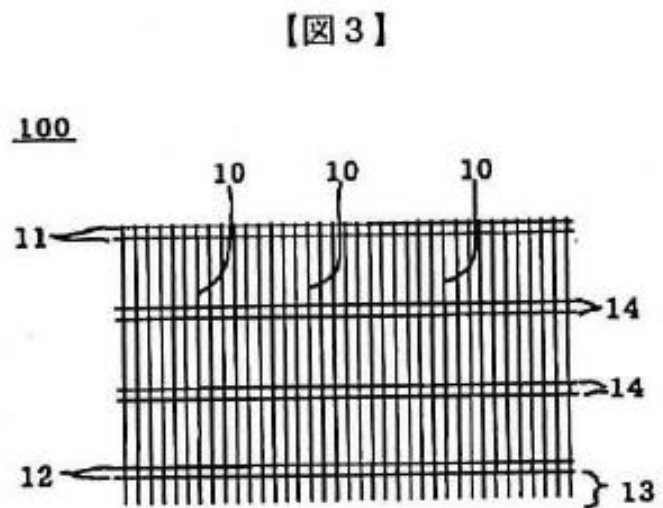
知財高判平成17年(行ケ)10392「道路用防獣さく」事件

「本件登録意匠の属する分野における通常の知識を有する者(当業者)は…突出した自由端部分が地中に埋設されるものであり、これによって地面を掘ることのできる動物がフェンス内へ侵入できないようにしてあるものと理解することができる…。

…当業者にとっては, 地面を掘ることのできる動物の種類や習性等を考慮して, そのフェンス内への侵入をより確実に阻止するために, 自由端部分の長さを適宜延長した形態とし, その場合に, 補強や保形の必要性や, 小禽獣の侵入防止目的により横線材の間隔を詰めることなども考慮して, 下方突出部(突出した自由端部分)に横線材を適宜増設して, 本件登録意匠のようにすることは, 当然に考えつくことである…。」⇒創作容易



本件意匠(1186560)



引用意匠(特開2000-274118)

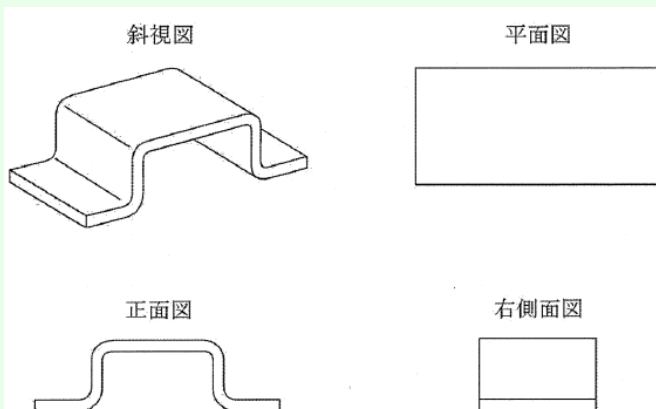
2-3. 創作容易性

よく見られる改変⇒創作容易と判断された事例

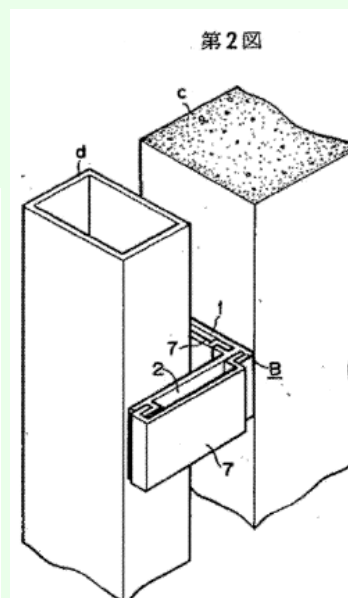
知財高判平成30年(行ケ)10009「中空鋼管材 におけるボルト被套具」事件

「引用意匠1のボルトカバー(7)は、固定板(1)の係止リブ(8a)(8b)に形合するように、その端部の形状が形成されているものであり、端部の形状は、ボルトカバーを取り付ける箇所等に応じて、当業者が任意に選択できるものと解される。そうすると、建築部材の分野における当業者であれば、引用意匠1のボルトカバーに、引用意匠2の形状を適用して、ボルトカバーの端部の形状を変更し、正面視をハット状、平面視を横長長方形の板状とすることは、容易になし得ることである」

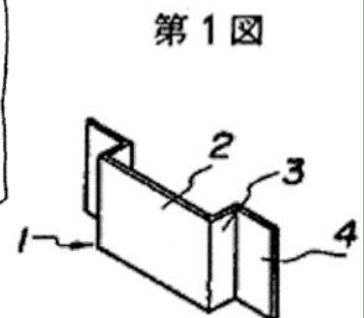
⇒創作容易



本願意匠(2016-11102)



引用意匠1



引用意匠2

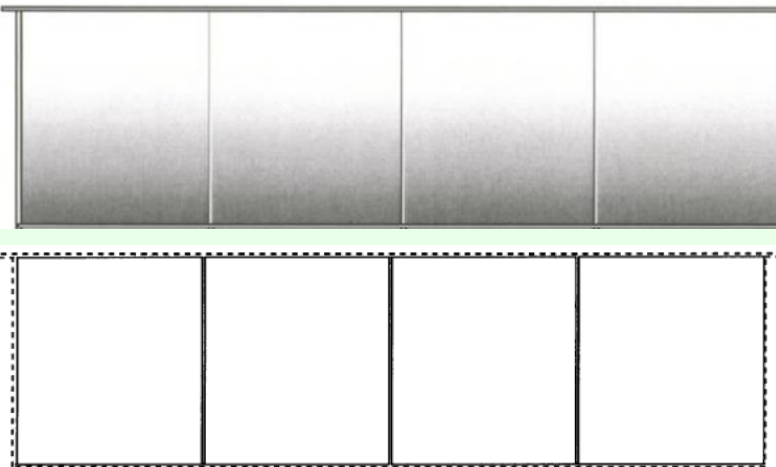
2-3. 創作容易性

ありふれた設定⇒創作容易と判断された事例

知財高判平成28年(行ケ)10054「手摺」事件

「…透明の面板を手摺の構成部分に使用する場合において、下を白く着色して透明度を低く、上の透明度を高く、下から上にグラデーションにより透明度を高く変化させることは、公然知られた模様又は色彩である…。そして、着色された部分の色調や透明度をどの程度とするか、透明度がグラデーションにより変化している部分を水平方向においてどの位置にするか、透明度がグラデーションにより変化する幅をどの程度にするかについては、構成比率を変更するものにすぎず、…当業者にとってありふれた設定である。」⇒創作容易

【透過率を説明する参考図】



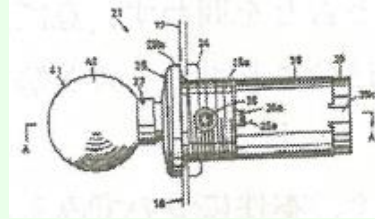
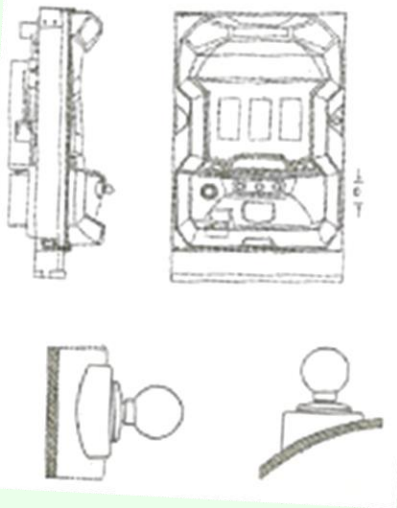
2-3. 創作容易性

刊行物が「公然知られた」といえる基準（令和元年改正で、3条1項に「公知刊行物」も入ったが、当面は要注意）

知財高判平成18年（行ケ）10367「ゲーム機」事件

「本件ドイツ公報は・・・情報館がこれを閲覧可能としてから本件意匠登録出願までの期間は約5年3か月であった・・・。
・・・我が国において、本件ドイツ公報が、本件登録出願前に、現実には不特定の者の閲覧に供され、これに掲載された引用意匠2に係る形状が公然知られたものとなっていた事実を優に推認することができる。」

本願意匠



引用意匠1



**引用意匠2
(ドイツ意匠登録
M9605955)**

知財高判平成24年(行ケ)10449「遊技機用表示灯」事件

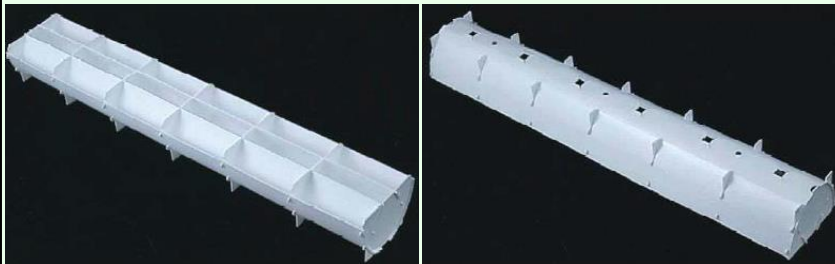
「意匠法3条2項にいう『公然知られた』とは、不特定の者に現実には知られたことを要する。しかしながら、相当期間前に頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠は、特段の事情のない限り、その事実自体で公知性を認めるのが相当である。」

2-3. 創作容易性

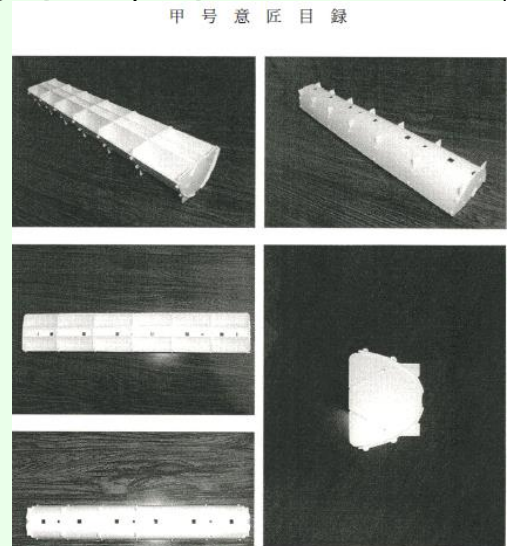
重要な一部が視認できない⇒「公然知られた意匠」でない

知財高判平成23年(行ケ)10129「照明器具用反射板」事件

「甲号意匠が不特定者に公然知られた状態になったといえるためにはその一部が視認されただけでは足りず、意匠の全体が視認されなければならない・・・、仮に、原告の主張するように意匠のうち最も特徴的な部分が視認されれば足りると解したとしても・・・本件登録意匠においては正面の形態のみならず、裏面にある反射フード上部から上方に突出する突片も本件登録意匠の美観を形作る上において無視することはできない形状というべきであるから、正面の形状のみをもって本件登録意匠の最も特徴的な部分であるとすることはできない・・・。」⇒**創作非容易**



本願登録意匠(1378188)



Cf.平成19年(行ケ)10247「包装用容器」事件(42頁)

3. 意匠権の行使（権利侵害）

扉ページ

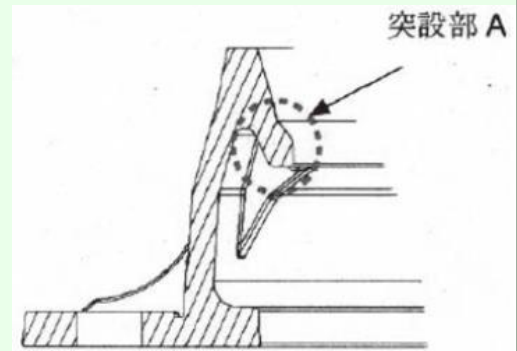
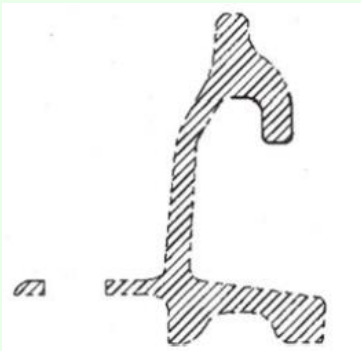
3. 意匠権の行使（権利侵害）

扉ページ

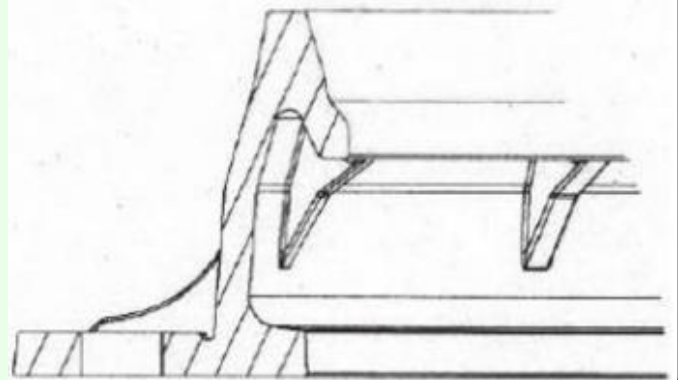
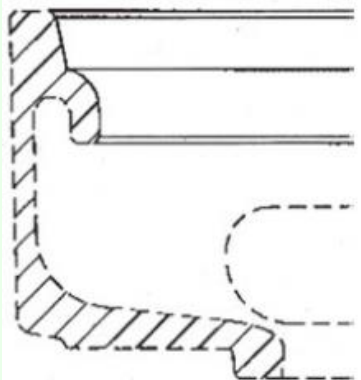
3. 意匠権の行使(権利侵害)

知財高判平成22年(ネ)10014「マンホール蓋用受枠」事件

「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行う(意匠法24条2項)ものとされており、意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、**取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である**」⇒**非類似(非侵害)**



本件意匠A(部分意匠、1215512) ←非類似→ 被告意匠(製品)



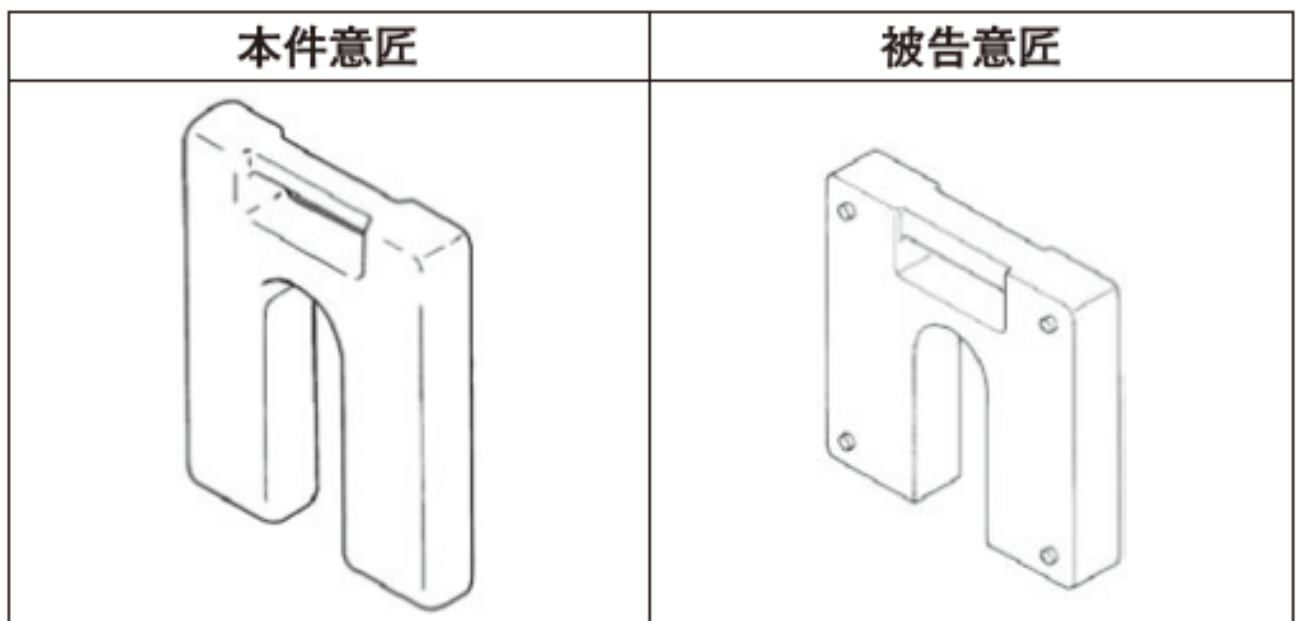
本件意匠C(部分意匠、1215509) ←非類似→ 被告意匠(製品)

3. 意匠権の行使(権利侵害)

東京地判平成26年(ワ)33834「バリケード用錘」事件

意匠の類否は、「両意匠の構成を全体的に観察した上、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる**取引者及び需要者**が視覚を通じて最も注意を惹きやすい部分(要部)を把握し、この部分を中心に対比して認定された共通点と差異点を総合して、両意匠が全体として美感を共通にするか」により判断する。

⇒「外観の全体」が取引者・需要者の注意を惹くとして、「本件意匠の要部」は、外観全体とした。⇒**類似(侵害)**

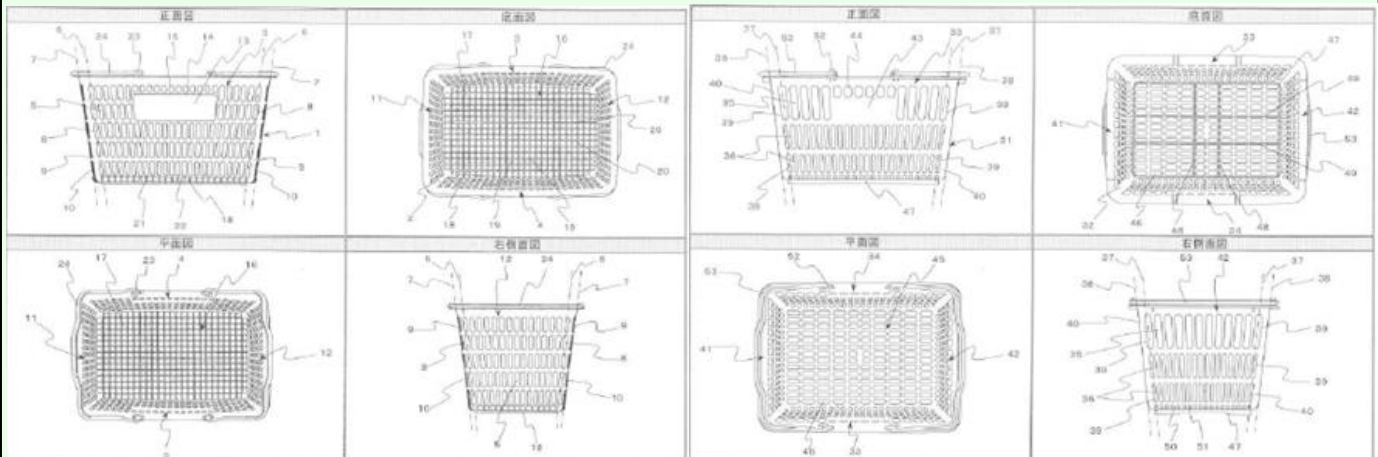


3. 意匠権の行使(権利侵害)

大阪高判平成18年(ネ)448「手さげかご」事件

「スーパーマーケット・・・等に対して業務用に販売されるものであるから、その需要者として把握されるのは、スーパーマーケット・・・等の購買担当者である。・・・需要者がまず注意を払うのは買い物かごの全体形状であり、・・・やや斜め上方からかご全体が視野に収まる程度の距離をおいて観察するのが通常であると考えられる・・・。やや斜め上方から買い物かごを観察した場合、買い物かごは比較的高さがあるため、まずにつくのは、最も面積が広い周側面(とりわけ正面板)であり、デザインや、孔・網目に指を挟むことを防止するとの安全面からも、購買担当者の注目するのは最も面積が広い周側面の構成態様と認められる。・・・」⇒**非類似(非侵害)**

⇒**需要者(看者)・通常の観察方法を特定し、要部を検討する。**



3. 意匠権の行使（権利侵害）

東京地判平成24年(ワ)33752「体重測定機付体組成測定器」事件

「透明ガラス板の縦横比が異なっているものの、その差異は極めて小さく、いずれも看者に対し横長長方形であるという印象を与える・・・。また、被告意匠には、液晶表示窓の周囲にある縁取模様があることが認められるが、これは液晶表示窓の大きさと比較してさほど大きいものではなく、・・・目立つ色彩でもない。さらに、・・・に差異があるが、これらは、透明ガラス板の形状がほぼ同じであることから看者に対して与える共通の美感を凌駕するものとはいえない。・・・背面の形状に差異があるが、これは要部における差異ではない。」⇒類似(侵害)



本意匠(1425652)

⇒非類似(非侵害)



被告意匠



関連意匠(1425945)

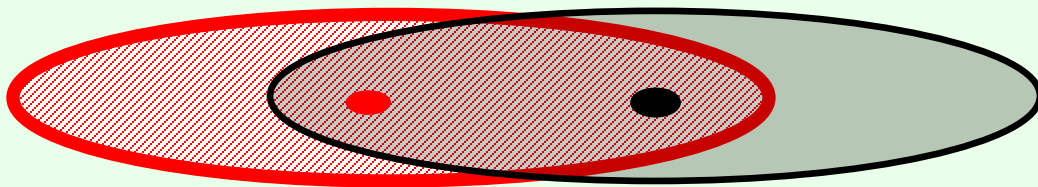
⇒類似(侵害)

3. 意匠権の行使(権利侵害)

先願登録意匠の「利用」(意匠法26条)

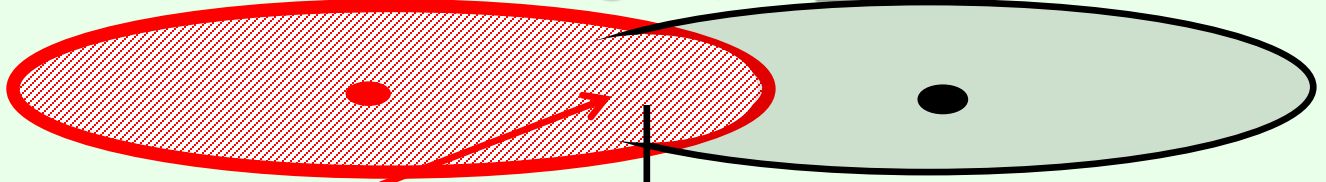
⇒(商標権と異なり、)先願の登録意匠の類似範囲に専有権(意匠法23条)があるから、後願の登録意匠の類似範囲と重複する部分は先願意匠権者が実施できる。

①先願の登録意匠 ②後願の意匠⇒新規性×



※後願の意匠が
先の登録意匠の
類似範囲に入っ
ている場合。

①先願の登録意匠 ②後願の意匠⇒新規性○



※先の意匠登録出願が拒絶された場合、
「事業の準備」をしていれば、通常実施
権あり(意匠法29条の2)

※先の意匠登録が期間満了後も、
通常実施権あり(意匠法31条)

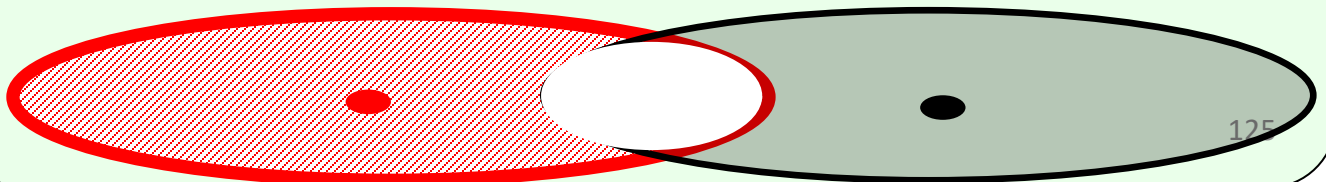
→①先願の意匠権者に、
専有権がある(意匠法23条)

②後願者は実施不可(26条)

※商標権では、類似範囲は専用権でなく禁止権であるため、
重複部分は「蹴り合い現象」により両者共に使用不可(原則)

①先願の登録商標

②後願の登録商標



3. 意匠権の行使(権利侵害)

先願登録意匠の「利用」(意匠法26条)

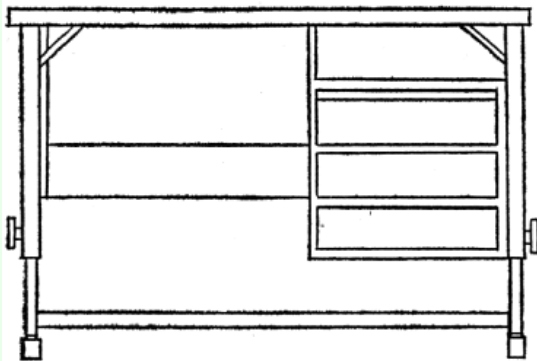
大阪高判昭和45年(ワ)507「学習机」事件

⇒利用関係が成立する態様は、大別すると2通り。

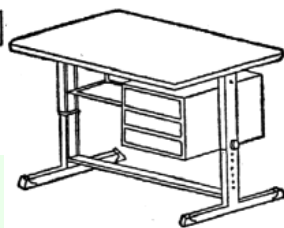
①意匠に係る**物品が異なる場合**、A物品につき他人の登録意匠がある場合に、これと同一又は類似の意匠を現わしたA物品を部品とするB物品の意匠を実施する。

②意匠に係る**物品が同一である場合**であり、他人の登録意匠に更に形状、模様、色彩等を結合して全体としては別個の意匠としたとき。

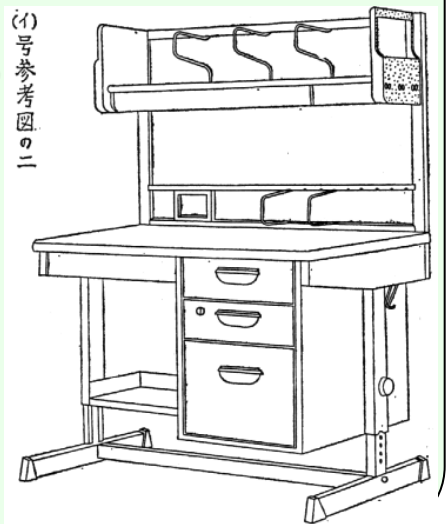
いずれの場合も、意匠中に他人の登録意匠の全部が、その特徴が破壊されることなく、他の部分と区別しうる態様において存在することを要し、もしこれが混然一体となって彼此区別しえないときは、利用関係の成立は否定される。⇒**本件では「利用」成立**



本件意匠(284774)



被告意匠



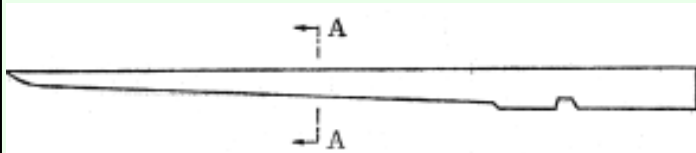
(イ)号参考図の二

3. 意匠権の行使(権利侵害)

一部が外観に現れない場合の「利用」(意匠法26条)

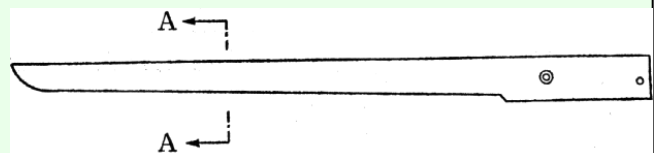
大阪高判昭和57年(ネ)43「鋸用背金」事件

「口号物件及びハ号物件は対象製品全部を背金として使用しているのであるから対象意匠の全部を実施しているのであつて、たとえ中子部が把持柄に挿入されていて外部から見えないとしても、対象意匠の一部を実施しているに過ぎないものと云うことはできない。若しかかる場合意匠の一部を実施しているに過ぎないものとする、或る先願意匠権の対象である部品・・・を後願意匠権の対象である本件・・・に結合して使用する場合、右結合部分は外部から見えないのが通常であるから、先願部品を後願本体に使用する場合は意匠法二六条の適用されることが殆んどなくなる結果となり、先願部品の意匠権の保護が全うされないこととなる。」⇒「利用」成立



本件意匠

← 類似 →



被告意匠



口号意匠(利用)



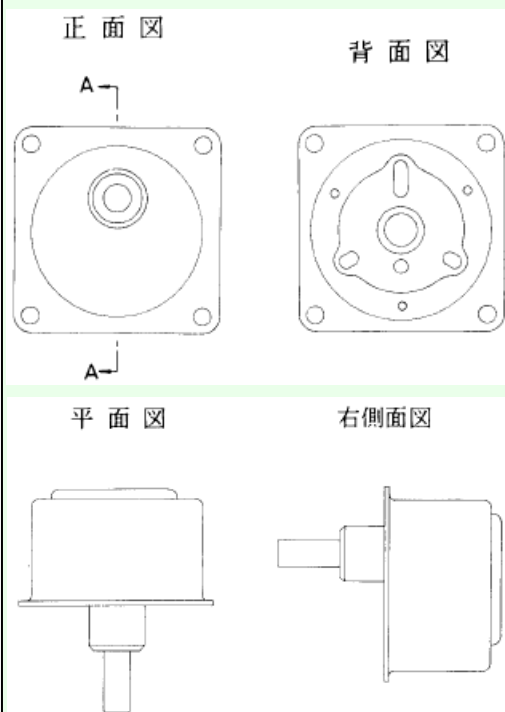
ハ号意匠(利用)¹²⁷

3. 意匠権の行使（権利侵害）

外観から認識できない場合の「利用」（意匠法26条）

東京地判平成14年（ワ）5556「減速機」事件

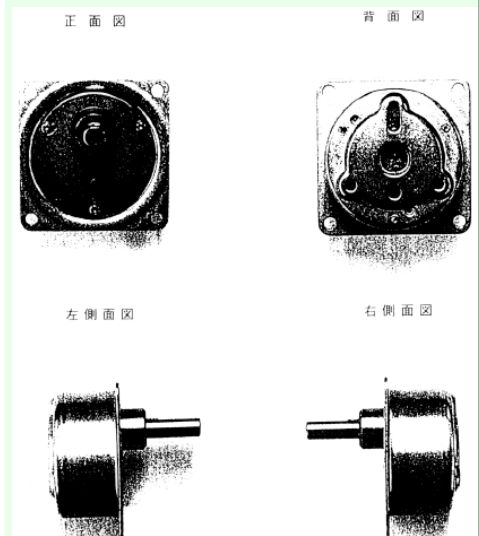
「本件登録意匠に係る物品は減速機であるのに対し、被告製品は・・・減速機付きモーター・・・であるから、両者は物品が異なる。・・・本件登録意匠の要部は・・・被告製品の意匠においては、外部から認識できないから、このような場合には、利用関係が存すると認めることはでき・・・ない。」⇒「利用」不成立



本件意匠



被告意匠



被告意匠中の
減速機部分

（減速機付きモーター）

3. 意匠権の行使（権利侵害）

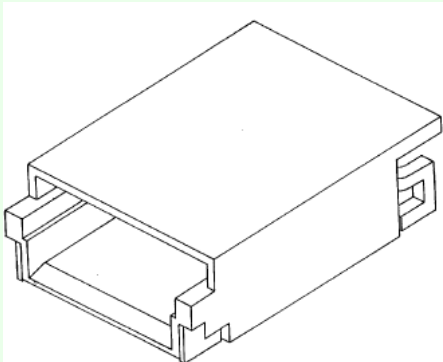
外観から認識できない場合の「利用」（意匠法26条）

東京地判平成16年（ワ）793「コネクタ」事件

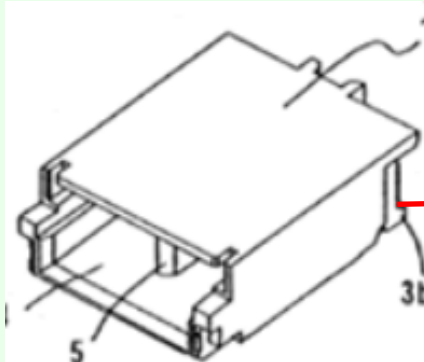
「対比の対象とされる被告物品は、流通過程に置かれ、取引の対象とされる独立した物品を指すものというべきであって、単に、当該物品の一部を構成するにすぎない部分を指すと解すべきではない。また、意匠は、『視覚を通じて美感を起こさせるもの』であるから、**意匠権侵害の判断においては、流通過程において外観に現れず、視覚を通じて認識することができない物品の隠れた形状等を考慮すべきではない。**」⇒「利用」不成立

控訴審・知財高判平成17年（ネ）10016⇒控訴棄却

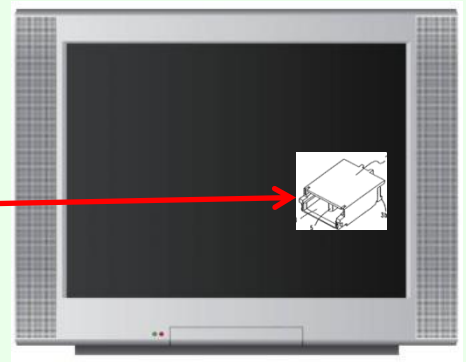
「故障による修理、あるいは改造を目的として筐体を取り外した場合には・・・外観が認識される・・・としても、それは被告が関与する流通過程であるとはいえない・・・。」



本件意匠



被告意匠



被告製品(テレビ)

3. 意匠権の行使（権利侵害）

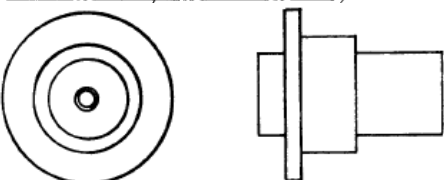
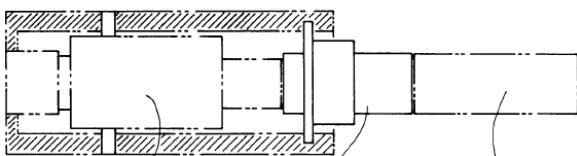
外観から一部しか認識できない場合の「利用」関係

大阪地判平成19年（ワ）1411「カップリングホーン」事件

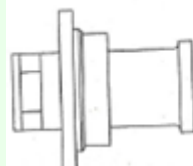
＜「ホーン」と「超音波スピンドル」とは、物品非類似。＞
「・・・流通過程の中で外観に現れず，視覚を通じて認識することができない，物品の隠れた形状等については，
・・・類否の判断に当たっては考慮することができない。」

外観から認識し得る頭部の形態において，被告意匠は
本件登録意匠と顕著に異なっており・・・美感を異にする。
・・・利用関係が成立しているかどうかについて・・・も，
流通過程の中で外観に現れず，視覚を通じて認識することができない物品の隠れた形状等については，これを
考慮することができないところ，・・・ホーンの交換時に
当たって，被告ホーンの形状を示す写真や説明図を
顧客に示しているとも認められない。」⇒「利用」不成立

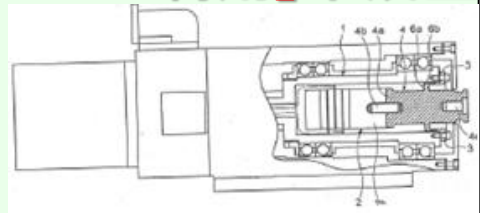
使用状態を示す正面図



本件意匠（ホーン）



被告意匠（ホーン）



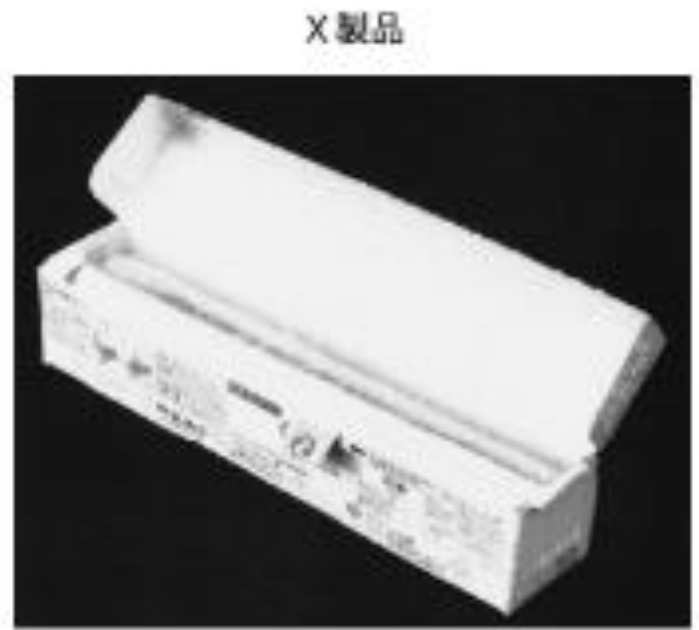
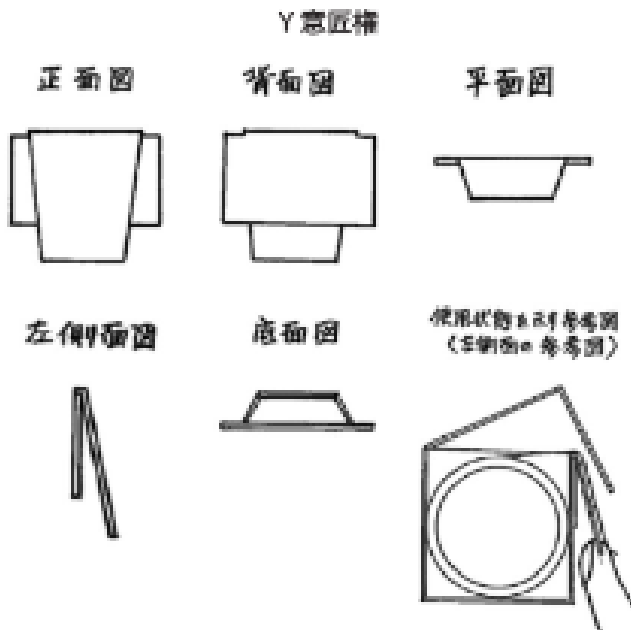
被告製品
（スピンドル）

3. 意匠権の行使（権利侵害）

完成品に対する部品の意匠権の効力

東京地判平成16年(ワ)17501「ラップフィルム摘み具」事件

被告製品において、ラップフィルム摘み具に相当する部分は、ラップフィルム製品の一部として一体に形成されている。本事案では、部品と完成品とが、製品の用途も機能も同一でない。⇒「物品」が非類似



⇒部品の意匠は、部品が一体に組み込まれた完成品と用途・機能が異なる場合は、物品が異なるから非侵害。

★「原告包装用箱の他の部分と截然と区別して看取」できないから、本件登録意匠の利用（意匠法26条）と解する余地はない。⇒「利用」不成立

3. 意匠権の行使（権利侵害）

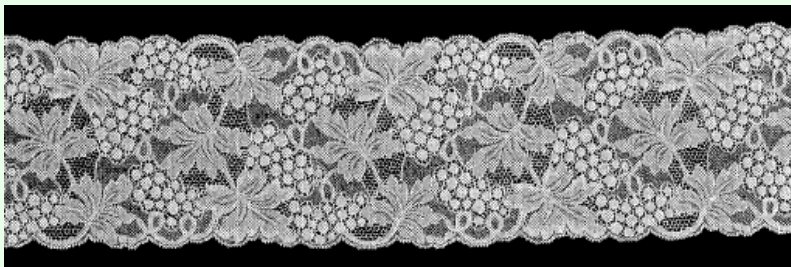
織物地の意匠と衣類とで、「利用」関係がありうる

神戸地判平成7年(ワ)1847「細幅レース地」事件

＜「細幅レース地」と「ブラジャー」は、**物品非類似**。＞

（一般論として、）被告ブラジャーの意匠中に登録意匠又はその類似意匠が含まれるという関係（包含関係）であって、かつ、含まれる本件登録意匠又はその類似意匠がその特徴を残したまま、ブラジャーの他の構成部分とは区別して美観を起こさせるものと認められる場合には、「利用」関係が存在する。

（本件では、）被告ブラジャーの意匠中には、本件登録意匠と類似するレース地の最小単位の図柄を観察できる部分はないし、もとより、本件登録意匠やこれと類似するレース地の特徴である最小単位の図柄を帯状に連続配置している様子が窺える部分もない。⇒**「利用」不成立**



本件意匠



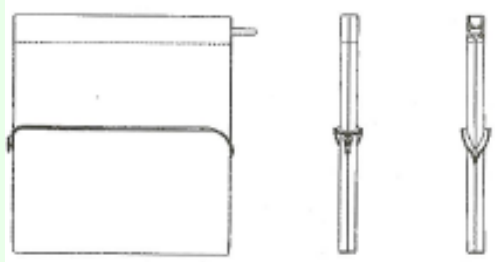
被告物品①及び②¹³²

3. 意匠権の行使（権利侵害）

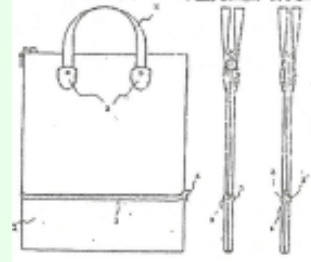
形状だけの意匠と模様を付した意匠との「利用」関係

千葉地判昭和52年(ヨ)253「手提袋」事件

「形状だけの意匠」において余白の部分は、模様、色彩の限定はない…。そして、形状だけの登録意匠は、形状についての創作思想を開示するにとどまり、模様や色彩については何ら触れるところはないから、後に新規な模様を創作した者は、たとえ右の登録意匠と形状が同一であっても、別意匠として出願することができ…。…先願意匠との利用関係の有無は別個の問題である。かような場合にも、後願意匠権と先願意匠権の調整の問題が残り、そのような場合のためにこそ意匠法26条の規定が存在する。」⇒「**利用**」成立



本件登録意匠



債務者物品

福岡地裁小倉支部昭和57年(ワ)467「かわら」事件は、登録意匠は無模様を要部とするから、模様付きの被告意匠のかわらと「利用」関係にないと判断した。

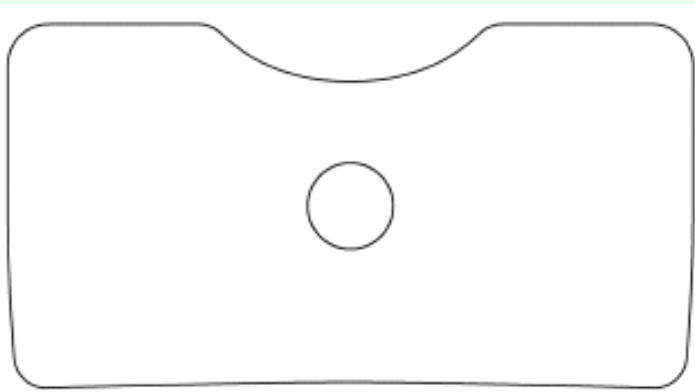
3. 意匠権の行使（権利侵害）

形状だけの意匠と模様を付した意匠との「利用」関係

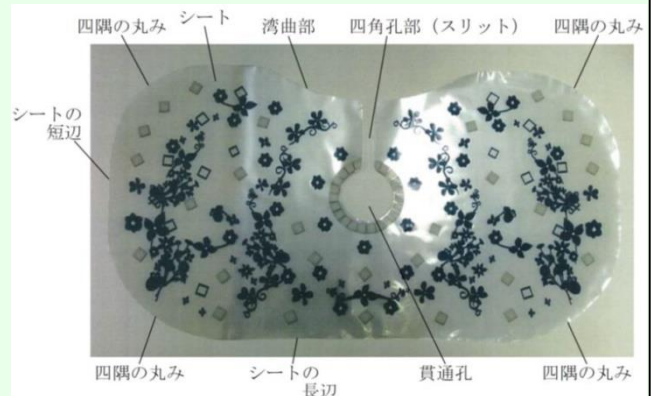
大阪地判平成28年（ワ）5104「トイレタンクシート」事件

「シートの四隅の丸みの半径の大きさが異なること、本件意匠では貫通孔が湾曲部と離間して設けられているのに対し、原告意匠では湾曲部の中央部と細いスリットによって接続されるように設けられているという具体的構成態様における差異点は、いずれも本件意匠の要部にかかわるものであり、とりわけ後者のスリットを設けられている点は・・・取引者・需要者の注意を強く惹く・・・。・・・模様が施されているという差異点を捨象したとしても、・・・原告意匠は本件意匠に類似していない・・・。

・・・原告意匠は、要部に係る具体的構成態様において本件意匠と大きく異なる構成となっており、それによって全体として本件意匠とは異なる美感を起こさせているものであるから、原告意匠が本件意匠に係る構成態様全てをその特徴を破壊することなく包含しているとは認められない。」⇒「利用」不成立



本件意匠(1540828)



被告製品

3. 意匠権の行使（権利侵害）

「形状により示されている意匠」との対比
⇒被告意匠の色彩・模様は無関係

知財高判平成20年（ネ）10088「顕微鏡」事件

「意匠の説明として、『材質は紙やプラスチック等の板状で色彩と文様はデザインしだいである。』と記載されていることから、本件カード意匠は、色彩や文様を問うことなく、図面代用見本に表された形状により示されている意匠と解すべきであるところ、被告製品・・・の円形状レンズチップ支持ラベルは、特定の色彩又は模様から成るものではあるが、それらの具体的な態様は、被告製品・・・の形状を左右するものと評価することはできない。そうすると、被告ら主張に係る円形状レンズチップ支持ラベルの有無は、本件カード意匠と被告製品・・・との類否判断の上では、相違点として考慮する必要はない。」

⇒類似（侵害、「利用」関係は言及無し）



本件意匠(1171883)



被告製品①



被告製品②

4. 関連意匠

扉ページ

4. 関連意匠

扉ページ

4. 関連意匠

扉ページ

4. 関連意匠

※関連意匠（新・意匠法10条1項）

本意匠の出願から10年間、**同一出願人**であれば、9条1項にかかわらず、本意匠または関連意匠と類似する意匠について、意匠登録できる。

⇒**存続期間は、基礎意匠の出願日から25年間。**

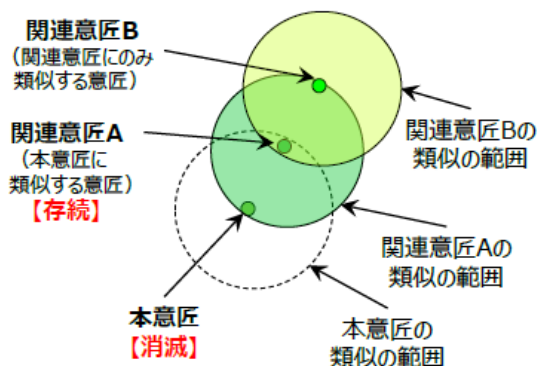
⇒本意匠と“**類似の類似**”で、非類似の意匠までカバーする意匠権の“**群**”を**事後的に構築**できる。

⇒**関連意匠にのみ類似する意匠もOK!!**（新・意匠法10条4項）
（※注意～当該関連意匠が消滅していると×）

⇒本意匠と非類似と判断された場合は、別個の本意匠としての出願に切り替えOK。**類似範囲を確認する手段としても活用できる。** <出典>「令和元年特許法等の一部を改正する法律」（特許庁）説明資料

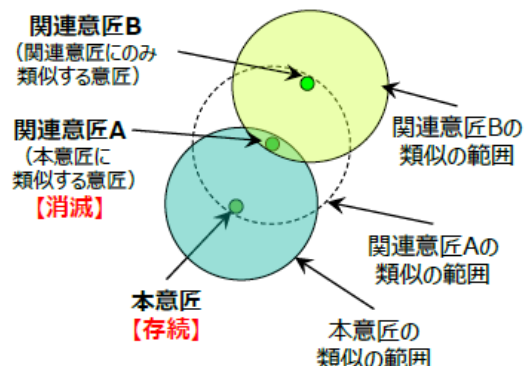
関連意匠Bが登録可能な例

本意匠が消滅していても、関連意匠Aが存続していれば、関連意匠Bの登録は可能



関連意匠Bが登録不可能な例

本意匠が存続していても、関連意匠Aが消滅していれば、関連意匠Bの登録は不可

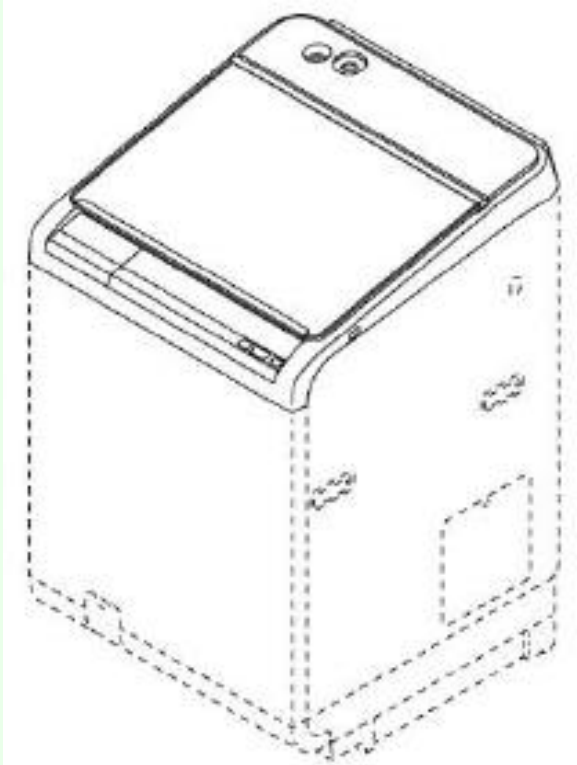


4. 関連意匠

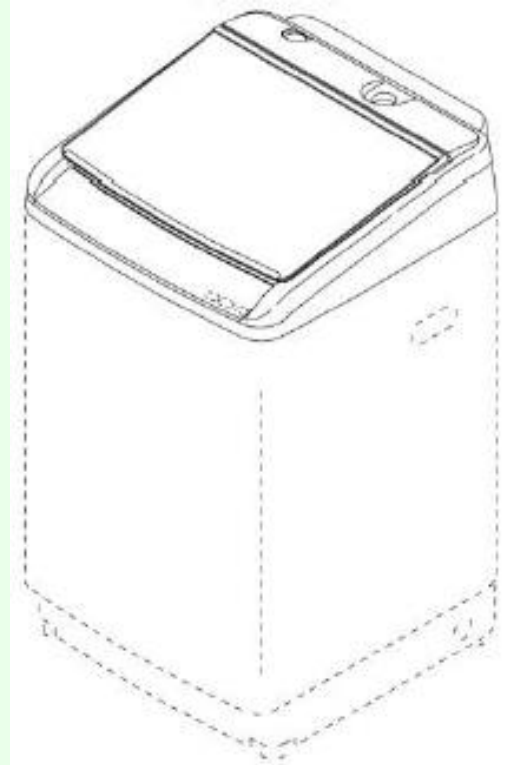
関連意匠が本意匠と類似すると判断された審決

不服2015-20542「電気洗濯機」事件<審決>

「トップカバー下端部の形態の相違により、両意匠の大きさ及び範囲にやや異なる点が認められるものの、その点は、前傾斜面としたトップ部上面において、手前から、左右突状部に挟まれた一段低い位置の操作・表示部、透明素材の一枚扉とした蓋、板状部材を並べた構成とし、その蓋と板状部材が左右突状部の一部に覆いかぶさっている状態とした両部分の共通感を上回るほどのものではないと認められるものであるから、本願意匠と本意匠とは類似する」⇒類似(関連意匠OK)



本件意匠(1518968)

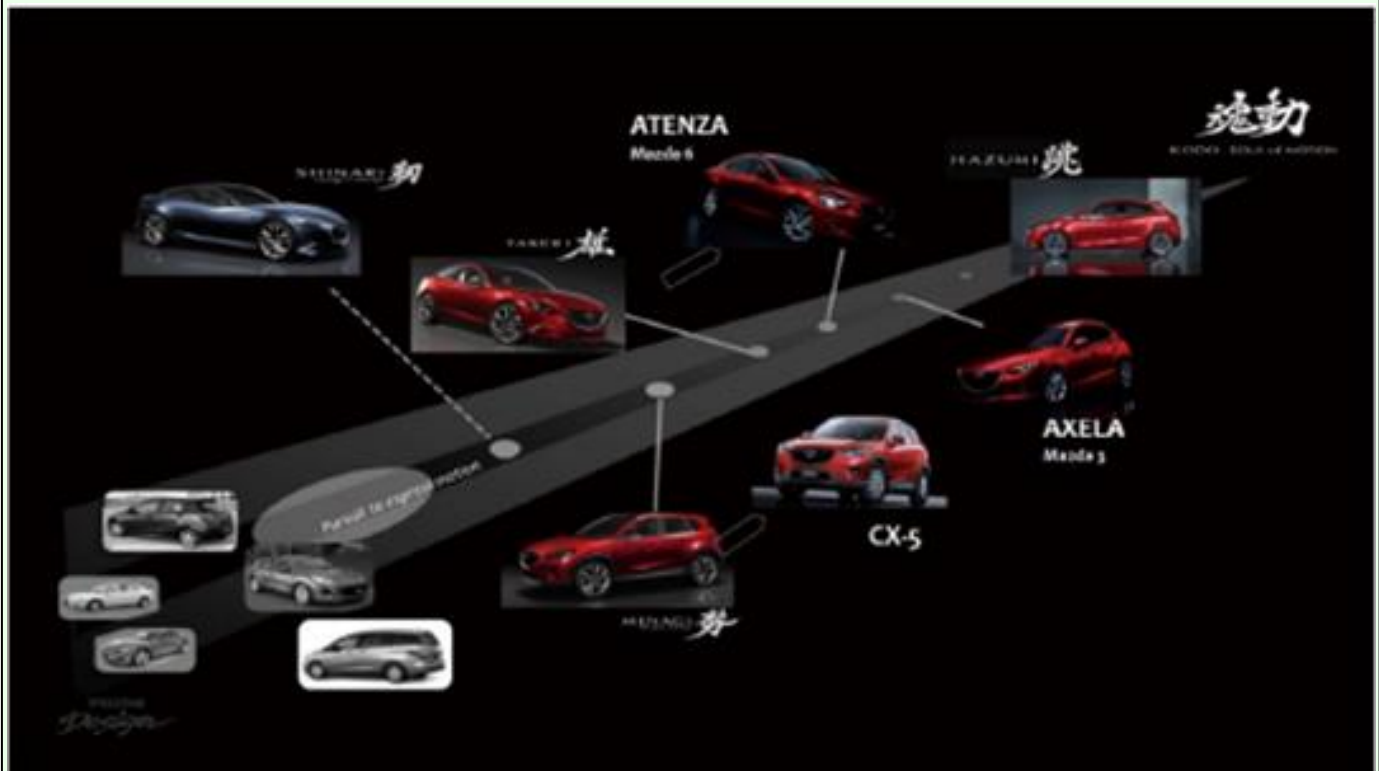


関連意匠(1556897)

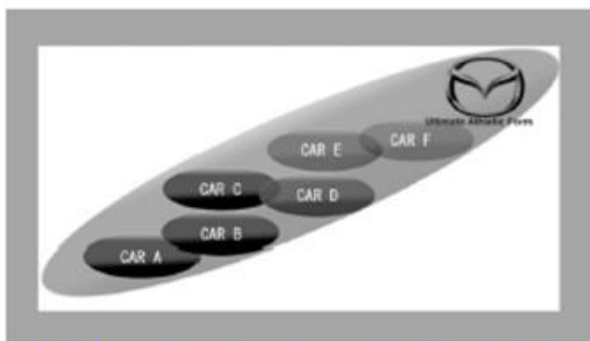
4. 関連意匠

「魂動」デザイン（マツダ）

- 豊かな表情や力強い生命力を目指した「魂動」デザインを表現するため、デザインビジョンとしての「御神体」を製作し、強いメッセージ性と一貫性を体現。
- 「御神体」に基づくコンセプトカー「SHINARI」のデザイン要素を、CX-5を始めとする量産車に反映することで、**車種それぞれに個性を持たせつつも、全体としてデザインの一貫性を実現。**



デザインビジョン「御神体」 コンセプトカー「SHINARI」



一貫性と継続性を持たせつつ進化するデザイン

(出典)「マツダでのブランド戦略における
デザイン開発と知的財産権」
(特技懇No.274)

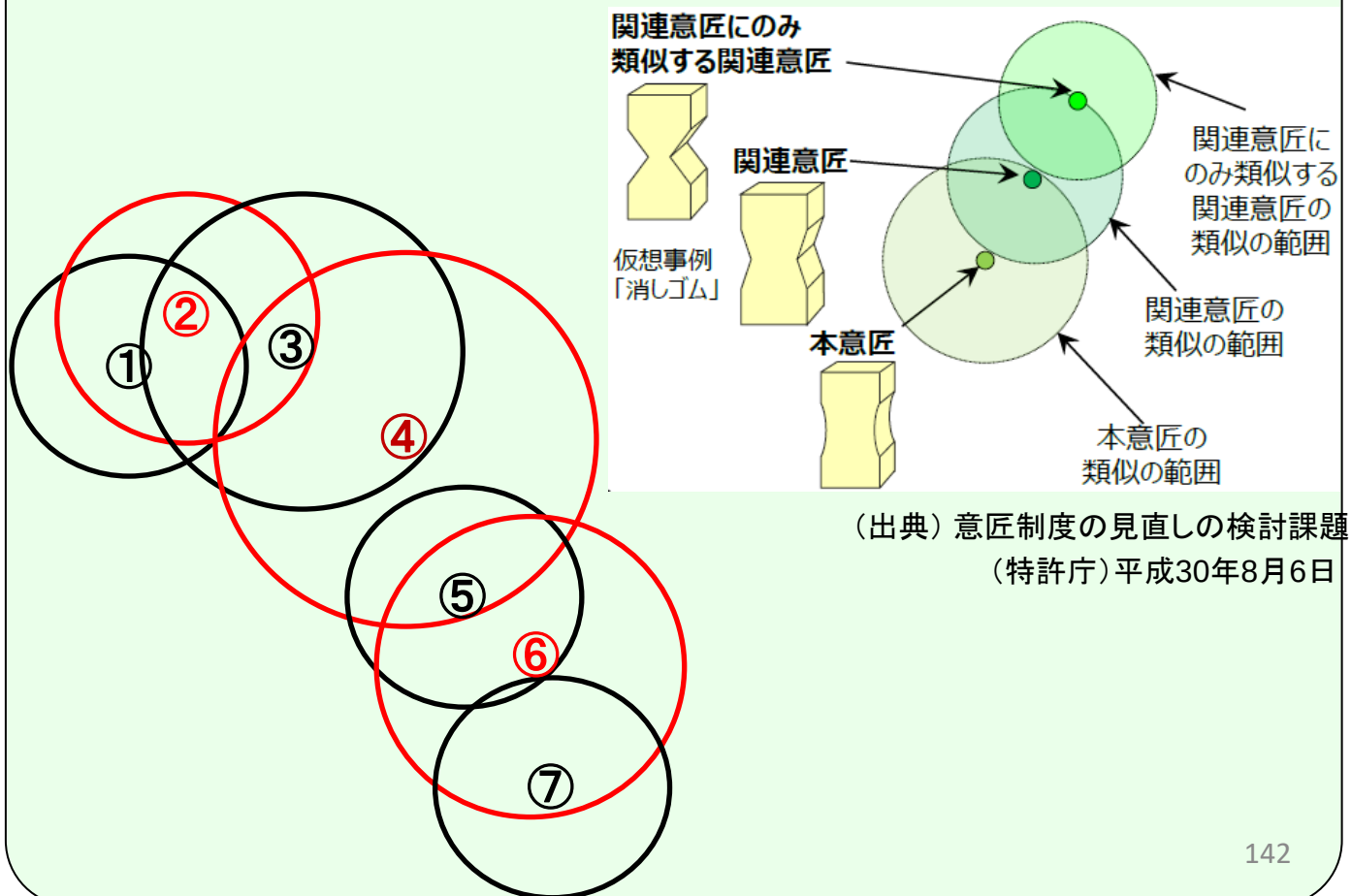
4. 関連意匠

「関連意匠」のポートフォリオ構築戦略

自らの本意匠又は関連意匠と類似する意匠は、他人は意匠登録できず、独占的に意匠登録できる。

⇒「要部」を変更しないモデルチェンジを、10年間関連意匠群で保護するポートフォリオを構築できる。

※公開後1年間認められる「新規性喪失の例外」を併せて活用して、市場テスト後にモデルチェンジの方向性を後出的に決めることができる。



(出典) 意匠制度の見直しの検討課題
(特許庁) 平成30年8月6日

4. 関連意匠

10年間認められた「関連意匠」制度の実務的活用

意匠権は、出願後に現れる「要部」を共通にするが非類似である意匠群の影響で権利範囲が狭くなる。

以下のモデルは、「A」を要部とする本意匠出願後、「A」を要部とする非類似の他社意匠が寄せてきた場合の展開である。(+2まで類似範囲とする。)

＜令和元年改正前＞

＜時系列＞

A(本意匠)⇒＜公開(約8ヵ月)＞⇒⇒⇒⇒⇒

A+1(関連意匠①)

A+2(関連意匠②)

「A」が要部でなくなり、
意匠権ポートフォリオが
弱体化してしまう...

A+5(ライバル意匠⑥)

A+6(ライバル意匠⑤)

A+7(ライバル意匠④)

A+8(ライバル意匠③)

A+9(ライバル意匠②)

A+10(ライバル意匠①)

＜令和元年改正後＞

＜時系列＞

A(本意匠)⇒＜公開(約8ヵ月)＞⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒＜出願後10年＞

A+1(関連意匠①)

A+2(関連意匠②)

A+3(関連意匠③)

A+4(関連意匠④)

A+5(関連意匠⑤)

A+8(ライバル意匠③)

A+9(ライバル意匠②)

A+10(ライバル意匠①)

デザインのトレンド沿って
関連意匠群を出願して、
ライバルの寄せを防ぐ!!

4. 関連意匠

＜コラム＞意匠権の範囲は、出願後狭くなる？

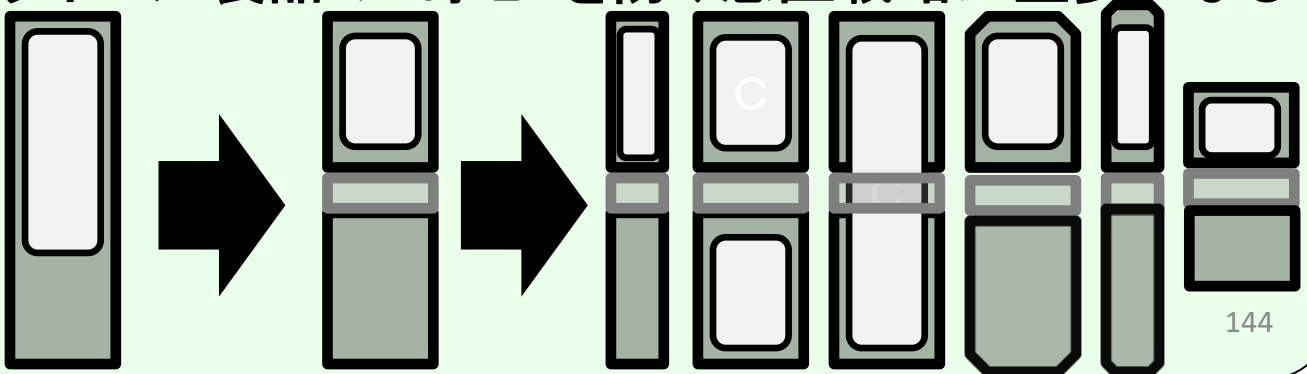
※「折り畳み式」の携帯電話が、初めて意匠登録出願されたとき、取引者・需要者の注意を引く部分（要部）は折り畳みの部分であって、「折り畳み式」の携帯電話が広く類似範囲に含まれる。（＝独占できる。）

⇒「折り畳み式」の携帯電話が市場にあふれてくると、折り畳みの部分は、取引者・需要者の注意を引く部分（要部）ではなくなり、類似範囲が狭くなる傾向にある。

⇒異なるデザインの「折り畳み式」携帯電話に新規性が認められることとなり、独占の範囲が削られる。

※後願意匠の新規性のみならず、侵害判断についても、本件意匠の出願時でなく、被告製品と対比する時点が判断の基準時である。

★出願後10年間認められた関連意匠制度を活用して、ライバル製品の“寄せ”を防ぐ意匠戦略が重要になる!!



意匠権侵害訴訟における「公知意匠」の参酌

★意匠権侵害訴訟において、本件登録意匠出願後の「公知意匠」を参酌して類否判断を行った裁判例

大阪地判平成16年(ワ)5644「ライター」事件 (原告勝訴事案)

「被告は、ライター本体の上辺等が曲線を描いているライターの意匠や、上辺とライター上部及びライター下部との仕切り線が平行であるライターの意匠は、本件意匠出願時既に公知であったから、これらの点を本件意匠の要部とすることはできないと主張し、乙第1号証の1ないし3(なお、乙第1号証の2及び3は本件意匠出願前公知の意匠公報ではない。)・・・の各意匠公報を提出する。しかし、・・・乙第1号証の1ないし3・・・に記載のライターの意匠は、ライター上部とライター下部の仕切り線やその間に配設される帯状部分が直線で構成されているため、本件意匠が醸し出す全体としての優美なスマートさとは異なる印象をもたらすものである。」

★審決取消訴訟において、参酌する「公知意匠」の基準時を、引用意匠の出願時とした裁判例

東京高判平成13年(行ケ)279「敷居用レール材」事件

⇒「甲4ないし8号証公報は、いずれも引用意匠の意匠登録出願日より後に発行されたものであるから、引用意匠の上記形状の特徴である『底部を一段陥没させた溝』は、引用意匠との関係において公知の形状であるとは認められず、**かえって、引用意匠を特徴づける形状であることが推認される・・・。**」

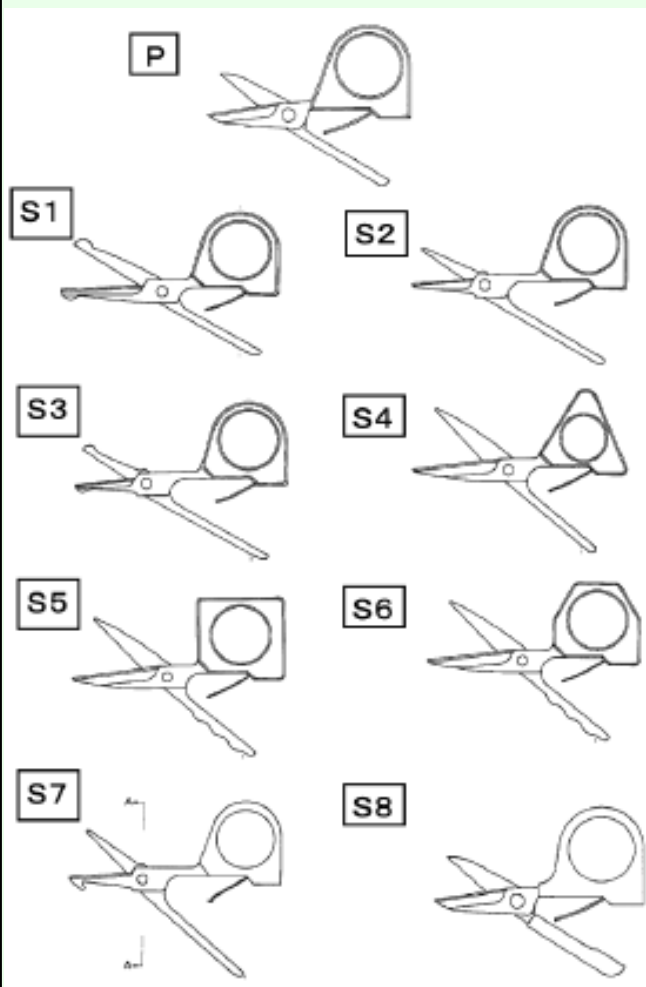
知財高判平成17年(行ケ)10253「自動車用タイヤ」事件

⇒「共通点の評価」において、「原告引用の甲7号証は、引用意匠及び本願意匠の各出願後に意匠登録されたものである」と判示して、引用意匠の出願時を問題とした。

4. 関連意匠

出願後10年間認められた「関連意匠」制度の活用

意匠権は、出願後に現れる「要部」を共通にするが非類似である意匠群の影響により「要部」が変遷し、権利範囲が狭くなる。⇒「はさみ」(724903)の場合(Pが本意匠、S1～8は類似意匠、昭和61年出願)



第三者の意匠登録

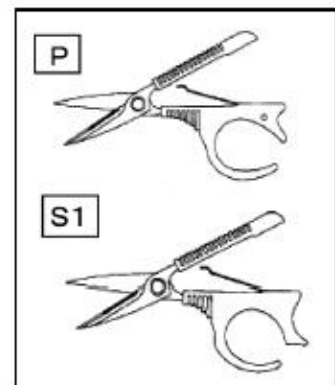


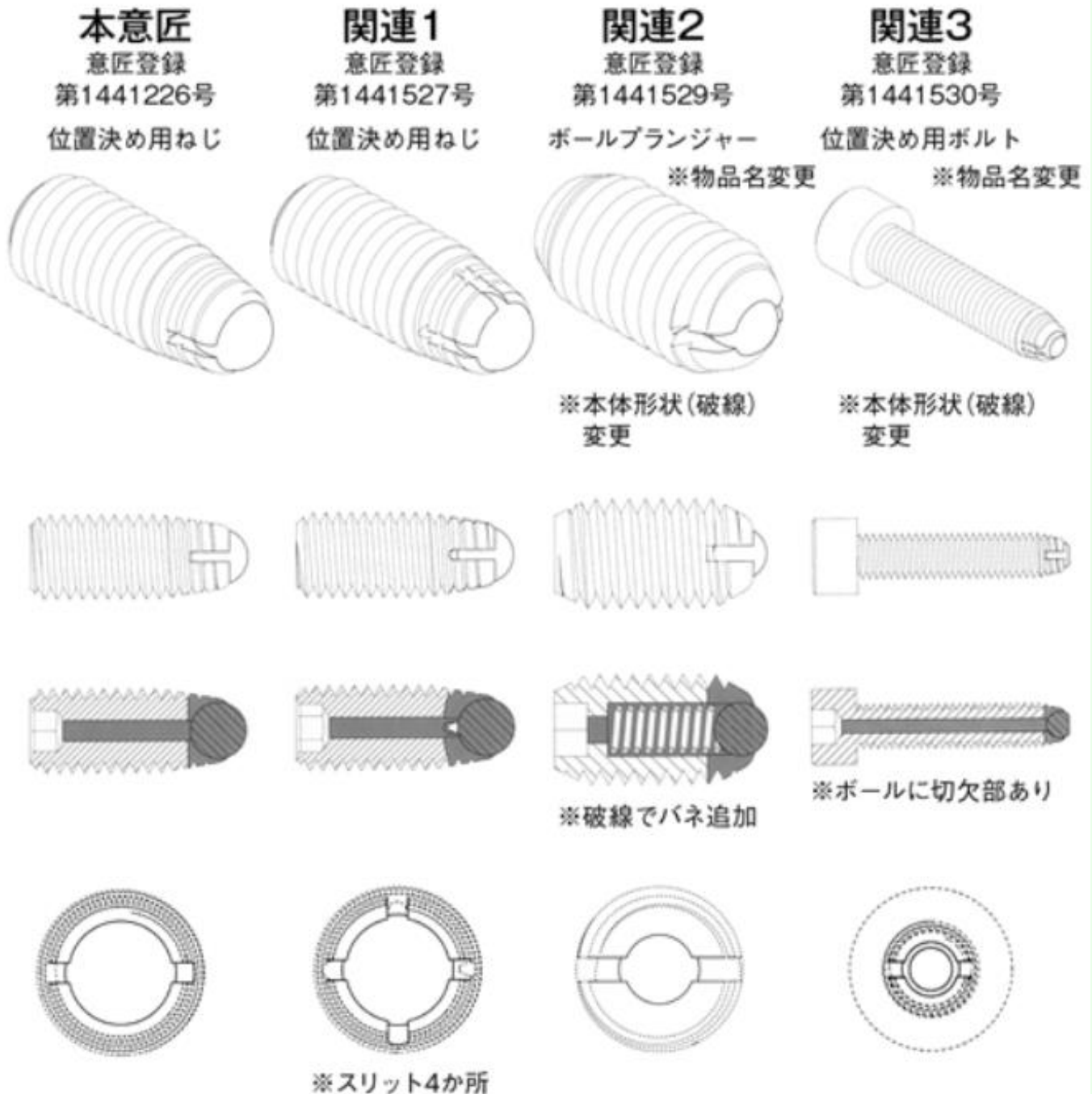
図6 登録第939868号とその類似1号
(平成5年出願, 平成7年登録)



図7 登録第938438号
(平成5年出願, 平成7年登録)

4. 関連意匠

※物品を跨ぐ「関連意匠」出願戦略



⇒「機能」の意匠権化!!

5. 部分意匠

扉ページ

5. 部分意匠

扉ページ

5. 部分意匠

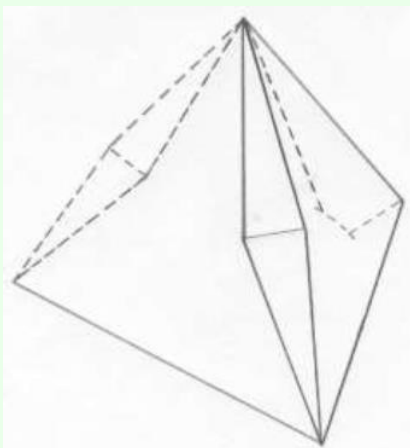
扉ページ

5. 部分意匠

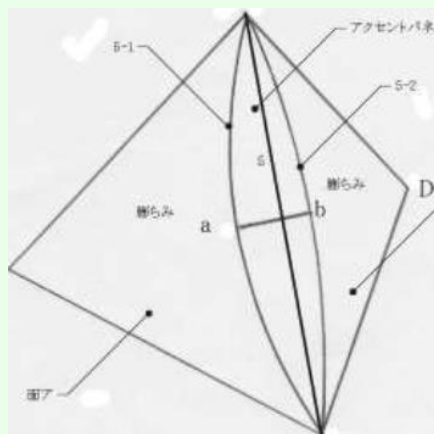
東京地判平成26年(ワ)12985「包装用箱」事件
(控訴審・知財高判平成27年(ネ)10077同旨)

「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美観に基づいて行うものである(意匠法24条2項)。そのため、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらには公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の注意を惹きつける部分を要部と把握した上で、両意匠が要部において構成態様を共通にするか否かを中心に観察し、全体としての美観を共通にするか否かを判断すべきであり、これは部分意匠においても異なるものではない。」

本件意匠
(部分意匠1440898)



被告意匠



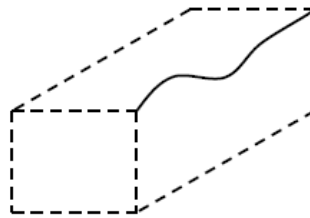
5. 部分意匠

※「部分意匠」特有の登録要件(審査基準)

●「一定の範囲を占める部分であること」

①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみ
⇒稜線は面積を持たないものであるから×

【事例】「建築用コンクリートブロック」

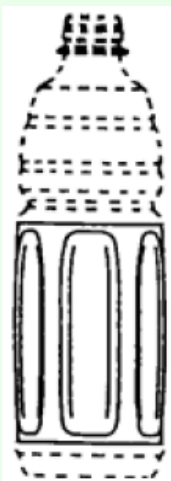


②物品全体の形状等のシルエットのみを表したもの
⇒一つの閉じられた領域とは認められないから×

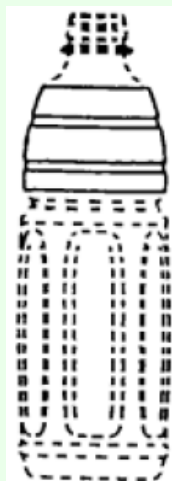
ex) 自動車の側面を投影したシルエットのみを表わしたもの

●「他の意匠と対比の対象となり得る部分であること」

OK



OK



NG



5. 部分意匠

部分意匠の新規性（「公知意匠」との類似判断）
（審査基準）

（1）両意匠に係る物品の認定及び類否判断

（2）「意匠登録を受けようとする部分」と公知意匠の相当する部分との用途及び機能が共通するか

（3）「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲と、公知意匠の相当する部分の物品全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲とが共通する、（又は、当該意匠の属する分野においてありふれたものか）

（4）両意匠の形状等の認定

（5）形状等の共通点及び差異点の認定

（6）形状等の共通点及び差異点の個別評価

（7）総合的な類否判断

5. 部分意匠（出願戦略）

★特許発明は、構成要件を付加すると発明の範囲が必ず狭くなるのに対し、登録意匠の範囲はそうではない。

例えば、 $A+B$ という登録意匠と $A+B+C$ という登録意匠は、 $A'+B'+C$ という被告意匠に対し権利行使する場面において、後者（ $A+B+C$ ）の方が強い。

具体的には、部分意匠として「 $A+B$ 」を実線とする場合と、「 $A+B+C$ 」を実線とする場合とを比較すると、 C が同一である被告意匠に対しては後者の方が強いから、包含関係にある複数の部分意匠を取得することは、戦略上有意義である。

以上に加えて、損害額計算の算定基礎となる「販売額」は、一般的には、部分意匠よりも、全体意匠の方が高くなる。

⇒多くの場合、部分意匠と全体意匠とが包含関係にあっても両方取得する出願戦略が採られる。

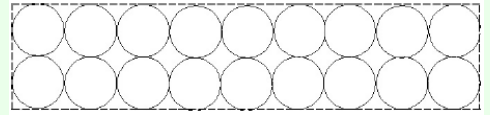
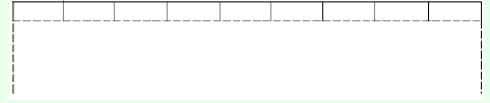
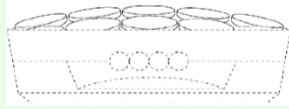
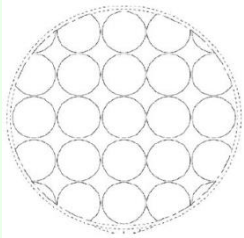
★意匠登録出願において、6面図を掲載する必要はなくなり、図面が無い方向から見た意匠は任意である。

⇒この意味で、6面図がない意匠は、部分意匠である。

5. 部分意匠

部分意匠の関連意匠が本意匠と非類似と判断した事例

知財高判平成17年(行ケ)10227「コンパクト」事件



本件本意匠 (2001-7969)

本願意匠 (関連意匠)

(公開されていないため、想像図)

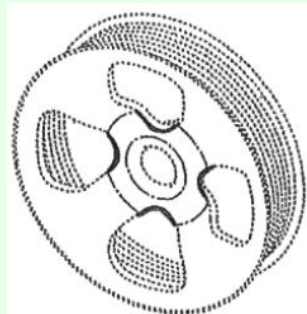
「原告は・・・破線部分の形態に起因する差異点・・・はこれを低く評価するか、あるいは捨象して類比を判断すべきであると主張するが、実線部分の形態はすなわち部分意匠の形態であり、その形態が何に起因しているか否かを問わず、部分意匠自体の形態であることに違いはなく、物品の部分の特徴を示すものであることに変わりはないのであるから、これを評価の対象から捨象したり、特別に低く評価することはできない・・・。

本願意匠と本件本意匠との差異点、特に両意匠の円盤状凸部が水平面状のものか曲面状のものかの点で相違するなど、その凸部集合態様に顕著な差異が見られる・・・など、看者の注意を引きつける重要な部分において、両意匠の視覚的差異は大きいものがあり、それぞれ相異なる美感ないしは美的印象を醸し出しているというべきであって、本願意匠が本件本意匠に類似するということとはできない」→**関連意匠** ×

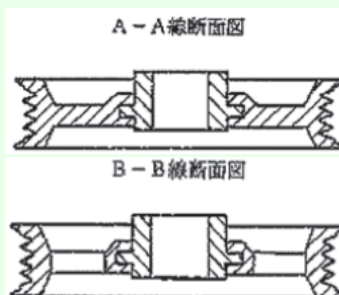
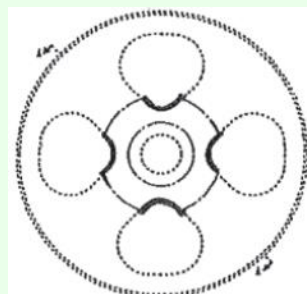
5. 部分意匠

部分の「位置」が類似判断に影響した事例

知財高判平成18年(行ケ)10317「プーリー」事件



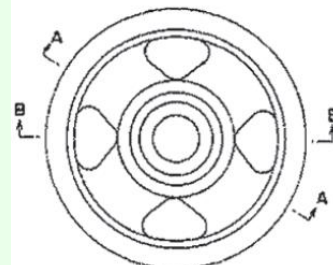
【A-A線切面図】



A-A線断面図

B-B線断面図

平面図



本願意匠

(部分意匠である
ディスク部が凹んでいる)

引用意匠

(本願意匠の部分意匠に対応する
ディスク部は略平面である)

部分意匠の「破線」は、物品全体における当該部分意匠の位置、大きさ、範囲を画する。

⇒本願意匠と引用意匠とは、ディスク部の位置が異なる。審決取消。⇒非類似(新規性○)

ディスク部に凹陷部を設けることは適宜選択される程度にすぎないとしても、「創作容易性」の問題は別論であるから、上記判断を左右しない。

5. 部分意匠

部分の「機能」が類似判断に影響した事例

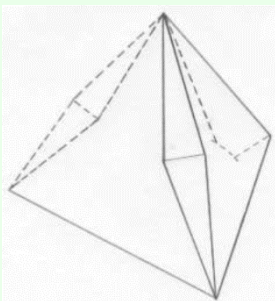
東京地判平成26年(ワ)12985「包装用箱」事件

(控訴審・知財高判平成27年(ネ)10077同旨)

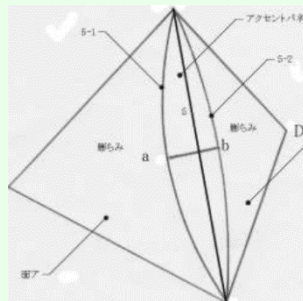
※一旦「非類似」とであると判断したうえで、傍論として…

「本件意匠では…別の面に包装用箱の開口部が設けられ、アクセントパネルは開口部としての機能を有していないのに対し、被告意匠では、アクセントパネルが開口部として配置されていることにより、開口部としての機能を有している点においても差異がある。本件意匠に係る物品である包装用箱の機能として、収納された物品を取り出すことは必須であることからすると、開口部の配置は、包装用箱の需要者たる事業者や箱に収納された品物を購入する一般消費者にとってみれば、箱を開口してもアクセントパネルとしての美観に全く影響がないか、箱の開口によりアクセントパネルとしての美観が消失してしまうかは大きな差異である…この点においても美観を共通にするものとはいえない。」⇒非類似(非侵害)

本件意匠(部分意匠1440898)



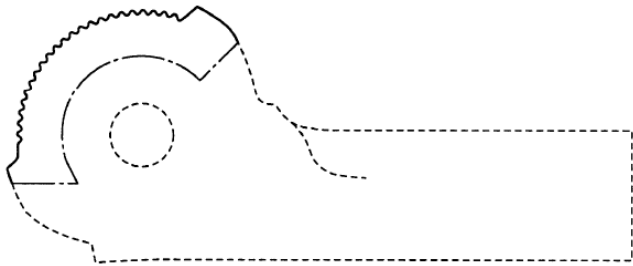
被告意匠



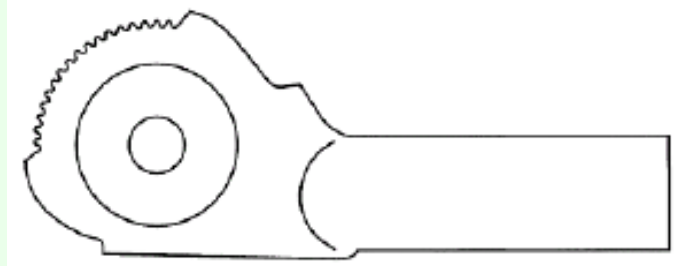
5. 部分意匠

部分意匠の「範囲」(「一点鎖線」の意味)

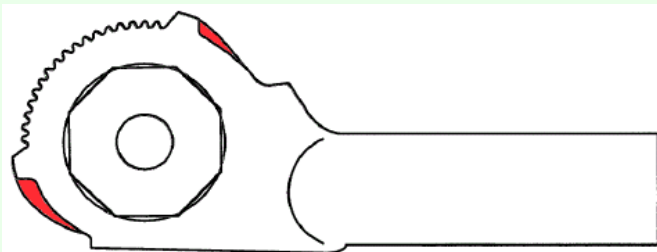
大阪地判平成23年(ワ)9476「角度調整金具用揺動アーム」事件



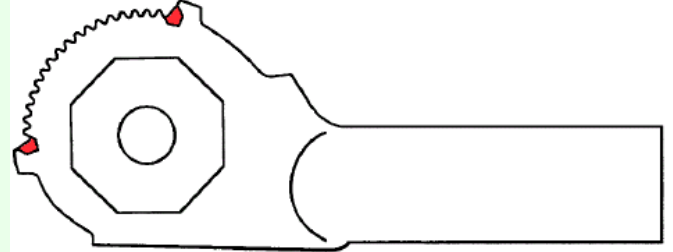
本件意匠2



ロー1号意匠



ロー2号意匠(※)



ロー3号意匠(※)

(※ロー1号意匠から、それぞれ着色部分を切除した意匠。)

※本件意匠2の「要部」は、「2枚のギア板の配設状況」、「ギア歯」、「突隆部の形状」(＝基本的構成態様(ア)(イ))

⇒ロー1号意匠は、類似。

⇒ロー2号意匠は、類似。(切除された着色部分は、本件意匠2において部分意匠とされた範囲外である。)

⇒ロー3号意匠は、非類似。(切除された着色部分は、本件意匠2において部分意匠とされた範囲内である)

※【意匠の説明】欄に、「一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。」と記載する。

部分意匠における「破線」「一点鎖線」の意味

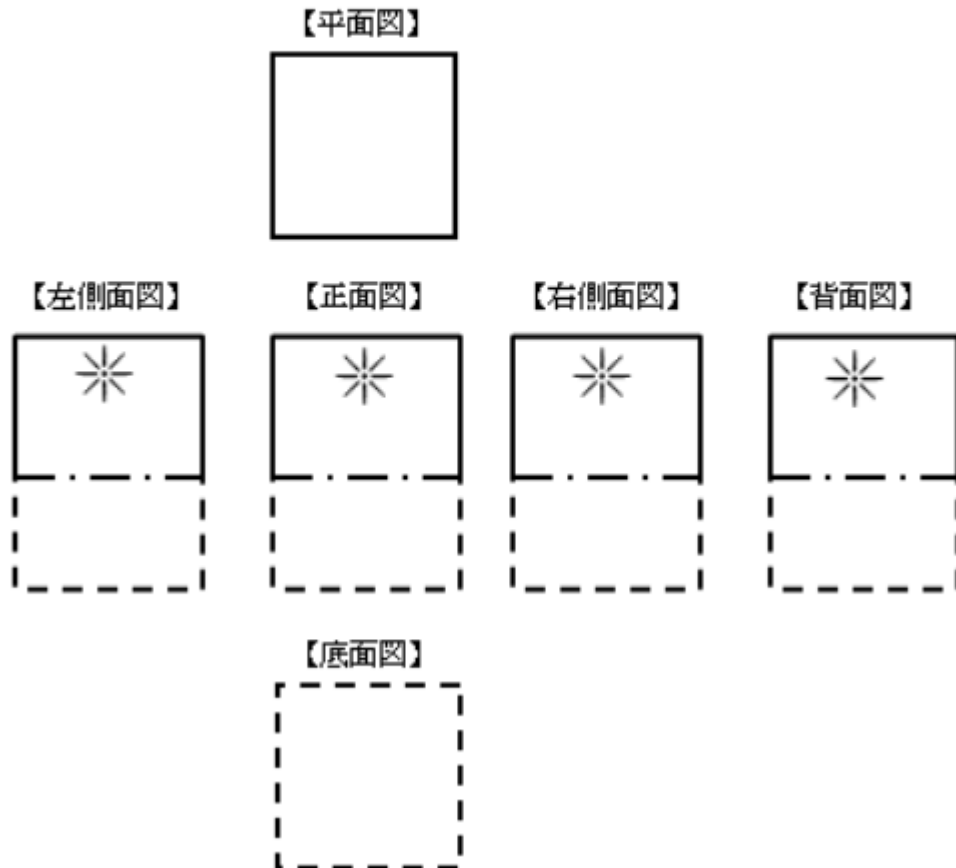
※「破線」は、意匠登録を受けようとする部分（実線）以外の部分を描き、部分意匠の「位置・大きさ・範囲」を示す。

※「一点鎖線」は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

以下の例では、破線は長方形、一点鎖線は直線であるが、曲線部分があっても、直ちに非類似とはならない。ただし、極端な変更があると、部分意匠の「位置・大きさ・範囲」が異なるとして、非類似と評価されることも有り得る。

【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。



部分意匠における「図形内部の破線」の意味

例えば、下記の図の壁板のように図形の内側に破線部が記載されている場合には、一般に、**図形中の破線等によって表された位置に、形状等を特定しない部分(下記の事例では、部分意匠として意匠登録を受けようとしない、形状を特定しない窓)を有する意匠として取り扱われます。**そして、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界は、破線部の外縁にあるものとして取り扱われます。

⇒下記の事例では、「意匠登録を受けようとする部分」は、[図1]のように平板長方形壁板において正面部中央左寄りに破線で表された長形状(薄墨の部分)を除いた部分となる。

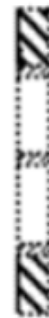
事例 【意匠に係る物品】: 壁 板

【意匠の説明】 : 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【平面図】



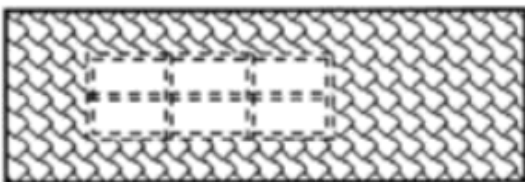
【A-A 線拡大断面図】



【正面図】

A ←

【右側面図】

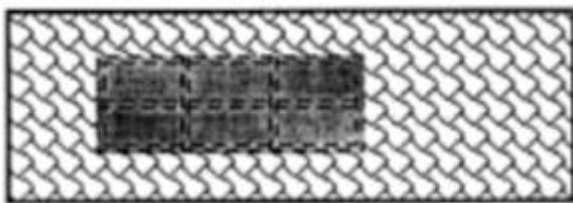


A ←

(注) 説明の都合上、その他の図は省略しています。

意匠登録出願をする際には、図を縦に並べて記載してください。

【図1】



(出典)「部分意匠」に関するQ&A(平成31年4月30日以前の出願)(特許庁)

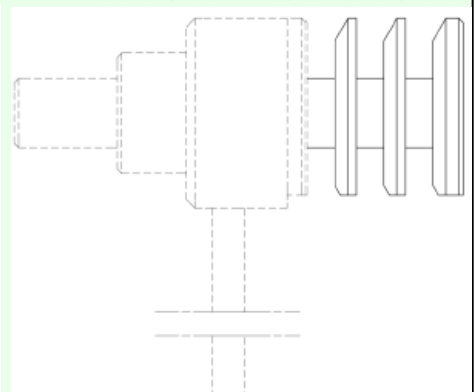
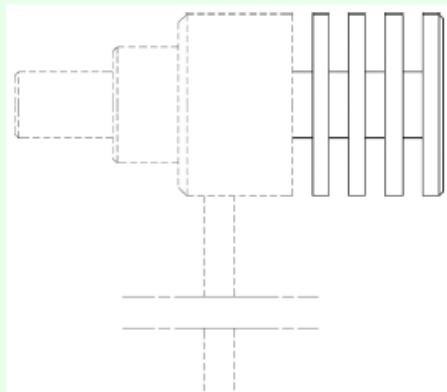
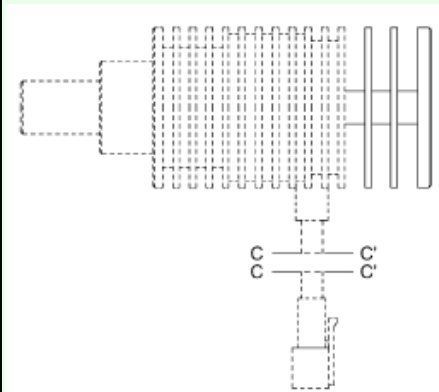
5. 部分意匠

部分意匠で、被告製品ごとに類否判断が分かれた事例

大阪地判平成28年(ワ)12791「検査用照明器具」事件

＜被告製品との対比＞「需要者が検査用照明器具の商品としての特長を把握しようとする際には、正面、あるいは斜め前方、斜め後方から見て、発光部の構造、放熱部の構造、両者の構造的関係を把握しようとすると考えられ・・・対象製品・・・の場合、正面、あるいは斜め前方から観察した程度では、ねじ穴の存在を認識することはない、後方から観察した場合に初めて後端フィンのねじ穴の存在を認識すると考えられ、ねじ穴があるという機能の違いを認識することはあっても、格別これを美感の違いとして認識することはない」⇒**類似(侵害)**

＜二号物件との対比＞「二号物件・・・の外周面に、円弧の一部を切り取ったフラット面があることは、視覚的に強い印象を与える。また、・・・フィンの前面の縁に程度の大きいテーパー・・・があることも・・・強い印象を与える。」⇒**非類似(非侵害)**



5. 部分意匠

部分意匠で、共通点・差異点の評価に公知意匠を参酌した事例

東京地判平成29年(ワ)40178「アイマスク」事件 (控訴審・知財高判平成31年(ネ)10004同旨)

「両意匠は・・・『本件登録意匠では、上記紐の先端部にも略小球形のビーズが設けられており、上記先端部のビーズは上記紐に通されている・・・点』、『アイマスクと紐の接合部から先端部までの長さとのビーズの直径の比・・・』が相違する。・・・両意匠は、構成における共通点も多いものの、これらの点は・・・公知意匠に既に現れているものであり、一方、相違点のうち、『本件登録意匠では、上記紐の先端部にも略小球形のビーズが設けられており、上記先端部のビーズは上記紐に通されている・・・点』は・・・公知意匠にはないものであり、強く需要者の注意を惹くものであって、本件登録意匠の要部に含まれる・・・(出願経過における原告の意見もこれを裏付ける)。・・・看者に対して異なる美感を起こさせる」⇒**非類似(非侵害)**

※拒絶理由に対する意見書で、「引用意匠のストラップは先端部において結ばれ、その結び目又は結合箇所が両ストラップ先端位置に現れている点で本願意匠の形状とは異なります。本願意匠は、ストラップの結び目は現れず、両ストラップ先端部にビーズを施し美的な処理が成されている点において引用意匠と相違します。・・・」と主張した。



本件意匠(部分意匠1276735)



被告意匠

6. 画像の意匠

扉ページ

6. 画像の意匠

扉ページ

6. 画像の意匠

※画像の意匠(物品に記録・表示される必要なし)

(新・意匠法2条1項)

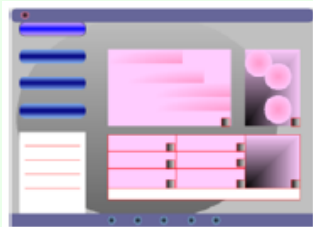
「…画像(機器の**操作**の用に供されるもの。又は機器がその機能を発揮した結果として**表示**されるものに限り、画像の部分を含む。…)」

※物品に記録・表示されている必要が無くなった!!

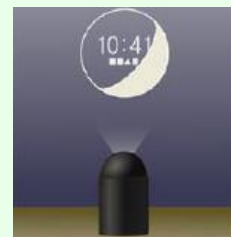
⇒クラウドに保存され、配信される画像もOK

⇒道路に投影された画像等もOK

①操作画像



②表示画像



電子計算機(汎用機)にソフトウェアをインストールすることで表示される画像も登録OK。

⇒「●●機能付き電子計算機」と特定する必要あり。

＜※要注意＞:「●●機能付き電子計算機」と「●●機能付き腕時計」とは、権利範囲が異なる
⇒「●●用画像」「●●用インターフェイス」は×

6. 画像の意匠（令和元年改正法）

「壁紙等の装飾的な画像や、映画・ゲーム等のコンテンツ画像等は、画像が関連する機器等の機能に関係がなく、機器等の付加価値を直接高めるものではない。これらの画像については、意匠法に基づく独占的権利を付与して保護する必要性が低いと考えられることから、保護対象に追加しないこととするべきである。」

「画像意匠の権利範囲について、その画像が関連する機器等の機能により、一定の限定がかかるようにすることが考えられる。すなわち、画像意匠の出願に際し、画像の用途が分かるように記載させることにより、機器等の機能と画像との関係について確認することが考えられる。」

「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」
（平成31年2月、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会）

★「意匠に係る・・・画像の用途」を願書に記載する義務あり
（新・意匠法6条3項）。⇒書き方に要工夫!!

6. 画像の意匠（令和元年改正法）

旧法では、表示画像及び操作画像のうち、物品に記録・表示される画像が意匠法の保護対象となっていた。

⇒令和元年改正後は、物品に記録・表示されているか否かにかかわらず、表示画像や操作画像そのものを保護できるようになった。

《旧法》



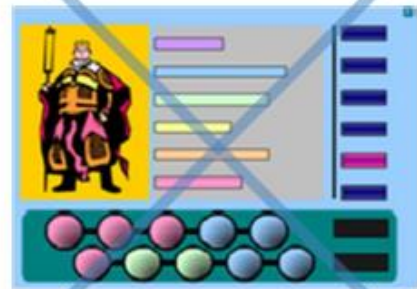
《令和元年改正法》



壁紙等の装飾的な画像、映画・ゲーム等のコンテンツ画像など、画像が関連する機器等の機能に関係ない画像は、令和元年改正後も保護されない。



壁紙（装飾的な画像）

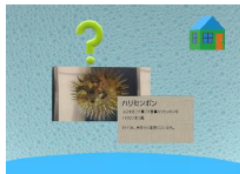


ゲームの画像（コンテンツ画像）

6. 画像の意匠(令和元年改正法)

画像の組物の意匠

複数の画像からなる組物の意匠の例



仮想空間用情報表示画像



仮想現実ソフト管理用画像

【意匠に係る物品】

一組の画像セット

【意匠に係る物品の説明】

「仮想空間用情報表示画像」は、海中を模した仮想空間内で様々な閲覧対象情報を表示するための画像であり、「仮想現実ソフト管理用画像」はその表示情報の管理をするための操作用画像である

物品と画像からなる組物の意匠の例



【斜視図】
乗用自動車



【画像図】
乗用自動車用情報表示画像

【意匠に係る物品】

一組の運輸機器セット

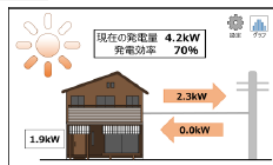
【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

建築物と画像からなる組物の意匠の例



【正面図】
太陽光発電パネル付き家屋



【画像図】
発電量表示用画像

【意匠に係る物品】

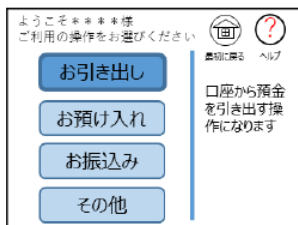
一組の建築物

【意匠に係る物品の説明】

【画像図】に表した画像は、家屋の発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

画像の意匠の「意匠に係る物品」の欄の記載例

【画像図】



【意匠に係る物品】

銀行取引用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図で表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのGUIである。

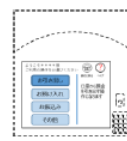
【意匠の説明】

(なし)

※願書のその他の記載は説明上省略した

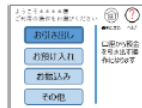
(参考) 画像自体の出願の例

【平面図】



【正面図】

【操作画像の参考拡大図】



【右側面図】

【意匠に係る物品】

現金自動預払機

【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は、使用者が行う取引を選択するためのものである。

【意匠の説明】

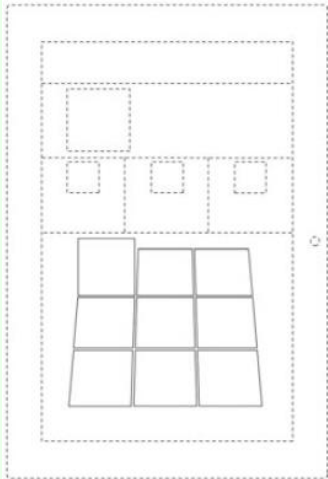
実線で描かれた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※願書のその他の記載は説明上省略した

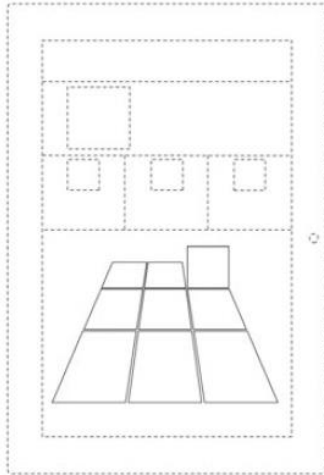
(参考) 物品に表示された画像の出願の例

6. 画像の意匠

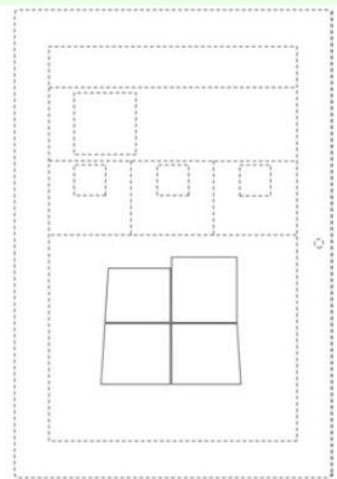
GUI意匠権の類似範囲～関連意匠群の検討



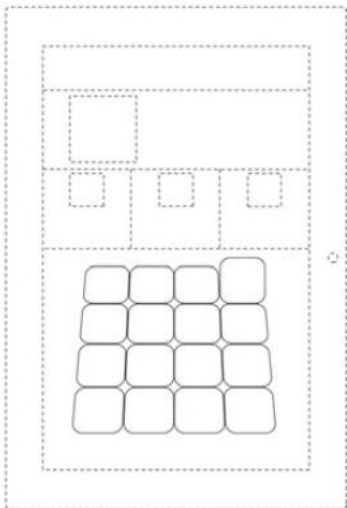
意匠 1447131 号 (本意匠)



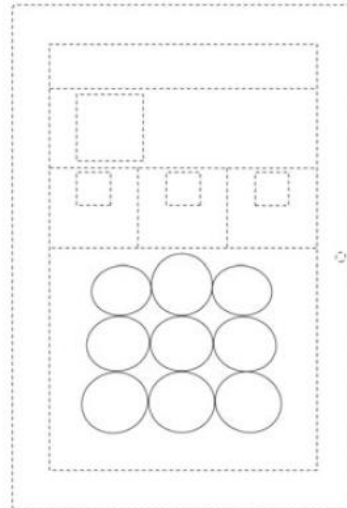
意匠 1447596 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



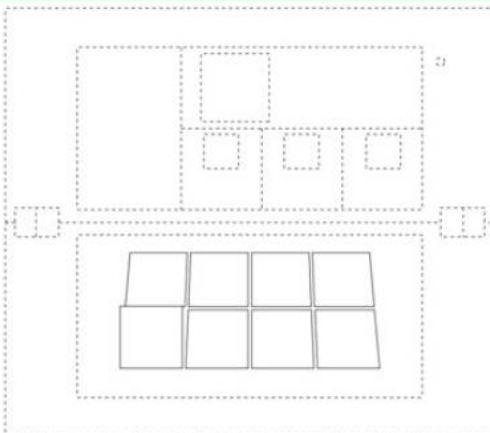
意匠 1447598 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



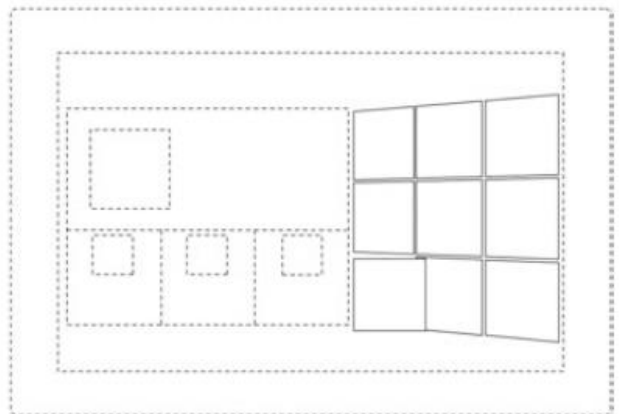
意匠 1447597 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



意匠 1447599 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



意匠 1449251 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)



意匠 1447600 号 (意匠 1447131 号の関連意匠)

6. 画像の意匠



(変化する)複数の画像が一意匠と認められる例

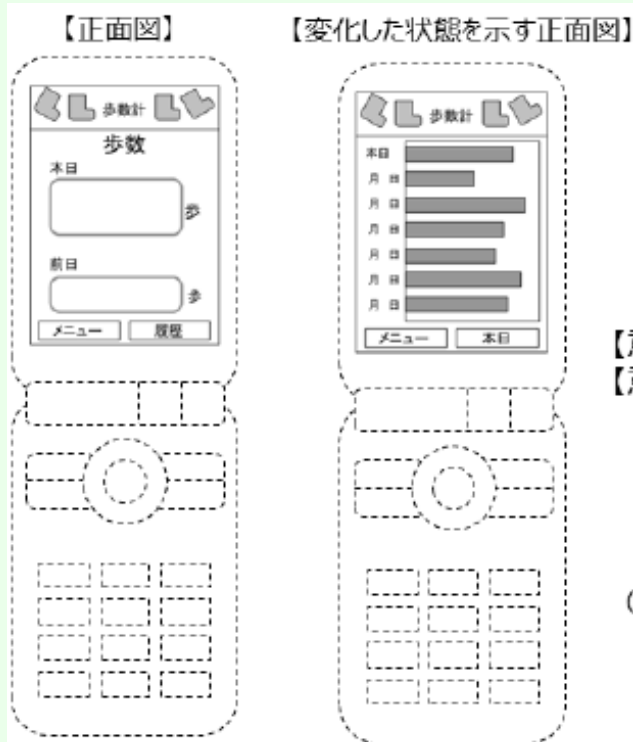
(I)「物品の同一機能のための画像」(審査基準)



【意匠に係る物品】銀行取引用画像

【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図1～4に表された画像は、振込先の設定や振込金額の入力操作に用いる。

(注) 本事例は背景等において形状等の関連性が認められるものである。



いずれも、歩数表示機能のための画像である。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

(注) 本事例は、上端部及び下端部に表される図形等において、形状等の関連性が認められるものである。

6. 画像の意匠

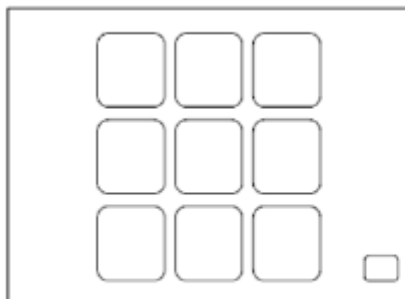


(変化する)複数の画像が一意匠と認められる例

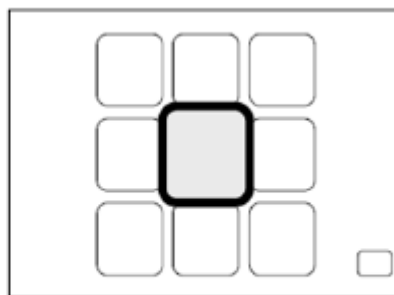
(Ⅱ)「形状等の関連性が認められる画像」(審査基準)

⇒(1)図形等の移動等

【画像図】



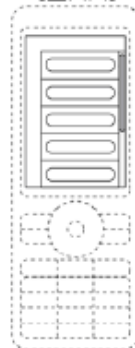
【変化した状態を示す画像図】



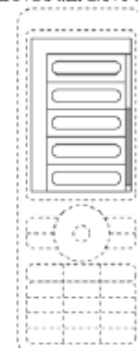
【意匠に係る物品】入退室管理用画像

【意匠の説明】(略) 変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】音楽再生制御用画像

【意匠に係る物品の説明】画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を選択するために用いる。それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

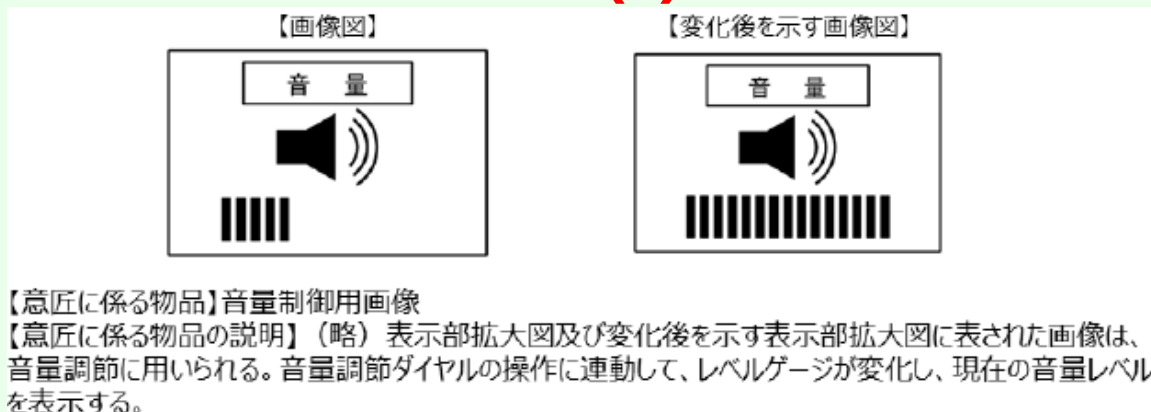
6. 画像の意匠



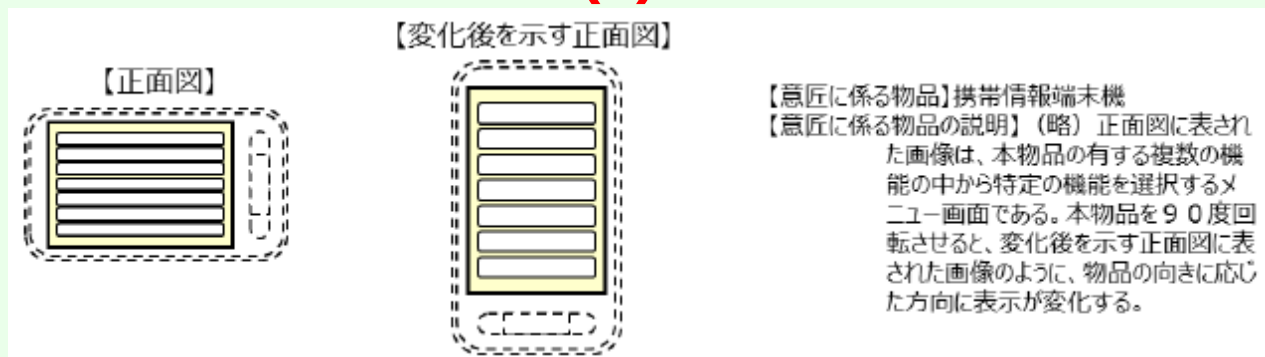
(変化する)複数の画像が一意匠と認められる例

(Ⅱ)「形状等の関連性が認められる画像」(審査基準)

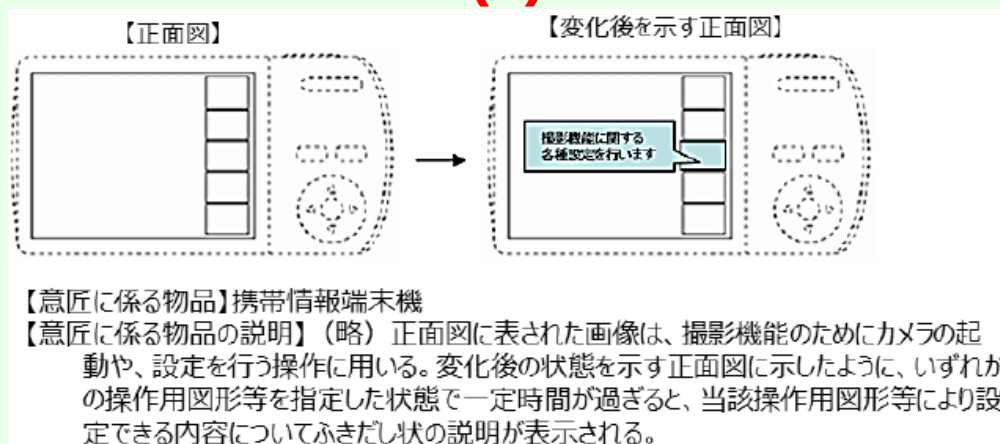
⇒(2)同一の図形等の増減



⇒(3)画像内のレイアウト変更



⇒(6)追加的な図形等の展開



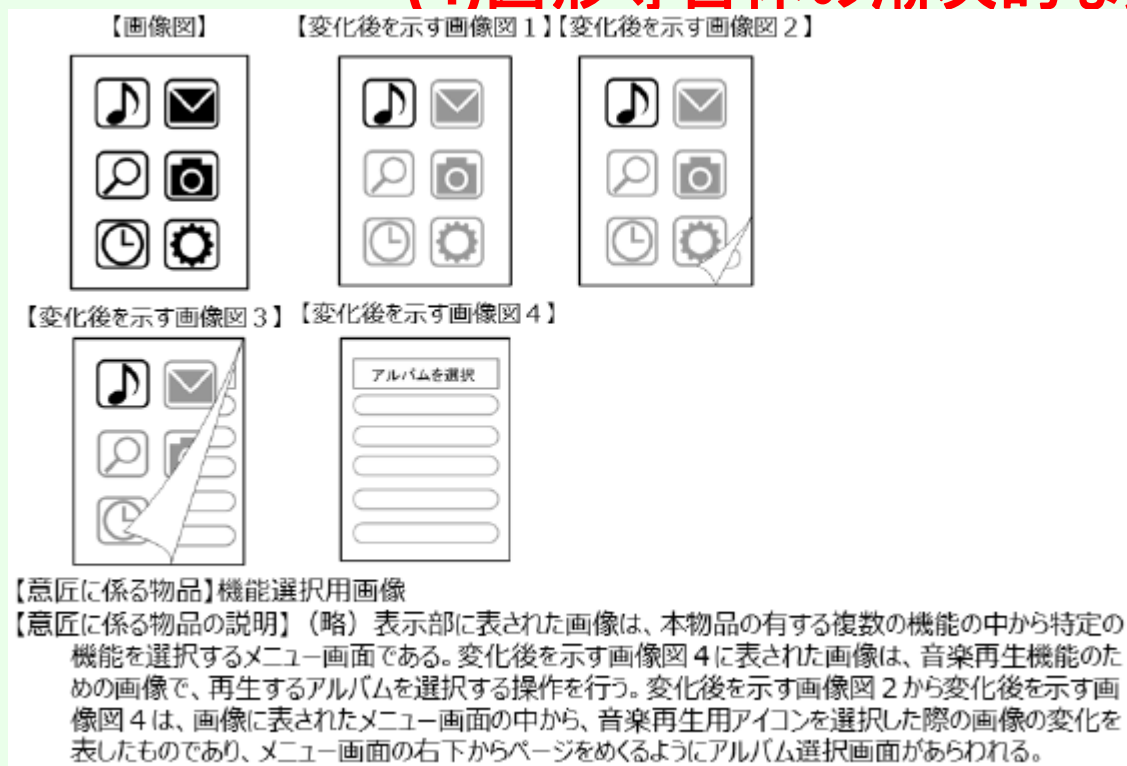
6. 画像の意匠



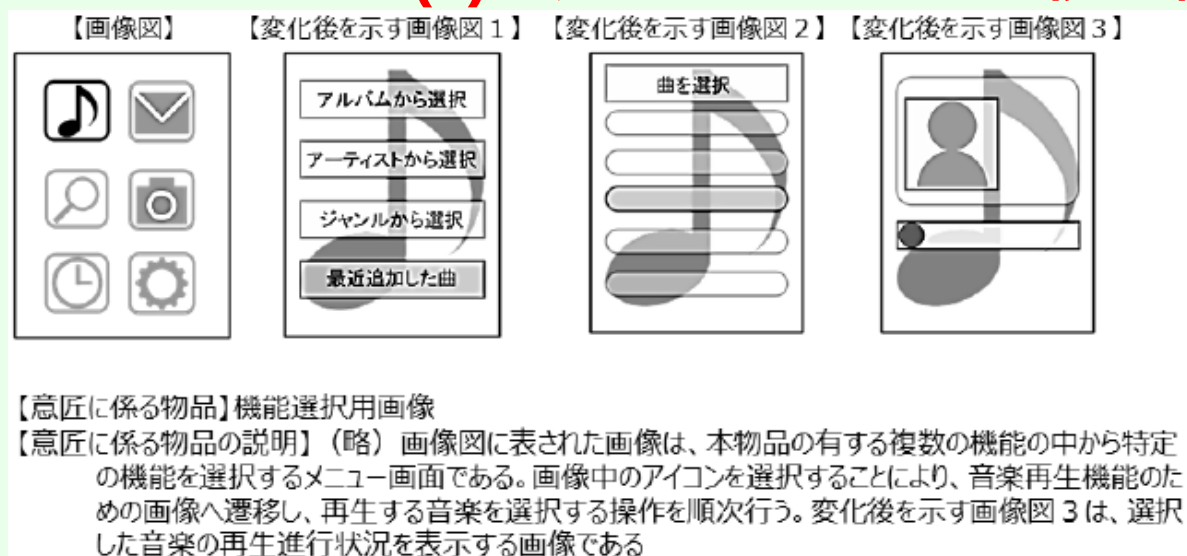
(変化する)複数の画像が一意匠と認められる例

(Ⅱ)「形状等の関連性が認められる画像」(審査基準)

⇒(4)図形等自体の漸次的な変化



⇒(5)共通のモチーフの連続的使用



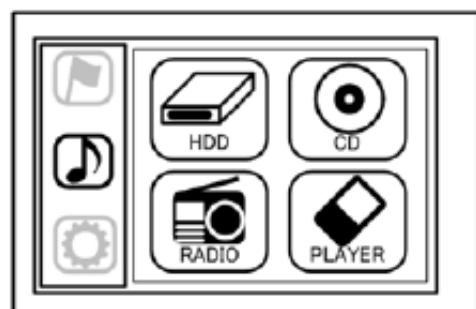
6. 画像の意匠



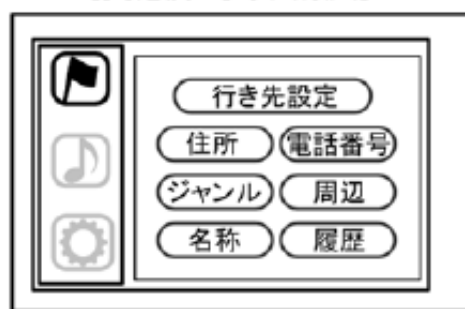
(変化する)複数の画像が一意匠と認められない例

(I)「異なる機能のための複数の画像」(審査基準)

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像

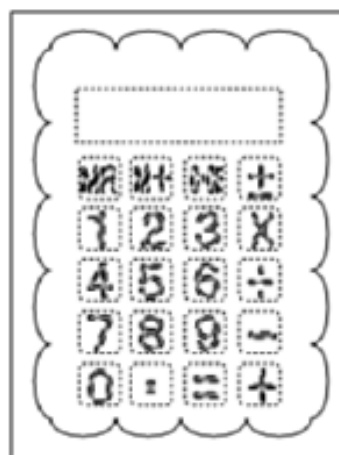
【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

変化前の画像は、音楽再生機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は経路誘導機能のための画像であって、同一の機能のための画像とは認められない。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



【意匠に係る物品】携帯電話機制御用画像

【意匠に係る物品の説明】(略) この画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

変化前の画像は、メール機能のための画像であるのに対し、変化後の画像は電卓機能のための画像であって、同一の機能のための画像とは認められない。

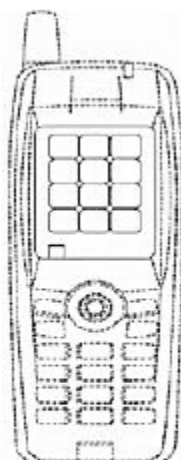
6. 画像の意匠



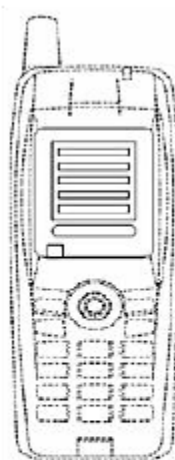
(変化する)複数の画像が一意匠と認められない例

(Ⅱ)「形状等の関連性がない画像」(審査基準)

【正面図】



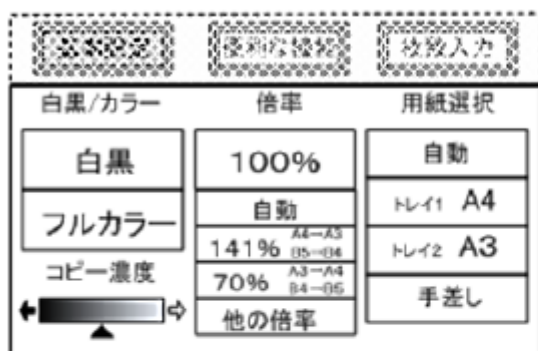
【変化後を示す正面図】



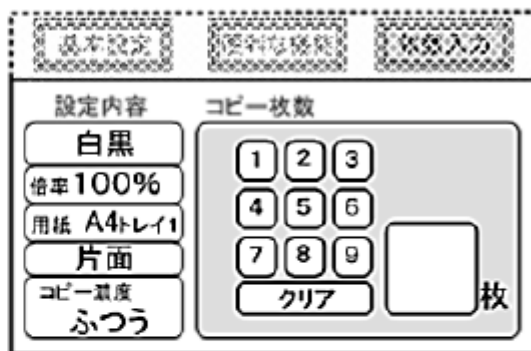
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すようにリスト表示に切り替わる。

【画像図】



【変化後を示す画像図】

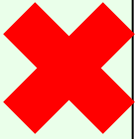


【意匠に係る物品】複写機能制御用画像

【意匠に係る物品の説明】(略) 画像図及び変化した状態の画像図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形状等の関連性が認められない。

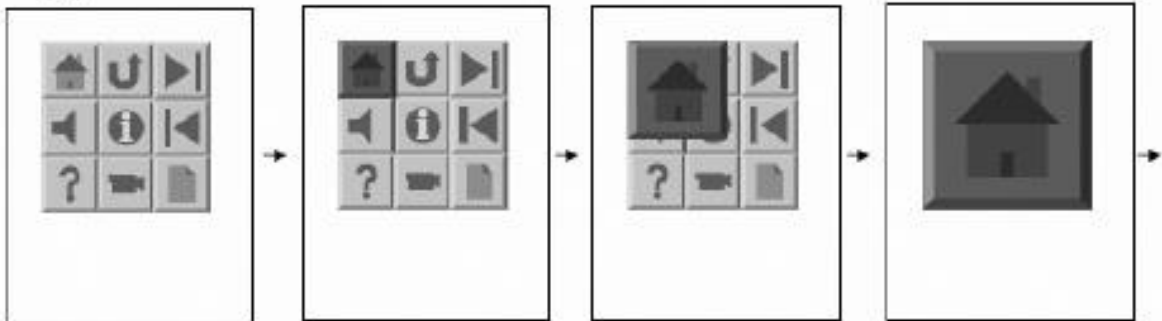
6. 画像の意匠



変化する画像として、【拡大正面図2】は×

【意匠に係る物品】携帯電話機

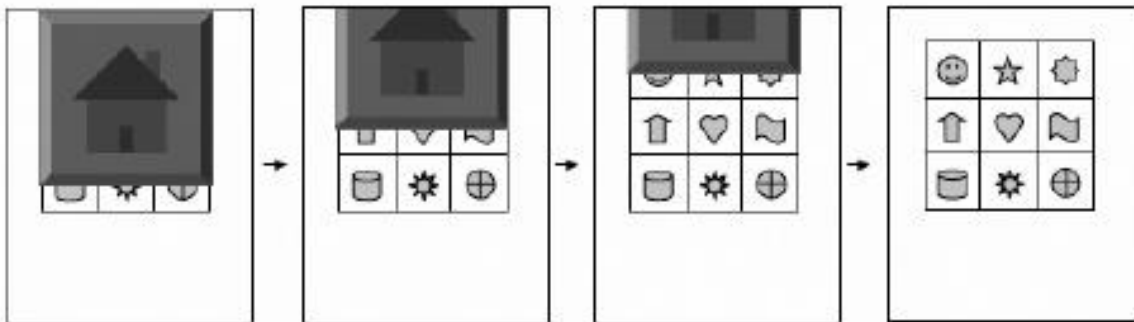
【意匠に係る物品の説明】(略) 通信機能进行操作する際に表示される画像を示す。



【拡大正面図】
(メニュー第一階層)

【変化後を示す拡大正面図1】
ボタンの指定

アニメーション



【変化後を示す拡大正面図4】【変化後を示す拡大正面図5】【変化後を示す拡大正面図6】【変化後を示す拡大正面図7】

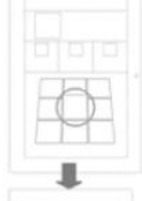
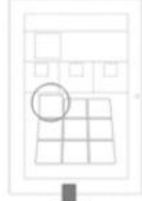


(メニュー第二階層)

(出典) 画像意匠に関する研究－特許庁意匠課との意見交換...－(パテント2011 Vol.64 No.2)

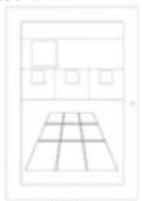
【本意匠】

登録第1447131号



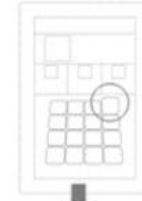
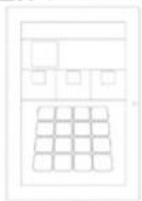
【関連意匠1】

登録第1447596号



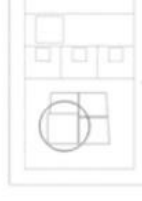
【関連意匠2】

登録第1447597号



【関連意匠3】

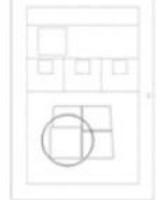
登録第1447598号



一のアイコンを選択した状態の各正面図(↓個別変化型)

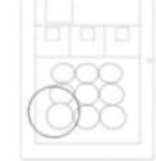
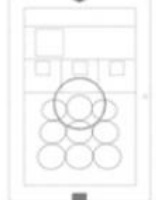
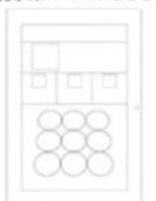
【関連意匠3】

登録第1447598号



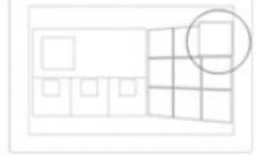
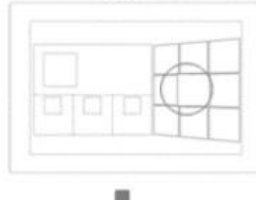
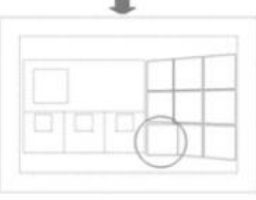
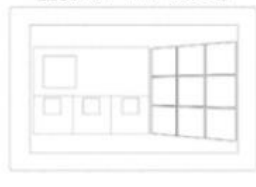
【関連意匠4】

登録第1447599号



【関連意匠5】

登録第1447600号



「変化する画像」の 関連意匠

(出典)画像デザイン登録事例研究
-類否判断を中心に-
(パテント2013 Vol.66 No.11)

6. 画像の意匠 (令和元年改正法)

「画像の意匠」のポートフォリオ構築戦略

平成28年の審査基準改訂で物品に「予め」記録・表示される必要がなくなった大幅緩和に続いて、令和元年改正で、**物品に記録・表示される必要も無くなった!!** ⇒ スマホに配信される画像もOK。

日本法では「**機器**」との関連性が必要であるため、いわゆる「コンテンツ画像」は保護の対象ではなく、「**機器**の**操作**の用に供されるもの」又は「**機器**がその機能を発揮した結果として**表示**されるもの」に限られるという制約がある。

⇒ **配信者は、画像を①操作画像又は②表示画像と位置付けることで、意匠権の保護を受けるチャンス!!**
※動画も、動的意匠(変化する画像)としてチャンス!!

例えば、・・・SNSゲームで配信される画像中の、操作に供されるキャラクター及びその変化画像や、位置ゲームの位置を示す画像及びその変化。

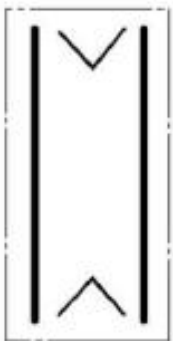
6. 画像の意匠

知財高判平成28年(行ケ)10242「映像装置付き自動車」事件

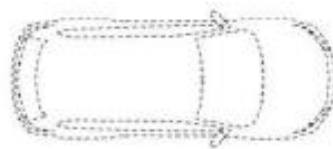
運転者がブレーキペダルを踏み込む程度に応じた画像が、道路に投影される。(縮小画像図1～5)

「本願部分の画像は・・・運転者が横断歩道で待つ横断者を発見し、自動車を止め、横断者誘導用の画像を投射すると、縮小画像図1～5の画像が繰り返し表示され、横断者が横断し終わると、運転者が前進させるべく操作を実行するというものであって、・・・横断者に対し横断を誘導するものにすぎず・・・画像に表示された図形等を選択又は指定することにより、物品...の操作をするものではない。」

縮小画像図 2



使用状態を示す参考図 2



「操作画像」と認められなかった裁判例

6. 画像の意匠

知財高判平成28年(行ケ)10242「映像装置付き自動車」事件

<原告の主張①>

本願画像意匠は、「映像装置付き自動車」という物品の「走る」という機能を発揮できる状態にするための、アクセルペダル等の操作の用に供されるものである
⇒「物品の操作の用に供される画像」である。

<裁判所の判断①>～立法経緯を踏まえた上で、

「物品の操作の用に供される画像」とは、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品に代わって、画面上に表示された図形等を利用して物品の操作を行うことができるものを指す・・・から、特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう・・・。

⇒本願部分の画像は、自動車の開錠から発進前までの自動車の各作動状態を表示することにより、運転者に対し・・・アクセルペダル等の物理的な部品による操作を促すものにすぎず、・・・画像に表示された図形等を選択又は指定することにより・・・操作をするものではない¹⁸⁰。

6. 画像の意匠

知財高判平成28年(行ケ)10242「映像装置付き自動車」事件

＜原告の主張②＞

本願画像意匠は、前のステップの状態表示が次のステップの操作を促す契機となることから、一連の画像の変化により運転者の操作が促される、「映像装置付き自動車」の停止から前進までの走る「操作の用に供される画像」ということができる。

＜裁判所の判断②＞

映像装置の故障等により本願部分の画像が表示されなかったときでも、アクセルペダル等の物理的な部品が正常であれば・・・「走る」という機能を発揮できる状態にするための「物品の操作」を行うことは可能である一方で、画像が正常に表示されていても、アクセルペダル等の物理的な部品が故障していれば、上記「物品の操作」を行うことはできないのであるから、このことからしても、・・・「走る」という機能を発揮できる状態にするための「物品の操作の用に供される」ものは、アクセルペダル等の物理的な部品であって、本願部分の画像ではない。

6. 画像の意匠

知財高判平成28年(行ケ)10242「映像装置付き自動車」事件

＜原告の主張③＞

本願画像意匠は、被告が「物品の操作の用に供される画像」と認めた「リモコンによる遠隔操作」に相当する。

＜裁判所の判断③＞

「操作の用に供される画像」によってリモコンで遠隔操作を行う場合において、物品の内部機構であるトランスミッションに対してシフトレバー(の移動)が指示を与えることと対比すべきものは、画像に表示された物品の操作に使用される図形等(のリモコンによる選択又は指定)が物品の内部機構等に対して指示を与えることであって、画像上の図形等を選択又は指定する手段にすぎないリモコンを物品の内部機構に対して指示を与えるシフトレバーと対比する点において、失当である。

6. 画像の意匠

知財高判平成28年(行ケ)10242「映像装置付き自動車」事件

本事案で問題となった意匠は、令和元年改正後の意匠法では、「画像意匠」として保護されると期待できるかもしれない。

すなわち、令和元年改正後の「表示」画像は、物品に表示される必要がなく、道路に表示されるものも含むため、「機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」であると認められれば、「表示」画像として保護されうる。

また、令和元年改正後の「操作」画像は、改正前2条2項括弧書き「(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る)」が削除され、「機器の操作の用に供されるもの」という文言になったことから、自動車を発進・停止させる「操作」の用に供されるものとして、「操作」画像に該当し、保護されると期待したい。

7. 建築物の意匠(令和元年改正法)

扉ページ

7. 建築物の意匠(令和元年改正法)

扉ページ

7. 建築物の意匠(令和元年改正法)

扉ページ

7. 建築物の意匠(令和元年改正法)

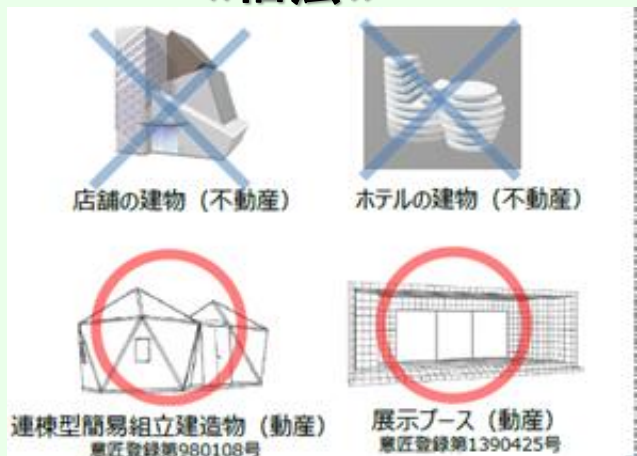
(立法趣旨)「昨今、モノのデザインのみならず、コト(経験)のデザインを重視する観点から、店舗デザインに投資して独創的な意匠を凝らし、ブランド価値を創出して製品・サービス等の付加価値や競争力を高める事例が見られるようになっている。建築物についても、ブランド価値の創出の観点からデザインの重要性が高まっている。…諸外国を見ても、米国や欧州においては、建築物の外観や内装は、意匠の保護対象とされており、日本よりも保護対象が広い。こうした状況を踏まえ、現行意匠法の保護対象である『物品』(動産)に加え、『建築物』(不動産)を意匠の保護対象とすべきと考えられる。」

(出典)「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」(平成31年2月、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会)

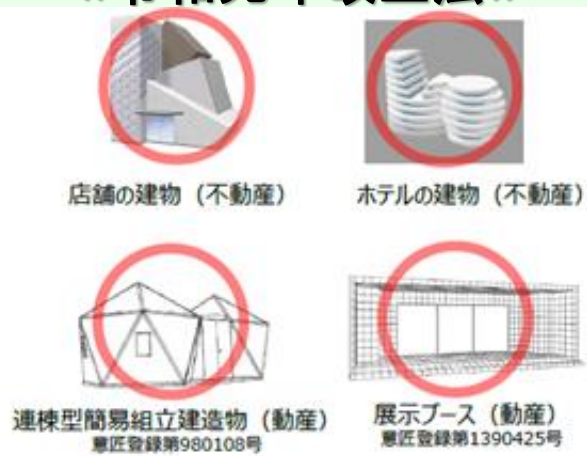
旧法では、「物品」は、「有体物である動産」を意味するから、建築物等の不動産について、意匠権で保護できなかった。

⇒令和元年改正後は、「建築物」(不動産)についても意匠権で保護することができるようになった。

《旧法》



《令和元年改正法》



7. 建築物の意匠(令和元年改正法)

★「意匠に係る建築物・・・の用途」を願書に記載する義務あり
(新・意匠法6条3項)。⇒「用途」の書き方に要工夫!!

「建築物の意匠」に含まれる例(建築基準法とは異なる)

審査官は、意匠登録出願されたものが、以下のいずれの要件も満たすものであるときは、意匠法上の建築物の意匠に該当すると判断する。

1. 土地の定着物であること。
2. 人工構造物であること。土木構造物を含む。

- ・ **土地**： 定着物が固定される地表面であり、平面、斜面等の地形を問わない。海底、湖底等の水底も含む。
- ・ **定着物**： 継続的に土地に固定して使用され、任意に動かすことができないもの。
- ・ **構造物**： 意匠登録の対象とするものは、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む。

通常の使用状態において、内部の形態が視認されるものについては、内部の形態も含む(注)。

(注) 通常の使用状態において、視認することのない範囲を除く。

建築物の内部の一部のみを意匠登録を受けようとする部分としたものも含まれる。

※こうした意匠審査基準における定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものである。

■ 建築物と判断するものの例

商業用建築物



住宅



工場



競技場



橋梁



煙突



「建築物の意匠」に含まれない例

① 人工的なものでないもの

例：自然の山、岩、石、樹木、草、河川、滝、砂浜など

※人工的なものでないものであっても、建築物に付随するものであって、建築物自体に固定し、建築物の内外の壁面や屋根等を装飾する素材等として使用したものについては、建築物の意匠を構成するものとして取り扱う。ただし、建築物の一部について意匠登録を受けようとする意匠であって、意匠登録を受けようとする部分に人工的でないもののみが表されている場合は、本要件を満たしていないと判断する。

② 人の手が加えられているものの、自然物や地形等を意匠の主たる要素としているもの

例：自然の地形を利用した以下のもの

スキーゲレンデ、ゴルフコース

自然物を主たる要素とする庭園など

③ 土地そのもの又は土地を造成したにすぎないもの

仮設テント、船舶、航空機、キャンピングカーは、「物品」である!!

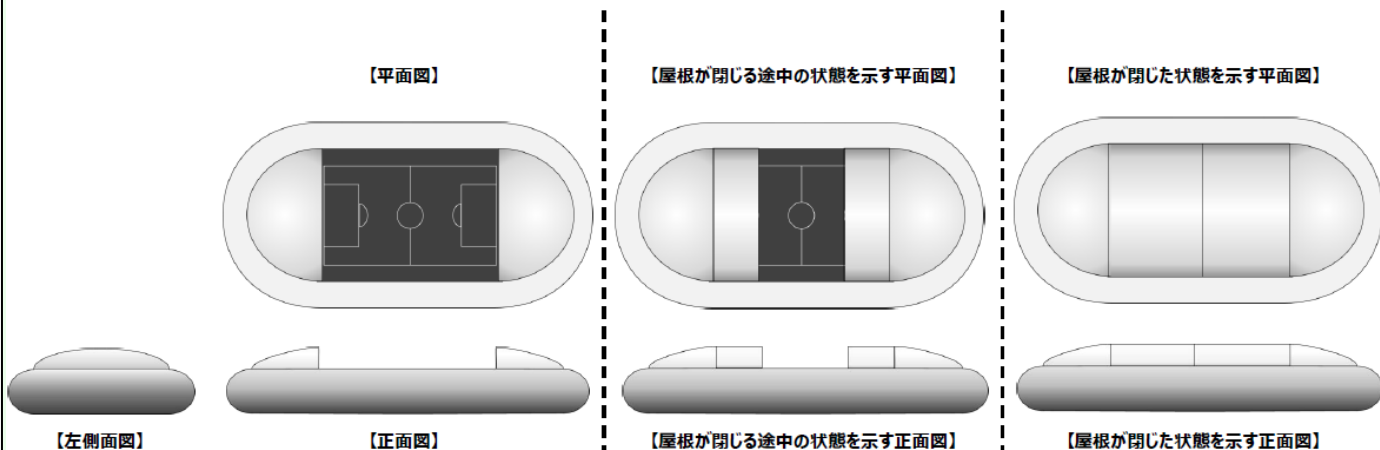
7. 建築物の意匠（令和元年改正法）

「変化する建築物の意匠」の記載例

事例：競技場

【意匠の説明】 右側面図は左側面図と同一のため省略
背面図は正面図と同一のため省略

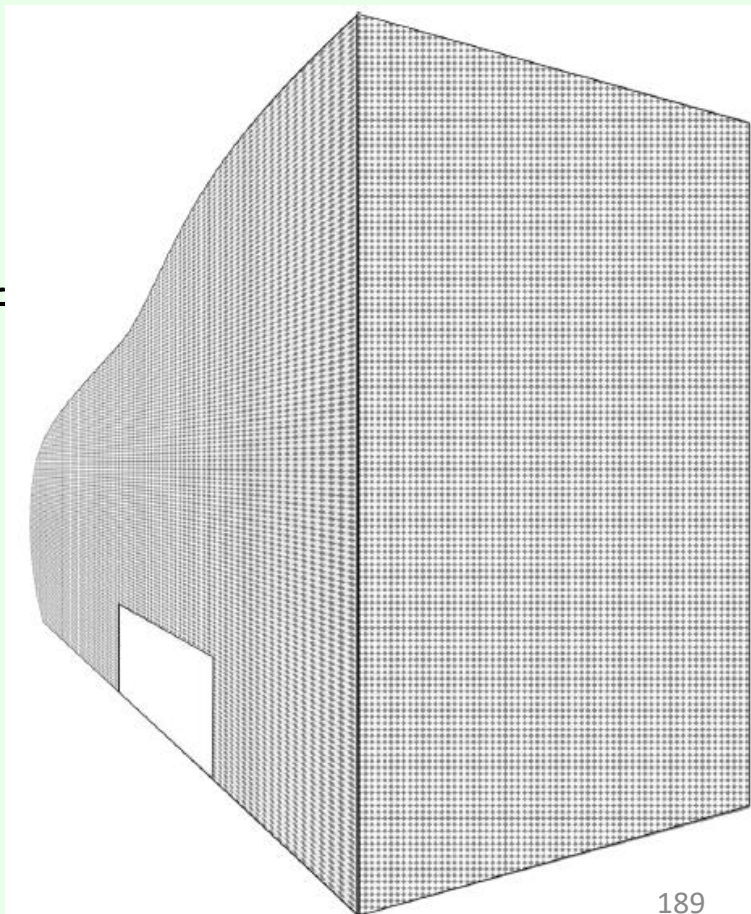
※ 底面部を除く部分について意匠登録を受けようとするものであるため底面図の開示は無し



意匠が具体的ではない図面の記載例（販売店）

※本事例は、屋根が緩やかに傾斜した意匠を、パースがたった1図のみで表したものである。

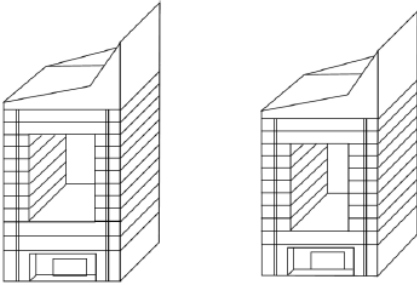
大まかな形状は理解できるものの、意匠全体の正確な形状や正確な比率を把握することはできず、意匠が具体的でない。



7. 建築物の意匠（令和元年改正法）

「建築物の意匠」の類否判断～“類似”判断事例

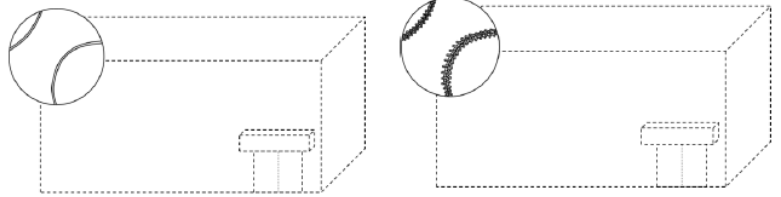
①



公然知られた意匠
「オフィス」

出願意匠
「オフィス」

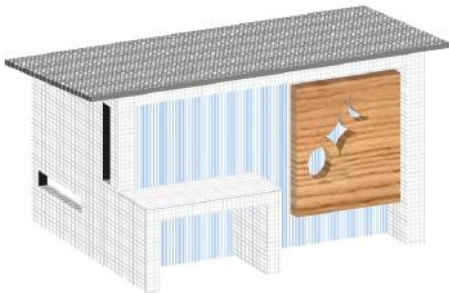
②



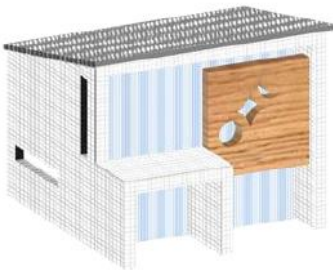
公然知られた意匠
「商業用建築物」

出願意匠
「商業用建築物」

③

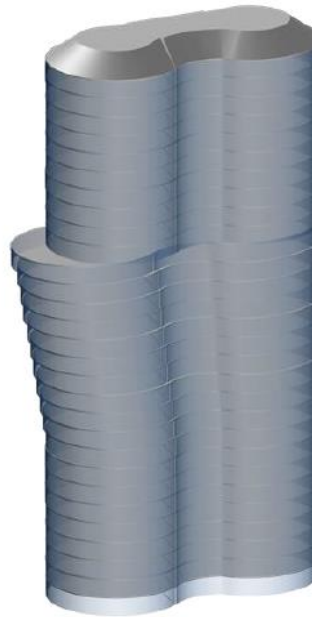


公然知られた意匠「住宅」



出願意匠「住宅」

④



公然知られた意匠「ホテル」

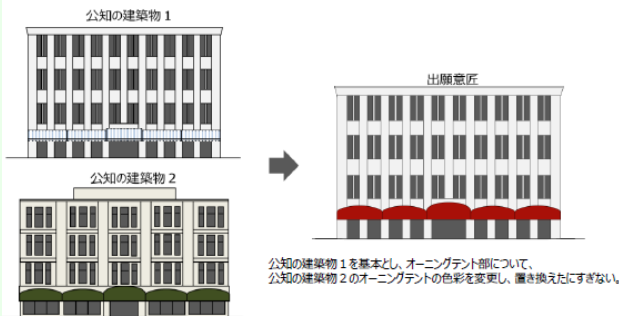


出願意匠「ホテル」

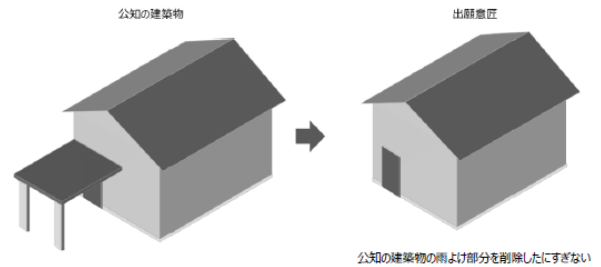
7. 建築物の意匠(令和元年改正法)

「建築物の意匠」の創作容易性～“創作容易”な建築物の例

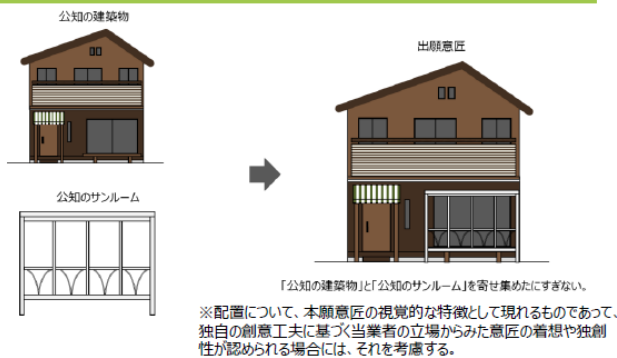
置き換え



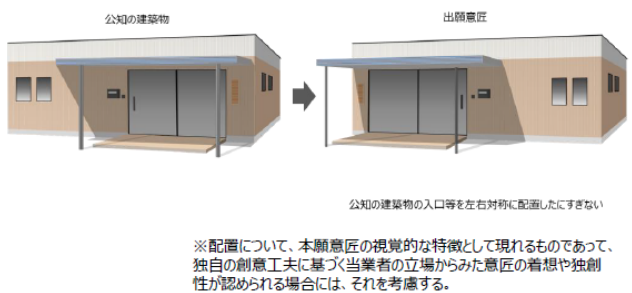
一部の構成の単なる削除



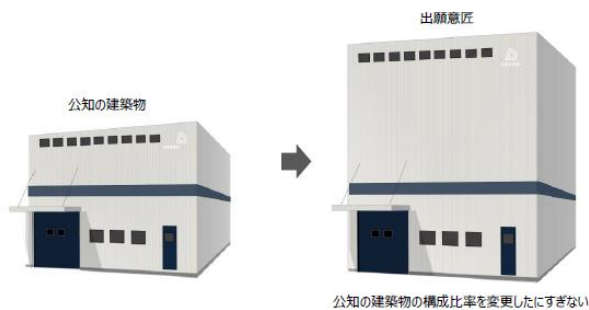
寄せ集め



配置の変更



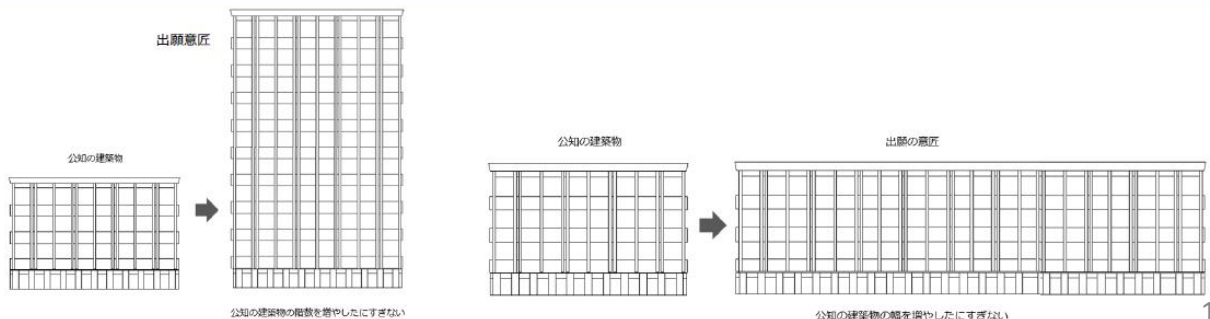
構成比率の変更



物品等の枠を超えた構成の利用・転用



連続する単位の増減



8. 内装の意匠（令和元年改正法）

扉ページ

8. 内装の意匠（令和元年改正法）

扉ページ

8. 内装の意匠（令和元年改正法）

扉ページ

8. 内装の意匠(令和元年改正法)

「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下『内装』という。)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、**内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。**」(新・意匠法8条の2)

近年、企業が店舗内装のデザインに特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例や、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ、特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例が増えてきている。

そこで、意匠権による内装デザインの保護が可能となるよう、意匠法第8条の2が新設された。



Apple 表参道
※2019年9月現在、店舗の一部をリニューアル中

<出典>「『内装の意匠』に係る意匠審査基準の改訂について(案)要約資料」(第17回意匠審査基準WG資料7)

旧法では、複数の物品(テーブル、椅子、照明器具など)や建築物(壁や床の装飾)から構成される内装のデザインは、一意匠一出願(7条)違反で、意匠登録を受けられなかった。

⇒令和元年改正後は、「内装全体として統一的な美感を起こさせる」という要件を満たす場合に限り、一意匠として意匠登録を受けることができるようになった。



レストランの内装



渡り廊下の内装

<出典>「令和元年特許法等の一部を改正する法律」(特許庁)説明資料

8. 内装の意匠(令和元年改正法)

「内装全体として統一的な美感を起こさせる」と認められる例

①構成物等に共通の形態処理がされている例～「喫茶店の内装」



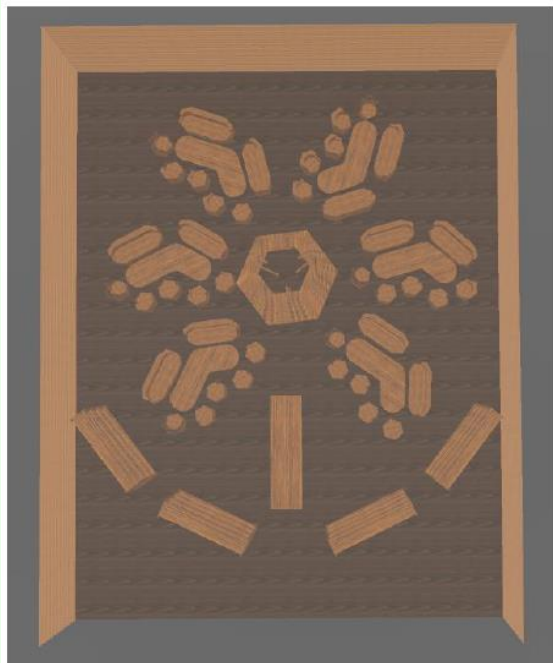
「喫茶店の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

②構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているものの例～「図書館用図書室の内装」



「図書館用図書室の内装」

特徴記載書

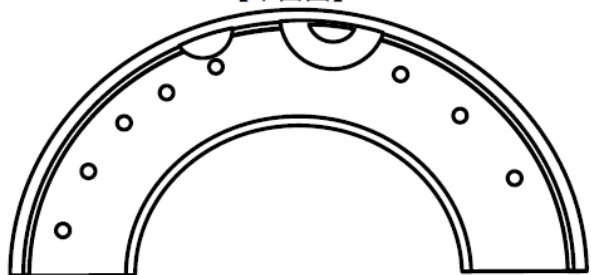
【意匠の特徴】

本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

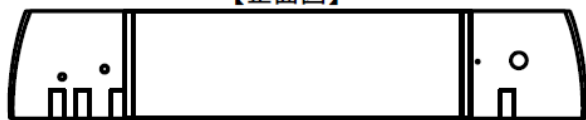
8. 内装の意匠（令和元年改正法）

③構成物等に観念上の共通性がある例～「渡り廊下の内装」

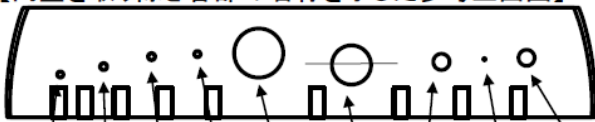
【平面図】



【正面図】

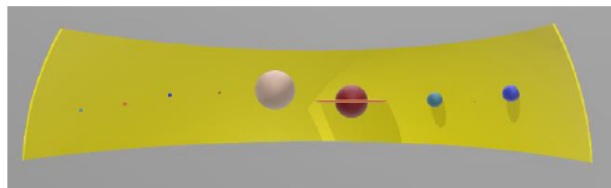


【内壁を取り除き各部の名称を示した参考正面図】



水星 金星 地球 火星 木星 土星 天王星 冥王星 海王星

【内壁の実施例を示す参考正面図】



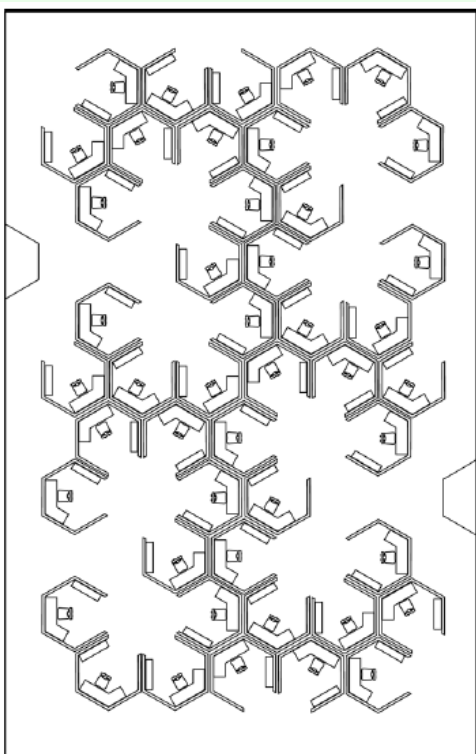
「博物館用渡り廊下の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

④構成物等を統一的な秩序に基づいて配置した例～「オフィスの内装」



「オフィスの内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。

8. 内装の意匠(令和元年改正法)

⑤内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例



事例：「珈琲所コメダ珈琲店」

株式会社コメダ

漆喰をモチーフとした壁、天井の木材、レンガ、安定感のあるちよっと大きめで暖かみのある椅子、高さと幅にこだわりしっかりと固定された分厚いテーブル、プライバシーを守るさりげないパーテーション、これらを組み合わせることで統一感を表現



事例：「武雄市図書館」

カルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社

木目と黒皮スチールを基調とした空間で、
①吹抜け空間の一部に巨大な書架を設け、圧倒的で壮大な演出がされており、
②スタンド照明付きの平台、木製ルーバー天井を備えたマガジストリートを配しており、
③本棚で囲まれたお家にいる様な居心地感のある本の小部屋が併設されており、
④図書空間とカフェ空間がシームレスにつながり自由に読書しながらコーヒーが飲める空間を構築し、
全体として「知との出会いを創出し」「居心地のよい」空間を構成して統一感を表現

8. 内装の意匠（令和元年改正法）

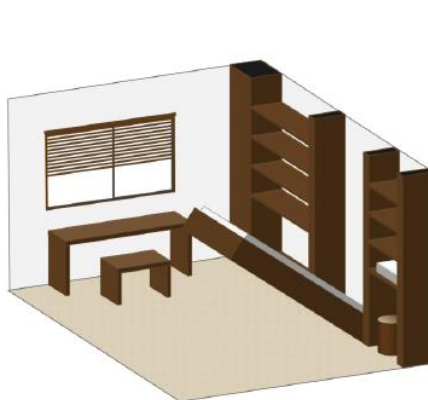
「変化する内装の意匠」の記載例

事例：貸しオフィスの休憩室の内装

意匠に係る物品の説明：本願意匠は貸しオフィスの休憩室の内装であり、利用者が仮眠するための可動するベッドを有する。ベッドを使用しない際は壁面に格納できるため、オフィス内のスペースを効率的に利用できる。



【斜視図】



【ベッドを格納する途中の状態を示す斜視図】



【ベッドを格納した状態を示す斜視図】

「内装の意匠」を構成する「物品、建築物又は画像」の範囲

「内装の意匠」を構成するとして適切なものの例

- ・机、椅子、ベッド、衝立などの家具類
- ・陳列棚などの什器類
(販売商品等が含まれていても可)
- ・照明器具
- ・備え付けのモニターやスクリーンに表示、投影される画像



※自然物の扱い
壁面や天井等を装飾する素材等として自然物を使用した保形性のあるものは、内装の意匠を構成するものとして取り扱う。

※照明の扱いについて

照明器具が点灯等することにより、内装自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該色彩や模様についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。

※本事例は、照明が点灯した状態の内装を示すためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

「内装の意匠」を構成するとして不適切なものの例

■意匠法上の意匠でないもの

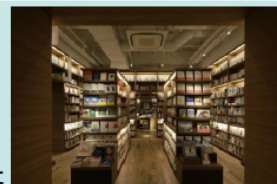
- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物（ただし造花は物品の意匠として認められる）
- ・蒸気、煙、砂塵、火災、水（ただし保形性ある容器に入ったものは除く）
など、不定形のもの
- ・内装空間を演出する香りや音
- ・自然の地形そのもの



ただし、願書の記載または図面等の描き分けにより、「内装の意匠」を構成しないものが明確な場合は、拒絶理由の対象とせず、当該内装の意匠を構成しないものの削除も要しない。

これらの記載がなく、意匠法上の物品に該当しないものが含まれると判断される場合、8条の2に基づく拒絶理由を通知する。

例：「代官山蔦屋書店」カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社



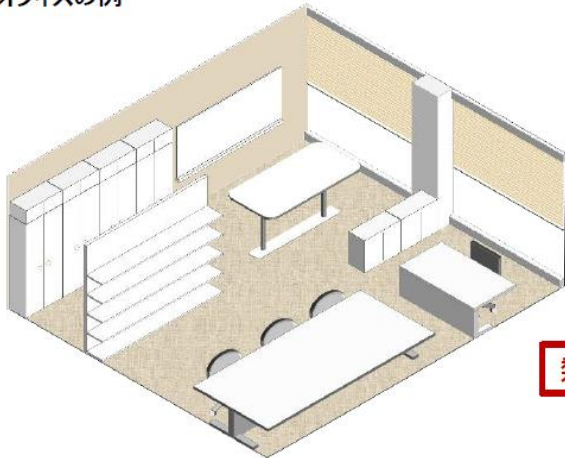
8

8. 内装の意匠(令和元年改正法)

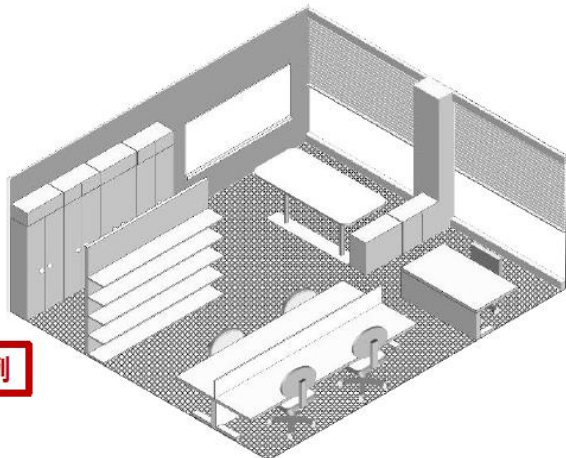
「内装の意匠」の類否判断～“類似”判断事例

① オフィスの例

公知意匠「オフィス」



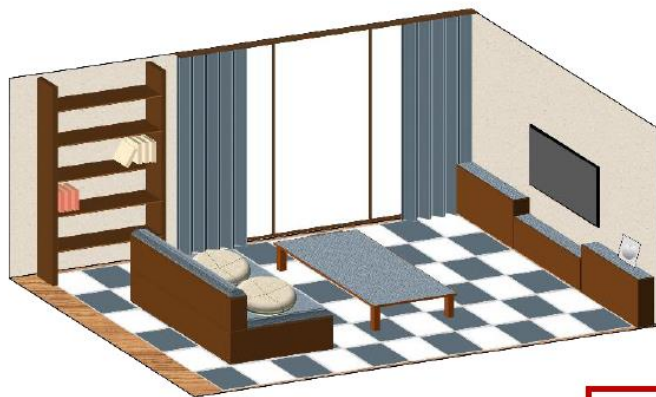
出願意匠「オフィスの内装」



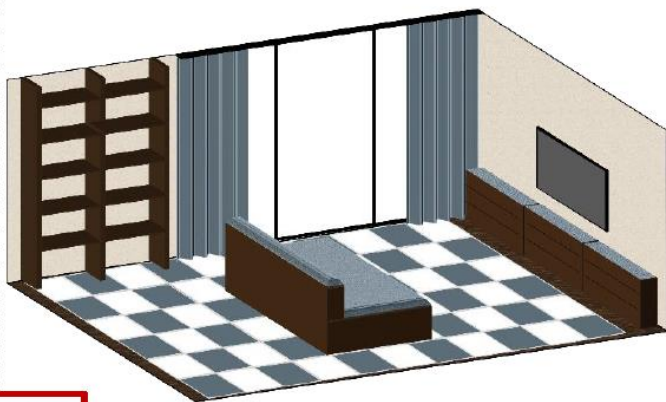
類似の事例

※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通する。
一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

② 病院用待合室の例



公知意匠
「K邸のインテリア」



類似の事例

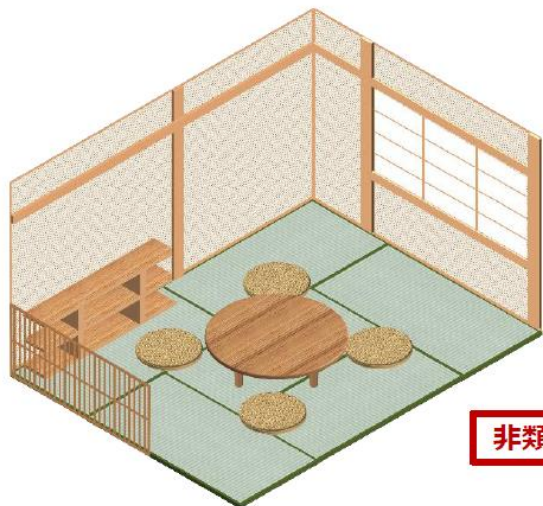
出願意匠
「病院用待合室の内装」

※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。
一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ意匠全体に占める割合が小さい部分的なものであるため、類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

8. 内装の意匠(令和元年改正法)

「内装の意匠」の類否判断～“非類似”判断事例

③ 料亭の例



公知意匠
「D邸の居間」

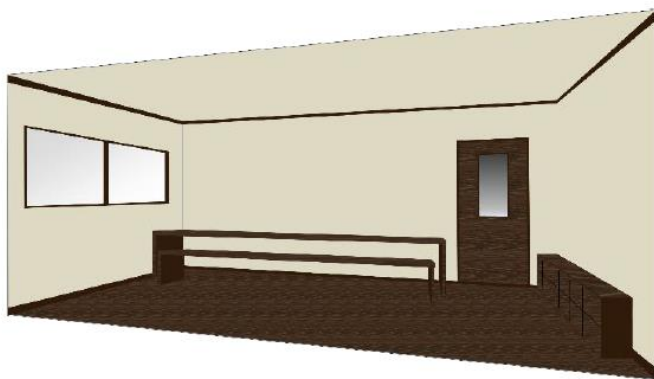


出願意匠
「料亭の内装」

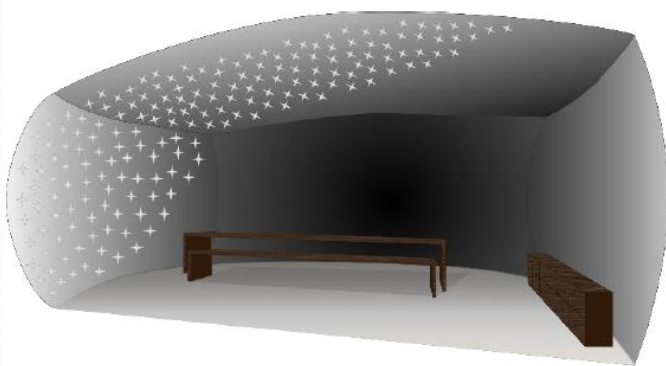
非類似の事例

※両意匠は、共に畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形態が顕著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団と相まって、内装全体の主要な部分を占め、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。
なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはありふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。

④ 展示室の例



公知意匠
「洋室」



出願意匠
「展示室の内装」

非類似の事例

※両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。
一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた形状であるから看者の注意を強く惹くとはいえず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。
よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。

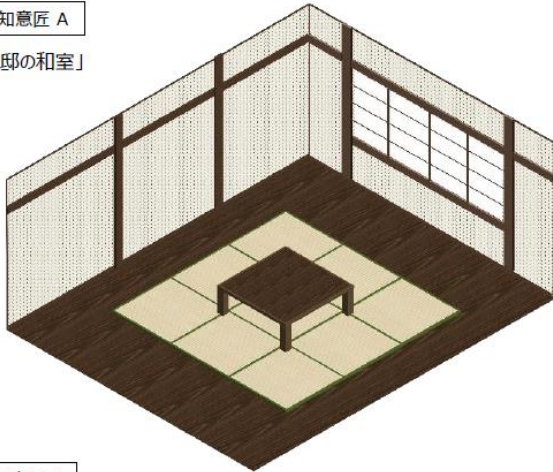
8. 内装の意匠（令和元年改正法）

「内装の意匠」の創作容易性～“創作容易”である例

（a）置き換え

公知意匠 A

「A邸の和室」



公知意匠 B

「置き畳」



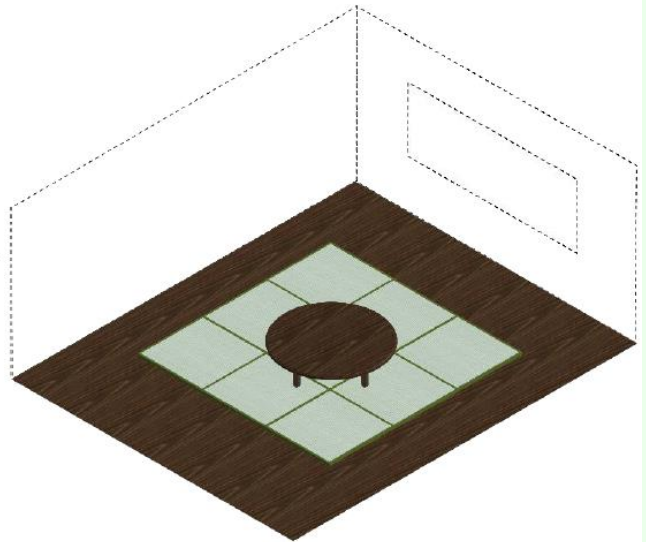
公知意匠 C

「円卓」



出願意匠

「旅館用客室の内装」

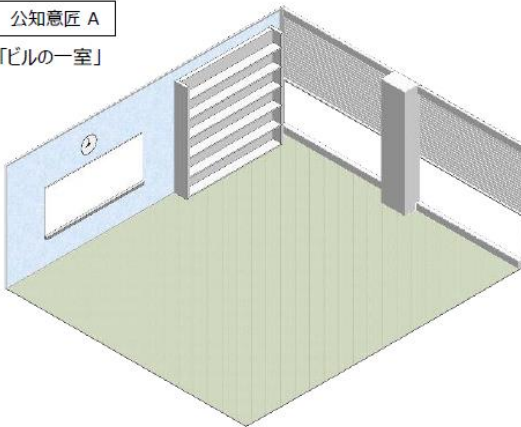


公知意匠Aの置き畳を公知意匠Bに、机を公知意匠Cに、それぞれ置き換えたにすぎない。

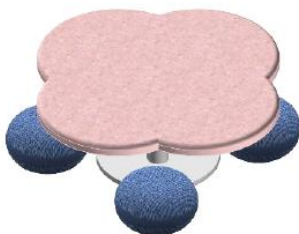
（b）寄せ集め

公知意匠 A

「ビルの一室」



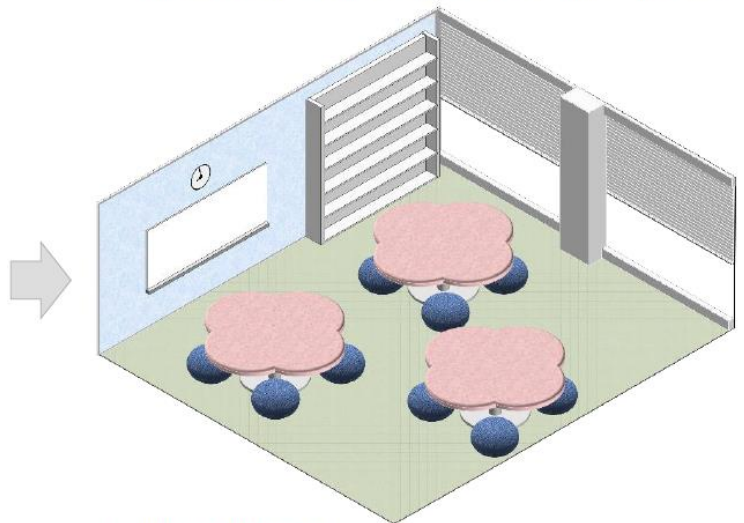
公知意匠 B 「テーブルとスツールのセット」



出願意匠

「託児所の内装」

公知意匠Aの内部に、公知意匠Bを寄せ集めて内装を構成したにすぎない。

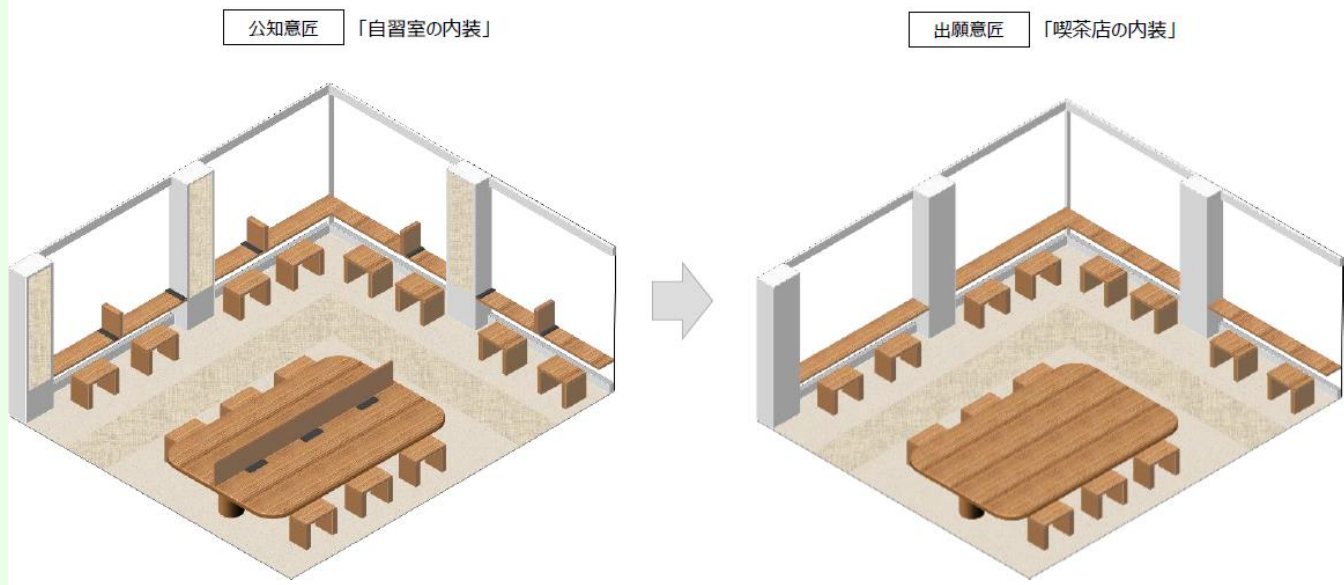


※寄せ集めに際しての配置について
本願意匠の属する分野において、本事例中の各什器等の配置はいずれもごく一般的なもので、格別の創意を要するものではないから評価できない。
ただし、当該配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合はこの限りではない。

8. 内装の意匠(令和元年改正法)

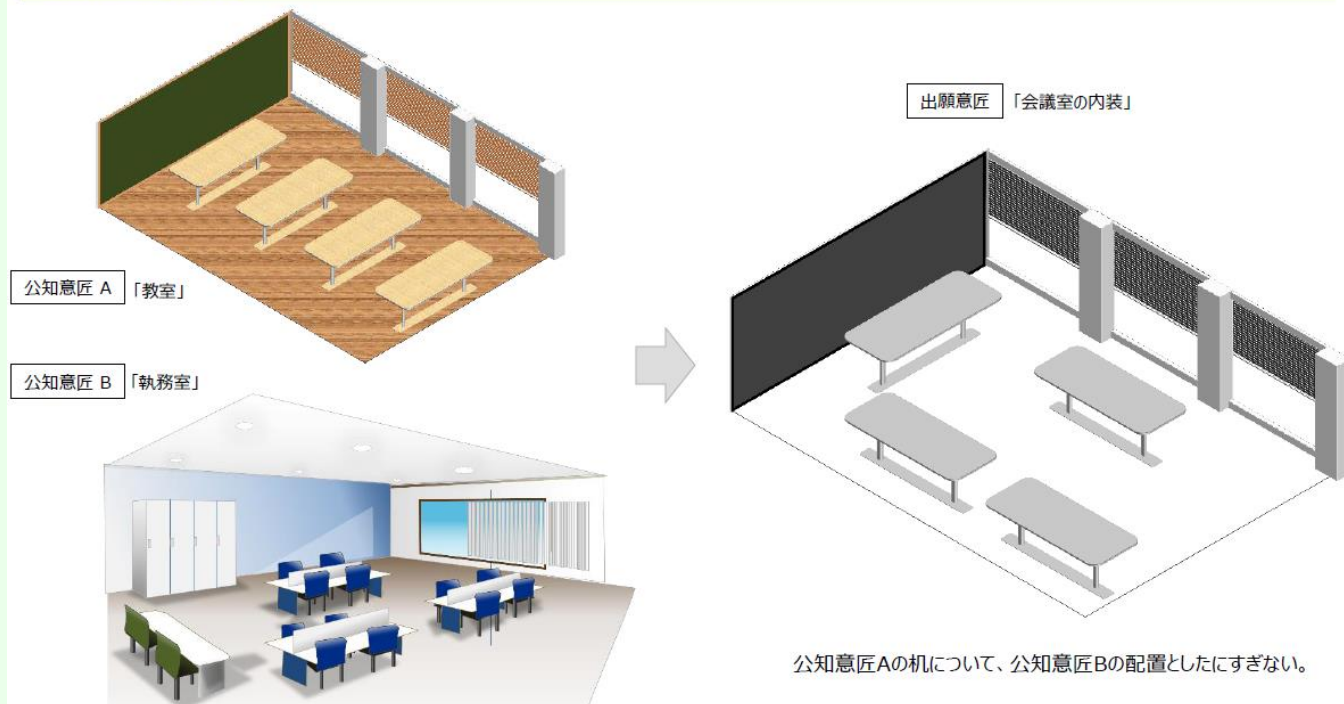
「内装の意匠」の創作容易性～“創作容易”である例

(c) 一部の構成の単なる削除



公知意匠のパーティションなど、一部の構成を単に削除して構成したにすぎない。

(d) 配置の変更

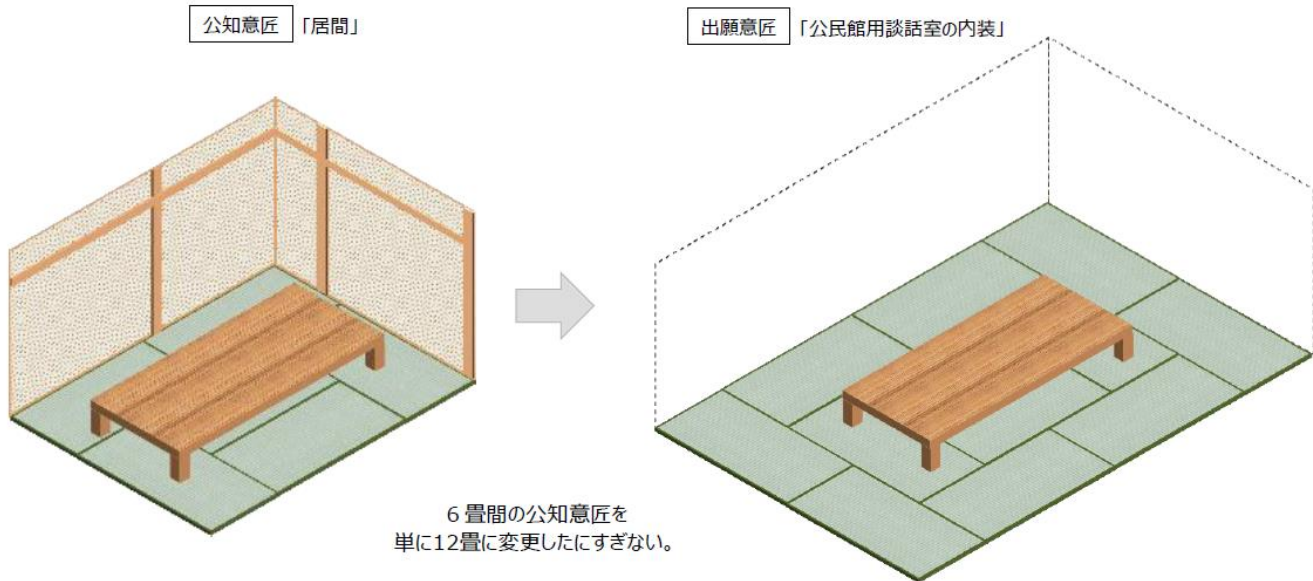


公知意匠Aの机について、公知意匠Bの配置としたにすぎない。

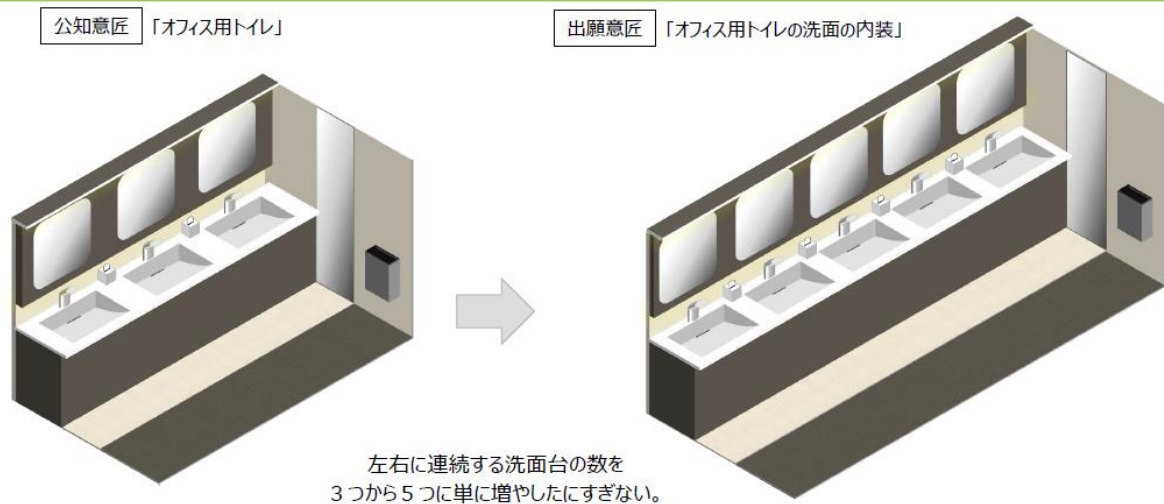
8. 内装の意匠(令和元年改正法)

「内装の意匠」の創作容易性～“創作容易”である例

(e) 構成比率の変更



(f) 連続する単位の増減



(g) 物品等の枠を超えた構成の利用・転用

例1 著名な漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したもの

例2 著名なおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したもの

9. 分割出願

扉ページ

9. 分割出願

扉ページ

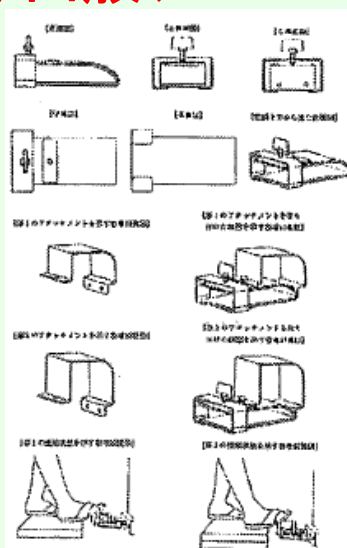
9. 分割出願

参考図に基づく分割出願が認められなかった事例

⇒意匠法10条の2第1項の「二以上の意匠」にいう「意匠」は、「意匠登録を受けようとする意匠」に限られる(特許と異なる)

知財高判平成18年(行ケ)10136「ピアノ補助ペダル」事件

原出願(2003-14135)



分割出願(2003-32476)

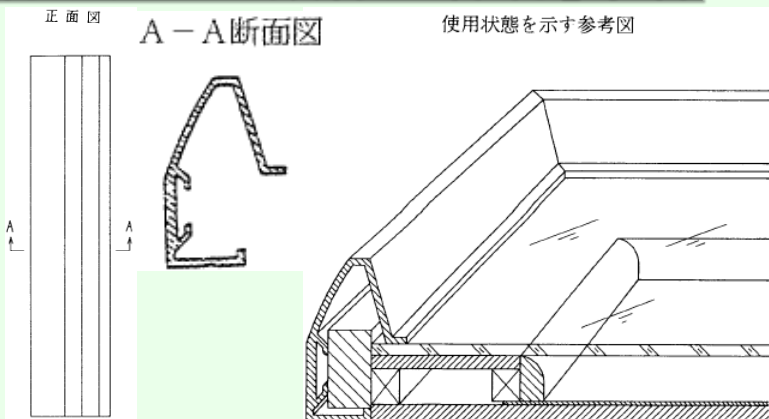


「原出願に添付の図面の参考図においては、アタッチメントを取り付けた状態のアタッチメント部分を含むピアノ補助ペダルの意匠が示されているということができるが、それは、意匠登録を受けようとする意匠の理解を助ける目的で、当該意匠以外の意匠として示されている。…意匠登録を受けようとする本願意匠は、原出願において、意匠登録を受けようとする意匠ではないのであるから、本件出願は、意匠法10条の2第1項の要件を満たす分割出願であるということとはできない。」

9. 分割出願

原出願の意匠の一部の分割出願が×とされた事例

東京高判昭和63年(行ケ)250「額縁用枠材」事件



(原出願の図面は、
確認できなかった。)

⇒分割出願と同じ?)

分割出願(426407の類似3)

「原出願・・・の願書には、意匠に係る物品を・・・『額縁』と指定して記載されており、これは、通商産業省令にいう物品の区分に従った一つの物品に係るものであるし・・・図面に記載された意匠は・・・物品的にも一個の『額縁』が記載されているのみであり、また意匠としても一つの『額縁』の意匠が記載されているのみであって、それ以外の意匠を含むものでない・・・から、右規定にいう一つの意匠登録出願に二以上の意匠が包含される場合には該当せず・・・。物理的には、これを四個の枠材に分解することも不可能ではないとしても、意匠登録出願に係る意匠の把握は、願書において指定された『意匠に係る物品』との関係でなされるべきものであ・・・る。」

10. 変更出願(特許⇒意匠)

扉ページ

10. 変更出願(特許⇒意匠)

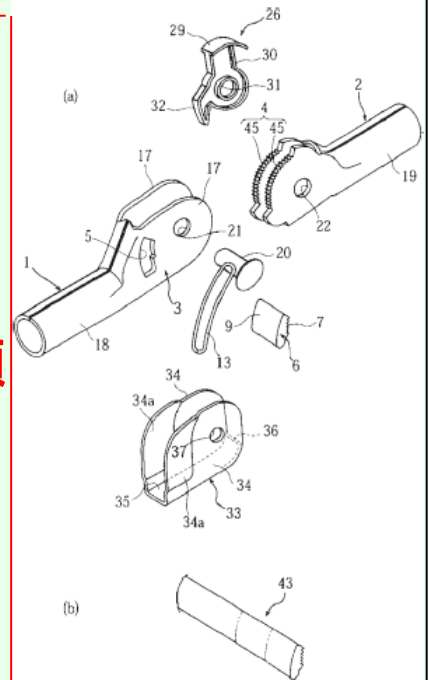
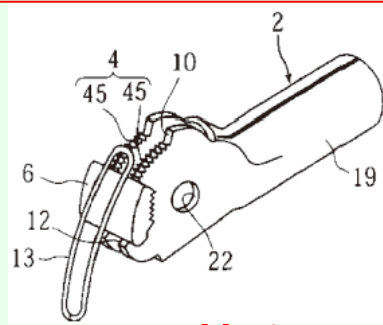
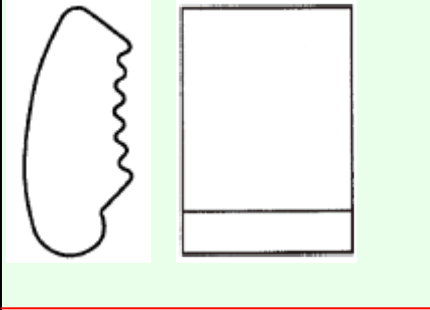
扉ページ

10. 変更出願(特許⇒意匠)

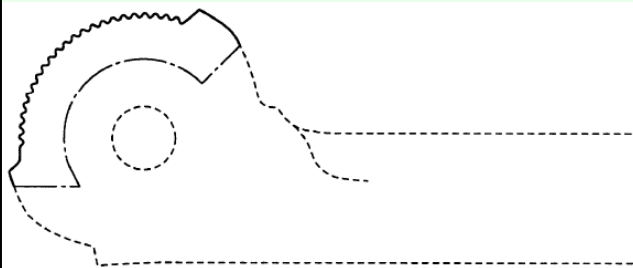
一意匠一出願の原則から、原意匠は1個の意匠である。
⇒分割出願より、変更出願の方が認められ易い!!

大阪地判平成23年(ワ)9476「角度調整金具用 揺動くさび、及び揺動アーム」事件

本件意匠1(全体1379531) ← 原特許出願(特願2009-182565)



本件意匠2(部分1399739) ← 原特許出願
(特願2010-17810)



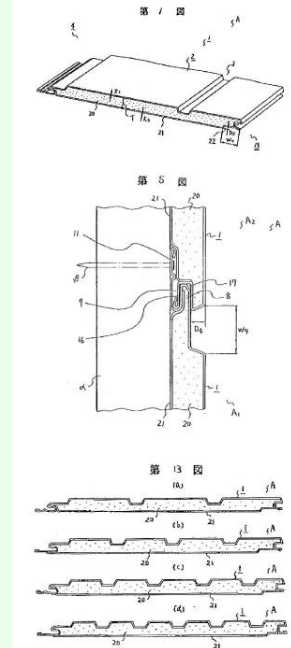
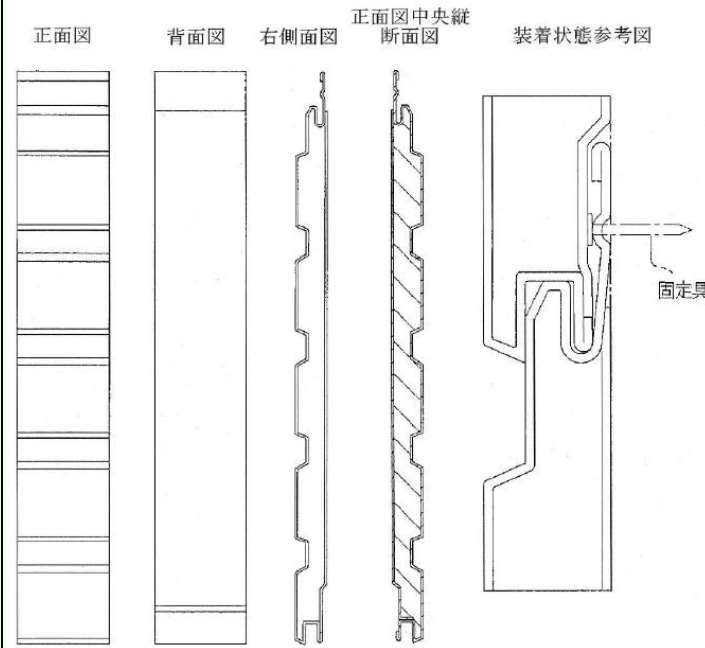
「特許出願に係る明細書及び図面において、本件意匠1に対応する『浮動くさび部材6』の右側面の形状として、歯面を右側面の正面側端部から背面側端部にかけて均一に配設したものが記載されている」⇒**変更適法**
「本件意匠2は、乙1特許出願に係る部材のうち…、特定の機能を有する部分を取り出したものである。」
～図面から同一性はOK。⇒**変更適法(遡及効あり)**²¹¹

10. 変更出願(特許⇒意匠)

特許図面に6面図が無くても変更出願OK!!

無効2009-880001「壁板材」<審決>

本件意匠(979915) ← 原特許出願(特願昭62-294386)



①側面図的な1個の図面で、具体的な記載があるか？
⇒「その他の実施例を示すための断面図であることは明らかであり、かつ、壁板材自体が、建物の外壁として使用されるものであって、一方向に連続する長尺材の長さを適宜必要に応じて切断して使用されるものであるという物品の特性を考慮すれば・・・連続する薄板状の長尺材の、断面を『第13図(c)』とするものであって、意匠を十分表現して、具体的な意匠を表わしている」⇒**変更適法(遡及効あり)**

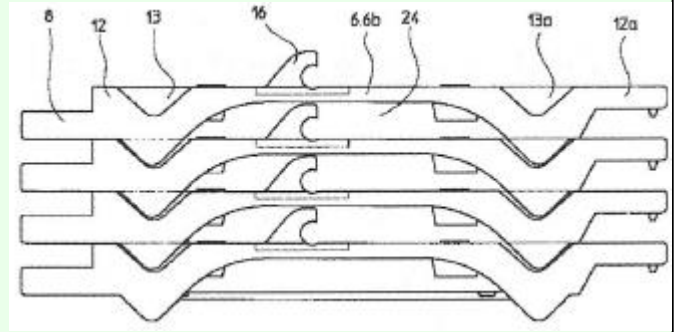
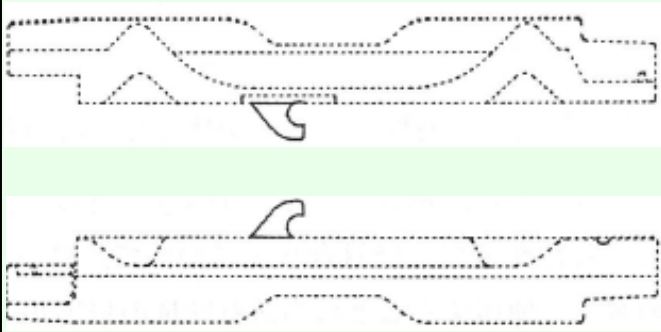
②最下位の化粧凸部の縦幅に微差⇒実質的に同一²¹²

10. 変更出願(特許⇒意匠)

特許図面の誤記が認められた事例

無効2007-880005「平板瓦」<審決>

本件意匠(1174461) ← 原特許出願(特願2002-376395)
(図7)



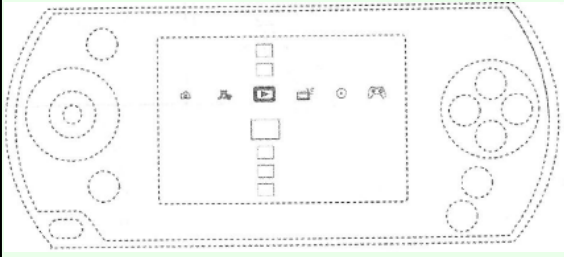
「図7については、複数の瓦が重なっている状態であり、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される正式な図法ではなく、かつ、本件登録意匠の意匠公報における平面図と甲第1号証の図を対比させるとフックの向きが左右逆になっており、本件登録意匠と甲第1号証に表された瓦は完全に一致するものではないが、合理的、総合的に判断をすると、本件登録意匠は甲第1号証に表された瓦にすでに開示されていたものを考えざるを得ない。」⇒**変更適法(遡及効あり)**

10. 変更出願(特許⇒意匠)

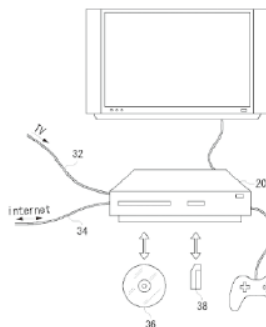
部分意匠の変更出願が認められた事例

不服2009-2816「マルチメディア再生装置」＜審決＞

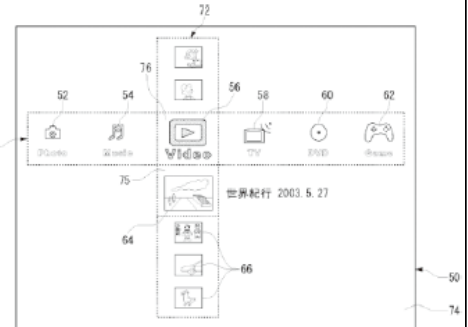
本件意匠(130985) ← 原特許出願(特願2006-18648)



【図1】



【図3】



「・・・もとの特許出願の図面から、変更出願に係る出願人が、任意に部分意匠としての図面表現をすることは、部分意匠制度の趣旨から、変更出願に対してであっても原則的に認めるべきではないが、本願の原特許出願は、主に『図3』に表された画面意匠が、『図1』で表されたような『マルチメディア再生装置』の表示画面に表示されるということのみが表されていると理解するのが適当である。

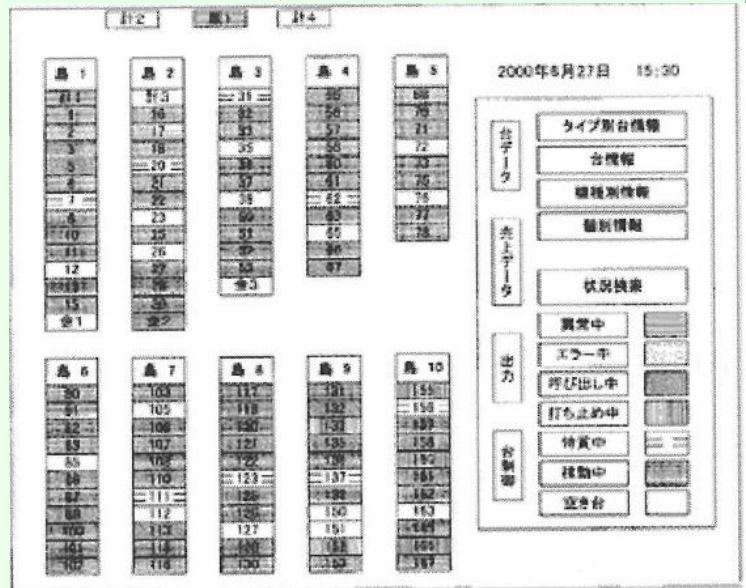
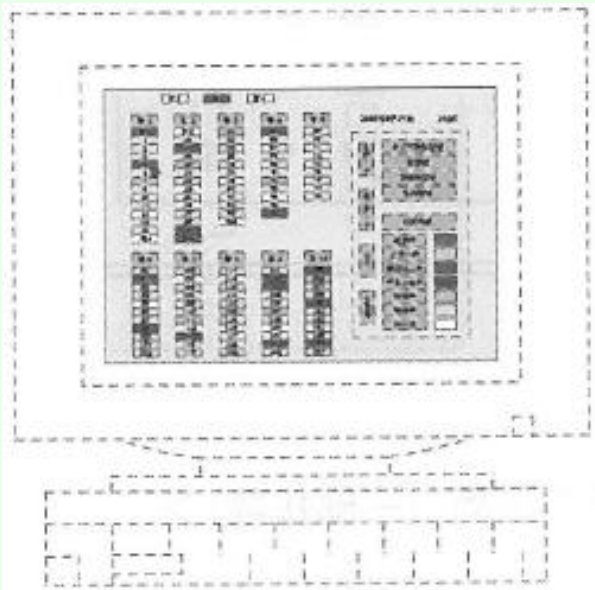
そうであるとすれば、本願において、原特許出願の、主に『図3』で表された具体的形態が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分として実線で表され、その他の部分である『破線部分』が『マルチメディア再生装置』と認識することのできる程度に表現されており・・・、本願は、原特許出願から適法に出願の変更がなされた」⇒**変更適法(遡及効あり)**

10. 変更出願(特許⇒意匠)

特許図面中の表示の一部を任意に切り取って、
部分意匠として変更出願できた事例

無効2006-26021「遊戯機用管理機」<審決>

本件意匠(1304530) ← 原特許出願(特願2005-133346)



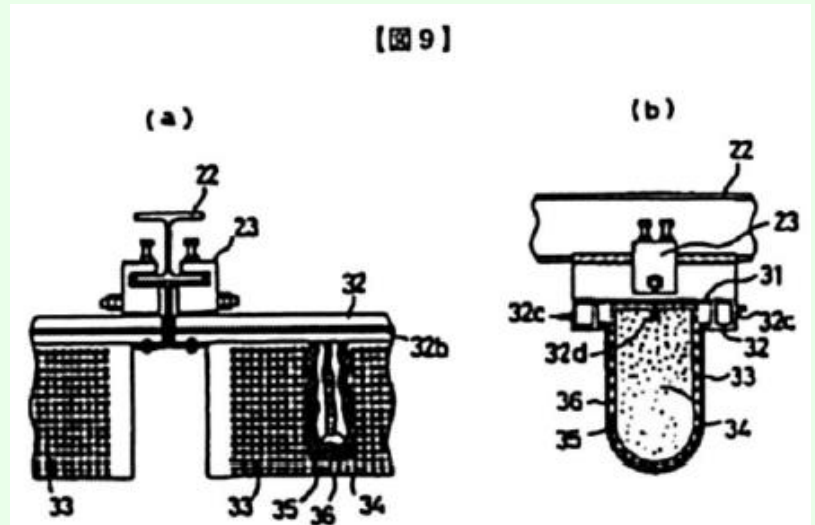
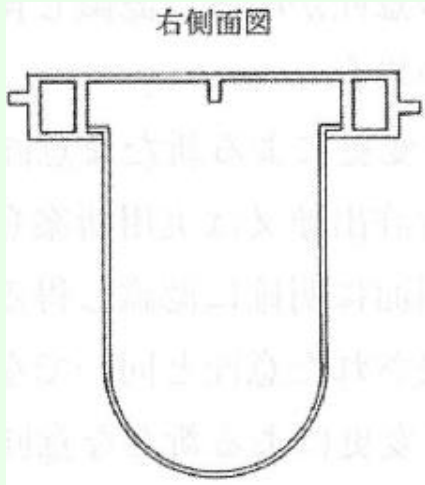
「出願変更手続を伴った部分意匠として出願するに当たって、その全体からどのように部分意匠を切り取るかは、意匠登録出願をするに際しての、出願人の自由な裁量に属する事項すなわち出願人の意思であって、たとえ、その切り取り方の意図が理解できないものであっても一定の創作単位と認められる部分意匠である以上、それを『この画像の中に複数の創作単位が多重的に存在することを示唆する記載はなされていない。』からとして、排することも干渉することもできない・・・。」⇒**変更適法(遡及効あり)**

10. 変更出願(特許⇒意匠)

特許発明の一部の物品を変更出願できた事例

無効2002-35218「足場板」＜審決＞

本件意匠(1034463) ← 原特許出願(特願平9-176370)



①客体の同一性について

「本件登録意匠は、原出願の『足場兼用吸音部材』うち吸音材を除いた『足場板』を意匠登録出願に変更したものと認められ、『足場板』についてその変更の前後で何ら同一性を欠くものでない・・・。」

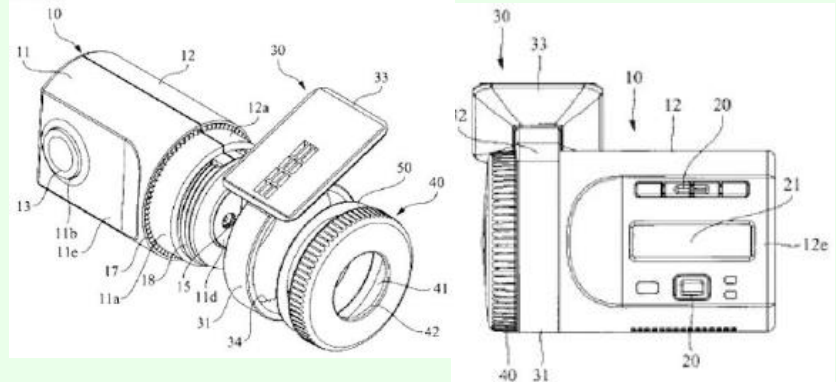
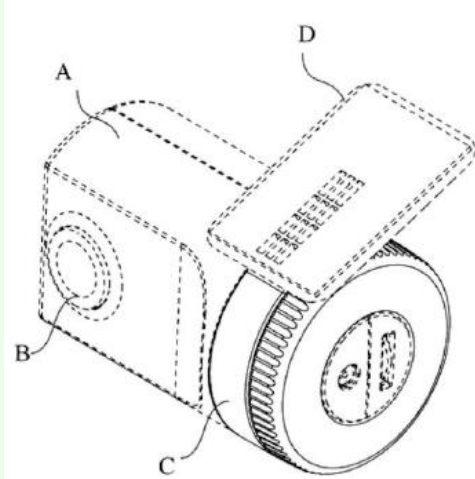
②原特許出願の図面に、本件意匠が記載されているか
「本件登録意匠の左右側面図については、図9(b)に明確に表れており、正面図及び背面図については・・・、また、底面図については・・・からその形状が容易に特定可能である。・・・」⇒**変更適法(遡及効あり)**

10. 変更出願(特許⇒意匠)

特許図面の一部を部分意匠として変更出願できた事例

不服2016-2281「ドライブレコーダー」<審決>

本件意匠(1556874) ← 原特許出願(特願2015-42212)



「破線か実線かの相違はあるものの、本願意匠の本願部分以外の部分の形態についても、原特許・・・図面中に明確に認識しうるように具体的に記載されていた・・・。

意匠登録を受けようとする部分は、・・・本体支持部、及び・・・ナット部であり、原特許出願4の最初の明細書の記載の『発明が解決しようとする課題』・・・に、「固定部材(当審注:本願意匠の「ナット部」に相当)は本体(当審注:本願意匠の『本体部』に相当)との間でリング部(当審注:本願意匠の『本体支持部』に相当)を挟み込んでそのリング部を固定するものとすることができる。このようにすると、・・・好ましい・・・」とあるので、この記載は、本願部分と同一の範囲の部分・・・について詳細に説明している⇒変更適法(遡及効あり)²¹⁷

10. 変更出願(出願戦略)

※意匠の分割出願と比較して、特許から意匠への変更出願の方が、明細書全体から意匠を抽出することができる上、部分を抽出することもできるため、出願戦略上活用し易い。

また、「11. 意匠権と特許権による二重の保護」で詳述するとおり、特に“機能的な物品”については、意匠権と特許権のダブル取得が有用である!!

⇒意匠登録出願後の補正は極めて限定的であることも考えると、①特許出願⇒②特許分割出願⇒③特許から意匠への変更出願、という出願戦略が最も効率的である場合が多く、例えば、大阪地判平成23年(ワ)9476「角度調整金具用揺動アーム」事件の意匠権は、このような出願経緯である。

★②特許分割出願は見做し取下げとなり、訂正ができないため、特許の分割要件に要注意である!!
平成23年(ワ)9476でも、特許分割要件が争われた。

※余談であるが、特許の分割の分割(第3世代以降)も、同様の注意を要する。子特許が分割要件違反を含んだまま拒絶が確定すると、子特許を訂正できないことから、出願日が親出願日まで遡及しない。

(知財高判平成28年(行ケ)10263「配線ボックス」事件、参照)

11. 意匠権と特許権による二重の保護

扉ページ

11. 意匠権と特許権による二重の保護

扉ページ

11. 意匠権と特許権による二重の保護

★意匠権と特許権(実用新案権を含む)とは、有効性の考え方、及び、権利範囲が異なるため、両方とも権利取得する意義がある。

＜有効性(「新規性」、「進歩性・創作容易性」)＞

- ・**特許権**～特許請求の範囲の文言が、一つでも公知例と異なっていれば新規性○であるが、容易想到であれば、進歩性×となる。
- ・**意匠権**～公知意匠と物品が異なれば、新規性○。創作容易性は、特許の進歩性と較べて、拒絶・無効となりにくい。

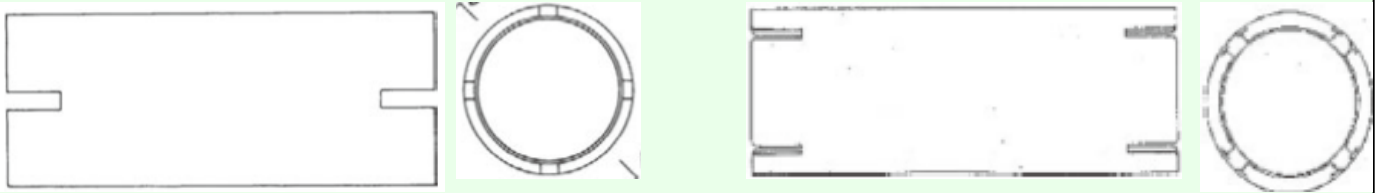
＜権利範囲＞

- ・**特許権**～特許請求の範囲の文言が、一つでも対象製品と異なれば非侵害となる。
(均等論は除く)
- ・**意匠権**～「要部」が類似していれば、周辺部分が異なっても、全体として類似範囲内と判断される可能性が高い。
⇒「要部」の類否判断が、大きく影響する。

11. 意匠権と特許権による二重の保護

実案権侵害×、意匠権侵害○と判断された事例

大阪高判平成12年(ネ)728「薬剤分包機用紙管」事件



本案意匠(625445) ←類似→ 被告意匠(製品)

＜実用新案登録2015820＞⇒実用新案権侵害訴訟・敗訴
⇒“所有権留保”を否定し、実用新案権の“消尽”を認めた。
★原審・大阪地判平成10年(ワ)第11089号は、権利者の
“所有権留保”を認め、“消尽”していないとして請求認容。

Cf. 大阪地判平成24年(ワ)第8071号は、“所有権留保”の
合意により「譲渡」が存在しないとして、消尽を回避できた。
⇒特許権者勝訴

※特許権(実用新案権)と意匠権とで、権利の対象
となる部分が異なる場合がある。⇒所有権留保が
認められるか否か、権利が消尽しているか否かが
異なる場合がある!!

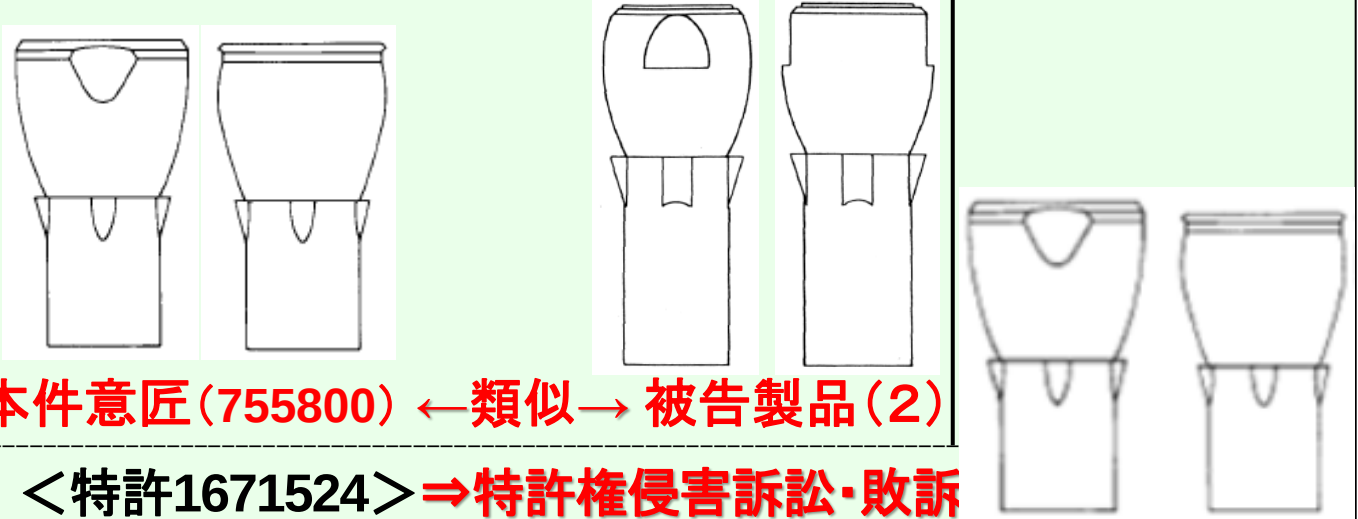
⇒意匠権と特許権による二重保護の意味がある。

本判決の事案では、原告が、以前は本件登録意匠の実施品
である芯管を製造・販売していたが、被告の販売時には、
本件考案の実施品である芯管を製造・販売していた。

11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害×、意匠権侵害○と判断された事例

東京地判平成13年(ワ)27381「インサート器具」事件



本件意匠(755800) ←類似→ 被告製品(2)

＜特許1671524＞⇒特許権侵害訴訟・敗訴

(特許請求の範囲)

被告製品(1)

「・・・大径部分のテーパ面の角度は、挿入孔の軸方向に対して1～45°の範囲に設定されて・・・いることを特徴とするインサート器具。」

(判旨抜粋)

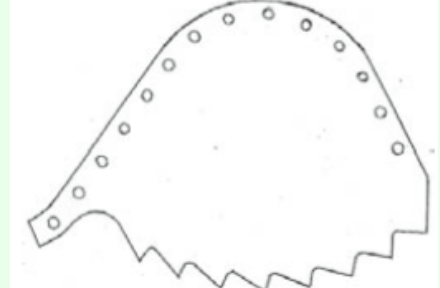
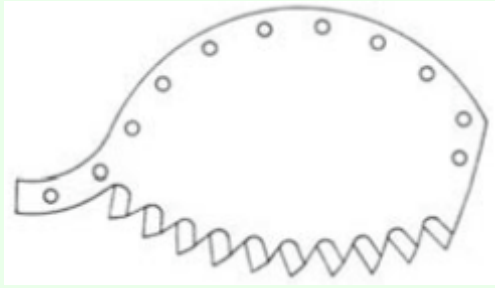
「本件発明において、テーパ面の角度が1度ないし45度と限定されて・・・いるのは、テーパ面の角度が45度を超えると、大径部分の上部において、ボルトによる引張力がそのまま引張力として作用し、テーパ面の途中でクラックなどが生じるおそれがあるためであるが、このように、テーパ面の角度いかにによってクラックなどが生じるという現象は、インサート本体部の外周面が直線であるときに起こる・・・ 。・・・そうすると、本件発明における『テーパ』は直線のもののみを指すものと解するのが相当である。・・・

被告製品(1)においては、大径部分は、スリーブ側から中央付近に向かって外径が曲線を描きつつ拡大し、最大径となる中央付近から奥側に向かってゆるやかな曲線を描きつつ縮小しており、直線ではないと認められるから、構成要件Cの『テーパ状』及びDの『テーパ面』を充足しない・・・。」

11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害○、意匠権侵害×と判断された事例

知財高判平成20年(ネ)10054「木製廃材切断機用刃」事件
＝大阪地判平成18年(ワ)8725



本件意匠(1183428) ←非類似→ 二号製品

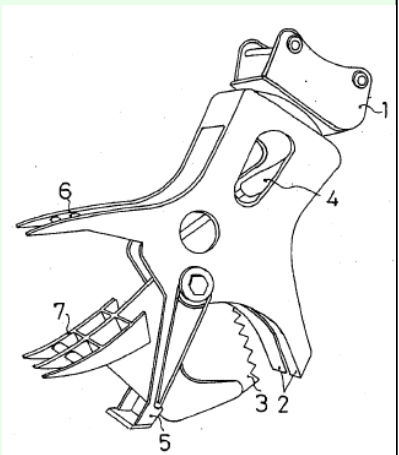
「本件意匠は、楕円形の一端に柄を設け、他端は直線状に欠けさせた形状の印象を受け、二号意匠は、柄はほとんど目立たず、緩やかな三角形の形状であるとの印象を受けるというように、異なる印象を受けるので、その違いはもはや微差ということとはできず、看過できない重大な相違点である・・・。」

＜特許3553514＞⇒特許権侵害訴訟・勝訴

(特許請求の範囲)

「ホルダー 1 の先部に略湾曲状とされた両側一對の受片2 が所定間隔をおいて並設され、該受片2 間には略半円形状の可動刃4 が嵌合自在に軸着され、該可動刃4 はその弧状外周縁に沿って鋸歯状刃体6 が形成され、可動刃4 には流体圧シリンダ8 が接続され、上記受片2 の基端部には各々固定摺持片3 が立設されると共に、該固定摺持片3 に対応すべく可動刃4 の背部に摺持部7 が形成されてなることを特徴とする、廃材用切断装置。」

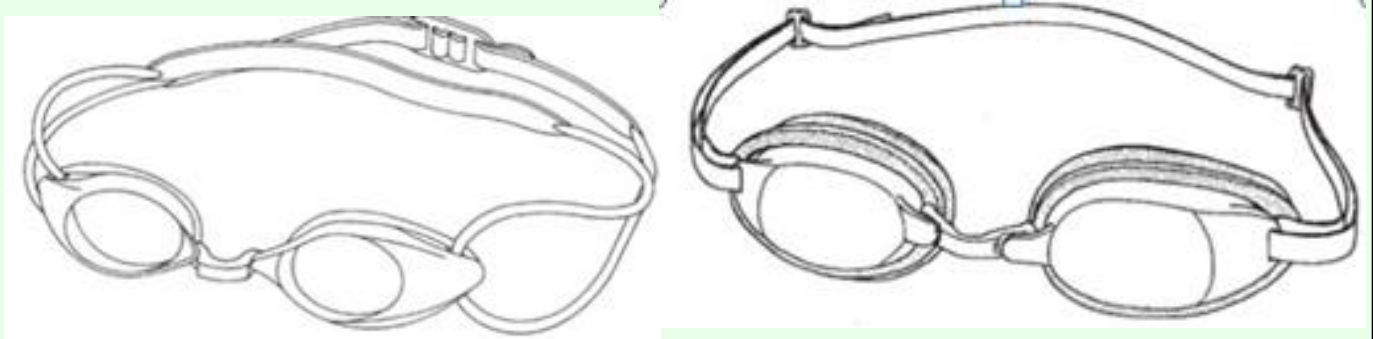
八号製品



11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害○、意匠権侵害×と判断された事例

大阪地判平成17年(ワ)12207「水中眼鏡」事件
⇒詳細は、本稿275頁参照



本件意匠(988008) ←非類似→ 被告意匠(製品)

＜特許3615530＞⇒特許権侵害訴訟・勝訴

(特許請求の範囲)

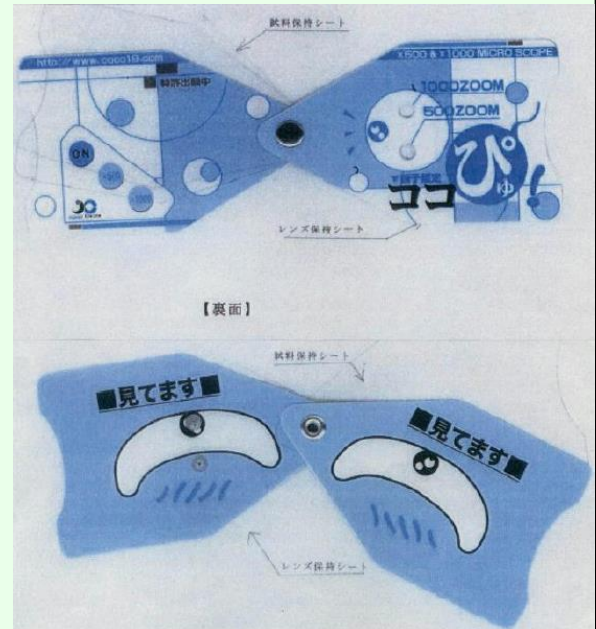
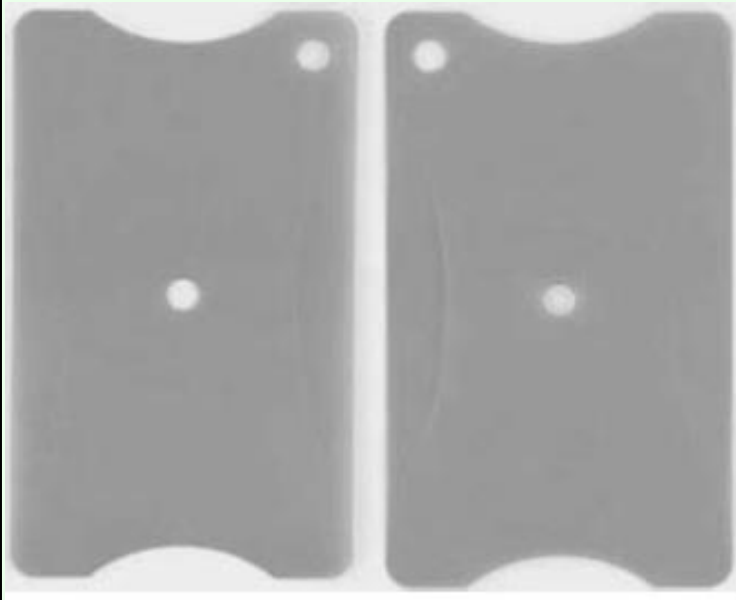
「・・・両アイカップの左右対向内側には前記鼻ベルトの取付台部が突設され、該取付台部に前記鼻ベルト両端部が取り付けられているゴーグルにおいて、前記取付台部の後面側に断面略円形の棒状突起が設けられ、前記鼻ベルトの左右両端部に、前記棒状突起が相對回動可能に嵌合される係合孔が設けられ、前記アイカップは、前面のレンズ部と、該レンズ部の周縁から後方に突出する周壁部とを備え、前記アイカップの取付台部は、レンズ部の前面よりも前方に向かって斜めに突出するように設けられ、前記棒状突起は、取付台部の後面に対して、前記周壁部側において鋭角をなしている・・・

前記棒状突起の先端部外周に前記後面と略平行になる係止突部が設けられ、前記鼻ベルトの両端部の前後面は、前記取付台部の後面と略平行な傾斜面に形成され、前記係合孔は該鼻ベルトの両端部の前後面に対して傾斜して設けられ、該鼻ベルトの両端部の前面が、前記取付台部の後面に面接触し、該鼻ベルト両端部の後面が前記係止突部に係止されている」

11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害○、意匠権侵害×と判断された事例

知財高判平成20年(ネ)10088「顕微鏡」事件⇒135頁参照



本件意匠(1171883) ←非類似→ 被告製品③

<特許3806828>⇒特許権侵害訴訟・勝訴

(請求項2)「レンズが取り付けられたレンズ保持シートと、観察する試料の試料受けとなる透明部を有する試料保持シートとを備え、前記レンズに前記観察する試料を直接接触させつつ前記レンズと前記透明部の間に前記観察する試料を挟んで、前記レンズ保持シートと前記試料保持シートを重ね合わせた簡易顕微鏡。」

(請求項3)「レンズが取り付けられたレンズ保持シートと、観察する試料の試料受けとなる透明部を有する試料保持シートとを備え、前記レンズに前記観察する試料を直接接触させつつ前記レンズと前記透明部の間に前記観察する試料を挟んで、前記レンズ保持シートと前記試料保持シートを重ね合わせた簡易顕微鏡を用いた試料観察方法において、前記各シートを指で挟んで、すり合わせする事で観察ポイントを移動するようにした簡易顕微鏡を用いた試料観察方法。」

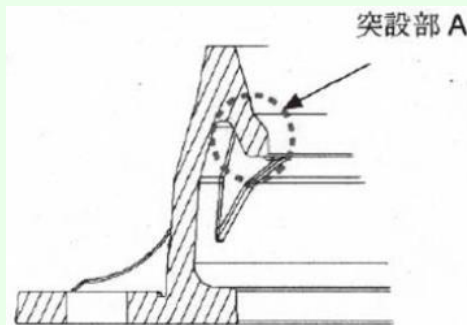
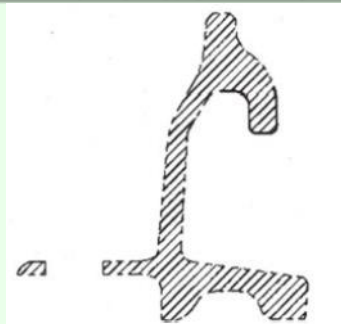
(請求項6)「レンズが取り付けられたレンズ保持シートと、透明部を有する試料保持シートと、その他のシートを備え、前記各シートに各々穴を設け、前記穴を支点中心に各シートを互いに回転できるようにハトメ玉様部材で止めて重ね合わせた簡易顕微鏡。」

11. 意匠権と特許権による二重の保護

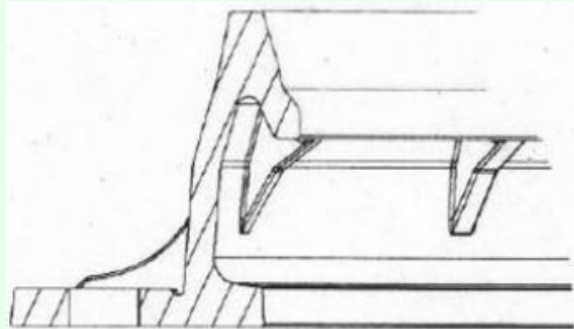
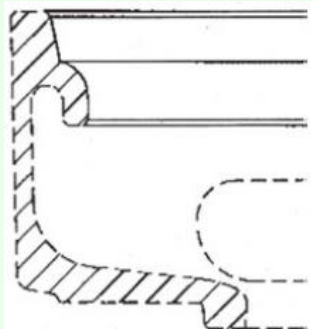
特許権侵害○、意匠権侵害×と判断された事例

知財高判平成22年(ネ)10014「マンホール蓋用受枠」事件

⇒詳細は、本稿121頁参照



本件意匠A(部分意匠、1215512) ←非類似→ 被告意匠(製品)



本件意匠C(部分意匠、1215509) ←非類似→ 被告意匠(製品)

<特許3886037>⇒特許権侵害訴訟・勝訴(均等論)

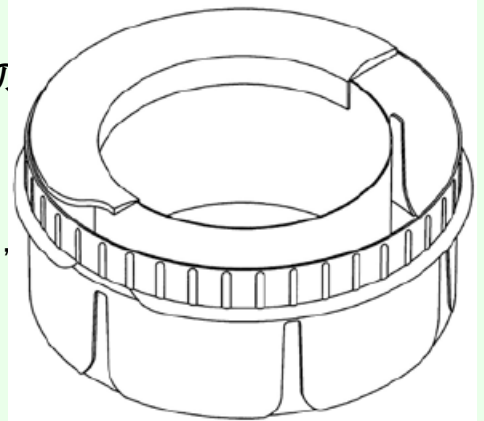
(特許請求の範囲)「丸型の蓋本体と、この蓋本体を内周面上部で支持する受枠とからなる地下構造物用丸型蓋において、受枠の内周面上部には、受枠の内方に向けて凸となる受枠凸曲面部を形成するとともに、この受枠凸曲面部の上方に凹状の受枠凹曲面部を連続して形成し、蓋本体の外周側面には、前記受枠凸曲面部に倣った凹状の蓋凹曲面部を形成するとともに、この蓋凹曲面部の上方に前記受枠凹曲面部に倣った凸状の蓋凸曲面部を連続して形成し、また、前記受枠凹曲面部の上方には、受枠の上方に向けて拡径する受枠上傾斜面部を連続して形成し、前記蓋凸曲面部の上方には、蓋本体の上方に向けて拡径する蓋上傾斜面部を連続して形成し、蓋本体を受枠で支持した閉蓋状態において、受枠上傾斜面部と蓋上傾斜面部は嵌合し、蓋凸曲面部と受枠凹曲面部および蓋凹曲面部と受枠凸曲面部は接触しないようにしたことを特徴とする地下構造物用丸型蓋。」

11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害○、意匠権侵害×と判断された事例

知財高判(大合議)平成24年(ネ)10015「汚物入れ用カセット」事件

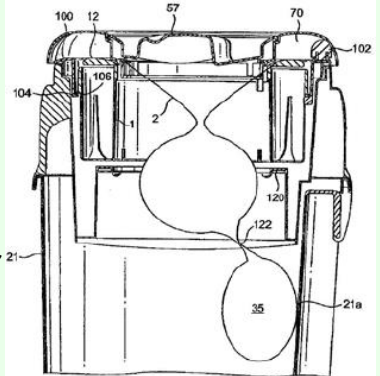
(原審)「基本的構成態様においては、内側壁面の頂部から半径方向外方に向けて張り出している延出部の形状が、本件登録意匠は半截リング形状であって、上面からカセットの半分の内容が見える形状となっているのに対し、対象製品の意匠は完全リング形状であって、カセットの上面が覆われて見える形状となっている…。また、具体的構成態様においても、本件登録意匠における半截リング形状の延出部と対象製品の意匠における完全リング形状の延出部とは、端部の形状等において相当異なっており、対象製品の意匠における延出部には、本件登録意匠の延出部には設けられていない10個の丸穴が設けられている点においても、形状を異にしており、本件意匠の対象となる物品を使用する際に、その上面部を間近に観察する機会が多い看者に対し、相当に異なる美観を与えるものといえる。…」



本件意匠(1224008)

<特許4402165>⇒特許権侵害訴訟・勝訴 (特許請求の範囲) (サブコンビネーションクレーム)

「ごみ貯蔵機器の上部に備えられた小室に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けるためのごみ貯蔵カセットであって、該ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、外側壁と、前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、前記内側壁の上部から前記外部壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、前記ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、前記ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように、前記外側壁から突出する構成と、を備え、前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵カセット」



11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害○、意匠権侵害×と判断された事例

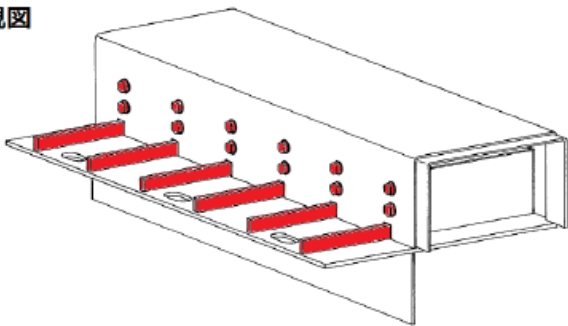
東京地判平成26年(ワ)1459「道路橋道路幅員拡張用張出し材」事件

(控訴審・知財高判平成28年(ネ)10001同旨)

(控訴審・判旨抜粋)「・・・は、施工後に見えなくなる部分が含まれる以上、要部であるといえない。」⇒非類似

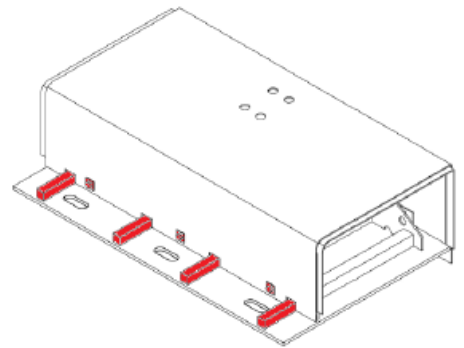
【本件登録意匠1】

斜視図



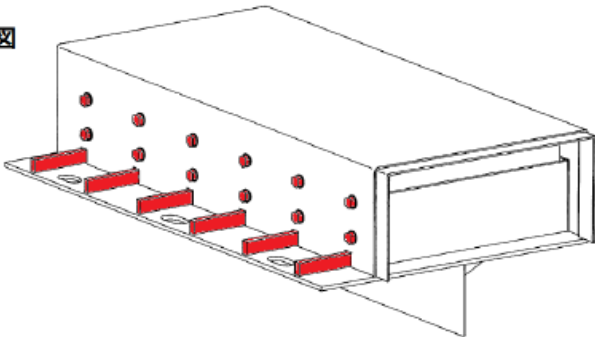
【被告意匠1】

斜視図



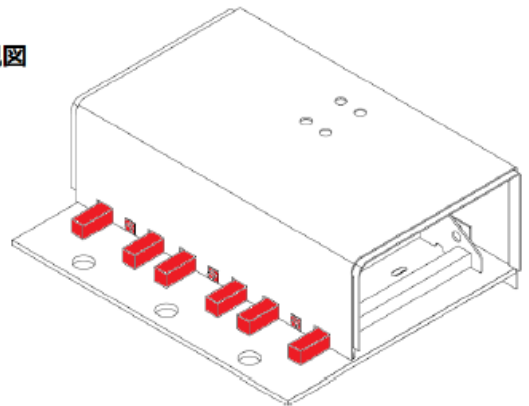
【本件登録意匠2】

斜視図



【被告意匠2乃至4】

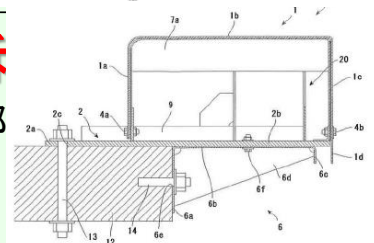
斜視図



<特許3377764>⇒特許権侵害訴訟・勝訴

(特許請求の範囲)「前面側、上面側、背面側を備えた縁石部と該縁石部の前面側外方に延伸し、コンクリート床版側端部の地覆除去部に固定される延伸部と底面側を備えた底版部と

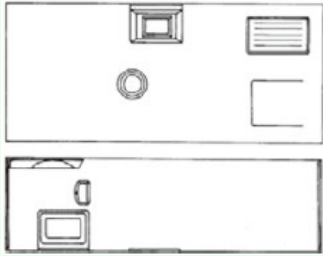
からなる鋼製中空筒体を形成するとともに底版部下面には床版外側部に固定される腹板を取り付けてなることを特徴とする道路橋道路幅員拡張用地覆ユニット。」



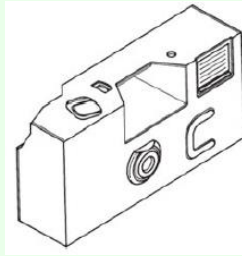
11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害○、意匠権侵害○と判断された事例

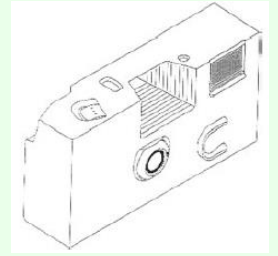
東京地判平成8年(ワ)16782「カメラ」事件



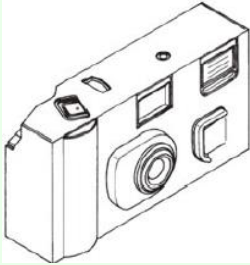
本件意匠①(760922)／類似7号



←類似→

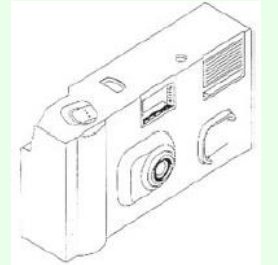


被告製品①

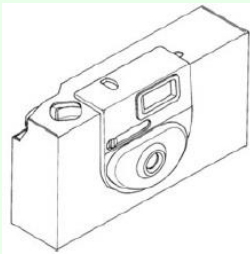


本件意匠②(913842)

←類似→

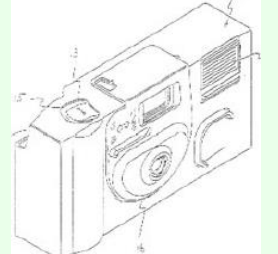
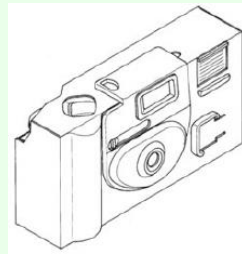


被告製品②



本件意匠③(919641)／類似1号

←類似→



被告製品③

<特許1875901> ⇒特許権侵害訴訟・勝訴

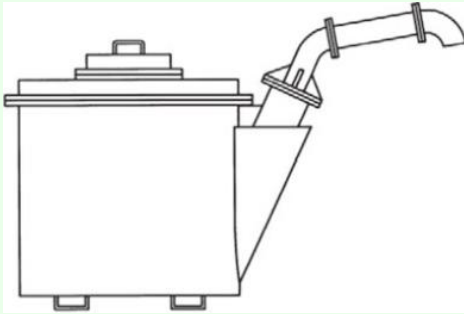
(特許請求の範囲)「予め未露光フィルムを内蔵し、このフィルムに対してシャッタ手段を操作することにより、露光付与機構を通して露光を付与するようにし、撮影後にフィルムを取り出したのちは再使用できないようにされたレンズ付きフィルムユニットにおいて、前記ユニット内のフィルム露光枠の一方側に未露光フィルムロールが配置され、フィルム露光枠の反対側に回転可能な巻芯を内部に有するパトローネが配置されており、未露光フィルム的一端と巻芯が予め固定されていること、前記パトローネ内に回転可能に支承された巻芯には、ユニットのフィルム巻取り操作手段を連結させ、前記シャッタ手段が操作された後に、前記未露光フィルムをパトローネ内に巻き込み可能としていること、前記未露光フィルムロールは、該ユニットの製造工程で前記パトローネ内に収納された状態から引き出されて形成されており、該フィルムロールの中心部が中空状態で、未露光フィルム230ロール収納部に装填されていることを特徴とするレンズ付きフィルムユニット。」

11. 意匠権と特許権による二重の保護

特許権侵害○、意匠権侵害○と判断された事例

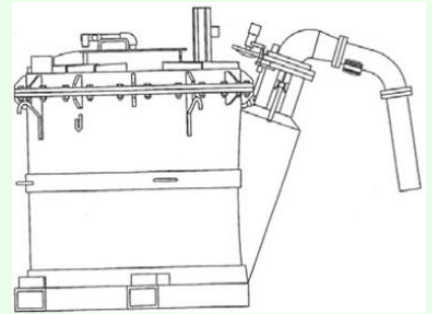
知財高判平成19年(ネ)10032「取鍋」事件

⇒詳細は、本稿69頁参照



本件意匠(1137667)

←類似→



被告意匠(製品)

＜特許3323489、3489678、3505137、3492677＞

⇒被疑侵害者は控訴審段階で改造した

改造前～特許権4件、意匠権1件につき侵害成立

改造後～特許権1件、意匠権1件につき侵害成立

⇒意匠権は創作容易とされず、改造後も充足と判断された。

⇒損害額は、

意匠権侵害～溶融アルミニウムの納入価格の0.1%

特許権侵害～溶融アルミニウムの納入価格の0.5%

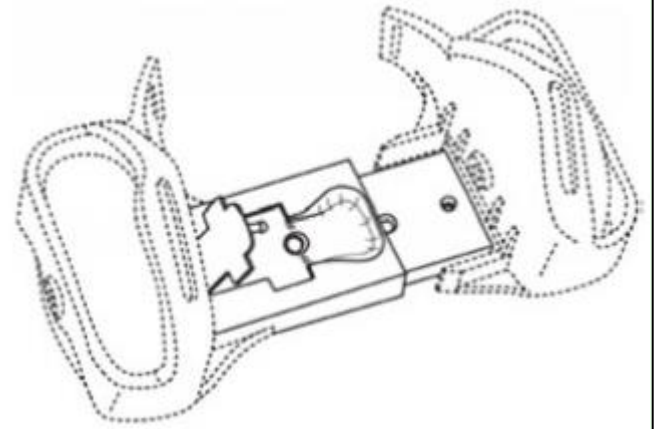
11. 意匠権と特許権による二重の保護

実案権侵害○、意匠権侵害○と判断された事例

東京地判平成24年(ワ)8221「履物装着用ヒールローラー」事件

「原告は、被告製品から取り外したローラーは『侵害の行為を組成した物』(…)であり、廃棄の対象となると主張する。しかし、実用新案法27条2項、意匠法37条2項にいう『侵害の行為を組成した物』とは、侵害行為の必然的内容をなす物、すなわち、それなしには侵害行為が成立し得ない物をいうと解するのが相当である。被告製品に用いられていたローラーであっても、被告製品から取り外された後は、侵害行為の必然的内容をなすものとはいえず、被告製品に用いられていたローラーを実用新案法27条2項、意匠法37条2項にいう『侵害の行為を組成した物』として廃棄を求めることはできない。

⇒**廃棄請求の範囲を限定した。**



本件意匠(1392789)

＜実用新案登録3157614＞⇒**特許権侵害訴訟・勝訴**

(実用新案登録請求の範囲)

「ホイールを回転自在に保持する一対のホイールホルダーを備え、前記ホイールホルダーのうちの一方は、第1のホイールを内側から軸支する側壁と、前記側壁に連設されていて前記第1のホイールを外側から軸支するホイールガードと、前記側壁から水平方向に延びる箱状体を有していて、前記箱状体の上面に、固定ピンを備えたストッパーが取り付けられ、前記ホイールホルダーのうちの他方は、第2のホイールを内側から軸支する側壁と、前記側壁に連設されていて前記第2のホイールを外側から軸支するホイールガードと、前記側壁から水平方向に延びて前記箱状体内に進入する挿入板を有していて、前記挿入板には、前記ストッパーの固定ピンを選択的に差し込むための調整孔が複数、その挿入方向に並設されて成る履物装着用ヒールローラー。」

12. 意匠権と商標権による二重の保護

扉ページ

12. 意匠権と商標権による二重の保護

扉ページ

12. 意匠権と商標権による二重の保護

立体商標によるデザイン保護



図11 BMWのi-8に関する製品発表日と、意匠出願日と立体商標出願日の比較

⇒意匠法保護期間の独占で、“使用による顕著性”(商標法3条2項)を認めない裁判例あり。(平成29年(行ケ)10155「コンクリート杭【くい丸】」事件<高部裁判長>)

3.4. 他の法領域との関係 (空間デザイン)

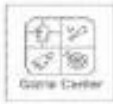


- 建築物の外装・内装のデザインについては、商標法、著作権法、不正競争防止法などにより、一定の保護は可能。

	商標法	著作権法	不正競争防止法
保護の現況	・建築物の形状が 識別性 を有する場合、限定的に 立体商標 として登録が可能。	・歴史的建築物に代表されるような 建築芸術 については、 建築著作物 として保護される。	・店舗の外装、店内構造および内装が 識別性 を有しており、 周知性 (混同が生ずるおそれのあるものに限る)や 著名性 がある場合は、不正競争防止法上の保護を受けることが可能。
判例等	・建築物の形状が、「 指定商品 や 指定役務に関する広告として機能する場合 」にのみ商標権で保護可能(商標審査基準(3条1項3号))。	・「いわゆる 建築芸術 と見られるもの」(福島地決平成3年4月9日)、「 造形芸術 としての美術性を有するもの」(大阪高判平成16年9月29日)は著作物として保護される。	・店舗の外観が、 顕著な特徴 を有し、 需要者に広く認識 されるに至り、且つ混同が生ずるおそれがあるということができれば、不正競争防止法の保護の対象たり得る(東京地決平成28年12月19日(2条1項1号))。

12. 意匠権と商標権による二重の保護

Appleの意匠権と商標権による二重の権利保護

アイコン名	Design Patents	図面	Trademarks	図面
カレンダー	USD669092S1		3,992,092	
iTunes	USD668263S1		85/041,463 (審査中)	
App Store	USD667843S1		3,896,338 3,628,321	
Game Center	USD660868S1		4,248,361	
計算機	USD651610S1		3,983,840	
メモ	USD652843S1		3,886,169	
メール	USD649158S1		3,886,167	
連絡先	USD648741S1		3,886,197	
設定	USD648738S1		3,889,685	
Safari	USD644658S1		3,886,204	
カメラ	USD644242S1		3,983,841	

13. 新規性喪失の例外

扉ページ

13. 新規性喪失の例外

扉ページ

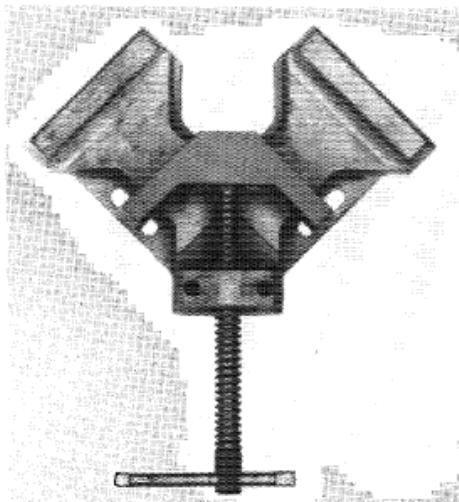
13. 新規性喪失の例外

意に反する公開(意匠法4条1項)と認められた事例

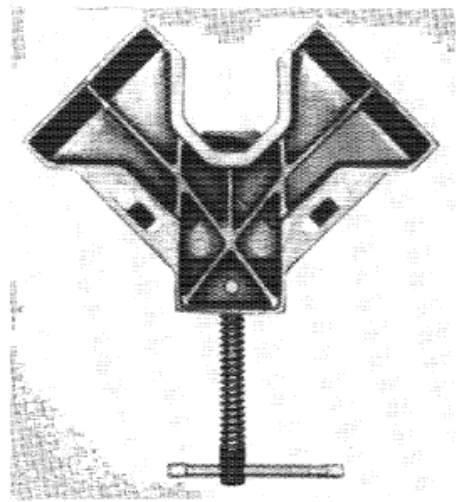
東京高判平成2年(ワ)9831「クランプ」事件

「ベッセイ社が・・・本件意匠と同一意匠のWSMクランプを・・・出展したのは、専ら原告との連絡不十分によるものであり、本件意匠は、登録を受ける権利を譲り受けた者(原告)が出願する前に、原告の意に反して、創作者によって一方的に公表されたものというべきであり、・・・意匠法四条一項により公知になっていない。」

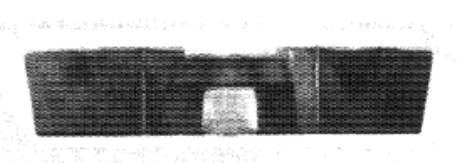
正面図



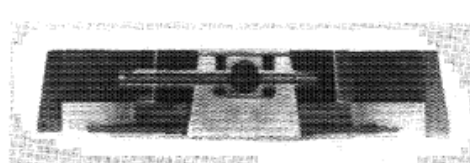
背面図



平面図



底面図



本件登録意匠(765385)

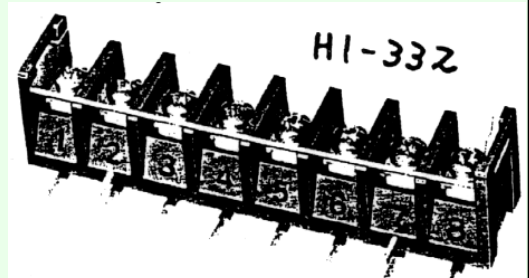
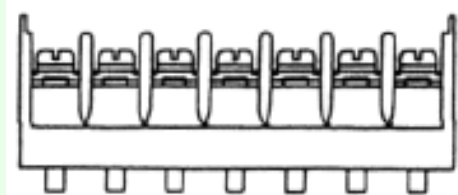
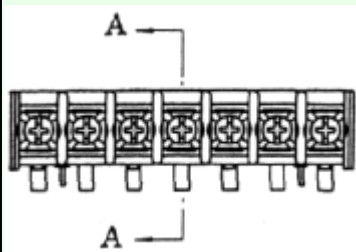
13. 新規性喪失の例外

出願人が公開した意匠(意匠法4条2項)と『同一』の範囲

東京高判平成7年(行ケ)159「端子盤」事件

「・・・現実には市場に投入してはじめて、その効果の判定ができる場合が少なくなく、その後、量産化に際して試作品に通常加えられる程度の範囲で改変されたものを含めて、実施効果を測定した後に、必要に応じて意匠登録出願をすることも、・・・実務として広く行われている・・・。

新規性喪失の例外を設けた立法趣旨に照らせば、意匠の『同一』と『類似』とが別個の概念であることを前提としても、・・・審決のいう形態上の『同一』とは、法律上の概念として、単に物理的に形態が完全に一致するものだけではなく、形態において微差があっても、同条の立法趣旨に適した限度において、社会通念上、意匠の表現として同一の範囲と理解されるものをいう・・・意匠法4条の規定の趣旨からみて、実質的に同一」⇒**新規性喪失の例外OK**



本願意匠(昭61-4787)

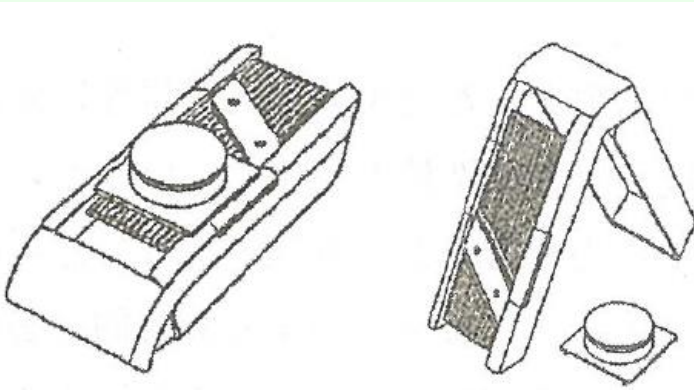
出願人が公開した意匠

13. 新規性喪失の例外

意匠法4条2項は、特許等の公報掲載意匠を含まない
＋「新規性喪失の例外の立法趣旨」

東京高判平成12年(行ケ)331「おろし器」事件

「・・・場合を新規性喪失の例外事由としたのは、意匠を考案した者は、常に意匠登録の出願をするわけではなく、実際には、ひとまず、販売、展示、見本の頒布等により売行きを打診してみて、一般の需要の有無を確かめた後に、需要があるものについて意匠登録を出願するのが通常であるのに、このような販売、展示、見本の頒布等の行為によって新規性を喪失すると取り扱うことは、意匠の実情に合わず、意匠の考案者に酷である・・・ためである・・・意匠公報等に掲載されたということは、その出願の時点で既に出願の準備が完了していたということである・・・。」⇒**新規性喪失の例外×**



本願意匠(平成5-33726)



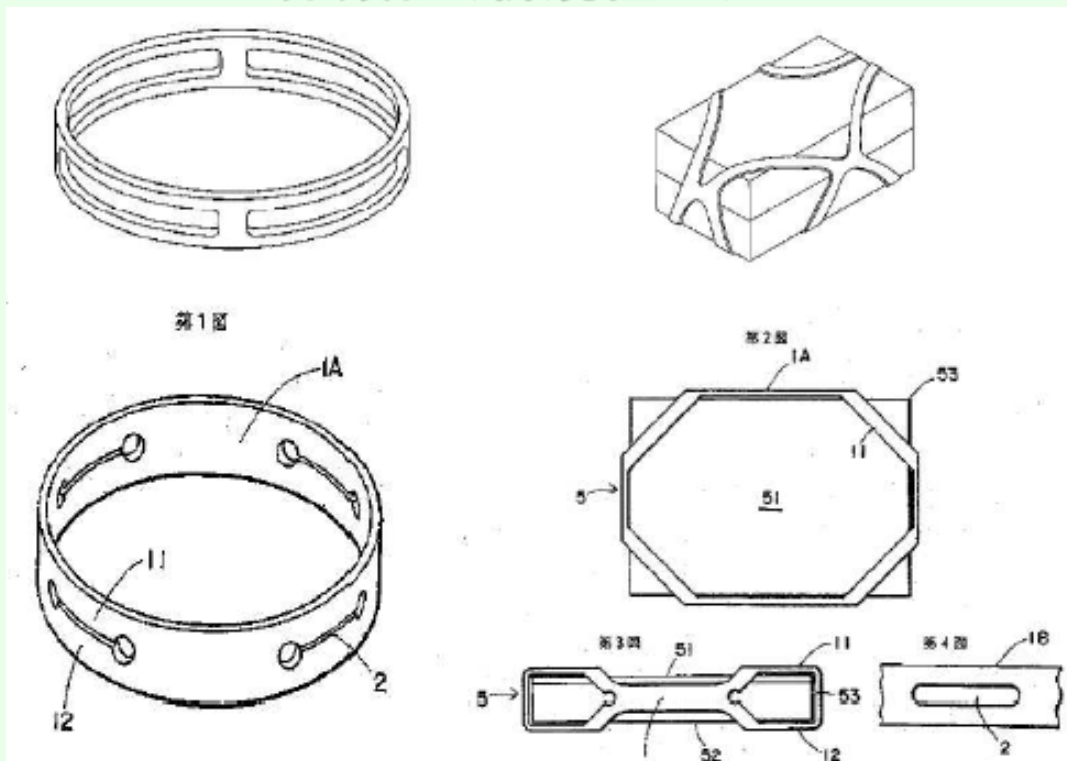
出願人の意匠公報(外国)

13. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外証明書を提出しても、類似と自認したことにはならないと判断された事例

知財高判平成21年(行ケ)10036「輪ゴム」事件

「新規性喪失の例外証明書提出書・・・には、本願意匠とは開口部の構成比率が異なる意匠や、開口部の幅が側面部の1／3程度の意匠が表されている。しかし、・・・少しでも拒絶理由となる可能性のある意匠について広く網羅して記載したものと認められるから、・・・原告が本願意匠と引用意匠が類似することを認めていたということとはできない。」⇒**非類似(新規性○)**



本願意匠(左上)、使用状態を示す参考図 1(右上)と引用意匠(下)

13. 新規性喪失の例外

知財高判平成29年(行ケ)10234「コート」事件

公開意匠と(自らが公開した)引用意匠とは、
実質的に同一でない ⇒ **新規性喪失の例外 ×**

本件登録意匠は、引用意匠と類似 ⇒ **新規性 ×**

「引用意匠及び公開意匠が・・・動的意匠であって変化の
態様を有することを踏まえたとしても、フードにファーが
付く点及びフードのファーが取り外し可能である点が
物品の機能や性質に照らして十分理解することができる
範囲内のものであると評価することはできず、この点の
相違は実質的な相違に当たる・・・。」



【本件登録意匠】

基本形態

変化する形態 1

変化する形態 2



変化する形態 3

変化する形態 4



**動的意匠の変化を考慮して、
新規性喪失の例外 ×**

14. 先使用权

扉ページ

14. 先使用权

扉ページ

14. 先使用权

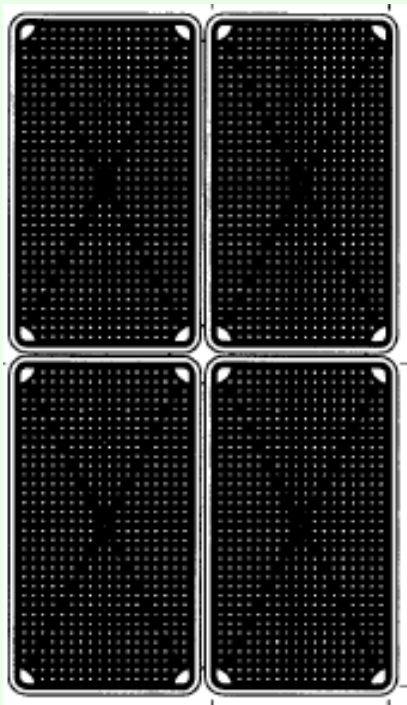
扉ページ

14. 先使用权

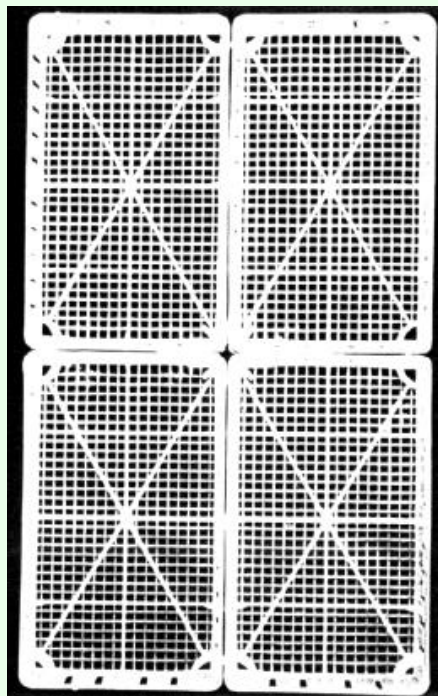
先使用权は、先使用意匠の類似意匠にも及ぶ

大阪地判平成10年(ワ)11674「包装用かご」事件

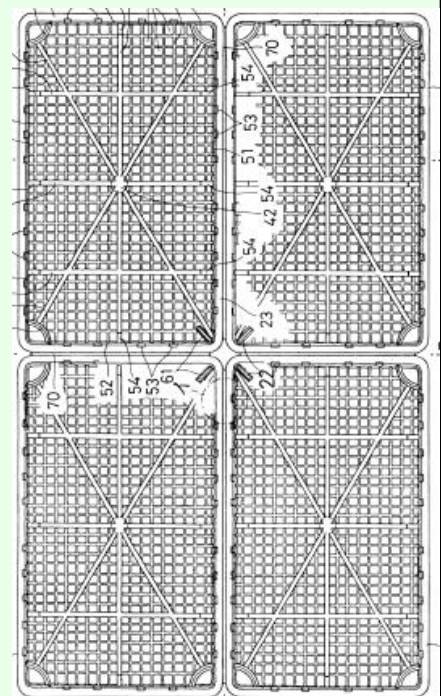
「先使用权の効力は、意匠登録出願の際に先使用权者が現に実施をしていた具体的意匠だけではなく、それに類似する意匠にも及ぶ・・・。先使用权制度の趣旨が、主として意匠権者と先使用权者との公平を図ることにあることに照らせば、意匠登録出願の際に先使用权者が現に実施をしていた具体的意匠以外に変更することを一切認めないのは、先使用权者にとって酷であって、相当ではないからである。」⇒**先使用权成立**



本件登録意匠



被告意匠



被告先使用意匠

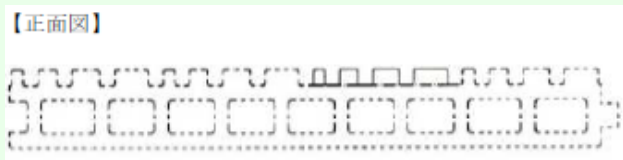
14. 先使用权

部分意匠について、先使用权が成立した事例

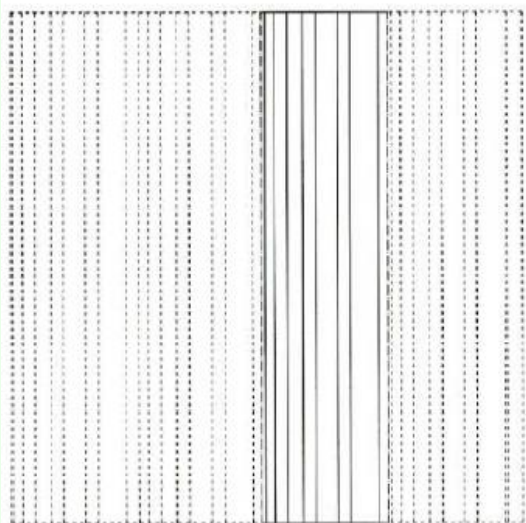
大阪地判平成25年(ワ)2462「建築用パネル」事件

「被告は、・・・被告製品を販売するため、その口金の製作を発注し・・・受領し、その後、被告製品を製造・・・販売したことが認められる。したがって、遅くとも、上記口金を受領した平成22年3月31日の時点において、被告は、被告意匠を備えた被告製品の製造、販売に係る事業の即時実施の意図を有しており、その意図を客観的に認識される程度に表明したというべきである。」

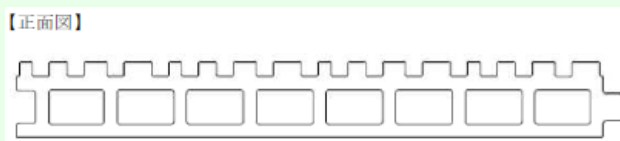
⇒先使用权成立



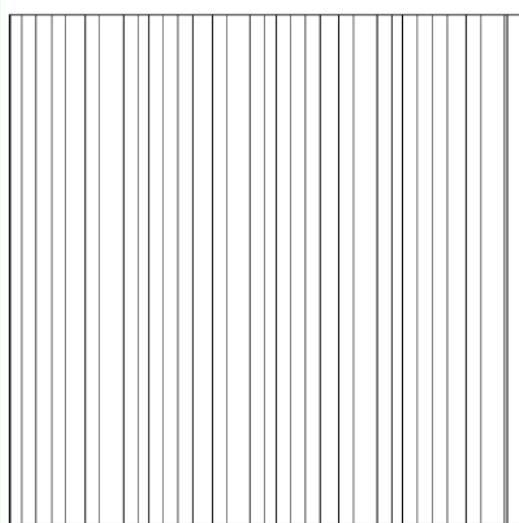
【平面図】



本件意匠(1404691)



【平面図】



被告意匠＝被告先使用意匠

14. 先使用权

先使用权が成立した事例～供述の信用性○

大阪地判平成29年(ワ)849「電子タバコケース」事件

「本件意匠と被告意匠とは・・・類似している・・・。」

「原告製品は同年5月8日に発売されたから、創作者である被告代表者が本件意匠を知らないで被告意匠を創作したといえるためには、同日以前の被告の開発状況が重要になる。・・・被告意匠を同年5月4日の協議の時点で創作していた旨の被告代表者の陳述及び供述は、・・・原告製品が発売されるより前に被告代表者がシャインカラー社に対して被告各製品のサンプル製作を指示していたことにつき相応の裏付け証拠があることからすると・・・信用し得る・・・。」

「中国で模倣品が製造されている・・・実情も一般論にすぎず、被告代表者が本件意匠を知っていたことを直ちに推認させるものとはいえない。」⇒先使用权成立



本件意匠(1557315)

被告意匠＝被告先使用意匠

14. 先使用权

最判昭和61年(オ)454「ウォーキングビーム式加熱炉」

(特許法)「『事業の準備』とは、特許出願に係る発明の内容を知らないでこれと同じ内容の発明をした者又はこの者から知得した者が、その発明につき、いまだ事業の実施の段階には至らないものの、即時実施の意図を有しており、かつ、その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されていることを意味する」

最判昭和41年(オ)1360「地球儀型トランジスタラジオ」

日本国外の会社が日本国内の会社に注文して、当該日本国外の会社のみのために当該意匠に係る物品を製造させた場合、当該日本国外の会社に先使用权○

東京地判昭和63年(ワ)17513「汗取りバンド」事件

試作品製造依頼、納入⇒「事業の準備」○、先使用权○

東京地判平成15年(ワ)7936「盗難防止用商品収納ケース」

金型発注、試作品納入⇒「事業の準備」○、先使用权○

大阪高判平成16年(ネ)2599「輸液バッグ」事件

出願日前作成の製品外形図、印刷見本図面、金型図面の完成度が高かった⇒「事業の準備」○、先使用权○²⁵⁰

15. 諸外国の意匠実務・条約

扉ページ

15. 諸外国の意匠実務・条約

扉ページ

15. 諸外国の意匠実務・条約

1. 国際出願

<国際出願の流れ>

・出願人は、保護を受けたい意匠、保護を求める国(複数可)等を記載した一通の出願書類(共通様式、単一言語)をWIPO国際事務局(以下「国際事務局」)へ提出する。

2. 方式審査、国際登録

・国際事務局は、出願書類に不備がなければ国際登録簿に記録(国際登録)する。

・国際登録により、各指定国への正規の出願と同じ効果が発生する。

3. 国際公表

・国際事務局は、国際登録から6か月後に、国際登録の内容をWIPOウェブサイト上で公表(国際公表)する。

＊出願人は、国際登録後の即時公表、又は、公表の延期を請求することができる。

4. 実体審査・権利発生

・国際公表後6月又は12月までに、各指定国で意匠権が発生します。＊この間、各指定国は国内法の実体的要件に基づき拒絶することができる。

5. 維持管理

・国際登録の更新や名義変更などの維持管理手続きは、国際事務局で一元化される。

<国際出願(続き)>

①出願資格を有する者

- ・締約国である国又は政府間機関の構成国の国民
- ・締約国の領域に住所、営業所を有する者

②出願の言語

- ・英語、フランス語、スペイン語が認められている。
⇒出願人は単一の言語を選択する。

③出願の内容

- ・国際出願には、以下の内容を含め又は添付する。
 - (1) 必須の内容～出願人、指定国、意匠の複製物(図面/写真)等
 - (2) 特定の締約国を指定する場合の追加の必須の内容～
創作者、意匠の複製物又は特徴についての簡単な説明等
 - (3) 任意の内容～優先権主張など

④国際意匠分類

- ・国際出願の国際分類はロカルノ協定に基づく。
- ・国際出願に2以上の意匠を含める場合には、それらの意匠の全てが国際意匠分類の同じ類に属するものでなければならない。

⑤出願様式

- ・国際事務局が定めた公式様式(DM/1等)により作成する。

⑥出願の方法

- ・国際事務局へ直接出願する方法(インターネット出願(E-filingシステム)又は書面の郵送)と、日本国特許庁に書面を提出する間接出願の方法がある。

15. 諸外国の意匠実務・条約

＜日本＞「機器」との関連性が必要であり、画像デザインは保護できず、物品毎（例えば、「〇〇機能付き電子計算機」）に意匠権を取得する。意匠権が及ぶ範囲も物品毎である。また、機器の機能や操作と無関係のコンテンツ画像は保護されない。

＜欧州（欧州連合知的財産庁）＞画像デザインそのものが、意匠法上の「製品」とであると解釈されており、物品を離れたコンテンツ画像も保護される（例えば、GUIやアイコン自体）。

画像デザインの保護に関しては、EUIPOの保護範囲が最も広いが、画像意匠の意匠権侵害事例は、未だ見当たらない。

EUIPOでは原則として方式的な審査のみが行われており、実質的に無審査である。意匠権の期間は出願日から5年間であり、4回まで更新が可能である（最長で25年間）。

＜米国＞意匠特許（Design Patent）の保護対象は、「製造物品のための装飾的デザイン」と規定されており（米国特許法171条）、物品に応用又は具現化されたデザインが保護される。

物品を離れた画像デザイン自体は保護されないが、画像が物品に表示されていれば保護の対象になり得る。もっとも、「物品に応用又は具現化されたデザイン」は広い概念であり、画像を表示する多様な物品や無体物としてのソフトウェアにも及ぶ可能性があるため、EUIPOよりも保護範囲が狭いが、日本よりは保護範囲が広いと言われている。

15. 諸外国の意匠実務・条約

意匠権侵害の判断基準(各国比較)

15. 諸外国の意匠実務・条約

米国、欧州の新規性判断基準（日本との比較）

① 米国

新規性は、先行意匠とほとんど同一のものが拒絶となる。非自明性は、先行意匠との差異が当業者にとって自明のものが拒絶になる。日本の類似範囲と米国の非自明性の範囲に大きな違いはない。

意匠特許の権利範囲は、実質的に同一の範囲とされている。意匠特許に均等論は広く適用されず、日本の意匠権の範囲よりも狭い傾向にあると言われてきたが、最近の裁判例では日本の裁判例と大きな乖離はないように思われる。

日本と異なり、保護要件（非自明）と権利範囲（実質的同一）との関係は、規定上、関係がないものとなっている。

② 欧州

新規性は、先行意匠とほとんど同一のものが拒絶となる。独自性は、情報に通じた使用者からみて、公知意匠と異なる全体的印象を与えないものは拒絶となる。

権利範囲は、情報に通じた使用者からみて、異なる全体的印象を与えない意匠を含む範囲となっている。

日本と同じく、保護要件と権利範囲については、規定上、同様の要件となっている。

15. 諸外国の意匠実務・条約

「一意匠一出願」の原則(各国比較)

①米・欧・中・韓では二以上の意匠を一出願に含めて出願できる。これに対し、日本では、一意匠一出願の原則により、(原則として)意匠ごとに出願しなければならない。

15. 諸外国の意匠実務・条約

<「建築物」の意匠>

米国	欧州	中国	韓国
・建築物のデザインは除外されることなく保護の対象となる。	・建築物のデザインは除外されることなく保護の対象となる。	・建築物のデザインは保護の対象であるが、特定の地理的条件に適合し、固定された建築、他の場所で立て直すことができないものは保護されない。	・反復生産されるもので、移動可能なものに限り、建築物のデザインが保護の対象となる。

※日本は、旧法では、不動産を意匠権で保護できなかった。

⇒令和元年改正後は、「建築物」(不動産)についても意匠権で保護することができるようになった

<「内装」の意匠>

米国	欧州	中国	韓国
・内装のデザインは除外されることなく保護の対象となる。 (商標法によって、内装デザインを、トレードドレスとして保護している。)	・内装のデザインは除外されることなく保護の対象となる。	・意匠の保護対象が製品でなければならない。 ⇒内装のデザインは保護の対象外。	・家具・照明等、個々の物品の組合せは保護されるが、物品のレイアウトや配置のみを特徴とする場合は、保護の対象外。 (商標法によって、内装デザインを、トレードドレスとして保護している。)

※日本でも、令和元年改正後は、「内装全体として統一的な美感を起こさせる」という要件を満たす場合に限り、一意匠として意匠登録を受けることができるようになった。

16. その他

扉ページ

16. その他

扉ページ

16. その他

扉ページ

16-1. 動的意匠

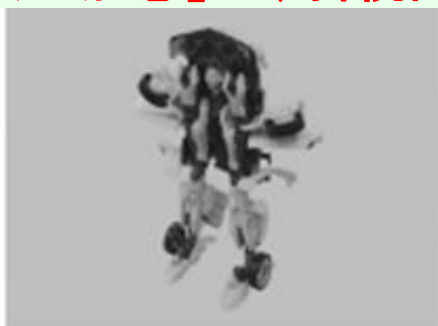
「意匠に係る物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたるその物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは・・・当該機能の説明を願書に記載しなければならない。」(意匠法6条4項)

(意匠登録1420964)

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、ロボット状の形態からスポーツカー状の形態に可逆的に変化することができるものである。



＜「ロボット状の形態」の、斜視図＋参考図＞



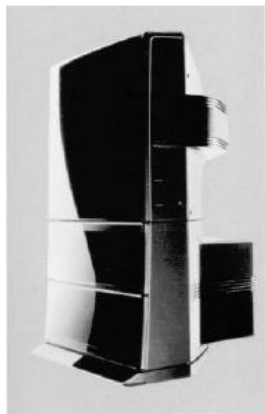
＜形態変化の途中の斜視図＞



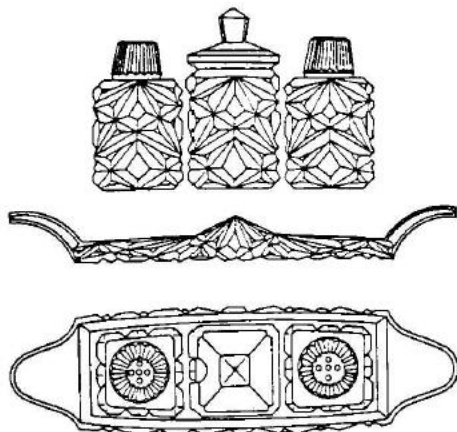
＜「スポーツカー状の形態」の、斜視図＋参考図＞

16-2. 組物の意匠

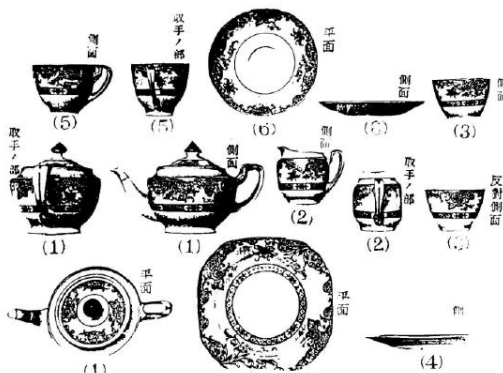
「一組のテレビ
受像器セット」



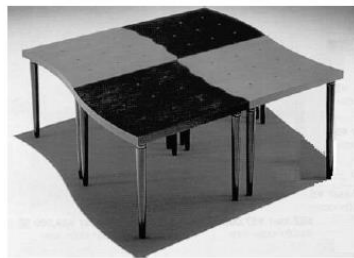
「一組の薬味入れセット」



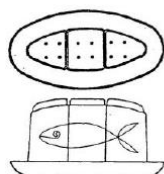
一組のコーヒーセット



「一組のテーブルセット」

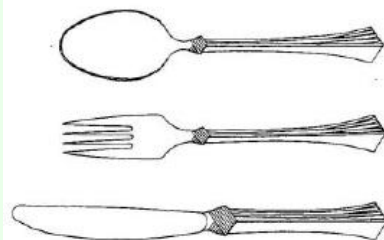


「一組の薬味入れセット」

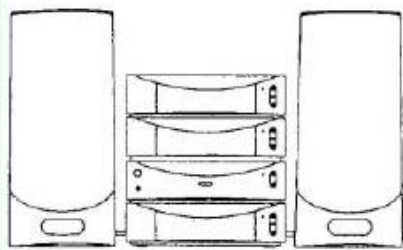


(審査基準)

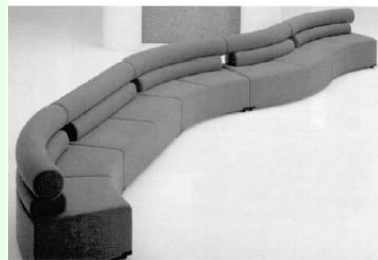
「一組の飲食用ナイフ、
フォーク及びスプーンセット」



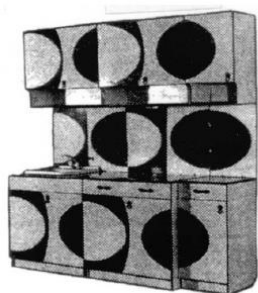
「一組のオーディオ
機器セット」



一組のいすセット



「一組の台所セット」



「一組の収納棚セット」



16-3. 水際(税関差止め)

知的財産別輸入差止実績(上段:件数、下段:点数) 財務省HP

	平成28年	平成29年	平成30年	平成30年 上半期	令和元年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	61	18	6	5	43	860.0%	0.3%
	185,781	26,726	28,128	20,728	3,782	18.2%	0.7%
意匠権	87	304	433	175	151	86.3%	1.2%
	8,507	135,135	116,597	63,136	47,246	74.8%	8.2%
商標権	25,666	30,111	25,284	13,531	12,492	92.3%	96.8%
	409,279	313,314	723,650	564,823	511,753	90.6%	88.6%
著作権	312	295	438	214	212	99.1%	1.6%
	19,068	31,564	61,199	28,077	14,693	52.3%	2.5%

⇒意匠権は、商標権と同じく、外観から対比を容易にできることから、税関における輸入差止手続に適している。

意匠権侵害事案における、税関による輸入差止めのメリット

- ①費用が比較的安く、訴訟と異なり印紙代は不要
- ②期間が短く、専門委員意見照会を行っても3カ月程度
- ③侵害者を特定する必要が無く、侵害品のみの特定でOK
⇒侵害品の日本への発送元を特定できる可能性あり!!
- ④その後、税関が侵害品を発見し、連絡を貰える可能性あり

※裁判所の判断があると、税関差止めが認められ易い。

⇒裁判所で和解するときは、「17条調停」が有用!!

(地裁の侵害訴訟⇒付調停⇒民事調停法17条の決定)²⁶⁵

16-4. 包帯禁反言

大阪地判平成21年(ワ)2726「長靴」事件

本件意匠(1339016)



被告意匠



「原告は…意見書…で、『本願意匠(判決注・本件意匠)の胴部の絞り(C)の段数は5段であるところ、引用意匠(判決注・乙2意匠)の胴部の絞りの段数(c)は3段である。胴部の高さに関連して、胴部の絞りの段数は、両意匠を手にとった時にもっとも注目する部分のひとつである。』と、胴部の絞りの段数の相違を強調して乙2意匠とは類似しないと主張していたのに、本件訴訟において、胴部の絞りの段数が乙2意匠と同じ3段である被告意匠との類否判断に当たり、段数の相違は需要者に与える美感に影響を及ぼさず、被告意匠は本件意匠に類似するなど主張することは…禁反言の法理ないし信義則(民法1条2項、民訴法2条)に違反し、許されない…。」²⁶⁶

16-5. 秘密意匠

秘密意匠～登録日から3年以内の期間を指定して、意匠を秘密にすることを請求できる。(意匠法14条)

＜出願時でなく、登録料納付時でも請求OK＞

⇒秘密期間終了後は、通常と同様に公開される。

⇒秘密期間中に権利行使する場合は、過失推定が働かず(意匠法40条ただし書き)、更に、差止請求をするために、意匠権者は、意匠公報に掲載されるべき事項(20条3項)であって、特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告する必要がある(37条3項)。

⇒警告を受けた被疑侵害者は、特許庁長官に対し秘密意匠登録の内容を開示請求できる(14条4項)。

※「秘密意匠」制度を有効活用する意匠出願戦略

典型的には、数年後にリリースする予定のデザインについて意匠登録しておき、第三者に知られないように秘密にしておくことである。更には、通常意匠の周辺に多数の「秘密意匠」を取得しておく意匠出願戦略を継続することで、サブマリン意匠による抑止的效果を活用したライバルの“寄せ”を防止できる。

16-6. 間接侵害

大阪地判平成12年(ワ)7271「ステップ用具」事件

「・・・として使用することは・・・社会通念上、経済的、実用的な用途であったと認められ、・・・形式的、名目的な使用にとどまるとはいえない。そうすると、被告受金具は、被告により製造販売が開始された当時から、本件登録意匠に類似しない・・・他用途があったことになり、本件登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物に当たらなかったものと認められる」⇒「のみ」要件を否定した

※令和元年改正により、「のみ」(特許法101条1号に対応)に加えて、「不可欠」(特許法101条2号に対応)の類型も間接侵害となった。(新・意匠法38条)

(参考)特許法101条2号では、「発明による課題の解決に不可欠なもの」という要件は、「従来技術の問題点を解決するための方法として、当該発明が新たに開示する、従来技術に見られない特徴的技術手段について、当該手段を特徴付けている特有の構成ないし成分を直接もたらすもの」と解されている。(東京地判平成23年(ワ)19435「医薬」(ピオグリタゾン)事件、東京地判平成14年(ワ)6035「プリント基板用治具に用いるクリップ」事件)

16-7. 並行輸入(消尽)

最判平成9年(才)1988・BBS事件(特許権の消尽)

(1) 国内譲渡⇒(物の発明について)「消尽」⇒譲受人又は転得者による譲渡・使用は特許権侵害とならない。

(2) 国外譲渡～国際消尽否定⇒“黙示の授權”理論
⇒以下の場合以外は、特許権を行使できない。

①譲受人に対する権利行使:譲受人との間で「販売先・使用地域から日本を除外する」との合意がある場合

②その後の譲受人・転得者に対する権利行使:上記合意＋上記合意を特許製品に明確に表示した場合

平成31年(ネ)10023「イヤープッド」事件は、意匠権の国内消尽を認めた。(税関も同様。関税法基本通達69の11-7)

※商標権に係る並行輸入～最判平成14年(受)第1100号「フレッドペリー」事件は、①②③の判断基準を示した。

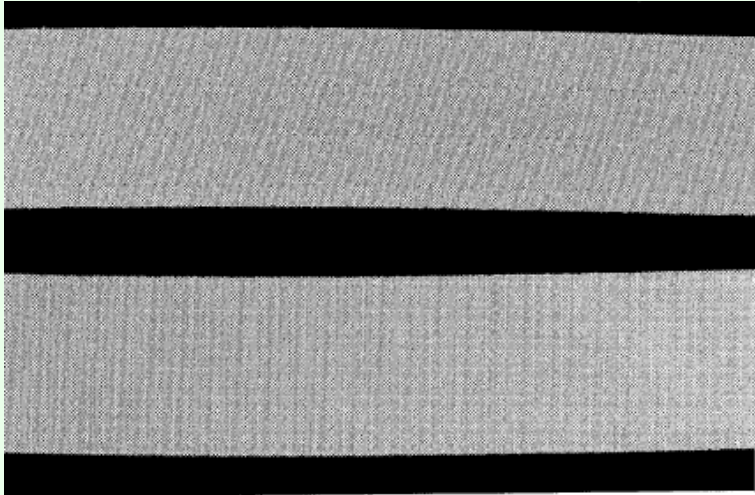
①当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、②当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって(出所表示機能)、③我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合(品質保証機能)にはいわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。

16-8. 自由技術の抗弁

東京地判平成5年(ワ)17437「ゴム紐」事件

＝東京高判平成9年(ネ)2248

本件意匠(859953)



被告意匠



「意匠登録を無効とする審判の請求ができることは別に、自己の実施している意匠が当該登録意匠との関係での公知意匠と同一あるいは実質的に同一であることを主張、立証して、当該登録意匠の範囲に含まれないという意味での請求権不発生の抗弁(…これを名付けるならば『出願前公知意匠の抗弁』と呼ぶことができる。)とすることができる…。…」

右のような抗弁を認める場合には、裁判所は、相手方(被告、債務者等)の実施している意匠が公知意匠と同一あるいは実質的に同一であることを認定して、当該実施意匠が登録意匠の範囲にも登録意匠と類似する範囲にも属さないことを判断するのであって、当該意匠登録が無効である旨判断するものでない…。…」²⁷⁰

16-9. 冒認(創作者)

最判平成3年(才)1007「自転車用幼児乗せ荷台」事件

冒認者による意匠登録がされると、新規性喪失の例外が適用されない限り、登録を受けることはできない。

大阪高判平成5年(ネ)2339「クランプ」事件

「意匠登録を受ける権利を有する創作者とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、あるいは単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者はこれに含まれない・・・。」

※冒認出願は、無効理由である(意匠法48条1号)。

※移転請求権(意匠法26条の2)～意匠の真の創作者は冒認者に対し、意匠権の移転を請求できる。(平成23年改正)

⇒冒認出願は「意匠登録出願でないものとみなす」として、冒認出願の“先願の地位”を否定していた旧意匠法9条4項は、平成23年法改正により削除された。移転請求を認めたため。

⇒意匠権では裁判例がないが、特許法74条1項の移転請求について、

大阪地判平成28年(ワ)第8468号は、「単に自己が当該特許発明と同一内容の発明をしたことを主張立証するだけでは足りず、当該特許発明は自己が単独又は共同で発明したもので、相手方が発明したものでないことを主張立証する必要がある」とした。

271
(持分の全部移転を請求した事案)

16-10. 損害論(39条1項)

東京地判平成24年(ワ)33752「体重測定機付体組成測定器」事件

「被告製品を購入しようとした者は、原告製品2だけでなく原告製品1の購入も検討すると認めることができるから、被告製品は、原告製品1とも競合するというべきであり、原告製品2のみならず原告製品1も、・・・本件意匠権2の侵害がなければ販売することができた物品に当たる・・・。」

⇒被告意匠と非類似の(「本意匠」と同一意匠である)原告製品1も、関連意匠侵害がなければ販売することができた競合品として、意匠法39条1項の損害計算に組み込まれた!!



本意匠(1425652)

⇒非類似(非侵害)



被告意匠



関連意匠(1425945)

⇒類似(侵害)

16-10. 損害論 (39条1項、全体意匠)

東京地判平成23年(ワ)247「エーシーアダプタ」事件

- ①用途の相違(被告製品は、携帯電話用の専用品である)
- ②被告製品はケーブル一体型で、使い勝手が良く安価である
- ③色彩が購入動機となっている (認容額・約72万円)

⇒「販売することができないとする事情」として90%減額

大阪地判平成22年(ワ)805「タイルカーペット」事件

- ①被告製品は廉価であり、予定価格の維持は困難だった
- ②需要者(ハイグレードなホテル)のカーペット購買動機におけるデザインの重要性 (認容額・約368万円)

⇒「寄与率」80%【ホテル内】、40%【ホテルの寮】

大阪地判平成22年(ワ)9966「マニキュア用やすり」事件

- ①被告商品の価格(原告製品500円、被告製品100円)
- ②本件意匠に類似しない特徴の寄与(大きさ・鎖の存在・色)
- ③販売ルートの違い(被告製品は100円ショップ)
- ④競合品の存在 (認容額・約240万円)

⇒「販売することができないとする事情」として66%減額

大阪地判平成20年(ワ)8761「測量地点明示プレート」事件

ICタグの読み取り性能に着目する。 (認容額・約181万円)

⇒「販売することができないとする事情」による減額はせず、別に「寄与率」という項目を立てて、20%減額した。

16-10. 損害論 (39条1項、部分意匠)

東京地判平成24年(ワ)3162「サンダル」事件

「本件意匠は部分意匠であり、サンダル全体に占める当該部分の割合は約77%であるから・・・、本件意匠の寄与率は75%と認める。」

「原告の市場占有率は約45%というべきであり、・・・被告製品の販売がなかったとしても、原告が競合品である原告製品を販売できたのは、被告の譲渡数量の45%にとどまる」

(認容額・約344万円)

⇒「販売することができないとする事情」として55%減額

⇒一部控除部分について、意匠法39条3項の重畳適用×

大阪地判平成23年(ワ)14336「遊戯用表示灯」事件

「正面視で左側部分のみの部分意匠であること、原告製品の広告宣伝・・・において、本件意匠部分2に係る部分とは異なるスイッチ部や液晶のデータ表示部の機能なども強調されており、意匠のみを差別化要因とする製品ではないことからすれば・・・寄与度は、相当限定的に見ざるを得ない。また、被告製品は、・・・被告の販売する呼出ランプ『エレクトランプ』が遊技機に接続されていることを前提として設置される付属品である・・・被告製品・・・の販売がなかったとしても・・・原告製品の販売が同台数増加することまではなかった」(認容額・約349万円)

⇒「販売することができないとする事情」として85%減額 274

16-10. 損害論 (39条2項、全体意匠)

大阪地判平成22年(ワ)13746「浄水器」事件

アンダーシンクタイプであり、通常は目に触れない場所に設置されるから、本件意匠が売上げに寄与することは少ない
⇒「本件意匠の寄与割合」10%(認容額・約1476万円)

東京地判平成21年(ワ)13219「蒸気モップ」事件

独占的通常実施権者に、意匠法39条2項の類推適用OK。
※「意匠権を侵害した者が『その侵害の行為により』受けた『利益』(意匠法39条2項)とは、いわゆる限界利益である」
⇒「限界利益」は、売上高から、①仕入金額、②輸入費用、③業務委託料、④クリック課金、⑤新聞広告料、⑥倉庫料、⑦不良返金、⑧ロイヤルティを控除した(認容額・約326万円)

大阪地判平成28年(ワ)6539号「ごみ箱」事件

「販売額が仕入原価を下回るからといって直ちに独占禁止法が禁止する不当廉売に当たるわけではない上、意匠法39条2項は、侵害者が実際に得た利益の額をもって意匠権者の損害の額と推定する規定であるから、侵害者が原価以下で販売した場合でも、それが実質的に見て侵害物の廃棄処分と同視し得るといった事情のない限り、実際の販売額に基づいて侵害者の利益を算定すべきものである(意匠権者がそれにとどまらない損害額の賠償を求めるためには、同条1項による損害額を主張立証する道が用意されている。)」(認容額・約2万円)

16-10. 損害論 (39条2項、部分意匠)

大阪地判平成16年(ワ)6262「化粧用パフ」事件

「・・・被告が受けた利益の額とは、対象製品のうち対象意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになるところ、その額は、同部分の対象製品全体に占める価額の割合等を基準に、対象製品全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである。・・・対象製品は、『根元から先端に向かってやや小径となる突起を有する板状』の部分と『半球状の突起を有する板状』とに分けられ、対象意匠は、前者に係る部分のみであることその他の事情にかんがみ、寄与率は50%とするのが相当である。」(認容額・約360万円)

大阪地判平成28年(ワ)12791「検査用照明器具」事件

- ① 部分意匠の部分は、正面視における面積比最大4割程度
- ② 部分意匠の部分は、製造原価が占める割合は低い
- ③ 共通点は公知であり、本件意匠の要部でない部分も多い
- ④ 原告カタログは機能を強調し、意匠に言及すらしていない
- ⑤ 放熱性・輝度性等の性能や機能は、損害額に考慮しない

*寄与度は伏字。推定覆滅事由は否定。(認容額・約290万円)

*不当利得返還請求の計算は、「通常の実施料率」×「寄与度」

大阪地判平成14年(ワ)11150「手押し車用立席ボード」事件

- ① 類似範囲に属するボード部が被告製品の主要部である
- ② 需要者もボードに着目して購入する。⇒寄与度「100%」⁷⁶

16-10. 損害論 (39条3項、全体意匠)

大阪地判平成23年(ワ)3361「立体フェイスマスク」事件

- ①繊維製品の実施料率の平均値は6.1%
- ②原告が本件本意匠の開発に時間と労力を投入した
- ③本件意匠が商品の売上に相当程度寄与していた
- ④完全な競合関係にあり、平均的な実施料率で使用許諾する関係にない⇒実施料率を「15%」とした(認容額・約106万円)

東京高判平成9年(ネ)404「自走式クレーン」事件

- ①大型・高額の事業用機械であり、性能を重視して選択するものであり、需要者の選択に意匠が影響する度合いは低い
- ②被告製品の値引き前の販売価格を基準として計算した
⇒単価1800万円×1671台×実施料率1.5%=約4.5億円

大阪地判平成22年(ワ)13746「浄水器」事件

- ①標準装備であり、原告と同じものを納入する必要があった
- ②逆浸透膜浄水器だから採用したのであり、意匠に着目せず
- ③アンダーシンクタイプであり、通常は目に触れない場所に設置されるから、本件意匠が売上げに寄与することは少ない
⇒実施料率を「2%」とした。(認容額・約339万円)

知財高判平成19年(ネ)10032「取鍋」事件

被告製品ではなく、溶融アルミニウムの納入価格の「0.1%」
特許権侵害は、溶融アルミニウムの納入価格の「0.5%」
(認容額・約4969万円)

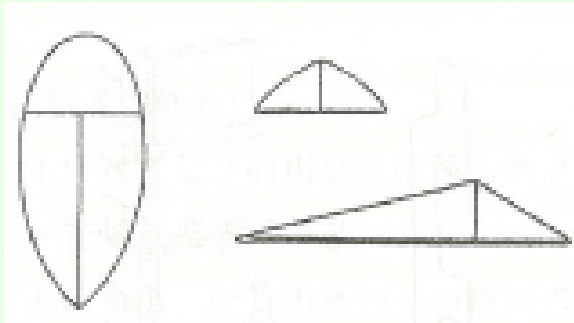
扉ページ

扉ページ

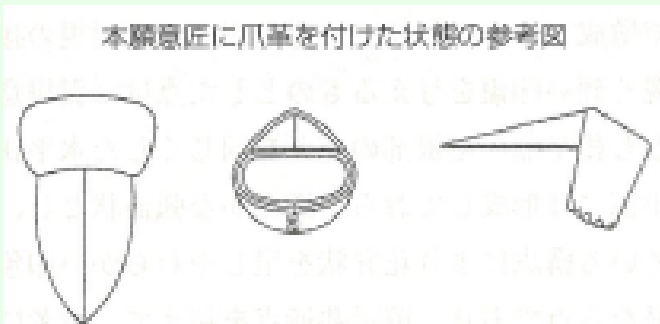
扉ページ

東京高判平成元年(行ケ)73「琴の爪」事件

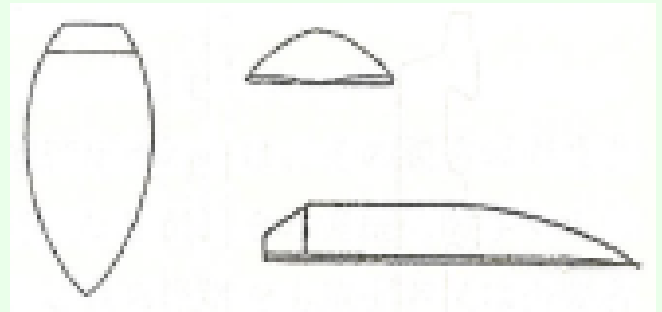
本件登録意匠



本願意匠に爪革を付けた状態の参考図



引用意匠



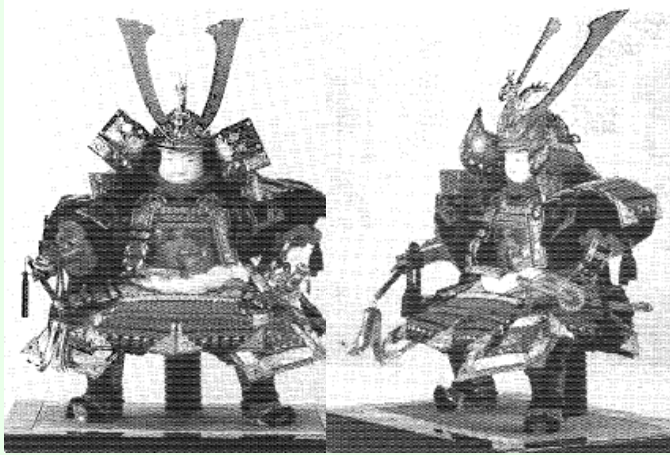
＜※要部認定＞「先端部を左右対称の円弧が交差した態様に尖らせた点、及び接弦面縦中央を山の尾根状に隆起して形成した点を中心とした態様は、従来の丸爪(山田流爪)あるいは角爪(生田流爪)のいずれの態様にもみられない独特のものであつて、両意匠の形態の基調を形成するとともに看者の注意を最も強く惹く部分である・・・」

＜本願意匠＞「T字状の明瞭な隆起稜線を表し、側面視が三本の直線で構成される三角状の山形を表し、背面視の接指面を平坦状とした構成により鋭く硬い印象を与える」

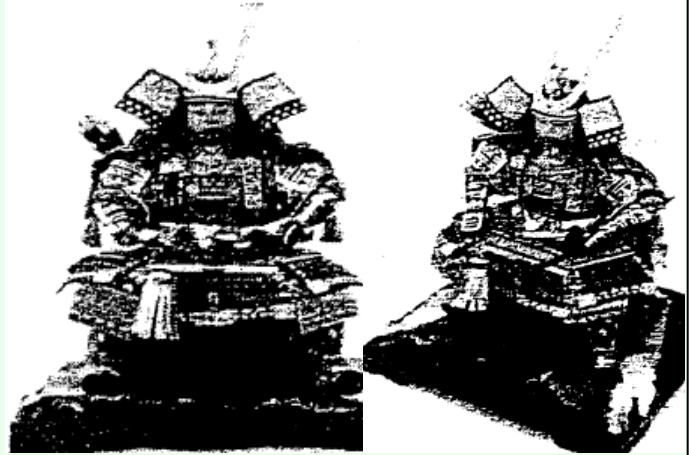
＜引用意匠＞「接指面の前半部を傾斜面状とし後半部の尾根部の高さを同じくした水平状のものとし、尾根部を接弦面前半部には形成しておらず滑らかな弧面状とし、接指面に沿つて凹面状にえぐつている構成により花卉状を呈しやわらかい印象を与えるものとした」

東京高判平成8年(行ケ)135「五月人形」事件

本件意匠(723759)



引用意匠(414201)



<※要部認定>

「一般の需要者がこの種物品を購入しようとする場合、先ず注目して最も注意深く観察するのが人形の顔であることは、社会通念上明らかであるから、両意匠の差異点のうち、特に「顔の態様について、本件登録意匠は、全体がやや下膨れでふくらとした顔つきで、目は切れ長で口許は小さいのに対して、引用意匠は、全体として凛々しい顔つきで、目は見開き口許はややへの字に閉じた態様である点」(・・・)での顕著な相違は、両意匠の類否を検討する上で極めて重要な印象を及ぼすものである。」

＜本件意匠＞「本件意匠の五月人形の顔は、比較的上品でおとなしい感じがする・・・。本件意匠の台の態様は、やや横長角矩形形状の上面の周縁を額縁状に残して全体に畳模様を表し、屋内を思わせる・・・。」

＜引用意匠＞「引用意匠の顔は、いわゆるまなじりを決するような凛々しい印象を受ける・・・。引用意匠の台は、正方形形状であって無模様であり、台の上と腰掛けの上に動物の毛皮様の敷皮を敷いてあるから、引用意匠における前示の凛々しい印象が、一層強調される・・・。」

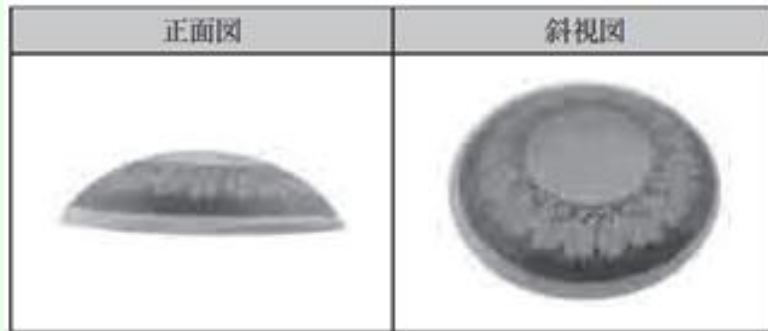
(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(新規性)＜非類似＞

知財高判平成23年(行ケ)10159「コンタクトレンズ」事件

＜本願意匠＞コンタクトレンズ(美容目的)



＜引用意匠＞コンタクトレンズ(視力矯正目的)



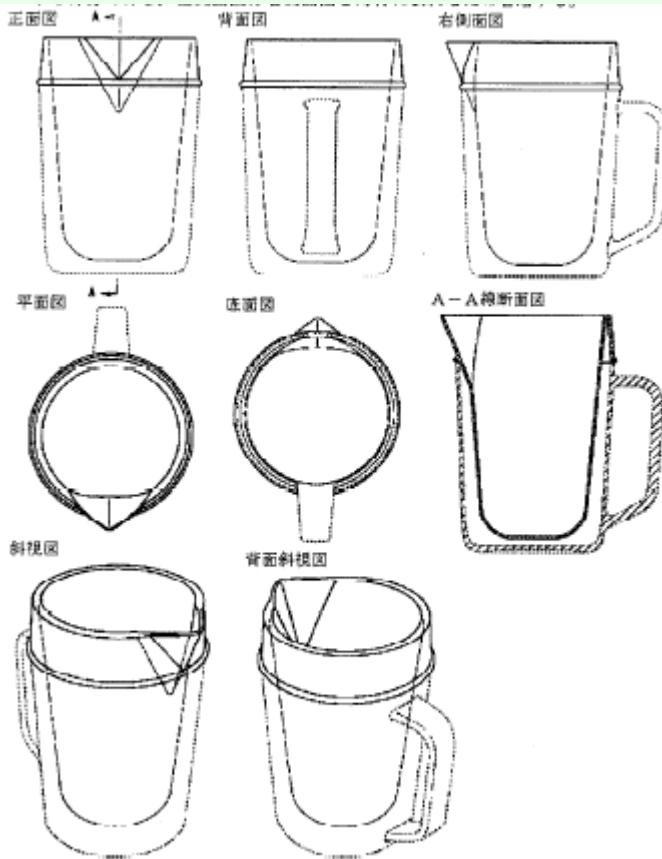
「①本願意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、全体的に淡い灰色に配色された下地に、濃黒色及び灰色に着色され、内周部から中心に向かって収束する方向に延伸する「棒状形状」(各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。)が描かれていること、及び「棒状形状」が連結するように描かれていることなどの点に照らすならば、本願意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、より自然で調和的、かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。」

「②引用意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、規則正しく配置された小円の集合により構成されていること、山形形状部等の全体の模様は、小円の大きさ、濃淡及び配置の相違のみによって表現されていること、山形形状部の高さ等が均一的、画一的であることなどの点において、引用意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、自然らしさを捨象し、人工的、メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。」

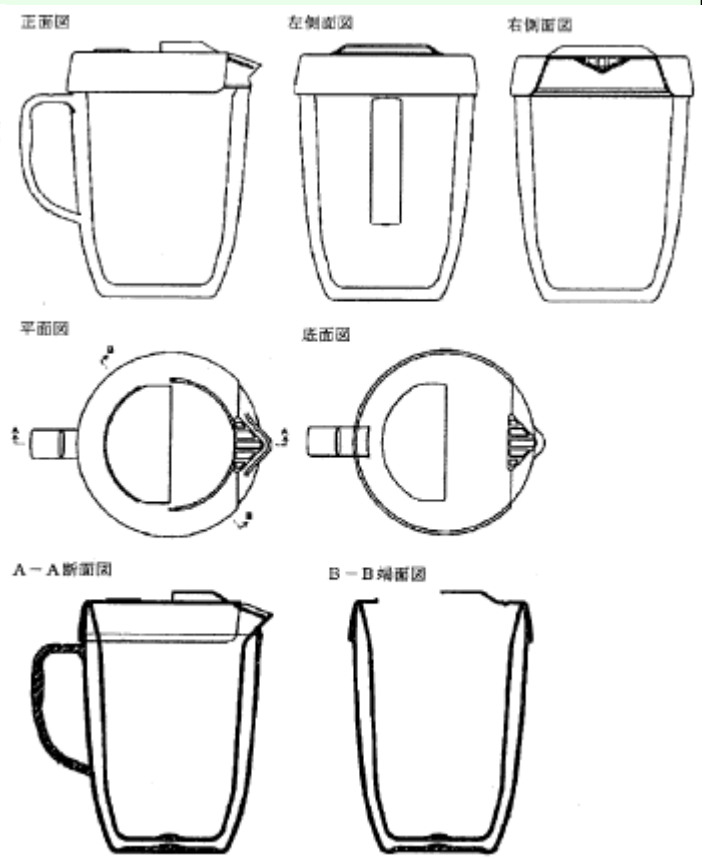
(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(新規性) <非類似>

知財高判平成20年(行ケ)10251「ビールピッチャー」事件

本願意匠



引用意匠(1187522)



＜本願意匠＞, 「折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に直線で形成され, 全体の縦が長く, 注ぎ口を大きくかつ深く, 正面視において二重略V字形状を有し, これらの特徴を総合すると規則的であるが, シャープな印象を与える」

＜引用意匠＞「注ぎ口の側方視を除いて折り返し部及び注ぎ口ともに基本的に曲線で形成され, 全体の縦の長さが横の長さに比して短く, 注ぎ口が小さくかつ浅く, 正面視において円弧形状を示し, 平面視において, 注ぎ口は, 手前から先端に進むに従い, 曲率半径を変化させ, 曲線が多用され, これらの特徴を総合すると, 不規則かつ複雑であるが, 全体として柔軟で暖かな印象を与える」

(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(新規性)＜非類似＞

知財高判平成19年(行ケ)10344「自動二輪車用タイヤ」事件

本願意匠(2005-317)

引用意匠(1229157)



＜本願意匠＞「溝のすべてが直線で構成され、主傾斜溝に突出溝が設けられていること、主傾斜溝における突出溝が、副傾斜溝における『へ』ないし『逆へ』文字と対応するように配置されていること、他方、側面視において主傾斜溝と副傾斜溝とは交互に等間隔で平行に伸びていること等を総合すると、同意匠は、全体として、『ゴツゴツ』とした、荒削りで、男性的な印象を与えているとともに、規則的な模様であるとの美的な印象を生じさせている。」

＜引用意匠＞「溝のすべてが、細く柔らかい曲線で構成され、先端がすぼまり、最先端が尖っていること、他方、主傾斜溝は副傾斜溝より長く伸びて、その傾斜角度が同一でないために、伸びる方向が不揃いであること等を総合すると、同意匠は、全体として、柔らかく、繊細で洗練されていて、女性的な印象を与えているとともに、不揃いで、不規則的で、より自由な模様であるとの美的な印象を生じさせている。」

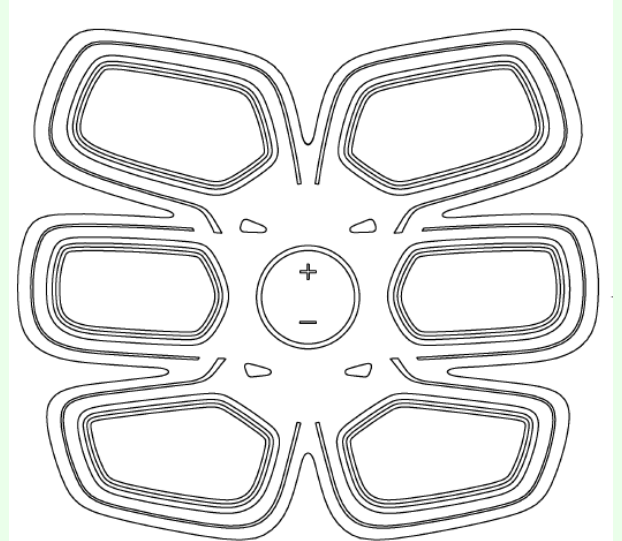
(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(新規性) <非類似>

知財高判平成30年(行ケ)10169「トレーニング機器」事件

本件意匠(1593189)



引用意匠(1536247)



＜本願意匠＞「略倒隅丸台形状の中央パッドの上下に、先端が円弧状の隙間を介して、上端又は下端が略弓状に膨出した上パッド及び下パッドが配置され、本体の上辺及び下辺中央に略『U』字状の切り欠きがあり、切り欠き部に連なる本体上辺及び下辺の角部付近が上方又は下方に僅かに膨出していることから、全体として上下対称となっていることと相まって、総じてうねりを伴う流線のかつ柔らかでゆったりとした印象を与える・・・。」

＜引用意匠＞「中央パッドが略横長隅丸4角形状で、左右端が若干上に傾くように配置され、先端が先細りの隙間を介して、上パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも上に傾くように配置され、同様に先端が先細りの隙間を介して、下パッドが略横長隅丸5角形状で、左右端が中央パッドよりも下に傾くように配置されており、本体の上辺及び下辺中央に略『V』字状の切り欠きが設けられていることから、各パッドの各辺が概ね直線状となっていることと相まって、変化に富み、いきいきとした躍動感や力強さといった、当該意匠に係る物品を使用することによって達成しようとする目標に沿う印象を需要者に与えるものである。」

(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(新規性) <非類似>

知財高判平成20年(行ケ)10185「腕時計」事件

本願意匠(2006-9371)

引用意匠(国内雑誌)



＜本願意匠＞①ベルト連結部の取付部に2つのリブ(うね模様)、②ガラス押さえ略円形リング状部の外周縁部の厚み部全面に縦スリット模様＋8個の固定ネジは内側に六角形状の凹部を設けた円筒状ネジ、③竜頭は略円筒状とし、周面にスリットが施され、上下の押しボタン部は長方形状、④上側ガード部と下側ガード部から突出するように押しボタン部が設けられている。⇒全体として凹凸の多い立体的な印象

＜引用意匠＞①ベルト連結部の取付部が平面状、②ガラス押さえ略円形リング状部の外周縁部の厚み部に模様なし＋8個の固定ネジ部は中に1本の溝のある六角形のネジ、③竜頭は略六角柱状とし、周面にスリットはなく、上下の押しボタン部は円筒状、④上下ガード部が切り欠かれた部分を有し、該切欠部分にそれぞれ押しボタン部が設けられている上、ガード部は前面が平面状。⇒全体としてすっきりとした平坦な印象

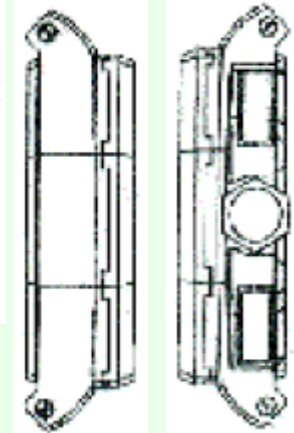
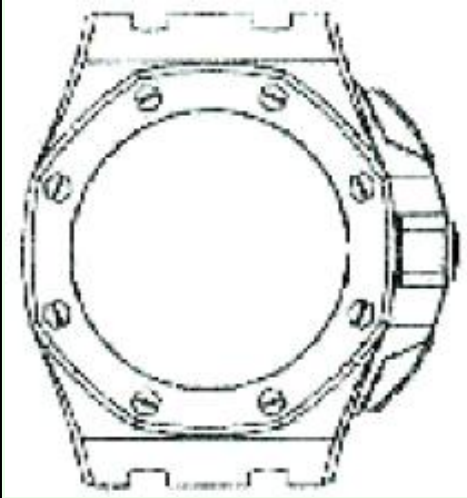
Cf.平成20年(行ケ)10186「腕時計側」は<類似>²⁸⁷

(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(新規性) <類似>

知財高判平成20年(行ケ)10186「腕時計側」事件

本願意匠(2006-24735)

引用意匠(国内雑誌)



「本願意匠と引用意匠では、・・・①・・・略円形リング状部は、内周縁部の全体を円形に、外周縁部の全体を八角形とし、上面部に8個の固定ネジを設けた基本的態様、②ベルト連結部・・・、③ガラス押さえ略円形リング状部・・・において共通していて、これらの部分の形態は正面視においてはほぼ同一というべきものである。・・・調整ボタンの形状や配置方法が異なるなど、操作部分に・・・差異があるとしても、全体として見ると・・・類似する・・・」

原告は、本願意匠の基本的態様・・・は、原告が販売する腕時計のシリーズにおいて周知の構成である、と主張する。しかし、このような基本的態様が最も看者の注意をひく部分であることは、上記のとおりであって、それが**原告が販売する腕時計のシリーズにおいて周知の構成であるからといって、その部分が共通することを軽視することはできない。**」⇒類似(新規性×)

Cf.平成20年(行ケ)10185「腕時計」は<非類似>

Cf.平成19年(行ケ)10402「短靴」事件(本書39頁) 288

知財高判平成28年(行ケ)10153「バケツ」事件

本件意匠(1509040)

引用意匠(国内雑誌)



「本件共通点のうち、特に、『本体部周側面及び蓋部の全体に、一様に凹凸形状を形成』している点(共通点(A))、本体部の『全高(上端縁部を除く。)』にわたる縦方向の細い筋状の凹凸形状を周方向に連続して多数施した』ものである点(共通点(B))及び蓋部は『本体部上端縁と略同径の円板状』とし、しかも、『その表裏の表面ほぼ全面を細い筋状の凹凸形状に形成』している点(共通点(C))は、本体部と蓋部の外観全体を通じて統一感を感じさせる独特の形態であって、意匠全体における支配的部分を占め、意匠的まとまりを形成し、看者(需要者)の注意を強くひく構成態様である…。他方、本件差異点は、いずれも、取っ手の両端部の態様や取っ手の明暗調子…、本体部と蓋部の凹凸形状の態様…、蓋部の裏面の態様…といった、両意匠を全体としてみれば、限られた部分、あるいは目立ちにくい部分における細かな差異(細部における差異)にすぎず、これらを総合しても、上記の共通点を凌駕するほどの印象を看者(需要者)に与えるものとは認められない。」

(※意匠権者は凹凸ピッチの差を主張しなかった。) ⇒類似(新規性×)

(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(3条の2) <類似>

知財高判平成26年(行ケ)10162「携帯情報端末機」事件

本願意匠(2012-15989)



引用意匠(1437282)



<※要部認定(部分意匠)>

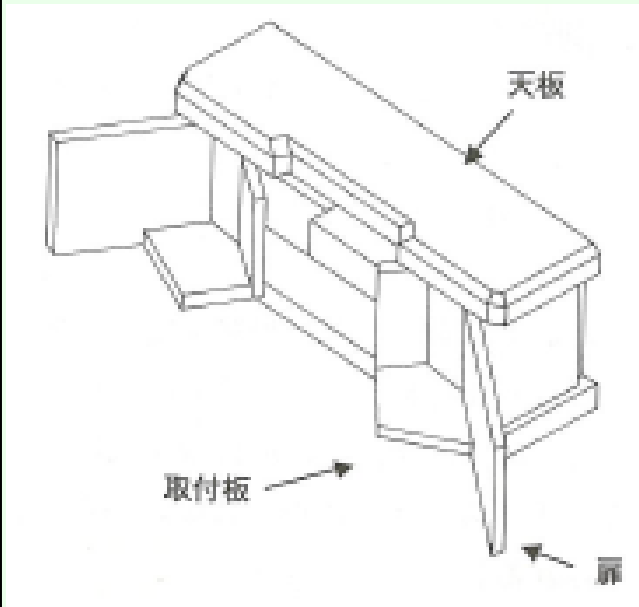
「本願意匠が携帯情報端末の前面パネル部に関する部分意匠であることに鑑みると、本願意匠と引用意匠とを全体として観察した場合、意匠全体の支配的な部分を占め、全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、需要者に視覚を通じて一つの美感を与えて、需要者の注意を強く惹くのは、正面視における形状及び携帯情報端末全体の形状に関わる部分の形状である」

「本願実線部分と引用相当部分における基本的構成態様の共通点である前面パネル部の外形を長辺と短辺の長さの比率を約2:1とする略縦長俵形とした点(共通点(A))、具体的構成態様である略縦長俵形の長辺及び短辺の中央部分を緩やかに膨らませている点(共通点(B))及び略縦長俵形のパネル部の四隅を大きな丸みとしている点(共通点(C))は、いずれも携帯情報端末全体の形状に関わる部分に関するもので、かつ、正面視における共通点であり、側面視において、前面側に向けて、ごく僅かに湾曲させている点(共通点(A))は、携帯情報端末全体の形状に関わる部分における共通点である。加えて、共通点(B)につき、本願出願前には同様の形状の携帯情報端末等があまり見られなかったこと・・・も併せ考えると、上記の各共通点は類否判断に極めて大きな影響を及ぼす・・・。」⇒相違点が需要者の視覚を通じて起こさせる全体から生じる美感に与える影響は少ない。

(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(侵害論) <非類似>

東京地判平成18年(ワ)9943「墓前用収納箱」事件

本件登録意匠



被告意匠



<※要部認定>

「…墓石の前面に設置される墓前用収納箱であることからすると、購入者は、墓参り時の開扉状態及び墓参り時以外の閉扉状態の双方の形状に注意を惹かれるものと認められる。そして、購入者は、参拝時と同様に、墓前用収納箱を正面の斜め上から見下ろす形で看ることになるので、その方向から見た形態が看者の注意を惹く…。…左右の扉の内側部分に取付板を設けた点は、墓前用収納箱で広く採用されている形状であるとは認められないから、看者の注意をある程度惹く点であると認められる。」

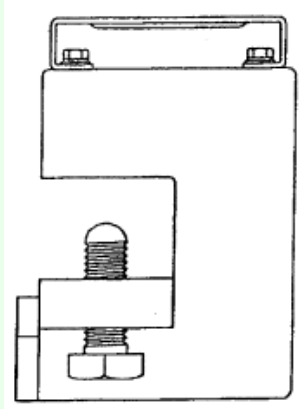
<本件意匠>①取付板は角ばったほぼ四角形、②扉はL字状に2度屈曲、③天板は平面視で長方形、④天面は平坦 ⇒ シャープな美感

<被告意匠>①取付板は隅を大きく丸めた形状、②扉はL字状の屈曲張り出しがない、③天板は前縁辺が凸状に湾曲、④天板の両側縁辺の前半分に直線状の凸状部 ⇒ 丸みを帯びた優しい美感

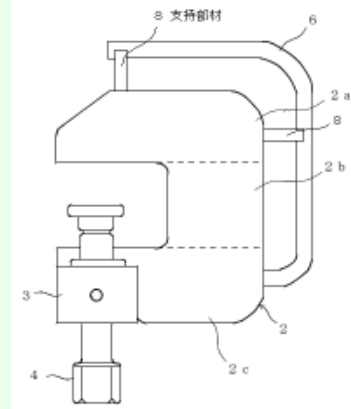
(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(侵害論) <非類似>

東京地判平成23年(ワ)131「目違い修正治具」事件
(控訴審・知財高判平成23年(ネ)10085同旨)

本件登録意匠



被告意匠



＜※要部認定＞「把持部材の形状，開口部を有する取付基部の形状，調整用ボルトの形状，補強板の有無及び形状等」

＜本件意匠＞

⇒がっしりとした角張った印象

- ①把持部材により形成される開口部(隙間)が略長方形
 - ②取付基部 ⇒角張った印象
 - ③調整ボルト ⇒典型的な頭部が偏平な形状のボルトといった印象
 - ④補強板 ⇒水平基部及び底面部材がしっかりと固定され，頑丈な印象
- ⇒「全体的に角張った、がっしりとした印象」

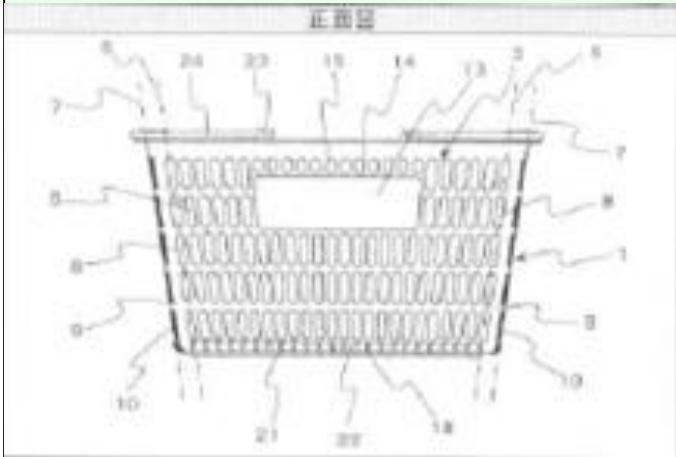
＜被告意匠＞

⇒開口部にゆとりのある柔らかい印象

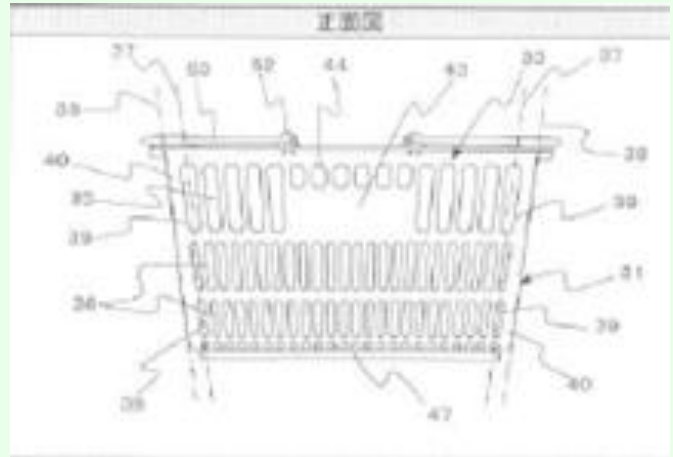
- ①把持部材は細い丸棒状で角部に緩やかなアールが付けられた略L字状
 - ②取付基部 ⇒コンパクトな印象
 - ③調整ボルト ⇒ 頭部の正六角柱状及び締付ハンドル貫設用の孔の存在，先端部の締め付けパッド形状等から，典型的なボルトとは異なる独特の印象
 - ④補強板がない ⇒(補強板から生ずる印象はない)
- ⇒「全体的に丸みを帯びた、ソフトな印象」

大阪高判平成18年(ネ)448「手さげかご」事件

本件登録意匠



被告意匠



<※要部認定>

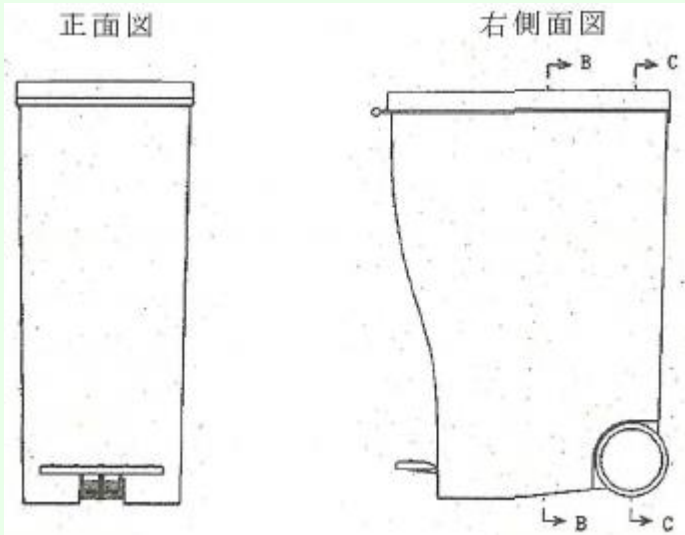
「本件登録意匠の要部は、…多数の透孔の形状が上下端が半円弧状の略縦長長円形状で幅がほぼ同一であり、上方になるに従ってわずかに幅広になり、全体の孔群が略逆台形状を呈するよう穿設され、中心線が上下方向のほぼ同一直線上に列設される複数の透孔が列を形成し、中央から左右に離れるに従って次第に傾斜して、左右端の列をなす複数の透孔の中心線は、かご本体の両側端縁と略平行しており、複数の孔列はあたかも扇の骨のごとく最下段から最上段まで上方へ拡開して配設される点にある」

<本件意匠> ①透孔は、縦列の孔群は幅がほぼ同一、②周側面の透孔の中心線が上下方向にほぼ同一直線上で、かご本体の両側端縁と略平行しており、複数の孔列はあたかも扇の骨のごとく最下段から最上段まで上方へ拡開して配設される⇒全体として柔らかく、かつ整然とした、まとまりのある印象を与える点が意匠全体から受ける美感の中でも特に印象に残る

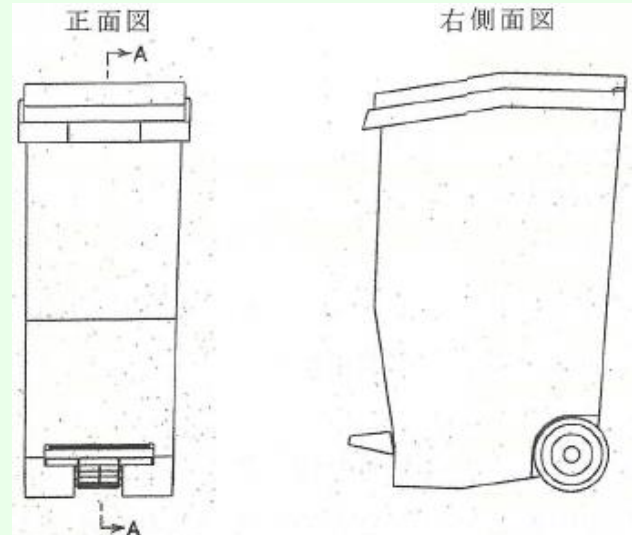
<被告意匠> ⇒上段孔群と中段及び下段孔群とで、中心線が二つの扇の骨のように拡開している印象

大阪地判平成21年(ワ)11520「ごみ箱」事件

本件登録意匠



被告意匠



<※要部認定>

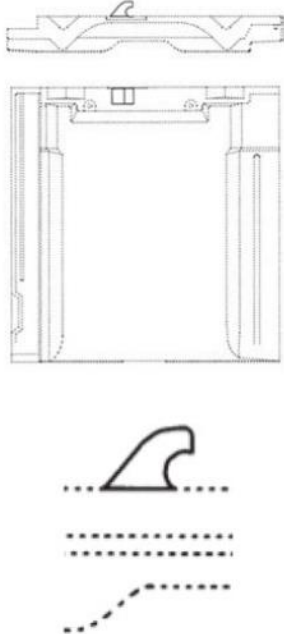
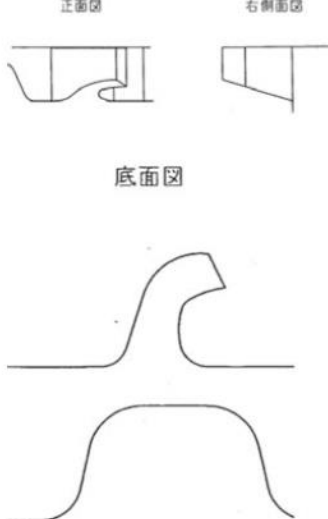
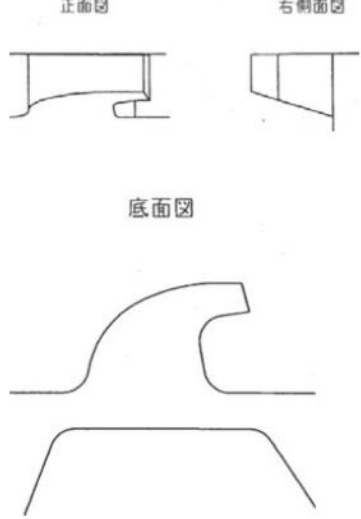
「要部は、底部付近において下窄まりとなった滑らかな曲面である正面壁の形状及びこの形状と大きな車輪と大きな踏板とを組み合わせた構成である」

「下窄まりの具体的形状が、曲線であるか、直線であるかによって、大きく異なっており、むしろ、この相異点が正面壁の形状の印象を決定づける…」

<本件意匠>「蓋体の天井面や本体の両側面を、いずれも凹凸のない平面とし、底部付近において下窄まりとなった滑らかな曲面の正面壁、取っ手、踏板、車輪のみで、抽象的に水鳥をイメージさせた、スマートでスタイリッシュなデザイン」

<被告意匠>「正面壁及び蓋体の天井面が、いずれも、中央付近で山折り線が看取できる、傾斜の異なる複数の面で構成されていたり、鰐部の周縁が、下方に折れたアングル状となっているなど、大小の面を多用した、幾何学的で複雑なデザイン」

大阪地判平成18年(ワ)4494「平板瓦」事件

意匠権 1174461 号部分意匠	イ号物件	ハ号物件
		

<※要部認定(部分意匠)>

「具体的構成態様の②ないし⑦が要部と認められる。」

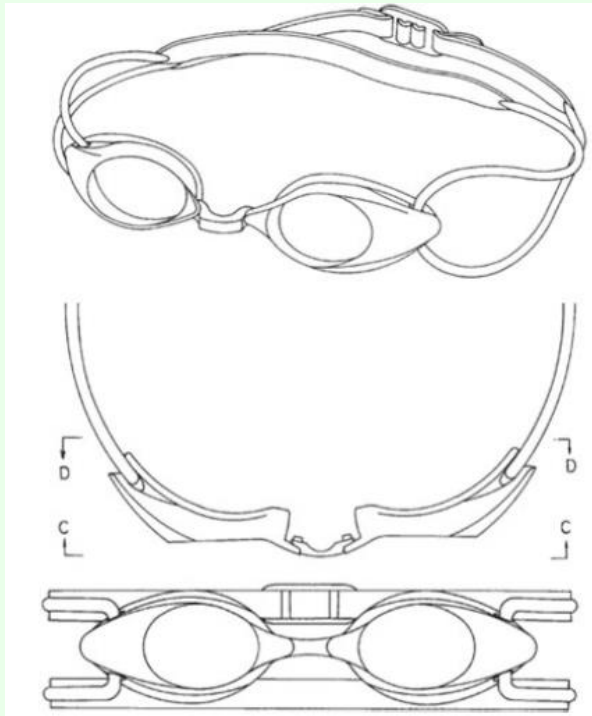
(★公知意匠は、かなり遠い。)

<本件意匠>①差込空間を形成する曲面が略半円、②差込空間と反対側の傾斜面は約45度、⇒全体として滑らか且つなだらかで安定感のある美感

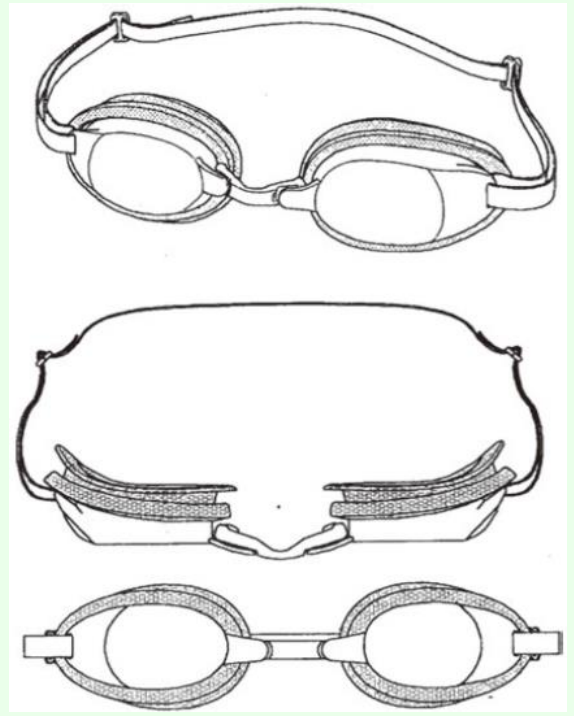
<被告意匠>①差込み間を形成する曲面がやや縦長の略楕円の一部分、②差込空間と反対側の傾斜面は基部において60度以上あり2/3以上では緩やかな傾斜、⇒全体にほっそりとして不安点な印象の美感

<ハ号意匠>①差込空間を形成する曲面が上部及び下部は円弧でありその間に垂直直線部が存在する、②差込空間と反対側の傾斜面は基部において90度近く1/4以上では緩やかな傾斜であり3/4以上では水平に近い、⇒全体としてずんぐりとした安定感のある美感

大阪地判平成17年(ワ)12207「水中眼鏡」事件



本件意匠(988008)



被告意匠(製品)

<※要部認定>

「左右一対のアイカップは、正面視で、取付台部及び鼻ベルトを介して一連の連続する緩やかな曲線を描く横長のダンベル形状をなしている。…」

<本件意匠> 正面から見たアイカップの形状が鼻ベルトの形状と一体となって、全体として横長の流れるような流線形状 ⇒ シャープでスポーティ感があり、かつ、スマートな美感⇒全体として滑らか且つなだらかで安定感のある美感

<被告意匠> 肉厚のパッドが存在し、それが正面視からも肉厚の弾力性があることが見て取れることや、周壁部の対向外端部が外方に向かって細くなっているとはいえその先端部において鋭角的な曲面を形成しておらず側面視で略半円状を呈するようにその外端部が緩やかなアールを形成している

⇒ 正面視において、左右のアイカップは、それぞれ全体としてより丸みを帯びた略円形に近い柔らかな印象・・・、公知意匠に見られるような単に左右の略円形のアイカップを鼻ベルトが連結しているだけであるという印象

裁判例に見る「美感」の言い回し(侵害論) <非類似>

東京地判平成13年(ワ)26362「座いす」事件

本件意匠(1038537)

平面図

右側面図

正面図

被告意匠

【平面図】

【右側面図】

【正面図】

<※要部認定>

- (ア) 立ち上がり部から約3分の1の長さの位置で水平方向に折れ曲がり、ゆるやかな傾斜角になる
(イ) 付け根部が細く、折れ曲がり部まで徐々に太くなり、折れ曲がり部から先端までの太さは略均一
(ウ) 平面視において、座部前方部分の前後方向の長さ^①と左右方向の長さの比が約3対7であり、座部前方部分の前後方向の長さ^②と座部後方部分の左右方向の長さの比は約3対4である
(エ) 背もたれ部を全倒した状態で、座部後方部分は背もたれ部の内側に収まり、座部後方部分と背もたれ部との間には、左右方向にわずかな空隙部があり、前後方向にそれよりもわずかな空隙部
(オ) 座部と背もたれ部は全体が濃色の単一色よりなる

<本件意匠> 背もたれ部を立てた状態の平面視において、どっしりと安定感のある印象。背もたれ部を全倒した状態の平面視において、極めて機能的な印象。
+ 被告意匠に比べてより姿勢の低い平たい印象。

<被告意匠> 背もたれ部を立てた状態の平面視において、座部前方部分が窮屈な印象。背もたれ部を全倒した状態の平面視において、余裕のある印象。

大阪地判平成28年(ワ)5739「美容用顔面カバー」事件

本件意匠(1453869)



被告意匠



<※要部認定>

「需要者が選択時に物品が顔にフィットする形状であるかとともに、使用状態に影響する目、鼻及び口の部分の形状、さらには装着のための耳掛け部の形状に注目することを考慮すれば、顔面にフィットするよう立体的に形成された美容用顔面カバーにおける鼻部の具体的な形状、耳掛け部周辺の具体的な形状が需要者の注意を最も惹く部分であり、これらが本件意匠の要部である」

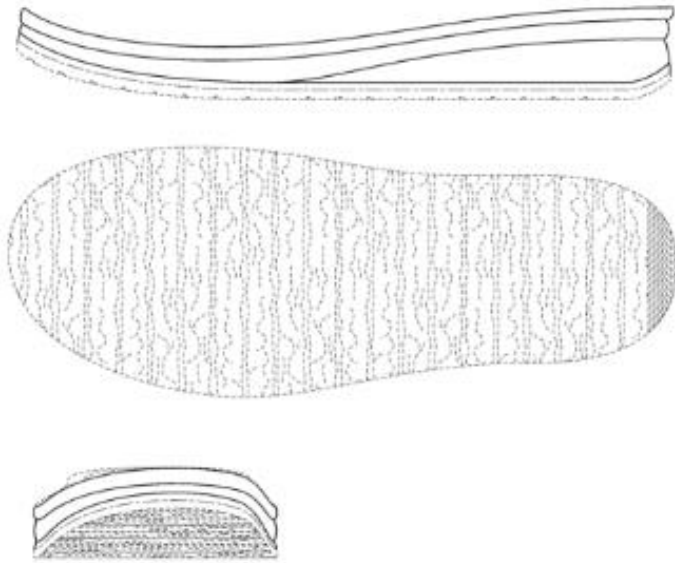
＜本件意匠＞「鼻尖部が丸型であり、また鼻梁を明確に認識できないだけでなく、両目部及び口部がいずれも単純な楕円形であることから、全体にのっぺりとした印象を与える・・・。」

＜被告意匠＞「鼻部において、両目部の孔の内側付近から鼻尖部まで連続的に隆起し、正中線に沿ったその頂点の折り込み線が、明確な鼻梁を構成している上、両目部の両端、あるいはハート形である口部に尖った形状の部分が現れることも合わさって、全体に鼻筋の通った引き締まった顔立ちの印象となっている・・・。」

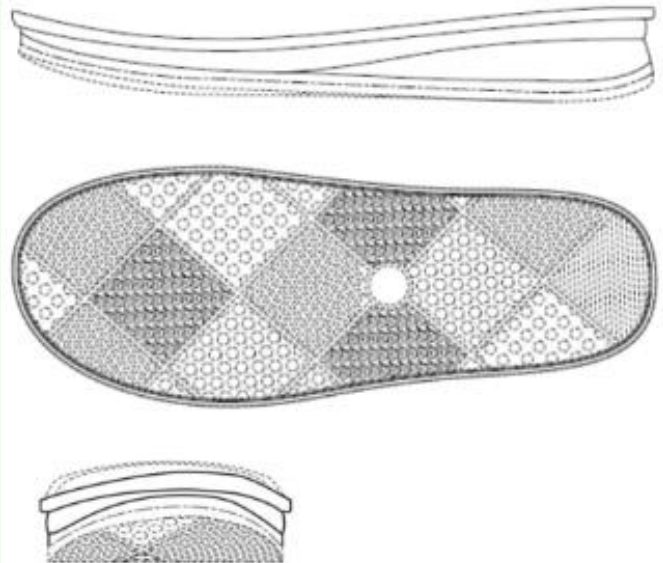
大阪地判平成28年(ワ)675「靴底」事件

(控訴審・大阪高判平成29年(ネ)812同旨)

本件登録意匠(1490957)



被告意匠



<※要部認定>

3層のソールの側面がいずれも膨らむような形状であり、正面図・背面図・右側面図・左側面図の端部は、各層の境目は、凹部分とした略「く」の字型。

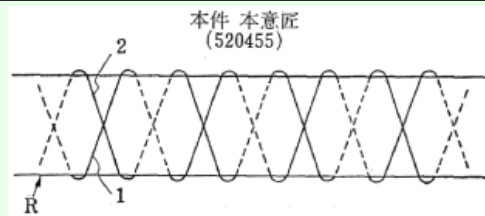
<本件意匠>「3層のソール全体が一体感を保ち、丸みを帯び柔らかな美感

<被告意匠>「C層が下側の連続した2層からはみ出していて、その境目に略逆L字型の直角部分を形成するなど明らかに下の2層の周面とは視覚的連続性を欠いており、加えてC層の側面形状における膨らみが他の層よりも小さいことも、その視覚的印象を強めているが、これらの差異は本件意匠の要部にかかわる部位におけるものである。…その結果、…3層からなるソールのうちC層部分が他の層とは異なる存在感を持ち、それが特徴となって全体に頑丈な印象を与えるものとなっていて…いる。」

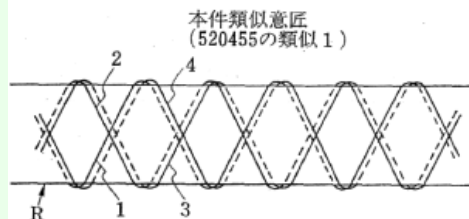
「…視覚を通じて異なる美感を起こさせるものである以上、それが製造工程に由来するものであるからといって無視してよいわけではな(い)」

大阪地判昭和59年(ワ)6494「釣りざお」事件

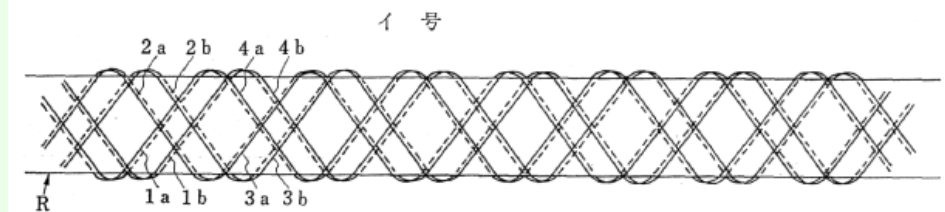
本件意匠のあや模様



本件類似意匠の あや模様



被告意匠のあや模様



＜本件意匠＞「各セクションを成すロッドRの外周面に螺旋状に同ピッチで巻回した第1螺旋部1と第2螺旋部2とが正面及び背面でX状に交差するものであり、あや巻状の螺旋模様としてはシンプルな印象を与える・・・。」

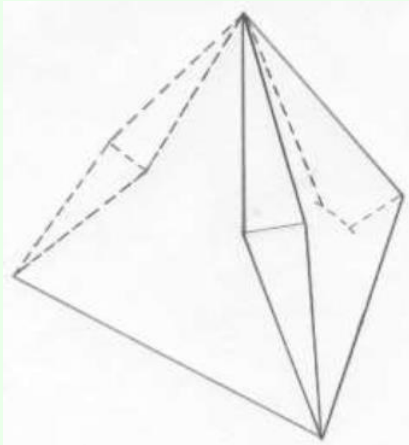
＜本件類似意匠＞「・・・あや巻状の螺旋模様がより密に施されている外観を呈するけれども、各螺旋部の交差がX状であることには変わりがなく、あや巻状の螺旋模様の基本パターンは同一である。」

＜被告意匠＞「各螺旋部が平行に間隔を置いた二条の線から構成されているため、各セクションのロッド外周面に現れる螺旋部の交差の様相が単なるX状ではなく、いわばダブルX状ないしは井桁を斜めにしたような模様になる。その結果、同じくあや巻状の螺旋模様といつても、被告意匠のそれは、本件意匠や本件類似意匠のそれに比べてはるかに複雑かつ重厚な印象を与えるものとなっている。」

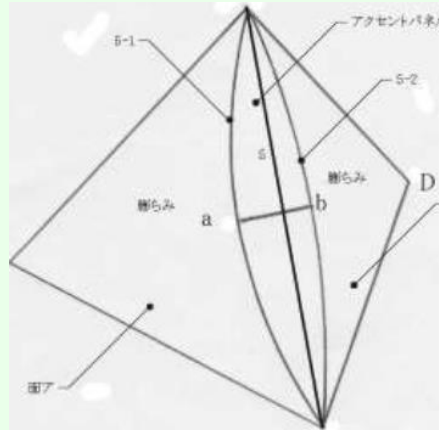
東京地判平成26年(ワ)12985「包装用箱」事件
(控訴審・知財高判平成27年(ネ)10077同旨)

本件意匠

(部分意匠1490957)



被告意匠



<※要部認定>

(三角錐形状の天頂に位置する点から底面を形成する点に至るまでの全体にわたって形成されている)アクセントパネルの具体的形状。

<本件意匠>

「直線で構成された略菱形状は、一般的にシャープで固い印象を与える・・・。」
「アクセントパネルの縦の長さで中央部分の幅の比が、本件意匠では約8対1であり、ほっそりと鋭い感じを与える・・・。」

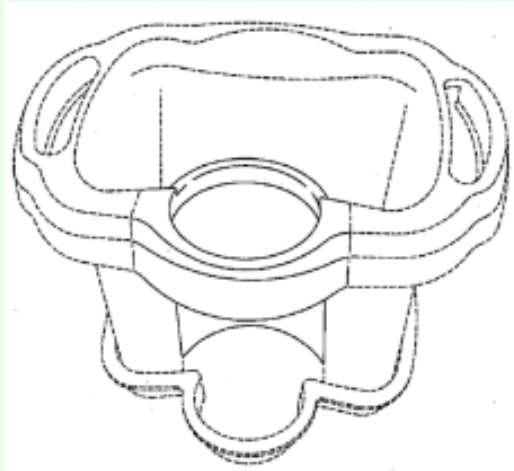
<被告意匠>

「曲線で構成された略紡錘形状は、一般的に丸く、やわらかな印象を与える。」
「アクセントパネルの縦の長さで中央部分の幅の比が、・・・被告意匠では約4対1であり、でっぷりとゆるやかな印象を与える。」

(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(侵害論) <非類似>

大阪地判平成28年(ワ)7185「植木鉢」事件
(控訴審・大阪高判平成29年(ネ)1627同旨)

本件意匠(部分意匠1244149)



被告意匠



<※要部認定>

「ペットボトル挿入部の円形の中心が、植木鉢の背面の両角を結んだ線上付近に位置するように形成され、かつ、植木鉢の背面の中央付近で、ペットボトル挿入部の円形部分の植木鉢の内側への侵入範囲と外側への突出範囲とが概ね同等程度となっている点」(下端は死角になるから要部でない)

<本件意匠>

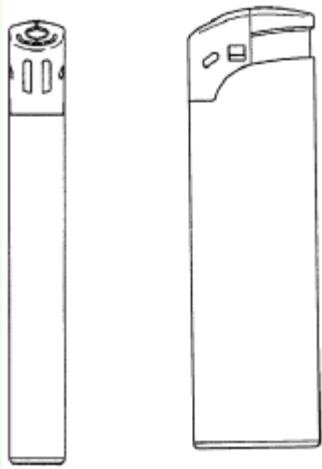
「枠体部が円形孔部に沿ってほぼ円形で、背部から見た場合、奥まった内側枠体部が手前に見える外側枠体部の上面より低い形状になっていたとしてもさほどの段差感を受けることがないから、全体的に丸くシンプルな印象」

<被告意匠>

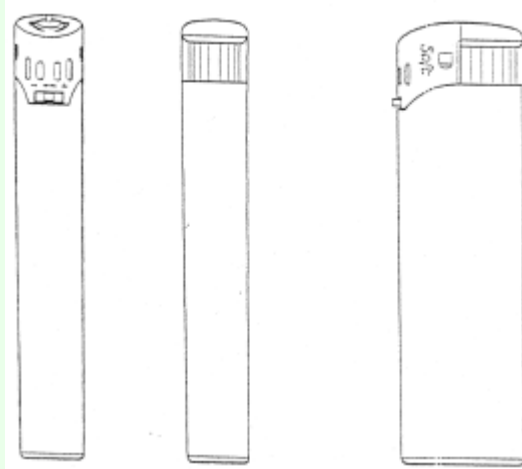
「内側枠体部が略台形、外側枠体部が山形といった直線的な形状をしており、さらに、外側枠体部が内側枠体部の上面より低くなっていることから、内側枠体部の形状がより看取りやすく、また、枠体部の上部において内側、中央、外側部分が凸凹になっていることとも相まって、直線的でごつごつした印象」

大阪地判平成16年(ワ)5644「ライター」事件

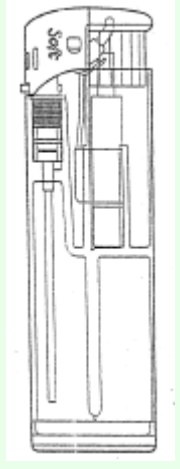
本件意匠(1066514)



被告意匠①



被告意匠②



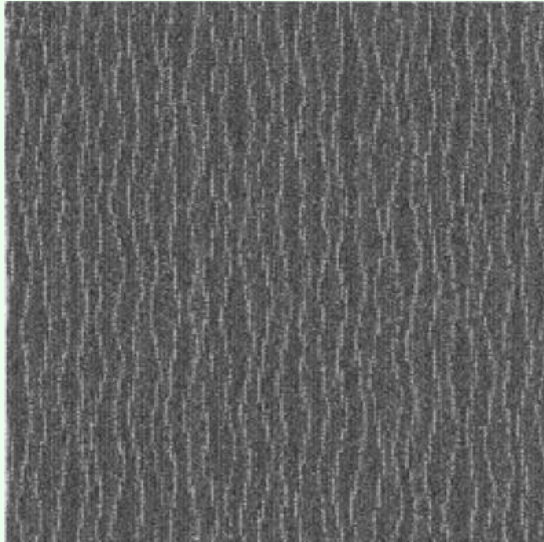
<※要部認定>

「本件意匠中のライター上部の構成、すなわち、ライター上部の上辺が正面視中央を頂点として両端に向けて緩やかに下降する曲線を描き、ライター上部とライター下部の仕切り線が正面視で左端からライター本体の約7分の1までは水平直線、同水平直線右端からライター本体中央部分までは右上がりの円弧線、更に同円弧線右端からライター本体右端までは緩やかな右上がりの曲線を描くとともに、ライター上部の上辺と、ライター上部とライター下部との仕切り線とが略平行であるとの構成は、上記各公知意匠には見られない新規なものと認められ、これらの直線及び曲線の組合せ及びその位置関係により、優美なスマートさによる独特の美感がもたらされているといえることができる。したがって、本件意匠におけるライター上部の構成は、見る者の注意を惹く部分というべきであって、本件意匠の要部といえることができる。」

被告意匠①②は、「全体として、本件意匠と同様の優美なスマートさによる独特の美感がもたらされており、上記相違点は、本件意匠の同様の審美性を看者に印象づける妨げにはならない…。」⇒類似(侵害)

大阪地判平成22年(ワ)805「タイルカーペット」事件

本件意匠(150倍に拡大、1289529)



被告意匠



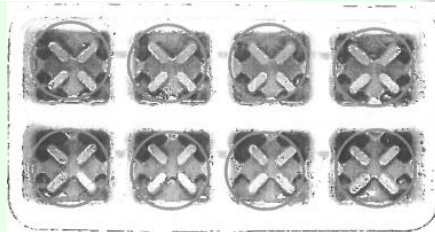
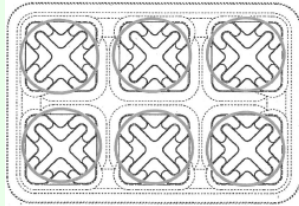
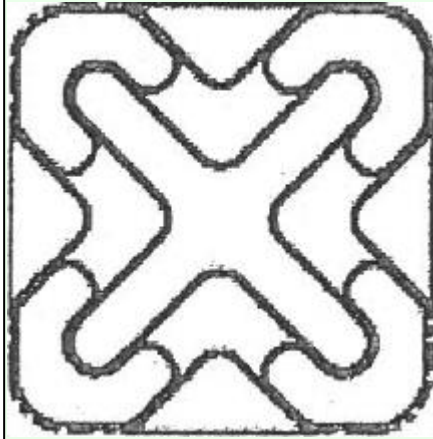
<※要部認定>

「タイルカーペットは、複数枚を組み合わせて使用されるものであり、…需要者は、現実使用了した場合における室内の雰囲気注目するといえるから、複数枚を組み合わせた場合の印象も重要となる。…カタログ等には、実際に異なる模様のタイルカーペットを組み合わせて敷いた写真・画像も掲載されている。…本件意匠において、需要者の注意を惹き付ける要部は、タイルカーペットの表面全体に、不規則に緩やかに蛇行する細線状の縦条模様が、ほぼ均質な態様で、密な状態に配置された略縦縞模様において、略直線状の短い縦線が、小幅な振れ幅で左右に位置を変えつつ、縦方向に断続的に連なって縦条模様を構成しているため、巨視的には1条の連続する細線が緩やかに蛇行し、略小波状模様をなしている点であると認められる。」

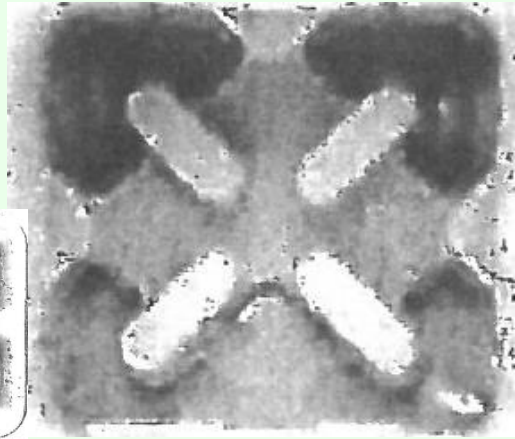
被告意匠は、本件意匠の要部において共通する。また、「『密な状態』の程度に係る差異や、短い縦線の形態に係る差異は、タイルカーペットの現実の使用場面において、美感に差異を生じさせるものではなく、結局、需要者が両意匠の差異点から受ける印象は、両意匠の共通点から受ける印象を凌駕するものではないといえる。」⇒類似(侵害)

大阪地判平成30年(ワ)2439「食品包装用容器」事件

本件意匠(部分意匠1297087)のパーツ



被告意匠のパーツ



<※要部認定>

控訴審・令和元年(ネ)2739・2765同旨

- ① 各收容部の底部の中心に、対角線上に長さが等しいX字状の突条が設けられていること
- ② 各收容部の底部の四隅に、突条の各先端部を囲うようにポケット部が設けられていること
- ③ 各收容部の底部の四辺の中心に凸部が設けられていること
- ④ 突条、ポケット部、凸部に囲まれた部分に段部が設けられていること
- ⑤ 6個(3列×2段)の收容部が形成されていること

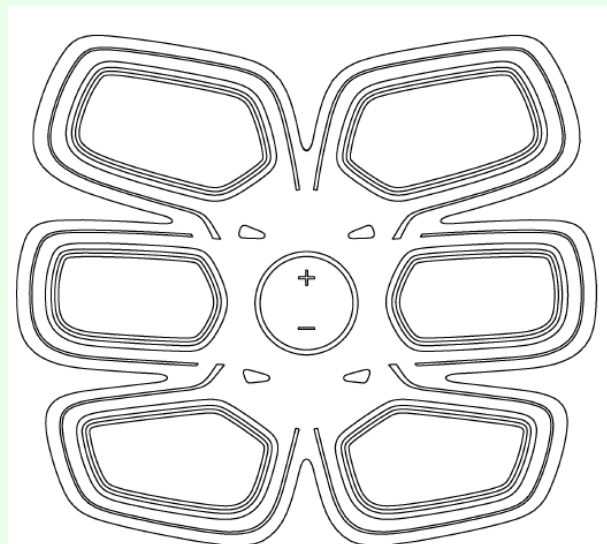
(●**突条の形状**について)「・・・全体として、被告意匠の突条は、X字状の中央部分を欠くもの、X字が変化した形状という印象を与える。」

(●**凸部の数及び段部の形状**について)「・・・確かに、被告製品の收容部には上下の対称性がないことは認められるが、左右の対称性はいまだ失われていないし、・・・上方から平面視した場合には、上下の対称性の喪失も取り立てて注目を引くということもない。」

(●**收容部の数**について)「連続の仕方自体はいずれも食品包装用容器としてありふれたものであるし、容器全体の縦横比・・・の違いにより美感に著しい違いが生じるということもできない。」⇒**類似(侵害)**³⁰⁵

大阪地判平成29年(ワ)5109「トレーニング機器」事件

本件意匠(1536247)



被告意匠



<※要部認定>

「基本的構成態様」+「各パッド片の形状, 各パッド片の結合方法(向き), 各パッド間の切込みの形状, 深さ」

「要部における本件意匠と被告意匠との差異点は, …基本的構成態様の⑤(パッド片の結合)及び⑥(左右対称か上下対称か), 並びに(具体的構成態様)の③(上段, 下段パッド片の形状, 傾斜), ④(中段パッド片の形状, 傾斜), ⑤(上下の切込みの形状, 深さ)及び⑥(左右の切込みの形状, 開口の方向, 深さ)」である。

本件意匠の「各パッド片の形状や切込みの形状は, 機械的, 幾何学的な形状と表現し得るものであり, そのために**先進的, 未来的な印象**を与える」
被告意匠は「全体的に, **しなやかで柔らかく, 引き締まった軽快な印象**を与える。特に, 上段パッド片について, 中央の切込みが深くなく, 左右のパッド片同士が結合しているようにも見えること, 上底が略弓形に湾曲していることから, 一对の羽根を広げた形状のような印象を受け」る。

⇒**非類似(非侵害)**

最判昭和41年(オ)1360「地球儀型トランジスターラジオ」事件<意匠>

最判昭和45年(行ツ)45「可撓伸縮ホース」事件

最判昭和61年(オ)454「ウォーキングビーム式加熱炉」事件<特許>

最判平成3年(オ)1007「自転車用幼児乗せ荷台」事件

最判平成9年(オ)1988・BBS事件 <特許>

最判平成14年(受)1100「フレッドペリー」事件 <商標>

最判平成30年(行ヒ)69「アレルギー性眼疾患を処置するための

ドキセピン誘導体含有する局所的眼科用処方物」事件<特許>

東京高判昭和53年(行ケ)30「包装用容器」事件

東京高判昭和57年(行ケ)212「コロッケ」事件

東京高判昭和59年(行ケ)6「蛇口接続金具」事件

東京高判昭和61年(行ケ)174「接着テープホルダー」事件

東京高判昭和61年(行ケ)220「接着テープホルダー」事件

東京高判昭和62年(行ケ)195号「チョコレート」事件

東京高判昭和63年(行ケ)130「ゴルフボール」事件

東京高判昭和63年(行ケ)250「額縁用枠材」事件

東京高判平成元年(行ケ)73「琴の爪」事件

東京高判平成元年(行ケ)82「編針」事件

東京高判平成元年(行ケ)129「包装用かん」事件

東京高判平成2年(ワ)9831「クランプ」事件

東京高判平成3年(行ケ)274「ベアリング用保護板」事件

東京高判平成4年(行ケ)9「集束暗渠管」事件

東京高判平成7年(行ケ)33「タイムカード」事件

東京高判平成7年(行ケ)159「端子盤」事件

東京高判平成7年(行ケ)207「電子レンジ用蒸し器」事件

東京高判平成8年(行ケ)135「五月人形」事件

東京高判平成9年(ネ)404「自走式クレーン」事件

東京高判平成10年(行ケ)42「釣竿」事件

東京高判平成10年(行ケ)339「蛍光ランプ」事件

東京高判平成11年(行ケ)116「汗取りパット」事件
東京高判平成12年(行ケ)317「マーキング用ペン先」事件
東京高判平成12年(行ケ)331「おろし器」事件
東京高判平成12年(行ケ)503「タンブラー」事件
東京高判平成13年(行ケ)279「敷居用レール材」事件
東京高判平成12年(行ケ)434「耳飾り用留め金具」事件
東京高判平成13年(行ケ)271「長靴」事件
東京高判平成16年(行ケ)172「エンドミル」事件
東京高判平成16年(行ケ)60「テーブル用脚」事件
知財高判平成17年(ネ)10079「カラビナ」事件
知財高判平成17年(行ケ)10227「コンパクト」事件
知財高判平成17年(行ケ)10253「自動車用タイヤ」事件
知財高判平成17年(行ケ)10392「道路用防獣さく」事件
知財高判平成17年(行ケ)10679「コネクター接続端子」事件
知財高判平成17年(行ケ)10274「キャスター」事件
知財高判平成18年(行ケ)10004「スポーツ用シャツ」事件
知財高判平成18年(行ケ)10088「金属製ブラインドのルーバー」事件
知財高判平成18年(行ケ)10136「ピアノ補助ペダル」事件
知財高判平成18年(行ケ)10317「プーリー」事件
知財高判平成18年(行ケ)10367「ゲーム機」事件
知財高判平成18年(行ケ)10460「管継手」事件
知財高判平成19年(ネ)10032「取鍋」事件
知財高判平成19年(ネ)10097「やすり」事件
知財高判平成19年(行ケ)10036「三段熨斗付き紐丸冠瓦」事件
知財高判平成19年(行ケ)10078「貝吊り下げ具」事件
知財高判平成19年(行ケ)10119「工芸用パンチ」事件
知財高判平成19年(行ケ)10209「包装用容器」事件
知財高判平成19年(行ケ)10247「包装用容器」事件
知財高判平成19年(行ケ)10344「自動二輪車用タイヤ」事件
知財高判平成19年(行ケ)10390「木ねじ」事件

知財高判平成19年(行ケ)10402「短靴」事件

知財高判平成20年(ネ)10054「木製廃材切断機用刃」事件

＝大阪地判平成18年(ワ)8725

知財高判平成20年(ネ)10088「顕微鏡」事件

知財高判平成20年(行ケ)10069「研磨パッド」事件

知財高判平成20年(行ケ)10185「腕時計」事件

知財高判平成20年(行ケ)10186「腕時計側」事件

知財高判平成20年(行ケ)10251「ビールピッチャー」事件

知財高判平成21年(行ケ)10036「輪ゴム」事件

知財高判平成21年(行ケ)10208「ゴルフボール」事件

知財高判平成21年(行ケ)10209「貼り薬」事件

知財高判平成22年(ネ)10014「マンホール蓋用受枠」事件

知財高判平成23年(行ケ)10129「照明器具用反射板」事件

知財高判平成23年(行ケ)10159「コンタクトレンズ」事件

知財高判平成24年(行ケ)10449「遊技機用表示灯」事件

知財高判(大合議)平成24年(ネ)10015「汚物入れ用力セット」事件

知財高判平成26年(行ケ)10162「携帯情報端末機」事件

知財高判平成27年(行ケ)10004「遊戯用器具の表示器」事件

知財高判平成27年(行ケ)10047「マイクロニードルパッチ」事件

知財高判平成28年(行ケ)10034「容器付き冷菓」事件

知財高判平成28年(行ケ)10054「手摺」事件

知財高判平成28年(行ケ)10108「包装用容器」事件

知財高判平成28年(行ケ)10133「吸引器」事件

知財高判平成28年(行ケ)10138「ブラインド用スラット」事件

知財高判平成28年(行ケ)10153「バケツ」事件

知財高判平成28年(行ケ)10167「箸の持ち方矯正具」事件

知財高判平成28年(行ケ)10242「映像装置付き自動車」事件

知財高判平成28年(行ケ)10263「配線ボックス」事件

知財高判平成29年(行ケ)10155「コンクリート杭【くい丸】」事件<商標>

知財高判平成29年(行ケ)10188「アクセサリケース型カメラ」事件

知財高判平成29年(行ケ)10234「コート」事件

知財高判平成30年(行ケ)10009「中空鋼管材におけるボルト被套管具」事件

知財高判平成30年(行ケ)10147「卓上敷マット」事件

知財高判平成30年(行ケ)10169「トレーニング機器」事件

知財高判平成30年(行ケ)10181「検査用照明器具」事件

＝大阪高判平成30年(ネ)2523

知財高判令和元年(行ケ)10089「押出し食品用の口金」事件

大阪高決S56.9.28無体裁集13巻2号630頁「薬品保管庫」事件

大阪高判昭和45年(ワ)507「学習机」事件

大阪高判昭和57年(ネ)43「鋸用背金」事件

大阪高判平成5年(ネ)2339「クランプ」事件

大阪高判平成12年(ネ)728「薬剤分包機用紙管」事件

(原審・大阪地判平成10年(ワ)11089)

大阪高判平成16年(ネ)2599「輸液バッグ」事件

大阪高判平成18年(ネ)448「手さげかご」事件

大阪高判平成25年(ネ)1136「遊技台の台間仕切り板」事件

大阪高判平成27年(ネ)2384「ヘッドホン」事件

東京地判平成23年(ワ)19435「医薬」(ピオグリタゾン)事件

東京地判平成23年(ワ)247「エーシーアダプタ」事件

東京地判平成24年(ワ)8221「履物装着用ヒールローラー」事件

東京地判平成24年(ワ)3162「サンダル」事件

東京地判平成24年(ワ)33752「体重測定機付体組成測定器」事件

東京地判平成25年(ワ)6920「歯科用インプラント」事件

東京地判平成25年(ワ)12233「ディスク包装用容器」事件

東京地判平成26年(ワ)1459「道路橋道路幅員拡張用張出し材」事件

(控訴審・知財高判平成28年(ネ)10001同旨)

東京地判平成26年(ワ)12985「包装用箱」事件

(控訴審・知財高判平成27年(ネ)10077同旨)

東京地判平成26年(ワ)33834「バリケード用錘」事件

東京地判平成29年(ワ)11295「高気圧酸素カプセル」事件

東京地判平成29年(ワ)40178「アイマスク」事件

(控訴審・知財高判平成31年(ネ)10004同旨)

大阪地判平成23年(ワ)9476「角度調整金具用揺動アーム」事件

大阪地判平成23年(ワ)14336「遊戯用表示灯」事件

大阪地判平成24年(ワ)8071

大阪地判平成25年(ワ)2462「建築用パネル」事件

大阪地判平成26年(ワ)11557「ロッカー用ダイヤル錠付き把手」事件

(控訴審・大阪高判平成27年(ネ)3325同旨)

大阪地判平成28年(ワ)675「靴底」事件

(控訴審・大阪高判平成29年(ネ)812同旨)

大阪地判平成28年(ワ)5104「トイレタンクシート」事件

大阪地判平成28年(ワ)5739「美容用顔面カバー」事件

大阪地判平成28年(ワ)6539「ごみ箱」事件

大阪地判平成28年(ワ)7185「植木鉢」事件

(控訴審・大阪高判平成29年(ネ)1627同旨)

大阪地判平成28年(ワ)8468

大阪地判平成28年(ワ)12791「検査用照明器具」事件

大阪地判平成29年(ワ)5109「トレーニング機器」事件

大阪地判平成29年(ワ)8272「そうめん流し器」事件

大阪地判平成29年(ワ)40178「アイマスク」事件

大阪地判平成30年(ワ)2439「食品包装用容器」事件

神戸地判平成7年(ワ)1847「細幅レース地」事件

千葉地判昭和52年(ヨ)253「手提袋」事件

福岡地裁小倉支部昭和57年(ワ)467「かわら」事件

〈特許庁の重要審決〉

無効2002-35218「足場板」〈審決〉

無効2006-26021「遊戯機用管理機」〈審決〉

無効2007-880005「平板瓦」〈審決〉

不服2009-2816「マルチメディア再生装置」〈審決〉

無効2009-880001「壁板材」〈審決〉

不服2015-20542「電気洗濯機」事件〈審決〉

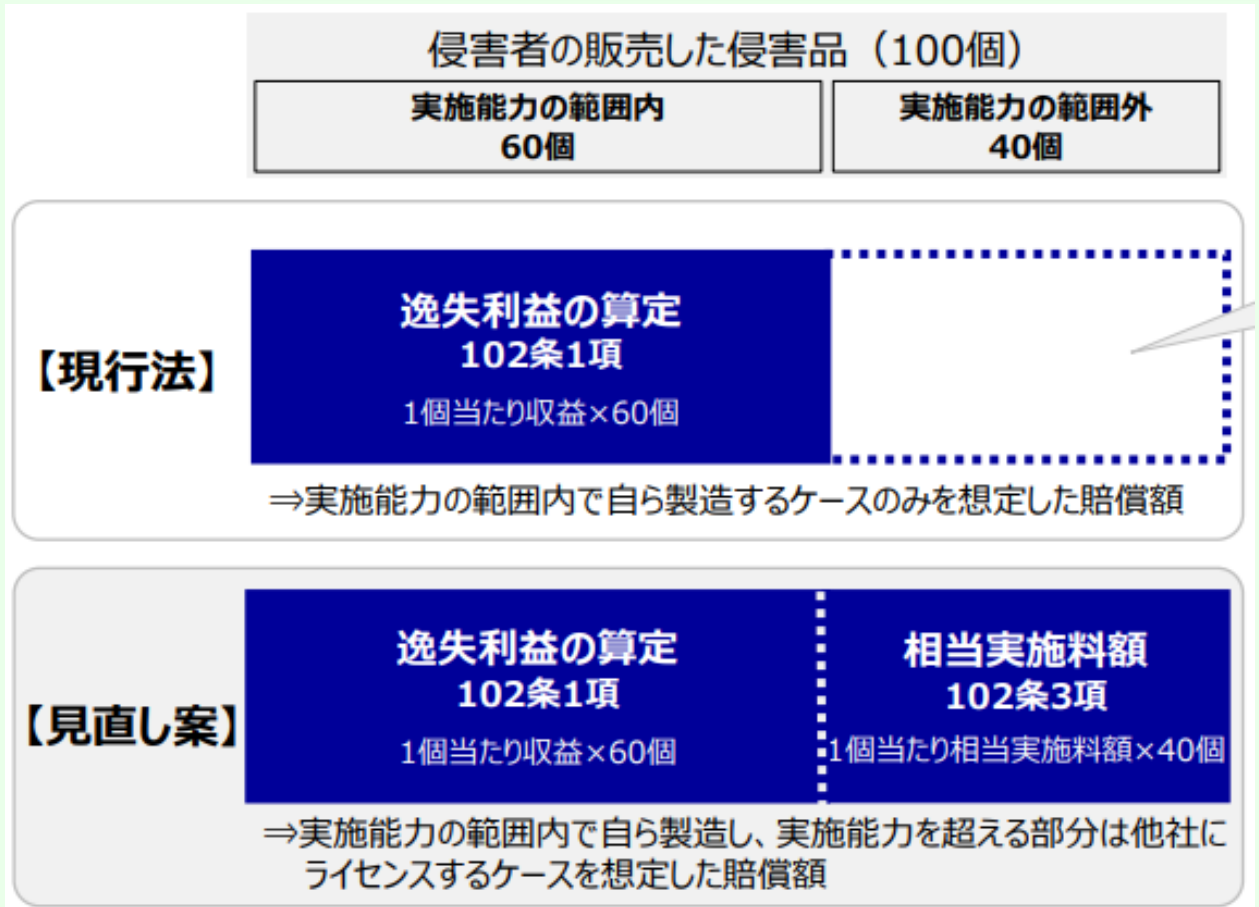
不服2016-2281「ドライブレコーダー」〈審決〉

不服2017-10273「理美容はさみ」事件〈審決〉

大阪地判平成30年(ワ)6029「データ記憶機」事件

令和元年改正以前は、意匠法39条/特許法102条1項・3項重畳適用は否定説が裁判例の主流であった。

令和元年特許法・意匠法改正により、重畳適用できることが明文化された (意匠法39条1項2号、特許法102条1項2号)。



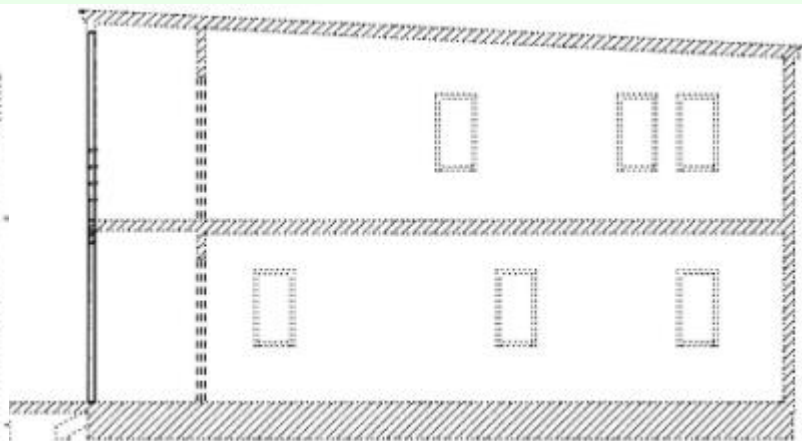
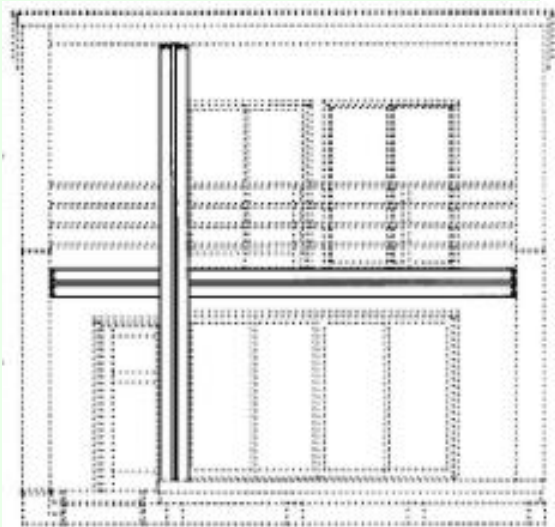
(https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/27-shiryuu/03.pdf)

令和元年改正法は1項のみを改正し、2項は従前どおり。

本判決は、「推定覆滅に係る部分については、同条2項に基づく推定が覆滅されるとはいえ無許諾で実施されたことに違ひはない以上、同条3項が適用される...。」と判示して、意匠法39条2項に基づく推定覆滅部分に3項を適用した。

東京地判平成30年(ワ)26166「組立家屋」事件

本件意匠(1571668)



被告意匠

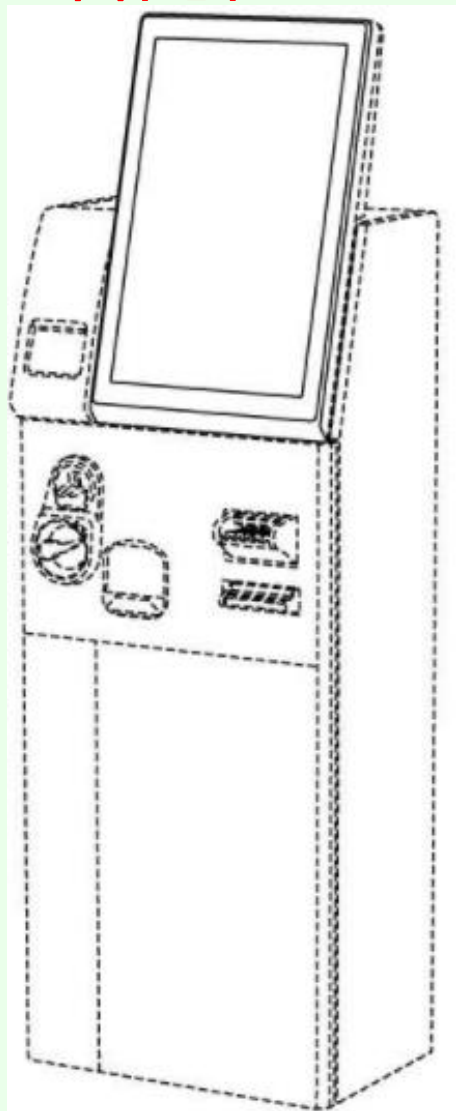
(<https://www.s-housing.jp/archives/219410>)

住宅デザインの意匠権侵害が認められた事案。

令和元年改正意匠法で、建築物や内装デザインが保護対象となったため、今後の意匠出願戦略に参考になる重要裁判例!! (判決文未公開)

東京地判令和元年(ワ)16017「自動精算機」事件

本件意匠(1556717)



被告意匠



【正面写真】

【側面写真】



＜※要部認定＞～公知意匠に見られなかった具体的構成C及びD

「C ケース部分の外枠部は、正面視及び斜視において、内枠部の外縁から外枠部の外縁に向かって傾斜する傾斜面となっている。

D ケース部分の外枠部の下側部分の幅が、外枠部の上側部分の幅、左側部分の幅及び右側部分の幅の概ね4倍の幅広に形成されている。」

⇒これらの点が異なるから、美感が異なる。**非類似。**

4. 関連意匠

＜コラム＞意匠権の範囲は、出願後狭くなる？

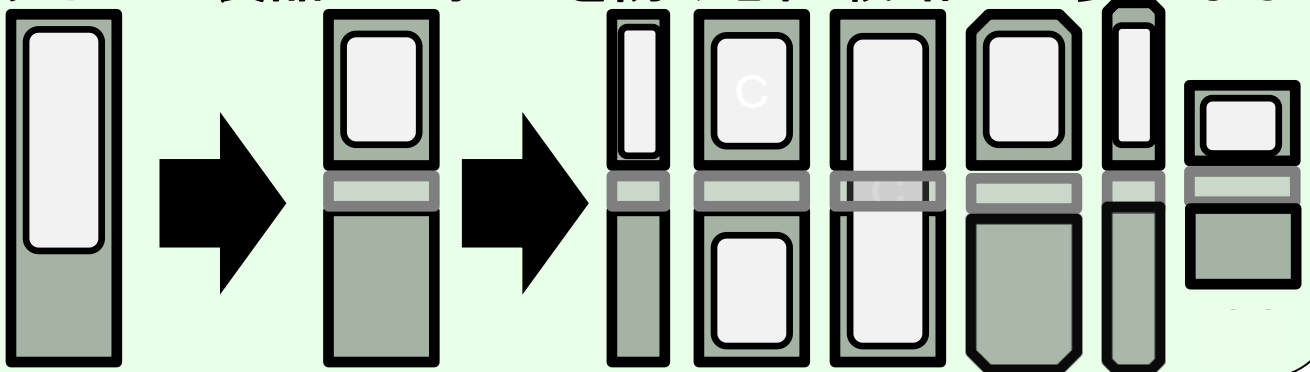
※「折り畳み式」の携帯電話が、初めて意匠登録出願されたとき、取引者・需要者の注意を引く部分（要部）は折り畳みの部分であって、「折り畳み式」の携帯電話が広く類似範囲に含まれる。（＝独占できる。）

⇒「折り畳み式」の携帯電話が市場にあふれてくると、折り畳みの部分は、取引者・需要者の注意を引く部分（要部）ではなくなり、類似範囲が狭くなる傾向にある。

⇒異なるデザインの「折り畳み式」携帯電話に新規性が認められることとなり、独占の範囲が削られる。

※後願意匠の新規性のみならず、侵害判断についても、本件意匠の出願時でなく、被告製品と対比する時点が判断の基準時である。

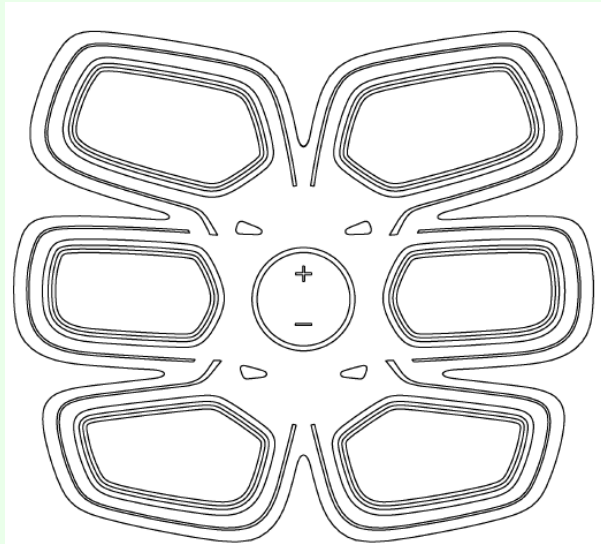
★出願後10年間認められた関連意匠制度を活用して、ライバル製品の“寄せ”を防ぐ意匠戦略が重要になる!!



(付録)裁判例に見る「美感」の言い回し(侵害論) <非類似>

大阪地判平成29年(ワ)5109「トレーニング機器」事件

本件意匠(1536247)



被告意匠



<※要部認定>

「基本的構成態様」+「各パッド片の形状, 各パッド片の結合方法(向き), 各パッド間の切込みの形状, 深さ」

「要部における本件意匠と被告意匠との差異点は, …基本的構成態様の⑤(パッド片の結合)及び⑥(左右対称か上下対称か), 並びに(具体的構成態様)の③(上段, 下段パッド片の形状, 傾斜), ④(中段パッド片の形状, 傾斜), ⑤(上下の切込みの形状, 深さ)及び⑥(左右の切込みの形状, 開口の方向, 深さ)」である。

本件意匠の「各パッド片の形状や切込みの形状は, 機械的, 幾何学的な形状と表現し得るものであり, そのために先進的, 未来的な印象を与える」被告意匠は「全体的に, しなやかで柔らかく, 引き締まった軽快な印象を与える。特に, 上段パッド片について, 中央の切込みが深くなく, 左右のパッド片同士が結合しているようにも見えること, 上底が略弓形に湾曲していることから, 一对の羽根を広げた形状のような印象を受け」る。

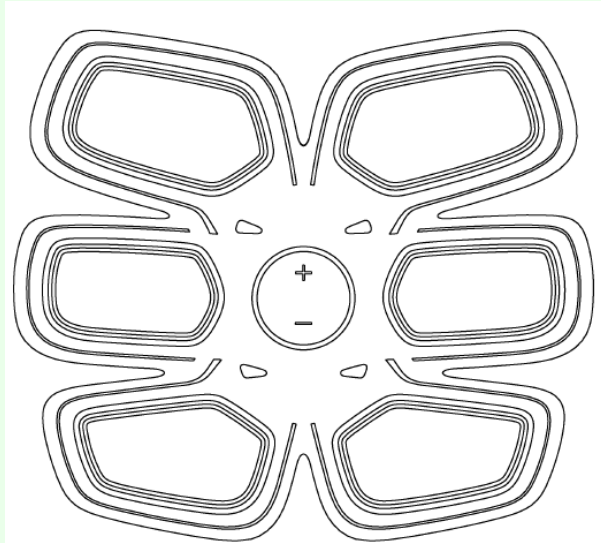
⇒非類似(非侵害)

(登録意匠出願後の公知意匠も、要部認定に影響する!!)

大阪地判平成29年(ワ)5109「トレーニング機器」事件の

<控訴審>大阪高判令和2年(ネ)211 ~ 控訴棄却

本件意匠(1536247)



被告意匠



<※要部認定>

「基本的構成態様」+「各パッド片の形状、各パッド片の結合状態、各パッド間の切込みの形状、深さ」~一審と同じ⇒**非類似(非侵害)**

(判旨抜粋)「控訴人は、原審が要部を認定するに際し、本件意匠に後行する公知意匠を参照したことを批判する。しかし、ある**登録意匠の要部を認定するに当たり、出願後の公知意匠(当該登録意匠を追従したようなものも含まれる。)**を観察することによっても、当該登録意匠に含まれる当該形態が、需要者の注意を引くかどうかを判断することができる」と考える。」**「広義の誤認混同のおそれは意匠法が規律するところではない。」**

(登録意匠出願後の公知意匠も、要部認定に影響しない?)

■ 大阪地判令和元年(ワ)10829

■ 「頭部マッサージ具」事件

本件意匠(1341897)

被告意匠



■ 「ウ 本件後願意匠

■ 登録意匠の要部認定に当たっては、

■ 先行する公知意匠を考慮すべき

■ ではあっても、登録意匠の出願に

■ 後れる後願意匠を考慮することは、

■ 原則として相当でない。・・・」

■ ⇒被告製品は類似する。

意匠登録出願の「早期審査」の要件

(1) 権利化について緊急性を要する実施関連出願

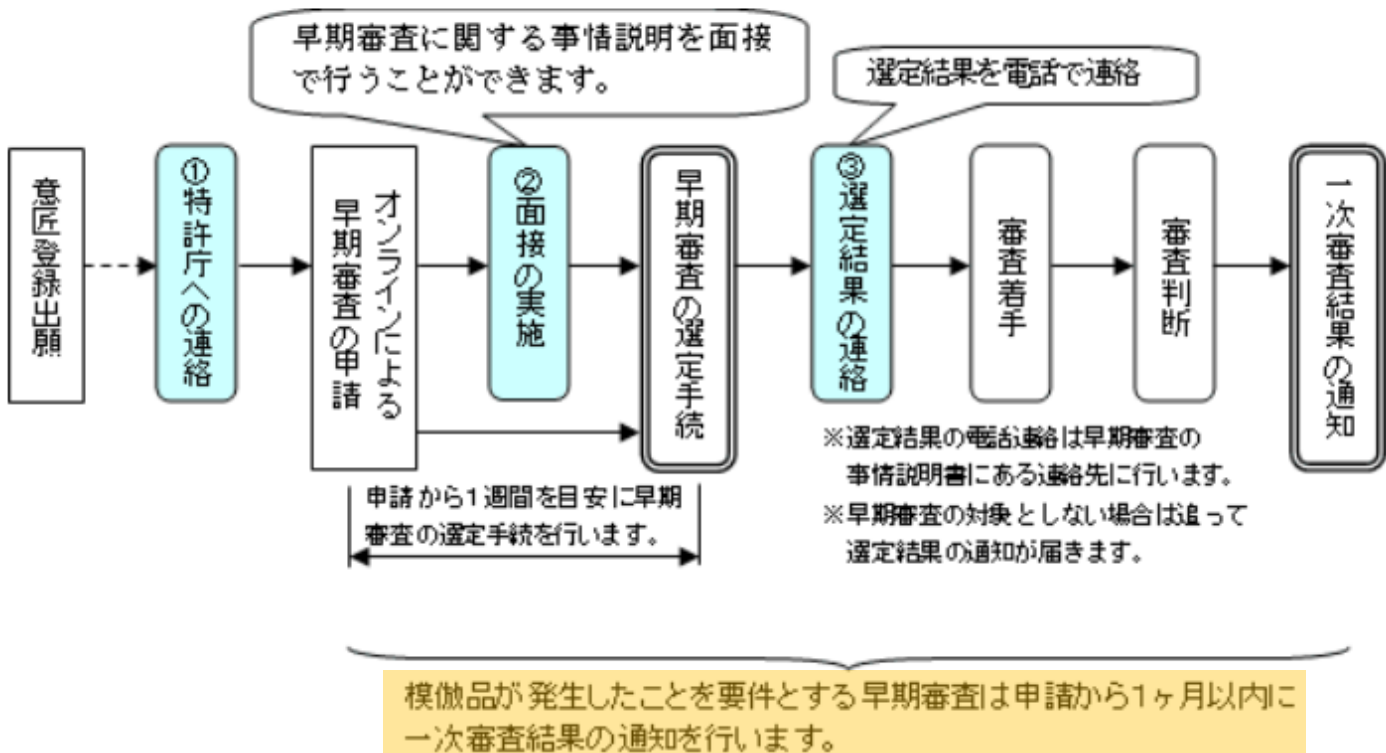
- ⇒出願人自身等が意匠を実施又は実施の準備を相当程度進めており、
以下のいずれかに該当し、権利化について緊急性を要するものである
- i) 第三者が類似する意匠を実施又は実施の準備を相当程度進めている
 - ii) その出願の意匠の実施行為について、第三者から警告を受けている
 - iii) その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている

(2) 外国関連出願⇒外国の特許庁又は政府間機関へも出願している

⇒**特許出願の早期審査**と異なり、**実施関連出願**（出願人等が、その発明を実施している。、又は早期に実施を予定している）
であるだけでは、意匠登録出願の早期審査を請求できない。

⇒**外国意匠出願 or ハーグ協定に基づく国際意匠出願を行う**

模倣品対策に対応した早期審査制度の新たな運用は以下のように行われます。



不正競争防止法2条1項3号は、「模倣」が要件であり、意匠の類似範囲よりも狭い。⇒意匠権の早期取得を!!

ご清聴有難うございました!!



[Twitter@CAL000000](https://twitter.com/CAL000000)



中村合同特許法律事務所
弁護士・弁理士・米国California州弁護士・
米国Patent Agent試験合格、高石秀樹
Tel : 03-3211-3437(直通)、
個人HP : <https://www.takaishihideki.com>
E-mail : h_takaishi@nakapat.gr.jp

意匠出願人(三菱電機)の実製品



(開発 No.1517)

2015 年 10 月 23 日
三菱電機株式会社

NEWS RELEASE

光で図形を道路に描き、車の動きを周囲にわかりやすく伝えて安全・安心・快適
自動車向け「路面ライティング」コンセプトを提案

三菱電機株式会社は、光で車の動きを伝える図形を道路に描く自動車向け「路面ライティング」のコンセプトを提案します。車とその周囲とのコミュニケーションを促進させて事故を未然に防ぐなど、安全・安心で快適な車社会の実現に貢献します。

本コンセプトの一部は、「第44回東京モーターショー2015」(10月29日～11月8日、於：東京ビッグサイト)に出展する当社コンセプトカー「EMIRAI3 xDAS (イーミライスリー エックスダス)」に搭載しています。



ドア開けをお知らせする投影例



前進をお知らせする投影例



後退をお知らせする投影例

コンセプトの特長

車の動きを示す図形をアニメーション化して路面へ投影

<アニメーション化したライティング>

- ・ブレーキランプ、ハザードランプやウィンカーだけでなく、ドア開けや前進・後退する際に道路へ光で図形を描くことで、車の動きやドライバーの意思を大きくわかりやすく投影

<周囲へ与える効果>

- ・路面へのライティングにより、ドライバーの顔が見えない状況でも車の動きが素早く理解でき、周囲の迷いやいら立ちを低減して道路環境の安全性を向上
- ・大きくわかりやすいライティングにより、車の動きを直観的に察知することで他のドライバーにゆとりが生まれ、急ブレーキが減るなど安全運転を促進

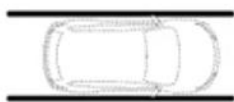
⇒「操作画像」として意匠権取得戦略 (179頁の後)

意匠登録第1612570号(三菱電機)は、
【意匠に係る物品】は「映像装置付き自動車」
であり同じであり、図面も同様であったが、
【意匠に係る物品の説明】欄に、「本物品と
一体として用いられる自動車周囲の路面等
に表示される画像は、センサー機能を有して
おり、例えば何らかの危険を察知した運転者
以外の第三者が、この画像内へ足を踏み
入れることにより、車両の後退を抑制する
機能が発揮されるものである。」と記載あり。

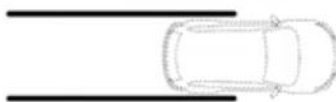
⇒「操作画像」として、意匠登録された!!

⇒【意匠に係る物品の説明】欄に画像の
機能・目的を記入する意義がある!!

【使用状態を示す参考図1】



【使用状態を示す参考図2】



【使用状態を示す参考図3】



【使用状態を示す参考図4】



【使用状態を示す参考図5】



【使用状態を示す参考図6】

